

ホウデ

強て、實朝を害し、朝雅を將軍と爲さんとす、政子即ち實朝を北條義時の子に奉じ、更に實朝の命を續め時政に迫りて別置せしめ、牧の方と共に北條に従す、建保三年卒す、年七十八、伊豆修禪寺に葬る(大日本史)

ホウデウトキムネ

北條時宗 名義幼 名正壽、相模太郎と稱す、法名道果、世に寶光寺殿といふ、關原時頼の子、北條氏第八代の執權なり、事頼弘長元年左馬權頭となり、從五位下に叙し、文永元年連署となり、二年從五位下に進み、但馬權頭を兼ね、初め時頼の寵愛するや、時宗は幼弱なるを以て、北條長時、北條政村相繼で、執權の事を攝したりしが、此よりして時宗執權となる、會々元國、高麗によりて書を獻じ、使を遣せんことを求めし、書辭無禮なるを以て、時宗之を却く、八年元國の使者道真來朝し、元、朝貢せん事を責む、亦報せず、十一年の冬元の兵四隅を侵す、鎮西の將士拒き戦うて之を却けしが、建治元年元國の使者杜世忠等再び來りて長門室津に至れり、時宗命して鎌倉に遠致せしめ、悉く由比濱に斬る、即ち北條實政を以て筑紫探題となし、軍務を節制せしめ、更に瀨西の將士を開き、邊海の鎮戍に當

時宗

(自宗時)



(押花時宗)

に從つて伊勢に赴き、尋で駿河に行き、今川義忠に據る、會々文明八年義忠戦死し、氏親幼弱を以て關立するに及び、家臣中内証ありて相繼ひしかば、足利政知、上杉定正等、各々部將を遣はして

て、豫め元兵の來勢に備ふ、明年春、將に兵を遣はして高麗を征せんとし、四海、山陰、山陽、南海の諸國に命じ戰艦を修め、器備を備へしめたり、既にして、

(尾後滿願寺所藏、史料編纂部藏)



ホウデウトキヨリ

北條時頼 名義幼 名政壽、五郎と稱す、法名道遠、覺了坊と號し、世に最明寺殿といふ、關原時氏の子、義時の子、北條氏第五代の執權、關原三年首領を加へ、尋で左兵衛少將に拜し、また左近衛將監に遷り、從五位上に叙す、寛元四年兄時氏に代りて執權となる、時に從父光時、將軍藤原經に寵あり、密に時頼に代りて其職を請はん事を圖り、物情恟々たり、時頼即ち光時を伊豆に流し、遂に時頼を廢して、頼朝の子頼朝を將軍に擁立せり、此時に當り三浦泰村、源氏の宿將として威望ありしが、心私に北條氏の政慮を見るに平ならず、會々弟光村、前將軍經經を軍職



(押花時宗)

に復せしめんとし、兵備を整ふるや、泰村また之に參與せるが故に、時頼兵を遣はして泰村を殺し、悉くその黨を討す、北條氏の勢力是に於てか、更に盛大となる、寶治元年六波羅探題北條重時を召し、執權連署せしむ、建長元年相模守となり、三年正五位下に陞る、既にして前將軍藤原經經、時頼の頼する處となりしを怒り、兵を京都に集めしが、事成らずして、其黨悉く盡すに及び、時頼は更に將軍頼朝を廢し、宗尊親王を鎌倉に迎へて將軍とす、康元年病によりて薨逝し、其嘗て創立する所の最明寺に開居し、男時宗年幼なるを以て、職を北條長時に譲りたり、男時宗によりては軍政を參決せり、而して時頼に職を解くの後、諸國の吏、或は私を挾み民を害せん事を恐れ、身自ら服罪し、關に遊僧となり、四方を問行し、潛に風俗を察したりといふ、弘長三年卒す、年卅七、鎌倉淨觀寺に葬る、時頼深く釋教を信じ、祖々其旨に通ず、嘗て僧道深を請じ、建長寺を鎌倉に創めてこれに居る、卒するに及び諸將士親屬となき、悲慕嗚哭し、瘞瘳するもの甚多く、遂に令を諸國守護に傳へて之を禁するに至る、其士心を待たざること(大日本史)

ホウデウナガウチ

北條長氏 關原時頼 稱新九郎、初め氏茂、薨逝して宗端と稱し、早雲と號す、法名を早雲寺天嶽といふ、水姓伊勢氏、後より北條と改む、關原北條時長、北條時政、伊勢貞親の弟貞藤、伊勢貞國、伊勢盛定等を以て其父となすの諸説ありて詳ならず、小田原北條氏の始なり、關原時頼年にして京都にありしが、應仁の亂に際し、伊勢貞藤

ホウデ

實藤と號す、明應四年謀計を以て大森實朝の小田原城を圍め、遂に征りてこれに居る、文永水正の間、屬々上杉顯定と兵を交へ、九年また三浦通村を關時城



(集賢館藏、編者史)藏所寺雲早樓相



(押花時宗)

に從つて伊勢に赴き、尋で駿河に行き、今川義忠に據る、會々文明八年義忠戦死し、氏親幼弱を以て關立するに及び、家臣中内証ありて相繼ひしかば、足利政知、上杉定正等、各々部將を遣はして、これを征せしむるに際し、長氏間に居て調停する所あり、諸士をして、和穆して幼主を輔翼するを誓はしめ、事漸く流着せり、氏親其功を賞し、月俸三百石を與ふ、即ち城を八幡に築いて居る、建徳中氏親史に與國寺城を授く、建治三年足利政知其子茶々丸の試する所となるや、長氏直に兵を伊豆に出し、茶々丸を殺して國內を平定す、六月薨を制りて宗端と稱し、早

ホウデウナカサコ

北條政子 關原時頼 尼將軍と稱す、關原北條時政の長女、源頼朝の室、關原幼にして母を失ひ、繼母に養はる、姿色あり、永曆中源頼朝平治の亂に坐して伊豆に流されしが、伊東祐親の女と通じたるを以て、祐親怒りて頼朝を殺さんとす、朝朝逃れて北條時政に據る、政子之と通ず、時、年二十一、時政京都に上りし混みて歸るに及び、伊豆白代平兼隆に政子を與ふるの約をなせり、既にして其頼朝に通ぜざるを聞き、大驚きし、頼朝の非凡なるを見て、隔に知らざるを疑うて、政子を兼隆に嫁す、政、夜山中に逃して頼朝と共に居る、兼隆搜索せられど、時政又政子と問はざりき、頼朝兵を起すに及び、走湯山に隠れ、遂に鎌倉に迎へられ、實家實朝及び二女を生む、政子性妬忌、頼朝之を畏れ懼る、嘗て頼朝幼なるの時、頼朝に從ひて富士野に狩し、鹿を射て中つ、頼朝大に喜び、梶原景高をして政子に報せしむ、政子悦びて曰く、兒幼難なりと雖も時家の子たり、原野の一禽を獲る、頼朝立するに及び、別髪して尼となる、既にして頼朝家訓立するに及び、別髪して尼となる、既にして頼朝建仁三年頼朝崩あり、恍惚度るを失ふ、政子時政と謀り、頼朝墓すと號し、實朝を將軍と爲し、關東地頭

ホウデ

三ツヤクハ

シロクハ

スレクハ

シロクハ

スレクハ

ホウデウマサムラ

北條政村 關原時頼 稱新九郎、初め氏茂、薨逝して宗端と稱し、早雲と號す、法名を早雲寺天嶽といふ、水姓伊勢氏、後より北條と改む、關原北條時長、北條時政、伊勢貞親の弟貞藤、伊勢貞國、伊勢盛定等を以て其父となすの諸説ありて詳ならず、小田原北條氏の始なり、關原時頼年にして京都にありしが、應仁の亂に際し、伊勢貞藤

ホウヂ

氏が蒙古の使を却け、國體を辱めざりしは、世皆其功を時宗に歸すれども、最初蒙古の使者の來りしは文永元年にして、時宗十八歳の時なれば、大事に關して謀議を動すべき意見あるべしと思はれず、又趙長弼の來りし時も、二十二歳にして、獨立の定見あるべしと思はれず、若しこれありとするも、關東評定衆は皆老功の人を以て組織したれば、かゝる年少の意見に服すべしと思はれざれば、斯る大事に處して、斷乎たる議決をなしたる功は、政村に歸せざるべからずと云へり、然るに三浦周行氏は之に反して、當時に早熟の人も多かりしを証として、舊説を以て可となしたり(大日本史、史學雜誌、史學界)

ホウヂウヤストキ

北條泰時 關西武士の名金剛、初名頼時、海馬太郎と稱す、法名親阿、世に常樂寺殿といふ、關西義時の子、北條氏第三代の執權頼朝の孫、建元元年修業となる、建保のはじめ和田義盛、北條氏を滅さん事を圖りて兵を擧げ、幕府及び義時并に大江廣元の部を襲ふや、泰時は、弟朝時、足利長氏等と將士を率ゐて之を禦ぎ、遂に義盛を敗る、功により、陸奥國遠田郡地頭職を賜ふ、頃かくして武部少承に將り、兼政守を兼ね、同封して就かす、承久三年後鳥羽上皇、院實を傳へて兵を擧め、義時を討つべし及び、泰時東海道の大将として、北條朝時、武田信光等と、三浦道義及び四上、連戦官軍を敗り、遂に京都に入る、泰時即ち北條時房と共に六波羅に居りて政務を總理し、權神武士の官軍に關するものを處断し、遂に義時の意を受け、仲恭天皇を廢して後堀河天皇を立て、後鳥羽、土御門、順徳の三上皇を廢し佐佐木義隆に移し奉り、泰時六波羅に居る事四歳、元仁元年義時卒するに及び、鎌倉に歸り、父の職を繼ぎて執權となる、時に京畿紛に定まり、人心動搖し易きを以て、子時氏、從弟時盛を六波羅に遣はし、京都を警衛し、畿内四海の軍事を總べしむ、爾來子弟の優秀なる者を探みて、互にこれに當つ、是に於て兩六波羅並に當職となる、嘉祿元年北條政子薨す、政子これより先、専ら政事を參決したりしが、其薨じてより、泰時はじめて政を執り、後また評定衆をおき、多く衆議によりて事を決したり、二年從四位下に進み、承久元年權大夫を兼ね、貞永年中、三好藤通等と憲令五十條を制定す、御成式目録を貞永式目と稱するもの即ちこれなり、既にして任治三年西條天皇崩じて、儲貳未だ定まらざるや、泰時、土御門上皇が、承久亂の時、後鳥羽上皇を護り奉りしことを德とし、朝議を排して、土御門上皇の皇子を立て、これを後醍醐天皇と爲す、是歲六月卒す、年六十、鎌倉常樂寺に葬る、泰時職に在ること十八年、治體に精練し、謙於尤も公平なり、故に衆庶を樂み、而して自ら進分を量りて顯位に登らず、また宗親將士の爲めに官職を求めざりき、嘗て承久の亂起るに際し、義時に謂て曰く、幕府世々朝廷を奉じて、敢て失政なきに、令罪なくして討たるゝもの、蓋し諸者の憂難を爲るのみ、然れども普天の下王土にあらざるはなし、惓然として主師に抗するは、臣子の義にあらざるなり、宜しく國に討つて、嗚呼これ聽くべし、天威を懼れざれば、辱族刑に就くも、亦何ぞ憾みん、義時却て用ひず、承久兵に將として東海道を四上したりしが、遂より軍歸朝を歸りて、義時に見え此行しし業親親征するに過は、如何なる勳勳に出づべきか、諷みて指合を請ふといひし時に、義時もしきることあらば、背を脱して、身を下吏に委ねべきなり、されど上皇御

ホウヂ

倉に歸り、父の職を繼ぎて執權となる、時に京畿紛に定まり、人心動搖し易きを以て、子時氏、從弟時盛を六波羅に遣はし、京都を警衛し、畿内四海の軍事を總べしむ、爾來子弟の優秀なる者を探みて、互にこれに當つ、是に於て兩六波羅並に當職となる、嘉祿元年北條政子薨す、政子これより先、専ら政事を參決したりしが、其薨じてより、泰時はじめて政を執り、後また評定衆をおき、多く衆議によりて事を決したり、二年從四位下に進み、承久元年權大夫を兼ね、貞永年中、三好藤通等と憲令五十條を制定す、御成式目録を貞永式目と稱するもの即ちこれなり、既にして任治三年西條天皇崩じて、儲貳未だ定まらざるや、泰時、土御門上皇が、承久亂の時、後鳥羽上皇を護り奉りしことを德とし、朝議を排して、土御門上皇の皇子を立て、これを後醍醐天皇と爲す、是歲六月卒す、年六十、鎌倉常樂寺に葬る、泰時職に在ること十八年、治體に精練し、謙於尤も公平なり、故に衆庶を樂み、而して自ら進分を量りて顯位に登らず、また宗親將士の爲めに官職を求めざりき、嘗て承久の亂起るに際し、義時に謂て曰く、幕府世々朝廷を奉じて、敢て失政なきに、令罪なくして討たるゝもの、蓋し諸者の憂難を爲るのみ、然れども普天の下王土にあらざるはなし、惓然として主師に抗するは、臣子の義にあらざるなり、宜しく國に討つて、嗚呼これ聽くべし、天威を懼れざれば、辱族刑に就くも、亦何ぞ憾みん、義時却て用ひず、承久兵に將として東海道を四上したりしが、遂より軍歸朝を歸りて、義時に見え此行しし業親親征するに過は、如何なる勳勳に出づべきか、諷みて指合を請ふといひし時に、義時もしきることあらば、背を脱して、身を下吏に委ねべきなり、されど上皇御

ホウヂ

にましまして、諸將を派遣せられたるが、努力して必死を期すべしと訓示したりといへり、以て泰時の人となりを見るべし(大日本史)

ホウヂウヨシトキ

北條義時 關西江馬小四郎と稱す、法名親海、東時院といふ、關西時政の子、北條氏第二代の執權頼朝の孫、建元元年修業となる、建保のはじめ和田義盛、北條氏を滅さん事を圖りて兵を擧げ、幕府及び義時并に大江廣元の部を襲ふや、泰時は、弟朝時、足利長氏等と將士を率ゐて之を禦ぎ、遂に義盛を敗る、功により、陸奥國遠田郡地頭職を賜ふ、頃かくして武部少承に將り、兼政守を兼ね、同封して就かす、承久三年後鳥羽上皇、院實を傳へて兵を擧め、義時を討つべし及び、泰時東海道の大将として、北條朝時、武田信光等と、三浦道義及び四上、連戦官軍を敗り、遂に京都に入る、泰時即ち北條時房と共に六波羅に居りて政務を總理し、權神武士の官軍に關するものを處断し、遂に義時の意を受け、仲恭天皇を廢して後堀河天皇を立て、後鳥羽、土御門、順徳の三上皇を廢し佐佐木義隆に移し奉り、泰時六波羅に居る事四歳、元仁元年義時卒するに及び、鎌倉に歸り、父の職を繼ぎて執權となる、時に京畿紛に定まり、人心動搖し易きを以て、子時氏、從弟時盛を六波羅に遣はし、京都を警衛し、畿内四海の軍事を總べしむ、爾來子弟の優秀なる者を探みて、互にこれに當つ、是に於て兩六波羅並に當職となる、嘉祿元年北條政子薨す、政子これより先、専ら政事を參決したりしが、其薨じてより、泰時はじめて政を執り、後また評定衆をおき、多く衆議によりて事を決したり、二年從四位下に進み、承久元年權大夫を兼ね、貞永年中、三好藤通等と憲令五十條を制定す、御成式目録を貞永式目と稱するもの即ちこれなり、既にして任治三年西條天皇崩じて、儲貳未だ定まらざるや、泰時、土御門上皇が、承久亂の時、後鳥羽上皇を護り奉りしことを德とし、朝議を排して、土御門上皇の皇子を立て、これを後醍醐天皇と爲す、是歲六月卒す、年六十、鎌倉常樂寺に葬る、泰時職に在ること十八年、治體に精練し、謙於尤も公平なり、故に衆庶を樂み、而して自ら進分を量りて顯位に登らず、また宗親將士の爲めに官職を求めざりき、嘗て承久の亂起るに際し、義時に謂て曰く、幕府世々朝廷を奉じて、敢て失政なきに、令罪なくして討たるゝもの、蓋し諸者の憂難を爲るのみ、然れども普天の下王土にあらざるはなし、惓然として主師に抗するは、臣子の義にあらざるなり、宜しく國に討つて、嗚呼これ聽くべし、天威を懼れざれば、辱族刑に就くも、亦何ぞ憾みん、義時却て用ひず、承久兵に將として東海道を四上したりしが、遂より軍歸朝を歸りて、義時に見え此行しし業親親征するに過は、如何なる勳勳に出づべきか、諷みて指合を請ふといひし時に、義時もしきることあらば、背を脱して、身を下吏に委ねべきなり、されど上皇御



(押花時義)

ホウヂ

羽、土御門、順徳の三上皇を廢し佐佐木佐佐木に遷し、延元以下を處断す、是に於て義時の威勢天下を壓し、國の大柄悉く鎌倉に歸す、元仁元年卒す(香雪園には遺風にて卒すとあり、保曆開記平氏系圖等には、遺習に別殺さるゝとあり)年六十二、鎌倉法華堂東山に葬る(大日本史)

ホウヂウリウ

北條流 北條氏長の創めた軍學の流派の長は北條、安房守と稱す、其先遠州の人、高祖父を福島綱成といふ、北條氏綱に屬して姓を北條と改む、氏長慶長十四年に生る、六歳にて鎌倉家康に謁す、寛永十五年御徒頭と爲る、後ち足利大將に將り、明暦元年大目附となり從五位下は叙し、安房守に任す、寛文十年五月廿九日卒す、年六十二、氏長幼より兵書を好み、小幡景景に從うて奥秘を究む、諸士其門に遊ぶ者多く、推して北條流といふ、師範抄、雄鑑抄、士鑑用法等の著作あり(武藝小傳、武術流祖録)

ホウハン

謀判 關西官印及び私印を偽造するをいふ、關西王朝時代には私印なき故、官印偽造の利のみなり、その謂は三代實録仁和元年十二月廿三日の條に「福原形官印捺御符符、其強當近流」とあれば、近流に處せしことを知るべし、されど自ら謀書とのみ唱へて、謀判の熟字はなかりしものごとく、その初見は鎌倉時代たるに似たり、武家時代の初は、全く謀書と同じければ、茲に掲げず、(ホウハン)を參看。

ホウヘイ

奉幣 幣帛(ミナクラ)を神祇に獻するをいふ、また大嘗會の時、伊勢大神宮を初め、五畿七道の大小神社三千百三十二座に、幣帛を奉るを大奉幣といふ、凡朝廷に於て幣帛を頭つには、掌侍まづ神祇官に往きて、これを護み、主上

ホウヂ

れに臨み給へり、其使を奉幣使といふ、臨時の奉幣には、汎く五位以上の人を下してこれに充つれども、或は其社によりて、姓氏の定まれるものあり、伊勢神宮の王氏に於ける、宇佐大神の和氣氏に於けるが如きこれなり、而して奉幣には宣命あり、又社によりて、其用紙を異にするものあり、伊勢大神宮には緑色を用ひ、賀茂神社には紅色を用ひ、其他は黃色を用ふるがごとし、要するに、奉幣には、諸社の奉幣あり、一社の奉幣あり、私家の奉幣ありて、其事たる實に夥しく、常紀に、臨時に、凡所あるあり、祭る所あれば、輒ち奉幣せざるはなし、今其其中に就きて、一端を擧ぐるのみ、なほ奉幣の事の史に見えたるは、天武天皇の承和元年七月癸卯に、紀伊國なる國體神、飛鳥四社、住吉大神に獻じたるを初見とす(書紀、古事類苑神祇部)

ホウヘイシ

奉幣使 「ホウヘイ」を見よ、

ホウレン

風聲 天皇飛御の輿の一、屋形の上に金風を掲ぐるより名づく、又風輿とも云ふ、御即位、大嘗會、朝踐行幸等、尤も重大なる節會行幸等に用ふ、稀には御方遣、野行幸等にも用ひたり、なほ牛車(ヤシヤ)の條の挿繪を見るべし(有職抄、輿車圖考)

ホウカン

牧監 關西王朝時代の職名、諸國の牧場を監督し、専ら牧馬の調養飼養の事を掌る、關西牧監別當關西國開始詳かならず、天長元年信濃牧監二員を減じて一人となす、同四年甲斐に牧監を置く、天安二年信濃牧監を廢して二員と

ホウヂ

にましまして、諸將を派遣せられたるが、努力して必死を期すべしと訓示したりといへり、以て泰時の人となりを見るべし(大日本史)

ホクテウ

北朝 南北朝(ナンボク)を見よ、

ホクテウ

北朝 南北朝(ナンボク)を見よ、

ホクテウ

北朝 南北朝(ナンボク)を見よ、

ホクテウ

北朝 南北朝(ナンボク)を見よ、

ホクテウ

北朝 南北朝(ナンボク)を見よ、

ホクテウ

北朝 南北朝(ナンボク)を見よ、

ホクテウ

北朝 南北朝(ナンボク)を見よ、

ホクテウ

北朝 南北朝(ナンボク)を見よ、

ホクテウ

北朝 南北朝(ナンボク)を見よ、

ホクテウ

北朝 南北朝(ナンボク)を見よ、

ホクテウ

北朝 南北朝(ナンボク)を見よ、

ホクテウ

北朝 南北朝(ナンボク)を見よ、

ホケノ

ホケノミヤ、北山抄、久流加乃道と訓めり、本邦の北方日本海に臨める狭長の一方にして、若狭、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡の七國より成る、西は山陰道に、東南は東山道に界し、北は日本海に面す、上古、高志道と稱し、古事記水垣宮(崇神)の段に、此御世、大畏古命者、高志道(中略)故大畏古命者、隨先命而遷行高志國云々と見え、崇神天皇紀十年九月の條に、以大産命遣北陸とあり、景行天皇二十五年武内宿禰を遣り、北陸及び東方諸國の地形百姓の消息を察せしむ、崇峻天皇二年阿倍臣を北陸道に遣りて、越等諸國の境を觀せしむ、大化二年、國郡の制を定むるに當り、若狭、越二國の地たり、天武天皇の末、越國を分て越前、越中、越後の三國と爲す、北陸道の名、また此時に定まるか、是より先屢々北陸の字見ゆれども、皆後世の追記に出づ、この時若狭、越前、越中、越後、佐渡の五國あり(按ずるに、天武天皇十四年九月、東海東山以下六道の使者を置かれし時、獨り北陸のみ見えざるは、此時未だ分道せず、猶ほ東山道に屬せしなるべし、持統天皇紀始めて越前の名見ゆれば、蓋し天武天皇の末、諸國の境界を定むる日、始めて越國を分ちて三國と爲し、十四年の後北陸道を定め置きしものなるべし)文武天皇の初始めて七道を定む、相嗣五年出羽國を置き、尋で之を東山道に隸し、養老二年能登國を置き、天平十三年、能登國を越中に併せ、天平五年佐渡國を越後國に併せ、凡て四箇國となし、天平時寶四年また佐渡國を置き、天平寶字元年能登國を置き、共に六箇國と爲る、弘仁十四年新に加賀國を建るに及び、始めて七國國を管し今日に至り、延喜式の制若狭を近國、越前、加賀、能登、越中を中國、越後、佐渡を遠國と爲す(古事記、書紀、續紀、延喜式、國郡沿革考)

ホケノミヤ

ホケノミヤ、北陸宮、關原本名群かならず、木曾宮、遠俗宮、孫王、今風殿とも稱す、關原關原以仁王の王子、後白河天皇の皇孫關原以仁王が平氏を討たんとして、兵を擧げ、事成らずして薨じ給ふや、王子薨逝して東國に逃れ、尋て前關原守重秀、姪、關原に從ひ北國に遷る、源義仲これを奉ず、因て斐香、善、冠を加へ、越中宮崎に居る、壽永二年平宗盛、安徳天皇を奉じて西海に走り、京都を去り、後白河法皇御子主を立てんことを謀るに際し、義仲は、王子を立てんことを主唱したれども、法皇は高倉天皇の皇子中より擇ばんとせらるのみならず、これを卜するに、王子を立てること、大凶なりしかば、遂に後鳥羽天皇立ちて、王子は其目的を達するを得ざりき、かくのごとき王子は、義仲の奉じたる處に係るを以て、壽永三年義仲の敗北するや、全く其勢力を失ふ、後鳥羽院に移住す、寛弘二年薨す(大日本史)

ホケノ

ホケノミヤ、北陸宮、關原本名群かならず、木曾宮、遠俗宮、孫王、今風殿とも稱す、關原關原以仁王の王子、後白河天皇の皇孫關原以仁王が平氏を討たんとして、兵を擧げ、事成らずして薨じ給ふや、王子薨逝して東國に逃れ、尋て前關原守重秀、姪、關原に從ひ北國に遷る、源義仲これを奉ず、因て斐香、善、冠を加へ、越中宮崎に居る、壽永二年平宗盛、安徳天皇を奉じて西海に走り、京都を去り、後白河法皇御子主を立てんことを謀るに際し、義仲は、王子を立てんことを主唱したれども、法皇は高倉天皇の皇子中より擇ばんとせらるのみならず、これを卜するに、王子を立てること、大凶なりしかば、遂に後鳥羽天皇立ちて、王子は其目的を達するを得ざりき、かくのごとき王子は、義仲の奉じたる處に係るを以て、壽永三年義仲の敗北するや、全く其勢力を失ふ、後鳥羽院に移住す、寛弘二年薨す(大日本史)

ホコ

鏡意謂之旨、及沙汰云々とあるをほはじめとす、なほ其初期には定員なく、臨時に宿老中よりこれを奉行したりしが、將軍藤原賴朝の頃よりして定職となりたり、室町時代には、檢断のことば、凡て所の掌る所にして、所司以下これを沙汰し、土地の事は引付頭人をおきて、管したりしが、季世に及びて、保檢断職をおきたり、(ケンゲンシヨク)室君(善長鏡、官制沿革略史、武家名目抄)

ホコ

ホコ、矛(戈)槍、稍、戟、鉞、梓、(後世専ら)擊に用ふる武器の一種、形、鎗と大差なし、後世専ら儀仗、標識等に用ふる、秀木の義、秀は、身の長くして、秀でたるの意、木は、柄に木を用ふるが故なり、一説に秀道の義なりといへり、道は、令、道にて、突道のをいふ、(關原關原神代紀)天璽矛の名見え、また細戈千足國の稱あるを以て、矛が太古より存したりしことを知るべし、爾來矛を使用したること、紀記以下の書に散見せること多ければ、當時、刀劍弓矢と共に、重用なる武器たりしが、明かなり、然れども専らこれを使用したりしは、王朝時代でありしが、この、武家時代に入りては、書に見ゆること夥し、なほ王朝時代の末年、即ち源平の頃より以後は、手戟(テボコ)參看のみ普通に行はれたりしが、室町時代及び、鎗の盛んに行はるに至りて、遂に衰へたり、されど關八州古戦録に、上杉謙信が從者に手戟を持たしめしことを載せれば、其頃までは、稀には用ひられしものなるべし、なほ儀仗に用ひたること、神武天皇が橿原に都し給へる時、饒速日命神、内物部造、滿矛(中略)然後物部乃立矛、大伴來目建、伏聞、門、令、朝、四方之國、以觀、天位之貴、と古語拾遺にあることを始めとなせども、これは饒速の爲なりしと解せらるべし、尋て文武天皇の二

ホコ

年十一月大嘗會の時、矛を飾りしことあり、儀制令には、儀矛は、太政大臣四卒、左右大臣二卒、大納言一卒と見え、華人式にも、威儀用ふる所の木槍八十竿(長一丈一尺)と見え、爾來即ち、大嘗會等の大儀には、必ずこれを飾ることとなりたり、神幣に用ふることは、神祇令の義解に、矛を住吉神に奉るのことがあり、古きよりの事に、後世に承り、重なる神社の神寶には、必ず此具あり、神輿出幸の時、儀仗として使用せり、標識に用ふることは、成務天皇の五年九月、國郡に道長を立て、懸色に標置をおき、并に標矛を賜はり表となしたることあり、但し此例は右の外になきをおもへば、廣く行はれざりしなるべし、(關原關原)玉を以て飾りたるもの、赤矛、黒矛、柄を塗れる色によりたる名なるべし、三叉矛、(矛の身が三又あるもの)木矛(木にて造りたるもの)、鐵槍、鐵尾槍(并に矛の身の形によりたる名なるべし)、花槍、武家名目抄に、儀仗の矛にて、鎗刃に花形を付けたるものならんといへり、(平文鏡)字の平文なるもの、長槍、鎗刃の長きもの、後世の鎗は、これより變化せり、手戟、其他は多し、詳しくは武家名目抄を見るべし、(書紀、古事記、合義解、延喜式、古語拾遺、三代實錄、本朝軍器考、武家名目抄、古事類苑兵部部)

ホコ

ホコ、善薩、佛經にて、佛の次に位する稱號、此出、善提薩埵の略、また善薩摩河薩、摩訶薩埵、摩訶菩提薩埵、薩埵とも云ふ、大心衆生とも、大道心成衆とも譯す、大心有りて佛道に入る衆生の義、善提は佛道、薩埵は大心衆生とも云ふ、覺有情とも譯す、一切の有情を覺悟せしむる衆生の義なり、又開士、高士、大士とも譯す、(藏譯名義集、釋氏要覽、佛敎いろは辭典)の我國にては、奈良朝時代に行基菩薩あり、元享釋尊に、聖武天皇、天平二十一年正月薨御して戒

ホコ

ホコ、善薩、佛經にて、佛の次に位する稱號、此出、善提薩埵の略、また善薩摩河薩、摩訶薩埵、摩訶菩提薩埵、摩訶菩提薩埵、薩埵とも云ふ、大心衆生とも、大道心成衆とも譯す、大心有りて佛道に入る衆生の義、善提は佛道、薩埵は大心衆生とも云ふ、覺有情とも譯す、一切の有情を覺悟せしむる衆生の義なり、又開士、高士、大士とも譯す、(藏譯名義集、釋氏要覽、佛敎いろは辭典)の我國にては、奈良朝時代に行基菩薩あり、元享釋尊に、聖武天皇、天平二十一年正月薨御して戒

ホリカ

將軍と爲す、元龜四年七月、信長桂川以西の地を藤...

ホリカ

いふ國關原の子弟關原人となり増厚にして謀略...

ホリダ

ホリナ

に到り、元中八年(明徳二年)遂に頼之を召還せり...



(鞍所記雜史)

ホツカ

リ(源氏男女發東抄、女官御抄、發東集成、貞丈雜記、...

ホツカ

仁義以下十六人廢殺せられ、首領高齊等八人僅か...

ホツク

より傳はりたる樂なる故に名づく、樂曲は其傳を失...

ホツク

ホツクワン 没官「モツクワン」を見よ、...

ホツケ

備位(ソウキ)を見よ、
保村大学法華寺、又通分尼寺、法華滅罪寺と云ふ
皇宗、金剛峰寺末寺の末寺十一面観音、光明皇后の
御作にして、自ら客観を寫したまひたるものと傳ふ
也。初め聖武天皇東大寺を建立し、其内陣に女人の
入るを禁じ給ひしを以て、皇后も此寺を建立して、男子
の入るを禁じ給ふと云へり、紫花御経には、藤原不比
等の建立したるものとあれど、光明皇后の御願に出
づと云ふも信すべきが如し、東大寺が總國分寺なる
が如く、本寺は總國分尼寺なり、天平勝寶元年、朝廷
懸田一千町、封二百戸を賜入し、また天平勝寶二年更に
封二百戸を賜入す、後嵯峨天皇の代、塔宮之を修理す、
尋で四大寺の觀摩再興す、七大寺巡禮記によるに、觀
音堂、學問所經藏塔等僅に存じ、頗る衰頹し居たりし
が如し、其後漸次荒廢して、堂塔各々を存せるのみ
なりしが、慶長六年豐臣秀頼、片桐且元をして之を再
興せしむ、現在の本堂是なり、寶金堂の礎石を用ひて
造りしものなりと云ふ、徳川氏の時寺任じ、以て現今
に至る、境内本堂、方丈、鐘樓等あり、本堂は天平時代
の作の優劣なるもの、古來勸修寺として尊重せらる、今
國寶たり、其他天平時代唐土傳來と稱する乾漆維摩
居士像(國寶)佛頭二天頭等あり、繪畫に阿彌陀三尊
(國寶)及び童子像あり、共に優秀のものなり(繪記、
扶桑略記、大和志、大和志料、大和志)

ホツケハツカウ 法華八講
經入卷を八人に分ちて、八座に讀誦供養する法會を
云ふ、八講とも云ふ、阿闍梨支那の僧惠明の始め
たること、三寶懸懸に見えたり、本邦にては延暦十
五年に、大和の石湖寺勸修寺、榮好と云ふ僧の母の冥
福を追修して、同志七人と、法華經を讀誦したるを始
めとす、元亨御書に、操(勸修)大嘆、乃共同志七人
曰、我等八人分法華經八卷、遂に惠明各講一卷爲
追慕、公等許不、七人皆諾、爾後四日二座講席、修
之、名曰法華八講會、于時延暦十五年也、每歲不
缺、諸寺名曰石湖八講、相勸修焉、十講三十講相而
出、皆基於操也とあり、後天平元年七月勸し
て法華寺に法華八講を設け、白河法皇の御一周忌の
冥福を追修せしめらる、是れ勸修法華八講の始めな
り、爾後益々盛んに修せられ、奉天宮宗の高僧導師
となれり、其事榮華物語、大鏡等に見ゆ、元亨御書諸
宗經、自朝天台略也

ホツケセシユウ 法華宗 日蓮宗、ニナレンシ
ユウ)を見よ、

其高足に眞實あり、慶の弟子に眞實、成圓、覺通の
三傑あり、法隆寺の傳承は、道賢、法を元興寺道昭
に授け、法を行信に授け、信重に法を支助之に授
けて、益々之を弘敷す、次に行賢、孝仁、永業あり、
後有道詮に至りて一宗復興なり、嘉祥三年、興福寺
眞實の高足成圓、本寺の學頭として、大に此教を弘
む、勸修寺の傳承は、初め行基、法を道暲、智通、智
達、及び義淵に學ぶ、文武天皇深く其學を崇敬し、
本寺に住せしむ、是を初祖とす、後勝勝、護命、仲
繼に傳承す、仲繼の門下に、明證、眞慧、隆光の三
智あり、後に成明あり、尋で賢達、眞慧、隆光、次第
に相承け、其後彼世を経て、延喜年間にも榮あり、最
も本宗の極致を得て大に宗風を起す、已上三寺の傳
承通稱として、後宇多天皇の御代に至り、性相の學
大に盛なりしが、武臣專横の世に及び、法運式微し
宗風次第に衰頹す、文明より大永年間に至りて、光
胤、興基、警尊、長乘の四天王あり、又仙海、榮基
等の碩徳あり、宗風復振ふ、元祿年間にも、盛源、清
度、高範、懷賢、基範等あり、斯の如く法々相承け、
燈々相傳へ、今に至るまで絶えず、明治五年九月眞實
宗の所稱となりしが、十五年六月、獨立の許可を得
て、興福、法隆二寺を以て一宗の大本山となし、二
十三年六月導師寺を加へて三本山とし、管長五年を
期とし、交送して執務すること、せり(八宗綱要、三
國佛法傳通略、佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

ホツケセシユウ 法華宗 日蓮宗、ニナレンシ
ユウ)を見よ、

ホツケセシユウ 法華宗 日蓮宗、ニナレンシ
ユウ)を見よ、

ホツシヨウジ 法勝寺
都東三條桑の北、岡崎に舊址あり、〇六講寺の一
也、開創者承暦中白河法皇の御代に傳ふ、もと院の
皇居なり、古事談に、寺號をば、覺尊僧正大尾處舍那
寺と名づけたりけるを、菩提坊の僧都清覺敎之爲

ホツシヨウジ 法勝寺
都東三條桑の北、岡崎に舊址あり、〇六講寺の一
也、開創者承暦中白河法皇の御代に傳ふ、もと院の
皇居なり、古事談に、寺號をば、覺尊僧正大尾處舍那
寺と名づけたりけるを、菩提坊の僧都清覺敎之爲

ホツシヨウジ 法勝寺
都東三條桑の北、岡崎に舊址あり、〇六講寺の一
也、開創者承暦中白河法皇の御代に傳ふ、もと院の
皇居なり、古事談に、寺號をば、覺尊僧正大尾處舍那
寺と名づけたりけるを、菩提坊の僧都清覺敎之爲

ホツシヨウジ 法勝寺
都東三條桑の北、岡崎に舊址あり、〇六講寺の一
也、開創者承暦中白河法皇の御代に傳ふ、もと院の
皇居なり、古事談に、寺號をば、覺尊僧正大尾處舍那
寺と名づけたりけるを、菩提坊の僧都清覺敎之爲

ホツシヨウジ 法勝寺
都東三條桑の北、岡崎に舊址あり、〇六講寺の一
也、開創者承暦中白河法皇の御代に傳ふ、もと院の
皇居なり、古事談に、寺號をば、覺尊僧正大尾處舍那
寺と名づけたりけるを、菩提坊の僧都清覺敎之爲

ホツシヨウジ 法勝寺
都東三條桑の北、岡崎に舊址あり、〇六講寺の一
也、開創者承暦中白河法皇の御代に傳ふ、もと院の
皇居なり、古事談に、寺號をば、覺尊僧正大尾處舍那
寺と名づけたりけるを、菩提坊の僧都清覺敎之爲

ホツシヨウジ 法勝寺
都東三條桑の北、岡崎に舊址あり、〇六講寺の一
也、開創者承暦中白河法皇の御代に傳ふ、もと院の
皇居なり、古事談に、寺號をば、覺尊僧正大尾處舍那
寺と名づけたりけるを、菩提坊の僧都清覺敎之爲

ホツシヨウジ 法勝寺
都東三條桑の北、岡崎に舊址あり、〇六講寺の一
也、開創者承暦中白河法皇の御代に傳ふ、もと院の
皇居なり、古事談に、寺號をば、覺尊僧正大尾處舍那
寺と名づけたりけるを、菩提坊の僧都清覺敎之爲

ホツシヨウジ 法勝寺
都東三條桑の北、岡崎に舊址あり、〇六講寺の一
也、開創者承暦中白河法皇の御代に傳ふ、もと院の
皇居なり、古事談に、寺號をば、覺尊僧正大尾處舍那
寺と名づけたりけるを、菩提坊の僧都清覺敎之爲

ホツシヨウジ 法勝寺
都東三條桑の北、岡崎に舊址あり、〇六講寺の一
也、開創者承暦中白河法皇の御代に傳ふ、もと院の
皇居なり、古事談に、寺號をば、覺尊僧正大尾處舍那
寺と名づけたりけるを、菩提坊の僧都清覺敎之爲

ホツシヨウジ 法勝寺
都東三條桑の北、岡崎に舊址あり、〇六講寺の一
也、開創者承暦中白河法皇の御代に傳ふ、もと院の
皇居なり、古事談に、寺號をば、覺尊僧正大尾處舍那
寺と名づけたりけるを、菩提坊の僧都清覺敎之爲

ホツシヨウジ 法勝寺
都東三條桑の北、岡崎に舊址あり、〇六講寺の一
也、開創者承暦中白河法皇の御代に傳ふ、もと院の
皇居なり、古事談に、寺號をば、覺尊僧正大尾處舍那
寺と名づけたりけるを、菩提坊の僧都清覺敎之爲

ホフゲ

すといふ、延喜式七寺の一なり、治承四年雷火の爲に焼亡し、建久三年頼朝之を再建す、仁治元年建仁寺第八世護教此地に住し、是より頼朝となる、正應四年火災に罹り、延慶二年重訂て建立す、曆應元年足利尊氏此塔の由緒を石に刻して建つ、梵徳文を撰せり、永享八年火災に罹り義政之を重修す、十二年に至て成る、元和四年所司代板倉勝重大に修理を加ふ、現今高塔を存し、下層に大日孁御同阿闍梨の像を安置す、寶物八坂塔園は國寶なり(山城名勝志、平安通志、京華要誌、國寶目録)

ホフゲン 法眼 僧位(ソウキ)を見よ、
ホフゲンワシヤウ井 法眼和尚位 僧位(ソウキ)を見よ、

ホフコウ井 法興院 藤原兼家の法鏡、
ホフコウガウ井 法金剛院 所住山

城國葛野郡花園村○雙岡寺、天安寺といへり、國寶真言宗○本尊丈六阿闍梨思願菩薩元清原夏野の山莊にして、後、佛寺と爲し雙岡寺と云へり、天安中文徳天皇の勅願に因り、大御堂を營み天安寺と號し、定頼寺と爲す、清和天皇貞觀元年八月、文徳帝の祥慈染殿皇后此に六十僧を請し、法會執行あり、其後星霜を経て荒廢せしに、大治五年待賢門院之を再興し、五位山法金剛院と改め、頗る莊嚴を盡す、鳥羽院門院とも稱御幸あり、門院康治二年遂に當院に落髮し、法諱を真如法と改め、此に住し、久安元年八月御室覺性法親王(讓り、三條高倉の第に崩す、當院北の三味堂に葬る、其後崇徳天皇の皇后上西門院重頼て御堂を營み、平治二年出家し、法鏡を真如理と稱し、又此院に住せらる、弘安二年尊御(圓覺律師)更に廢れたるを興せり、天正慶長兩度の震災に罹り、殿堂傾倒し、寛永二年再興す、今の堂宇是なり、宗

ホフサ

皆は初め律戒淨土真宗を兼せしが、今は真言宗となり、明治維新の後天龍寺所轄に屬す(山城名勝志、平安通志、京華要誌)
ホフサンギ 法參議 僧位、天平神護二年始めて之を置き、山階寺其真之に任す、其後絶えて無し(續紀)

ホフシ 法師 法は軌則、師は訓導の義、佛法の軌とすべきを執りて衆に訓ふる人を云ふ、又ホフツツとも云ふ、法華經に、常修三行、皆爲法師と云ふ、法金湯篇に「東晉の孝武皇帝元年詔曰、法師道安法師(亮)とあれども、其前に此稱行はれたるを知るべし、我國僧位に大法師位、法師位あり、ソウキの條を見よ、

ホフジ 法事 追福の爲め又は滅罪の爲めに供佛施僧の事を營むを云ふ、又佛事とも云ふ(佛語解譯)榮花物語、月宴九條御前講經の條に、かくて後後の御事ども、あはれあはれと、聞えさするほどに、諸法事も六月十日にせさせ給ふ云々とあり、

ホフシン 法臣 僧位、天平神護二年始めて之を置き、圓興を之に任す、其後絶えて無し(續紀)

ホフシンワウ 法親王 御出家以後、親王の宣旨を蒙りたる者を云ふ、ソウキヲ參看、

ホフシヤウジ 法性寺 關山山城國紀伊郡九條(舊藤原河の東九條の南、今法性寺大路をいふ)○藤原清和の法性寺は、藤原忠通の開創に係り、法性厚意に歸依し、法性寺と號したりといふ、延長三年五月新堂の供養を行ひ、後五大堂三味堂多寶塔灌頂堂の供養を行ひ、始めの辨日を座主とし、後餘慶入りて座主となり、正治元年藤原兼實法性寺内に第宅を構へ、移り住し、宣武門院、慶々のこれに隨

ホフジ

みて佛事を行ひ、尊嚴法からざりき、後世顯顯威顯し、後、古佛三尊手觀音を今の伏見街道三の橋南に遷して淨土宗の寺と爲し、舊名を辨ひ法性寺と稱せり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

ホフシヤウジ 法成寺 關山山城國京都近衛の北、京極の東、現今寺町より東、荒神口より北に當れる地は舊址なり、地城方二町○藤原清和原道長の創建、治安二年に成る、天台宗の院派を傳師となし、法慶供養を行へり、中央に大御堂、左に阿闍梨堂、右に五大堂あり、大御堂の東に彌陀堂(一に淨瑠璃殿と稱す)藥師堂の北に釋迦堂あり、大御堂の西阿闍梨堂の東に梵堂あり、又觀音小堂三味堂あり、五重塔は、一に八角堂と稱し、其他經堂寶藏庫樓諸門等具足せり、各堂の供養には天皇東宮三后の臨御あり、其構造に當りては、諸國に課して寶財を寄ます、實に莊嚴善美を盡せり、康平水久年間前後二回の火災に遭ひ再建せしものあり、南大門は正和年中同様に罹り、金堂は貞永に倒れて復た修理を加へず、徒然草に其荒廢の狀を記せしを見て、當時已に廢頽せしを知るべし(山城名勝志、山州名勝志)

ホフシヤウジクワンバク 法成寺關白藤原道長(フナハラノミチナカ)を見よ、
ホフシヤウジドノ 法性寺殿 藤原忠通(フナハラノミチナカ)を見よ、

ホフシヤウジニニヲウサキノクワンバク 法性寺入道關白 藤原忠通(フナハラノミチナカ)を見よ、

ホフタウ 乏道 沙門を云ふ、シヤモンを見よ、

ホフチユウ井 法住院 足利義澄(アシカガシズミ)を見よ、

ホフチユウジノホツケウ

法住寺法華堂 後白河天皇の御陵、百餘抄に、蓮華王院法華堂院となす、山城國京都市下京區三十三間堂同り町に在り○院上の小堂に靈影を置く、城内後陽成後水尾兩天皇皇下の墓あり、兆域周圍百五十二間餘(陵墓一覽、平安通志)

ホフネン 法然 源空(ゲンクワ)を見よ、
ホフム 法務 關西關中法の務を掌る者を云ふ、法義を務むる義なり○關西關中法務正法務權法務あり○關西關中初例抄に、推古天皇十三年僧正觀勅を補せしを始めて、律師にて法務となりしは、天平十七年三月行信を補せしを始めて、貞觀十一年二月、延暦寺の僧正昭を法務となす、貞觀十四年三月、東寺一長者僧正眞雅を法務とす、官記に「正法務僧正眞雅、貞觀十四年三月十四日補、于時東寺一長者、東寺法務始也、自今已後一長者必爲正法務、他寺僧爲權法務」とあり、これより東寺一長者たるもの、正法務となり、二三長者及び他寺の僧は、權法務となす、延長元年觀山の僧増命を僧正とし法務を管す、永觀二年僧都元果法務を兼ね、大僧正眞源僧正眞朝又法務を管す、一時に三法務あり、權法務は、貞觀十四年、興福寺の僧延壽を以て權法務に補せしを始めて、東寺は三四長者を權法務に補する例なり、寛平六年十二月僧正眞實を權法務とせしを始めて、總法務は、仁安二年十二月仁和寺御室覺性を總法務とし、綱所を攝ひ、法務大僧正の上としたり、是總法務の始なり、爾來仁和寺の門主を以て總法務となし、綱所を支配したり(元亨釋書、初例抄、釋家官班記、寺官抄、僧官考、僧位官位志、諸宗宗儀卷)

ホフラク 法樂 佛神に對して行ふ誦經法施等をいふ、もと法の爲めに音樂を爲すより出でし

ホフチ

ホフリ

ホフリ

なり、音樂は苦惱を遣散斷して、常に快樂を受くるを以てなり、後に佛神に向く和歌を、法樂の和歌、能を法樂の能など云へり、これ佛神に快樂を向する意なるべし、譬喩經に、其見聞者、有所作爲、佛以法樂、勸益一切、唯摩訶經に「復言汝等已發三摩地、有法樂、可一切、不應復樂五欲樂、也、天女即問、何謂法樂、答曰樂常信佛、樂欲聽法、樂供養衆、樂禮三寶、云々と見えたり、

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリシ 法輪寺(法琳寺) 關西關中關西關中(今生駒郡)富樫村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ○關西關中真言宗東寺末開闢關西關中本寺の創立に關して、法起寺と同じ二説あり、(一)は推古天皇三十年の建立とし、(二)は天武天皇朝以後の建立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家財雜物等事と云へる古文書に「右寺斯爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即命男山背大兄王井由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預寺事、者、三德願爲太子妃、太子薨後、以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三德願之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔邊も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修寺の解體を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補闕記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔邊は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものなり

ホフリ

なるを發見し、官の工事に制度を無視して舊尺を...

ホフリ

せしと見做を得ると説きたり、また久米邦武氏は、...

ホフリ

にあり、樞門制にて、桁行六間六尺、椀行四間二尺、...

ホフリ

吉祥天立像等あり、玉鬘鬘子に本造にして、總て高...

ホフリ

王、小野妹子筆と傳ふる毘沙門天像、星曼荼羅圖、...

ホフリ

職名、歩兵一ノシメント隊の指揮を掌る、數名あり、...

ホニイ

場中のかせぎ、防矢、中人、守並し、場中の勝負二番...

ホニアミクワウエツ 本阿彌光悦...

ホニ井 品位 位階(キカイ)を見よ...

ホニ井ノサライジ 本院左大臣...

ホニンバウ 本因坊 江戸時代、圍碁を...

ホニノケ 本元興寺 關西大...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニク

ホニクジ 本公事 江戸時代に於て、利金を...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニクワウメウジ 本光明寺 石上寺(イ...

ホニケ

ホニケ 本家 莊園に於ける領主領家の上に...

ホニケ 本家 莊園に於ける領主領家の上に...

ホニケ 本家 莊園に於ける領主領家の上に...

ホニケ 本家 莊園に於ける領主領家の上に...

ホニケ 本家 莊園に於ける領主領家の上に...

ホニケ 本家 莊園に於ける領主領家の上に...

ホニケ 本家 莊園に於ける領主領家の上に...

ホニケ 本家 莊園に於ける領主領家の上に...

ホニケ 本家 莊園に於ける領主領家の上に...

ホニケ 本家 莊園に於ける領主領家の上に...

ホニケ 本家 莊園に於ける領主領家の上に...

ホニケ 本家 莊園に於ける領主領家の上に...

ホニケ 本家 莊園に於ける領主領家の上に...

ホニケ 本家 莊園に於ける領主領家の上に...

ホニケ

の領主領家(リヤウケ)を以て、優待の権威を假...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケ

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケ

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホニケイチャウ 本系帳 國系譜の一...

ホンダ

石の封額を賜ひ、敏壽して美作守と稱す、子孫相傳きて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系譜、徳川加除封録、華族譜)

ホンダウチ

本多氏(信濃飯山) 本多助政の二男定政の四世秀清を祖とす、秀清松平長親に仕へ、

○秀清 清重 信重 廣孝 康重 康紀 忠利 利長 助芳 康明 助有 助盛 助受 助實 助成 助龍 助實 助順 助方 本(多氏)陸奥員 本多美濃守

ホンダ

忠義の三男忠以を祖とす、寛文二年忠義、陸奥國清川豊萬石を忠以に分與す、四年、弟忠晴其嗣をつぎ、

ホンダウチ

本多氏(安房長尾) 本多忠政の孫佐渡守後正を祖とす、其子正重、徳川家康に仕へ、

○後正 正重 正實 正直 正永 正武 正矩 正珍 正供 正温 正章 正寛

ホンダ

正納 正憲 本多重次 本多重次 八歳、通稱左衛門、世に忠作と稱す、

○正納 正憲 本多重次 八歳、通稱左衛門、世に忠作と稱す、徳川加除封録、華族譜

ホンダ

りて書を秀吉に致し、家康の歸國を促し、且つ重次の隠微を報じり、尋で大政所京都に歸る、十八年小田原の役、秀吉、淺道の諸城を家康に借るや、岡崎城また其嶺に當り、是に於て重次外城に出で、本城を以て秀吉を俟つ、然れども心私に守を失するも、

ホンダ

と難を構へ、長久手、小牧の二戦に於て、大に秀吉の兵を破る、秀吉大に怒り、大兵を率ゐて、樂田より長久手に向ふ、忠勝時に小牧にありしが、直ちに三百餘の軍兵を擡げて、秀吉の大軍に迫り、隊を並べて行く、其間僅かに一小溝を隔つるのみ、而して軍や、近づくに際しては、命じて銃を發せしむ、秀吉其勇を稱し、部將を戒めて之を討たしめざりき、尋で秀吉龍泉寺に抵り、忠勝また長久手に達す、會々家康師を小幡に回すに及び、忠勝頼りに秀吉を龍泉寺に襲はんことを主唱したれども、家康自重して其策を用ひず、幾もなくして秀吉家康と和を結じ、其妹を以て家康に配するや、忠勝使者としてこれを京都に運ぶ、秀吉引見し、盛んに小牧に於ける武勇を稱揚し、貞宗の刀、定家の色紙を授け、天正十六年四月、秀吉の執業によりて從五位下中務大輔に任ぜり、

ホンダ

本多忠勝(ホンダマサタケ)を見よ、本多正純 本多正純 千徳丸、通稱彌八郎、法名を高原院廣勢常心といふ、

ホンダ

本多忠勝 本多忠勝 徳川加除封録、華族譜

ホンダ

本多平八郎 本多忠勝(ホンダマサタケ)を見よ、本多正純 本多正純 千徳丸、通稱彌八郎、法名を高原院廣勢常心といふ、

ホンダ

本多正純 本多正純 千徳丸、通稱彌八郎、法名を高原院廣勢常心といふ、

ホント

實に戦前より正統命を拜し、僧侶等と共に、故實典例を考究参酌して議定せし所なり、元和二年家康葬するに及び、遺命により、日光山移葬の事より、三家に遺物分配等の事沙汰し、尋で江戸に移る、執政の如し、元和五年加封して、宇都宮十五萬石を賜ふ、宇都宮はもと奥平忠昌の領にして、其祖母は家康の長女秀忠の姉なり、世に加納殿といふ、正統が俄に大封を得て、奥平家に代り、要害の地を賜ひしを惜み、正統と遂に相誼はざるに至り、而して正統は、此時私に鐵砲を研に注文し、尋常の荷物の如くに發ひ、中山道より送附せしめたり、七年に至り、明年秀忠日光社参あるべき筈なりしが故に、新に宇都宮に殿舎を營み、且便を以て二三廟を改築せんとし、其工を起したりしが、會々前年幕府より諷諭せしめられたる根柢同心等、正統に臣従せず、又舊蹟にも出づるを肯せず、暴行あるに至りしかば、其巨魁數千人を誅したることあり、既にして八年四月秀忠日光社参を畢へ、歸途宇都宮に宿るべかりしに、奥平の加納殿より急使を以て、正統謀叛を企て、將軍を弑せんとする由の風聞を誅へしかば、急に路を轉じて江戸に歸り、非上正統を宇都宮に遣はし、城内を點檢せしめたり、然るに謀逆のことは訛傳なりし、密に殿舎を輸入し、また根柢同心を誅し、且つ幕府の許可を得ざる本丸の石垣を修築したる等のこと露はれしかば、秀忠大に怒り、正統を出羽國由利に配流し、厨料五萬五千石を賜ひし、正統固辭して之を受けざりしを以て、更に佐竹義宣に預けらる、寛永元年四月横手に遷り、十四年三月調所に卒す、年七十三(德川實紀、野史、史學雜誌、本多正統改易始末)○按するに正統は、父子相重びて權要の地にあり、威勢熾んたりしより、自ら諸人の猜疑を

ホント

招きたるのみならず、父子共に帷幕の謀臣として功勞ありしも、武功なかりしが故、兵馬の衝に出入したる當將と相容れざるの傾きあり、即ち文勳派と武勳派との軋轢を免れざりしなり、加ふるに永く老職に居りしが爲め、やゝ秀忠の厭ふ所となりしものなるべし、此時に當り加納殿との衝突ありしは、大に油を注きたるが如きものにして、其敗亡する所以のもの、決して一朝一夕の故にあらざるなり、**ホントスルヤケセツ** 本地垂迹説 俗説中古以來、僧徒の或一派が主唱したる神佛混合説なり、其説く所は、本地即ち無始無終の絕對的な佛は、權りに人間界に化現して、衆生を濟度せんが爲めに神と顯はる、故に我國の神祇は、其本源を尋ねれば、皆佛菩薩にして、佛も神も歸する所は同一なりといふにあり、按するに天台宗の教義に本跡二門あり(本は本地本體の義、跡は垂迹の義)釋迦牟尼が久遠實成の本地本體を開發して、今の釋迦牟尼となり、垂迹八相の化用をなすことを論明せり、我國に天台宗の教義の流傳するに從ひ、此教義を應用して、神佛調和を圖り、遂に佛は本地にして權りに跡を垂れて神となりたりと説くに至りし者、**神佛調和** 神佛調和の思想は由來する所久し、太子傳説に厩戸皇子が奏して、諸佛世尊、其道微妙、諸神靈之不敢違佛と云へると見えたり、傳説は後世の書なれば、之を以て事實を證明し難し、當時に一部は佛敎家の間には、此種の思想ありし者なるべし、奈良朝時代に於ては、此種の思想は漸く顯著し、東大寺要録卷一に引ける大神宮御宣延平(承和二年)に顯宣となれり)の日記には、天平十四年十一月三日、右大臣正二位橘朝臣諸兄、爲勅使參入伊勢大神宮、天皇御願寺、可被建立之由、所被祈也、爰件勅使、歸

ホント

參之後、同十一月十五日夜、示現給、帝皇御前玉女坐而、放金光、宣云、當朝、神國ナリ、尤可奉、飲仰神明、給也、而日給者大日如來也、本地者處舍那佛也、衆生者悟此理、當歸佛、依佛法云、御夢覺給之後、彌堅固御道心發給、始企三件御願寺、給也、(東大寺「是也」とあり、此日記、ま傳はらざれば頗る疑あり、次に大神宮雜事記、元亨釋書等には益々此事實を敷演し、特に元亨釋書には、天平十三年行基勳を拜して大神宮に詣り、七日の間參籠して託宣を蒙りたりと記せり、是等の記載は、後世の傳説にして、當時の事實となすべからず、然れども東大寺の大佛建立に際して、宇佐の八幡大神の託宣により、其冥勳を仰ぎたる事は、天平勝寶元年十月の宣前、天皇御命、坐申賜を申久、去長年河内國大縣郡、智藏寺會集處、會那佛、禮奉天、則朕も欲、奉造ら思、得不爲之間、豐前國宇佐郡、坐廣幡、八幡大神勅、神良天神地祇、率伊左奈比、必成奉、奉立不、有、彌、湯、水、成、我身、草木、上、神、交、障、事、無、妄、妄、奉、勅、賜、言、言、成、成、勳、貴、貴、也、念、食、云々)とあるにて明かなり、同十三年閏三月二十四日に、宇佐八幡大神に最勝王權法華經を納め、度者十八人を置き、且つ三重の塔を建立して、前年以來の祈禱に賽せり、尋で宇佐八幡大神の神宮を建立し、天平神護二年七月二十三日に至り、使を伊勢大神宮に遣はして、丈六の佛像を建立し、且つ大神宮寺を建立せしめ、神護景雲元年九月十八日には、宇佐八幡比咩寺を建立せしめ、是に於て宇佐八幡大神の神宮寺二所あり、この後諸社の神宮寺陸續建立せられたり、是等は神佛調和の思想が、事實として現はれたる著大の例なり、奈良朝時代の末より平安朝時代に入りて、此種の思想は益々顯著し、神が佛の教澤を請はんとすと云ふに至る、多度

ホント

神宮寺實蹟に「予、時在、人託、神云、我多度神也、吾經久劫、作、重罪、蒙受、神道、今、實、永爲、經、神身、欲、歸、依、三寶、云々」とあり、又武智麻呂傳、夢中の神告に「吾因、宿業、爲、神、久、今、欲、歸、依、佛、道、修行、福業、云々」とあるなど、其思想の一斑を見るべし、佛敎より見れば、佛を除いて、諸菩薩以下皆迷界の衆生なれば、諸神が亦佛に歸依すること當然なり、既に諸神が佛に歸依すれば、佛敎上の待遇をなすの必要ありて、菩薩號を附すること、延暦の頃宇佐八幡大神を大自在菩薩と號したること、三代格(大同三年七月十六日)の官符及び扶桑略記等に見ゆ、後ち護國靈驗威力神通大菩薩、護國靈驗威力神通大自在王菩薩等と號したり、これより神に菩薩號を稱したるもの甚多く、神前に讀經するともたはばまれり、斯の如くして神佛の調和は、益々明白なる事實となれり、また本跡二門の教義を以て、解釋したる者なりしが、最澄台宗を傳へ、延暦寺を開創するに當り、大三輪神を勧請して守護神となし、且つ數部の書を作りて、神佛の調和を説明し、本迹二門の教義を以て、解釋したりと云ひ傳ふるも、甚信じ難し、最澄の作と云ひ傳ふる山家要略、三寶作持集、神道深祕等の書は、皆最澄に名を托したる後人の偽作なり、貞觀元年八月、延暦寺の惠亮の奏請により、延暦寺年分度者二人を置き、賀茂神春日神の爲め度せり、其時惠亮の表文に「皇德導、物、且實且權、大士垂迹、或王或神云々」の語あり、是れ始めて本迹二門の教義を以て解釋せるものなり、また承平七年十月四日太政官牒の中に「彼宮此宮、雖其地異、權現菩薩、垂迹猶同云々」の語あり、(石清水八幡宮司田中氏文書)尋で寛弘元年十月十四日大江匡衡の願文にも、只持三熱田權現之垂迹云々の語ありて(本朝文粹)本地垂迹

ホント

の説漸く多し、なほ本朝往生傳の異條の傳に、生身之佛即ち八幡大菩薩謂、其本覺、則四方無量壽如來と見え佛佛を以て一々神に配するると平安朝時代の末期より行はれたり而して春日社古社記に載する承安五年三月春日大明神の御體本地の注進に「春日大明神御體本地事、一宮鹿島武甕尊、不空觀音、二宮香取耨耨主神、藥師如來、三宮平岡天兒屋根命、地藏菩薩、四宮宮殿神、十一面觀音、若宮、文殊師利菩薩云々」とあり、鎌倉時代以後は此の如く本地垂迹相配すること益々盛となり、諸書に散見する所極めて多し、室町江戸兩時代もまた然りしが、維新の際神佛混同の弊あるに及び、其説自ら衰ふ、ツングラシ、ツンタウ、參看(史學雜誌)本地垂迹の源流について、**ホント** 本陣 (一)大將が在營せる陣所 (二)江戸時代、諸大名が江戸へ往還の時、旅宿に宛てたる諸驛の旅籠屋をいふ(一)は一軍の首將が、旅本を據して居る所にして、即ち本營なり、係元物語に「下野守本陣に歸りて、物の具ひしひと同む云々」とあるを初見とす(二)は大名の宿泊する家にて、一宿驛に一箇所づつあり、また本陣といふあり、本陣の權備に宛つるものにして、大諸侯等供人多く、悉く本陣に宿泊し兼ねる時の用に供ふるなり、賜とは副の儀なり(武家名目抄、風俗叢書、幕府年中行事)**ホントウゲンキカウ** 本朝軍器考 附圖二卷(集古圖説と稱す)故實叢書に載む、鎧、旗、金鼓、箭、弓矢、弩砲、火器、牙槍、鉞刀、甲冑、齒、櫛、鞍轡、鞍轡に分類して、軍器の制度、起源沿革等を詳説し、文獻の徵するに足るもののみ挙げれば、善く世に行はる、附圖は神社佛閣等に祀成したるものを集めたるものにして、本文と併せ見れば、尤も參考とするに足る、刊本は九冊、外

ホント

に序目一册、附圖(即ち集古圖説)四册あり、寛永六年の日子部景行の序、享保七年の安積清治の跋あり、又元文元年の新川元成の序あり、翌二年梓行したりと云ふ、叢書本は本文附圖各一册とせり、**ホントウセイヤ** 本朝世紀 附圖寫本二十四册、或は十七册あるものあれど、何れも欠本にして、第八卷に取れたるものは、尤も内容に富み、たれども別に卷數を分たす、**ホントウツガン** 本朝通鑑 附圖三卷、神代の事を記し、正編四十

ホニテ

卷神武天皇より宇多天皇に至る間の事を記し、續編二百三十卷臨國天皇より後陽成天皇に至る間の事を記したる、漢文の編年史なり、記事は司馬遷の通鑑の體に倣へり、文辭の巧拙、採録の精粗は、謀すべきもの多しと雖も、大日本史の如く、事實を論定するなく、疑はしきもの、及び編者の考案に係るものは、註文又は一字低書して、妄りに臆断を加へず、且つ當時採集の書冊文書、後世散逸せしもの、問々此書に依りて存することを得たり、この外提要三十卷、附録五卷、凡例并に引用書目録二卷あり、世に傳來せるもの、及び刊行の通鑑は、抄録にして完全のものにあらず、正保年中幕府、林信勝に命じて、本朝編年録を撰す、神武天皇より宇多天皇に至る四十卷、其業中途にして止む、寛文中再び林信勝に命じて續撰せしめ、後ち旨を諸侯以下諸社等舊家に傳へ、遺文日記を讀し、編年録を改めて、本朝通鑑と名づく、因て國史館を林氏別墅忍岡の地に設け、館規を制し、醍醐より後陽成に至る七百餘年間を四分し、春勝の二子春信、信篤及び人見宣朝、坂井政朝を分掌し、春勝之れが總裁たり、寛文四年十一月館を開き、十年六月書成りて進覽す、世に、幕府此書を刊行せんとせる時、水戸光圀之を見て、日本始祖矣泰伯之胤也」とあるを責めて、改訂せる事を促したるより、幕府遂に其持を停むと傳ふれども、幕府遂にこの通鑑に此事を見えず、且つ又光圀の語の根柢明かならず、恐くは誤りならん(史學雜誌、本朝通鑑考)。

ホニテノウジ 本能寺 關原山城國京都上京區下本能寺前町〇元は本能寺と稱す、關原本門法華宗(日蓮宗)八品派の本山〇本尊題目、左釋迦佛右多寶佛、關原開山應永廿二年、僧日隆五條坊門に草創し本能寺と號す、幾もなく同宗の徒と紛議を生じ、堂宇を破壊せらる、是に於て日隆、其徒弟日存日道と共に草庵を内野に營む、永享五年女意王丸といふ者、四條坊門大角大宮御所の間の地を寄附し、再び伽藍を造立し、殿堂坊舎悉く備はれり、天文中改めて本能寺と號す、大永五年日蓮宗徒の爲に燒かれ、一山の僧侶、租泉の堺に遷徙す、天文十四年僧日承等歸京し、更に六角四條坊門油小路四洞院の間に於て、伽藍を造立す、塔頭寺院四十七、殿堂全備し甚盛なりしが、天正十年六月二日、明智光秀の亂に兵燹に罹りて燒失す、十五年京極の東に移り、尋てまた今の地に移れり、住持日蓮大に力を精修に盡す、徳川氏

ホニテノホニ

て清淨と云ふ、色界の諸天は、婬欲を離るゝを以て清淨と云ふ、須彌山の上は天上界あり、夫上界は欲界、色界(形色の界の義)無色界に分る、欲界は六欲天(四王天、忉利天、耶摩天、都華天、化樂天、自在天)に分れ、其上に色界あり、色界は、初禪天(梵衆天、梵輔天、大梵天、二禪天(小光天、无量光天、光音天、三禪天(小淨天、無量淨天、遍淨天)四禪天(無雲天、福生天、廣果天)五那含天(無煩天、無熱天、善現天、喜見天、色究竟天)あり、色界の上に無色界あり、無色界は形色なきを以て方處なく、空無邊處天、識無邊處天、無所有處天、非想非非想處天あり、而して梵天國は色界の初禪天なるを知るべし(俱舍論、三界義)。

ホニテノウ

ホニテノウ 梵天王 「ダイゴンテン」を

ホニノウジ

ホニノウジ 本能寺 關原山城國京都上京區下本能寺前町〇元は本能寺と稱す、關原本門法華宗(日蓮宗)八品派の本山〇本尊題目、左釋迦佛右多寶佛、關原開山應永廿二年、僧日隆五條坊門に草創し本能寺と號す、幾もなく同宗の徒と紛議を生じ、堂宇を破壊せらる、是に於て日隆、其徒弟日存日道と共に草庵を内野に營む、永享五年女意王丸といふ者、四條坊門大角大宮御所の間の地を寄附し、再び伽藍を造立し、殿堂坊舎悉く備はれり、天文中改めて本能寺と號す、大永五年日蓮宗徒の爲に燒かれ、一山の僧侶、租泉の堺に遷徙す、天文十四年僧日承等歸京し、更に六角四條坊門油小路四洞院の間に於て、伽藍を造立す、塔頭寺院四十七、殿堂全備し甚盛なりしが、天正十年六月二日、明智光秀の亂に兵燹に罹りて燒失す、十五年京極の東に移り、尋てまた今の地に移れり、住持日蓮大に力を精修に盡す、徳川氏

ホニ

聚樂第の舊門を撤入して、大門唐門を立てしめ、順る舊製に復せしが、天明年中悉く燒失し、後ち再建せしも舊形に及ばず、元治元年又兵燹に罹り、寶藏及び子院一字僅かに免るのみ、其後本堂山門を再建せしも、塔頭の寺院概ね廢絶して、今龍雲院、本行院、惠昇院、高後院、定性院、源妙院、蓮承院の七院を存するのみ、江戸時代寺縁四十石を有す、墓地に續田信長の塔あり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)。

ホニノウジノヘン

ホニノウジノヘン 本能寺變 應永七年、明智光秀、織田信長の命により丹波に入り、波多野秀治を八上城に攻むるや、秀治防戦して屈せず、光秀功を急ぎ、母を出して質とし成を行ひ、遂に秀治を捕へて安土に送る、信長命じて之を殺す、是に於て國人怒りてまた光秀の母を斬る、光秀即ち八上城を屠りて徳勝を極めしが、信長が、其未だ母氏の歸るを俟たずして、秀治を殺したるを恨み、はじめて君臣の不和を生じたり、而して其後信長、また事によりて光秀を辱めしことありしを以て、益々不平に傾きたるに際し、十年三月織田家安土に遷りて信長を訪ふ、信長光秀をして警遇を司らしめしかば、光秀は其準備に汲たりしに、會々豊臣秀吉、中國經營の進捗を報じて、信長の出馬を求めしが故に、信長は、諸將をして國に就き、軍を整へて備州に會せしめ、更に光秀を以て先鋒と爲す、光秀恨み且つ怒りて曰く、卒禮いまだ竣らず、而して遠征の命あり、曠野何ぞ此に至るやと、多年の積鬱一時に發し、馳せて本國丹波龜山に歸り、密に信長を圍らんとす(關原五月信長安土を發して京都に入り、本能寺(ホニノウジ)を參看)に館し、其子信忠また妙覺寺に歸す、而して光秀は龜山に歸るの後兵を整へ、六月二日早曉本能寺を襲ふ、信長時に眠に就かず、

ホニマ

ホニマ 梵天國 佛教の説に大梵天の國あり、梵は梵羅門(波羅摩)に作るの略、譯し

ホニモ

ホニモ 梵天國 佛教の説に大梵天の國あり、梵は梵羅門(波羅摩)に作るの略、譯し

ホニリ

ホニリヤウシユ 本領主 領主リヤウシユ

ホニリ

ホニリヤウシユ 本領主 領主リヤウシユ

ホリウ

に依りて、久遠本述の勝劣を立て、水果の妙法を以て、下種の正主と爲す、末寺七十二箇寺あり、明治九年一派を別立し、三十一年本妙法華宗と改む○日眞は京都の人、俗姓中山氏、大納言親連の子、母は山名義時の女なり、幼名眞慶、字を慧光といふ、文安元年三月二十九日但馬に生る、七歳にして妙境寺日全に投じ、十二歳剃髮し、同年關城寺に入り、十八歳叡山に登り、釋で京都妙木寺に赴き、日具に就いて宗義を研究し、大に悟る所あり、爾來化を北越に布き、其途次若狭小瀨を経て、妙興寺日因を論伏し、一寺を創め、慧光山本境寺と稱す、これを弘宗立義の初めと爲す、而して越前に赴き、嶺んに化を施し、歸郷の徒一萬餘人に及べり、後、攝津に一字を開き、久成寺と名づく、尋で丹波但馬に赴き、曼荼羅湯を湯島に開き、長享二年京に歸り、本隆寺を六角西洞院に創む(實は日鏡の建設にして、日眞を待ちし所なり)是に於て始めて法華宗勝劣派と公稱せり、日眞學に長じ、尤も天台に深し、後相原天皇其徳を慕ひ、法華宗傳門正統、及び大和尙の宸翰を賜ひ、また慧光無量山本妙興隆寺の銅印及び御物の見蓋を賜ふ、永正のじは、職を日鏡に譲り、享祿元年三月二十九日寂す、年八十五、ニチレンシユウと号す、佛敎各宗綱要、通俗佛敎各宗綱要)

ホリウチ

堀氏(信濃飯田) 姓は藤原、その先藤原利仁より出づ、八代の孫季高に至りて堀氏を稱す、その後胤藤原大夫利秀、美濃國厚見郡上野部下苗部兩邑を領し、豐藤道三に屬し、職あり、次子秀重家を嗣ぐ、其男秀政織田信長に仕、江州坂田郡二萬五千石を領し、長濱城に居る、天正十年信長の狀せらるゝの、豊臣秀吉に従ひ、屢々軍功を立つ、十一年近江國佐和山城を賜ひ、九萬石を領す、同十三

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカ

年越前國に移封、北庄城主となり、十八萬八石餘を領し、内六萬六千石を村上義明に、四萬千石を瀧口秀勝に與へて、秀政の興力とす、慶長三年秀治は後國春日山城を賜ひ、四十五萬石を領す、内九萬石を義明に、六萬石を秀勝に賜ふ、十五年忠俊、家人堀直清直寄等兄弟の争の事に坐し、奥の岩城に流され、鳥居忠政に預けらる、十六年秀政の二男親貞に、下野國眞岡壹萬貳千石を賜ひ、宗家を繼がしむ、元和元年大坂役の功を以て六千石を美濃國に加賜、四年五千石加賜、義濃國山城に移る、寛永四年八千石加賜、十四年三千石を次子親智に、貳千石を三子三太郎に分封す、寛文十一年親昌信濃國飯田に移る、天保十一年親密老中格の功を以て、七千石加賜、弘化二年壹萬石削封、文久三年親義貳千石削封、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカ

留水之皇天然」と記せり、後に皇孫となりしは、榮花物語に「堀川殿をいみじうつくりあがき給て、たゞりのやうにつくりなして云々」と、堀川院を今内裏といひて、よにめでたうの、じりたりなど見えたるにて知るべし(山城名勝志、平安通志)

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカハハ

堀河院 關山山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨る、今は三井氏の邸地に係る○も太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ無道に至り、其後關山天皇の崩崩となり、堀本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春遊、泉石秋冷、准、梁塵而二代帝移、萬葉之皇居、排、黃閣、而七回常作、三台之相府、博隆左丞相爲、此名區之主、更加、酒色之功、仁山

ホリカ

原賢子、太政大臣師賢女、實は石大原源房の女、第七十三代の天皇(醍醐天皇)承暦三年七月降誕、應徳三年十一月廿六日白河天皇の皇太子となり、即日受禪、十二月十九日即位す、白河上皇院中において政を治し、天皇は只位に備はり給ふのみ、會々陸奥族藤原清衡、同族武衛衛尉等と相争つて陸羽の地亂る、陸奥守源義家清衡を輔けて武衛等を討ち、寛治元年に至りて平ぐ、世に後三年の役と稱す(補遺に收めたる「ゴサンネ」ノエキ、參看)在位二十一年、改元すること七、嘉承二年七月十九日崩す、壽二十九、山城國葛野郡谷口村の後圓教寺院に葬る、天皇在位の間に、白河上皇の院政なりしと雖も、然かも心を政事に留め、諸司の奏案は必ず覆視し、疑ふべきあらば、御批して再び議せしめられき、また頗る文學を好み、和歌を能くし給へり、是時に當り、源俊房、藤原通俊、大江匡房、藤原季仲等朝にあり、天皇以て人を得る事、古に愧ぢずと爲す、なほ音律に精しく、篋笛を善くし給ひしが、後ら笙は氣を損するを以て、専ら笛を吹き給へり、また嘗て神樂曲を伶人助忠に授く、後世神樂の說、天皇より傳はるといふ(大日本史、陸奥一覽)

ホリカハハ

堀川殿 藤原基經を云ふ、(フケハノオトト)を見よ、藤原基經及び藤原通俊を云ふ、各傳參看、

ホリカハハ

堀川關白

ホリカハハ

堀越御所 足利政知を云ふ、伊豆國田方郡四日町の守山の北なる堀越に居るを以て名づく、鎌倉大双紙に「鎌倉に公方おはさす、京都公方の御子一人、關東公方と定めずば、關東治り給き由諸家言上しければ、此儀可然とて將軍家

ホリカ

ホリカ

ホリモ

の弟香嚴院殿と申し、禪僧にて天龍寺に御座ありけるを、長祿元年十二月廿三歳にて俗に還し、左馬頭政知と名づけ、伊豆國迄下向あり、堀越と云ふに假に屋形を立て、伊豆國を知行せらる云々とみえたり、アジカガマサトモを參看、

ホリモ

文身 關山皮肉に墨を彫り入れ、文字書畫ししくは、其他の形狀等を描きたるをいふ、形物、入づくるといふ、また刺青、刺刺、點青、刺刺とも稱す(關山通志)に見えたるは、景行天皇紀二十七年二月の條に、東夷之中有日高見國、其國人男女並推結文身、爲人勇悍、是鬼國也、とあるを始めとす、又漢史に、本邦上古の俗を記して、筑肥沿海地方には、男子皆黥面文身なる由見えたり、蝦夷熊襲等の人が、勇猛を示して人を威服するたため、或は裝飾のために、文身せしものありしならん、されど我が大和民族にして、刺青せしこと未だ書に見えず、その盛んに行はれしは、江戸時代とす、此時代の初め、殆どこれなりしが、延寶天和の頃淺草神田川の鐘屋左衛門といふもの、横筋かひに肩より、南無阿彌陀佛と大文字に彫付たることあり、寶曆の頃に至り、一心と云ふ文字、或は満堂の撰換など、簡單なるものを彫りたるものあり、寛政の頃には、金平淨瑠璃中の事實を取りて、彫り付けたるものあり、その後文政の頃、繪師歌川國芳、これを以て文身の下輪とする者あり、これより身體一面に朱を交へて輪を彫るに至れり、其風次第に蔓延し、商人足、駕籠昇夫、使者、町内の若衆等は、文身なければ、其社會に容れられざるまでに流行せり、天保の時これを禁じたりしが、終に其根を絶つこと能はず、維新後また嚴禁したりしより、漸く衰

ホリモ

文身 關山皮肉に墨を彫り入れ、文字書畫ししくは、其他の形狀等を描きたるをいふ、形物、入づくるといふ、また刺青、刺刺、點青、刺刺とも稱す(關山通志)に見えたるは、景行天皇紀二十七年二月の條に、東夷之中有日高見國、其國人男女並推結文身、爲人勇悍、是鬼國也、とあるを始めとす、又漢史に、本邦上古の俗を記して、筑肥沿海地方には、男子皆黥面文身なる由見えたり、蝦夷熊襲等の人が、勇猛を示して人を威服するたため、或は裝飾のために、文身せしものありしならん、されど我が大和民族にして、刺青せしこと未だ書に見えず、その盛んに行はれしは、江戸時代とす、此時代の初め、殆どこれなりしが、延寶天和の頃淺草神田川の鐘屋左衛門といふもの、横筋かひに肩より、南無阿彌陀佛と大文字に彫付たることあり、寶曆の頃に至り、一心と云ふ文字、或は満堂の撰換など、簡單なるものを彫りたるものあり、寛政の頃には、金平淨瑠璃中の事實を取りて、彫り付けたるものあり、その後文政の頃、繪師歌川國芳、これを以て文身の下輪とする者あり、これより身體一面に朱を交へて輪を彫るに至れり、其風次第に蔓延し、商人足、駕籠昇夫、使者、町内の若衆等は、文身なければ、其社會に容れられざるまでに流行せり、天保の時これを禁じたりしが、終に其根を絶つこと能はず、維新後また嚴禁したりしより、漸く衰

ホリモ

文身 關山皮肉に墨を彫り入れ、文字書畫ししくは、其他の形狀等を描きたるをいふ、形物、入づくるといふ、また刺青、刺刺、點青、刺刺とも稱す(關山通志)に見えたるは、景行天皇紀二十七年二月の條に、東夷之中有日高見國、其國人男女並推結文身、爲人勇悍、是鬼國也、とあるを始めとす、又漢史に、本邦上古の俗を記して、筑肥沿海地方には、男子皆黥面文身なる由見えたり、蝦夷熊襲等の人が、勇猛を示して人を威服するたため、或は裝飾のために、文身せしものありしならん、されど我が大和民族にして、刺青せしこと未だ書に見えず、その盛んに行はれしは、江戸時代とす、此時代の初め、殆どこれなりしが、延寶天和の頃淺草神田川の鐘屋左衛門といふもの、横筋かひに肩より、南無阿彌陀佛と大文字に彫付たることあり、寶曆の頃に至り、一心と云ふ文字、或は満堂の撰換など、簡單なるものを彫りたるものあり、寛政の頃には、金平淨瑠璃中の事實を取りて、彫り付けたるものあり、その後文政の頃、繪師歌川國芳、これを以て文身の下輪とする者あり、これより身體一面に朱を交へて輪を彫るに至れり、其風次第に蔓延し、商人足、駕籠昇夫、使者、町内の若衆等は、文身なければ、其社會に容れられざるまでに流行せり、天保の時これを禁じたりしが、終に其根を絶つこと能はず、維新後また嚴禁したりしより、漸く衰

ホリモ

文身 關山皮肉に墨を彫り入れ、文字書畫ししくは、其他の形狀等を描きたるをいふ、形物、入づくるといふ、また刺青、刺刺、點青、刺刺とも稱す(關山通志)に見えたるは、景行天皇紀二十七年二月の條に、東夷之中有日高見國、其國人男女並推結文身、爲人勇悍、是鬼國也、とあるを始めとす、又漢史に、本邦上古の俗を記して、筑肥沿海地方には、男子皆黥面文身なる由見えたり、蝦夷熊襲等の人が、勇猛を示して人を威服するたため、或は裝飾のために、文身せしものありしならん、されど我が大和民族にして、刺青せしこと未だ書に見えず、その盛んに行はれしは、江戸時代とす、此時代の初め、殆どこれなりしが、延寶天和の頃淺草神田川の鐘屋左衛門といふもの、横筋かひに肩より、南無阿彌陀佛と大文字に彫付たることあり、寶曆の頃に至り、一心と云ふ文字、或は満堂の撰換など、簡單なるものを彫りたるものあり、寛政の頃には、金平淨瑠璃中の事實を取りて、彫り付けたるものあり、その後文政の頃、繪師歌川國芳、これを以て文身の下輪とする者あり、これより身體一面に朱を交へて輪を彫るに至れり、其風次第に蔓延し、商人足、駕籠昇夫、使者、町内の若衆等は、文身なければ、其社會に容れられざるまでに流行せり、天保の時これを禁じたりしが、終に其根を絶つこと能はず、維新後また嚴禁したりしより、漸く衰

ホリモ

文身 關山皮肉に墨を彫り入れ、文字書畫ししくは、其他の形狀等を描きたるをいふ、形物、入づくるといふ、また刺青、刺刺、點青、刺刺とも稱す(關山通志)に見えたるは、景行天皇紀二十七年二月の條に、東夷之中有日高見國、其國人男女並推結文身、爲人勇悍、是鬼國也、とあるを始めとす、又漢史に、本邦上古の俗を記して、筑肥沿海地方には、男子皆黥面文身なる由見えたり、蝦夷熊襲等の人が、勇猛を示して人を威服するたため、或は裝飾のために、文身せしものありしならん、されど我が大和民族にして、刺青せしこと未だ書に見えず、その盛んに行はれしは、江戸時代とす、此時代の初め、殆どこれなりしが、延寶天和の頃淺草神田川の鐘屋左衛門といふもの、横筋かひに肩より、南無阿彌陀佛と大文字に彫付たることあり、寶曆の頃に至り、一心と云ふ文字、或は満堂の撰換など、簡單なるものを彫りたるものあり、寛政の頃には、金平淨瑠璃中の事實を取りて、彫り付けたるものあり、その後文政の頃、繪師歌川國芳、これを以て文身の下輪とする者あり、これより身體一面に朱を交へて輪を彫るに至れり、其風次第に蔓延し、商人足、駕籠昇夫、使者、町内の若衆等は、文身なければ、其社會に容れられざるまでに流行せり、天保の時これを禁じたりしが、終に其根を絶つこと能はず、維新後また嚴禁したりしより、漸く衰

ホリモ

へたれども、なほ行ふものなきにあらず(關東傳、嬉遊笑覽、徳川御記、應問錄)

ホリトガ

彫刻「テウコ」を見よ、杜瓦爾、波羅多、加兒、滿都家、呂など、も書す(關東傳、嬉遊笑覽、徳川御記、應問錄)

ホリトガ

彫刻「テウコ」を見よ、杜瓦爾、波羅多、加兒、滿都家、呂など、も書す(關東傳、嬉遊笑覽、徳川御記、應問錄)

ホリトガ

彫刻「テウコ」を見よ、杜瓦爾、波羅多、加兒、滿都家、呂など、も書す(關東傳、嬉遊笑覽、徳川御記、應問錄)

ホリトガ

彫刻「テウコ」を見よ、杜瓦爾、波羅多、加兒、滿都家、呂など、も書す(關東傳、嬉遊笑覽、徳川御記、應問錄)

マウタ

マウタノコホリ 望陀郡 關西上總國
馬來田の國造あり、孝德天皇の朝、上總國を建つるに及びて之に屬し、望陀と改む...

マウリウチ 毛利氏(長門山口) 大江匡房
曾孫大膳大夫廣元より出づ、廣元の四男季光、相模國毛利庄地頭職となり、毛利四郎と稱す...

マウリテモト 毛利輝元
幸丸、長じて少輔太郎といひ、難波の後、宗瑞と號す、法名天樹院宗瑞、備前國元の子、元就の孫...

マウリ

マウリウチ 毛利氏(長門府中) 毛利輝元
養子元元を祖とす、初め輝元子なし、同姓種井田元清の次子宮松丸を養子となす、天正十八年秀元と名づけ、從四位下に叙し...

マウリウチ 毛利氏(長門府中) 毛利輝元
養子元元を祖とす、初め輝元子なし、同姓種井田元清の次子宮松丸を養子となす...

マウリウチ 毛利氏(長門府中) 毛利輝元
養子元元を祖とす、初め輝元子なし、同姓種井田元清の次子宮松丸を養子となす...

マウリ

マウリウチ 毛利氏(豊後佐伯) 姓は藤原
御子左權大納言長家の子忠家の男基忠より出づ、五世信俊、近江國目賀田庄に住す...

マウリウチ 毛利氏(豊後佐伯) 姓は藤原
御子左權大納言長家の子忠家の男基忠より出づ、五世信俊、近江國目賀田庄に住す...

マウリウチ 毛利氏(豊後佐伯) 姓は藤原
御子左權大納言長家の子忠家の男基忠より出づ、五世信俊、近江國目賀田庄に住す...

マウリ

マウリウチ 毛利氏(長門山口) 大江匡房
曾孫大膳大夫廣元より出づ、廣元の四男季光、相模國毛利庄地頭職となり、毛利四郎と稱す...

マウリウチ 毛利氏(長門山口) 大江匡房
曾孫大膳大夫廣元より出づ、廣元の四男季光、相模國毛利庄地頭職となり、毛利四郎と稱す...

マウリ

マウリウチ 毛利氏(長門府中) 毛利輝元
養子元元を祖とす、初め輝元子なし、同姓種井田元清の次子宮松丸を養子となす...

マウリウチ 毛利氏(長門府中) 毛利輝元
養子元元を祖とす、初め輝元子なし、同姓種井田元清の次子宮松丸を養子となす...

マウリ

マウリウチ 毛利氏(豊後佐伯) 姓は藤原
御子左權大納言長家の子忠家の男基忠より出づ、五世信俊、近江國目賀田庄に住す...

マウリウチ 毛利氏(豊後佐伯) 姓は藤原
御子左權大納言長家の子忠家の男基忠より出づ、五世信俊、近江國目賀田庄に住す...



毛利公家所藏(史稿集電)

マク

陣に張りたる、と群籍に見ゆ、なほ幕を懸るに供する材を幕中、乳に貫く繩を手繩といふ、幕中は後...

マクツ

此例なり、其外の紋も、ありしに、幕の中程に、推し進んで付けたりしを、後世は二引兩、三引兩其...

マクツヤキ

真葛焼 太田焼(カキ)

マクアギヤウ

幕奉行 關西江戶幕府の職名、軍陣に用ふる幕のことなる、敵名あり、若...

マクラ

マクラノサウシ

枕草子 草葉集の類なりとも、または詞子の體言なりともいへり、而して枕の字を冠したるは、此書の終...

マゴビサシ

孫廂 トサシを見よ、マサヤアガツカチハヤヒアメノオシホミ...

マス

如くならざりしを以て、更に建御雷神、経津主神を遣はし、漸く大己貴神及び其部族を征服するを得たり...

マス

して、毎年各所に就きて願印を受けしむる事、一度器に同じかりき、尋で和暦六年四月、新格及び權...

マス

政權を執るに及び、始めて京升の制を定む(キヤウマス)と云ふ、江戶時代に至り、江戶と京都とに升座を...

マスカ

同家用升 同八合升 同十合升
申慶園大升 同官旨升 同半官旨升
近江國武佐升 同大津升 同山門升
三井寺升 同彦根升 同小升
山城國山城升 斗極升 伏見升
大和國法隆寺升 同水升 同興福寺布庵升
同南園堂油升 同大安寺升 同東金堂升
同新羅師升 同春日社神供升 同岩崎氏升
同藥師寺段鐘升 同春日社神供升 同岩崎氏升
尾張國野間大勢 同未詳南氏升 同正傳寺升

マスカガミ 増鏡 三善後世十冊に
別たるものあり、國史大系十七に收むる後鳥羽天皇より後醍醐天皇に至るまで凡百五十年間の事を記せるものなり、世に大鏡水鏡と併せて三鏡と稱す、年老いたる尼が、嵯峨清涼寺にて物語れるを記せる體に書き成し、篇章を分ちて題號を掲げ、年次を追うて事實を記せり、承久の御金、元弘の御紙、持明院大覺寺兩統立の起伏、及び四國寺家の榮華、北條氏の跋扈等、忌憚なく詳かに記し、政權の推移を明かにしたり、文章流暢にして典雅なり、本書傳寫の餘本、錯簡誤脱多く、篇次も一定せず、各書臣所藏の永正十八年の奥書ある片假字本、田中教忠氏所藏の永和二年應永九年の奥書ある本等は尤も善きものなりと云ふ、烟の末々、北野の雪の二篇は永正本に載せず、殊に北野の雪篇は、山の紅葉篇と重複し、文章又同じきを以て、各書臣は疑案となし、別人の筆録に係るものとせり、而して諸本によりて校正して、異同を註し誤を正し、重複せるを辨じたるは、萩野博士等の増鏡校定本、和田英松氏等の増鏡詳解本等なり、増鏡詳解、和田英松、佐藤球二氏の著にして、解釋詳當、考證正確にして、附録に索引、系圖、同

記、事族譜)
○具英 兼盛 兼重 兼久 兼望 兼原
兼隆 兼輔 兼輔 兼弘
マチシロドノ 町尻殿 藤原道隆(フナヘ)
ラノミチカカ) 及び藤原道隆(フナヘ)ラノミチカカ)
を見よ。
マチドシヨリ 町年寄 江戸幕府の職名、町奉行の下に屬して、府下の令違取等の事を掌り、名主を管す、江戸町年寄、大坂町年寄、長崎町年寄等あり、各條參看。
マチビケシ 町火消 江戸時代、江戸市街の防火に従事せる消防組をいふ、其消防火を火消人足(略して火消)また火消之者(略して火消)と稱す、消防組は四十七組(後に四十八組)と本所深川の十六組とあり、いろは組は、もといは四十七字によりて組を分ちたるものにして、いろは組等と名付け、更に數組づゝ組み合せ、一番組より十番組までとなし、本所深川は一の組より六の組までを、上中下三組となしたり、いま十番組の次第を擧ぐれば左のごとし。
一番組(いろはの五組)○二番組(ろせしめすろの七組)○三番組(てあさきゆみの六組)○四番組(こえしみの四組)○五番組(くやまけふの五組)○六番組(あのおの三組)○七番組(なむの三組)○八番組(はわかたの四組)○九番組(れそつれの四組)○十番組(とちりぬるの七組)
各組とも頭取ありてこれを總ふ、其下に頭(即ち組頭なり)權持(單に權ともいふ)持子持(單に持子ともいふ)平人(席口を持つ者)人足(いまだ火消に加はらざる者、土手組ともいふ)の五階級あり

マサヤ

畫引索引、年表、京都圍皇居圖等を添へ、尤も完備したる良書なり、一編を良なりと稱すれども、冬真の生れし以前の奥書ある本あれば、誤なること明かなり、御原紀光は一條純嗣とし、松本博士は二條真基ならんと云へど共に確證なし、されど正慶二年以後永和二年以前に成りしことば、其確證あり(増鏡、同詳解)
マサヤマウチ 増山氏(伊勢長島) 姓は清和源氏、足利義兵四男一色公深の五世の孫政隆より出づ、其後裔利長、徳川將軍秀忠の時、朝倉三郎の用人となり朝倉と稱す、其子正利、永井信濃守に仕へ、後寛永二十年徳川將軍家光に仕へ、母姓増山を稱し、藤原氏に改む、正保二年藤原三千石を賜はる、四年相州にて一萬石を賜はり、叙爵して彈正少弼と稱す、其後屢々加封、萬治三年三河四尾城に治す、正利の時、寛文三年常陸下館城に、元禄十五年伊勢長島に移り、二萬石を領す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(徳川加除封録、華族譜家傳、事族譜)
○正利 正朝 正任 正武 正盛 正賢
正朝 正朝 正朝 正朝
マタシヨシタイ 又所司代 少所司代に
同じ、シヨシタイを見よ。
マタモノ 又者 陪臣をいふ、又家来とも稱す、マインシヨシを見よ。
マチアツケ 町預 コブツケを見よ。
マチクワイシヨ 町會所 江戸幕府の時、七分積金、及び江戸市中町民の救済の事を取扱ふ所、江戸市の經營に係る關切、江戸淺草向御原(今の向御原町二丁目一番地)徳川幕府時義倉の

團圓節はじめ府下の消防は、役あたりにて、家々より壯丁を出し、火を防がしめたるものにして、これを店火消といへり、然るに府下の繁榮と共に、火災も年々繁くなり、店火消にては用を辨せざるが故、町火消人足といふを用ふるに至れり、火入足とは、日雇人足の内に、一種席口の者といふあり、もと席口を手にして、土木の手傳をするものなりしが、これを町々に抱えおき火災の度毎に出したるを以て、竟に席といふ名は消防夫の名目となりしなり、されど別に統一もなくして、不備を極めしなり、將軍徳川吉宗の時、はじめて之をいはし四十七組となしたり、其時日詳ならざれども、享保三年十二月四日の令に「町々出火の節之儀に付、此度組分相繼り候、右者繪圖索引之通に候」と見え、同五年八月八日の令に「火事の節、防火之儀に付、去る年組合相極候處云々」と見えれば、享保三年に組合定まりしものなるべし(江戸の花、所引指記に、いろは組町火消の始は、享保四年四月町奉行大岡越前守殿、南奉行中山出雲守殿、中之奉行内能登守殿御寄合の上、町年寄、野原名主五人を召出、評議之上可取極、同年六月取極しとおれども、また其論る所を詳にせず十五年に至り四十七組を十組に割り、はじめて一番組より十番組出来せり、後水組(三番組に屬す)といふもの起り、凡て四十八組となる、また四十八字の内へ、ひらの三字を百千高に改め、元文三年に、四十七の兩組を併せ、四番組を五番組に、七番組を六番組に併せたり、而して本所深川の十六組は、何時に起りしのか詳かならず、なほ町火消は、はじめ武家の屋上へ、煙を揚ぐることを禁せられしが、後幾もなかり、武家の火消と打交り、何れの場所と雖し、消防に従事するとなれり(教令類纂、徳川幕府)

マチシ

違制にて、近時備置諸善の蓋稱といふべし、寛政三年松平定信江戸市中の町法を改正せし時、令して天明五年より寛政元年に至るまで、五十年間の町費を書上しめ、毎歳の課出高と、其遺掃とを査算し、其費額に付て、務めて節減を加へ、是を將來支拂すべき一十年の町費と定め、前五十年平均、一十年の町費と差引て、其減額の一は、町内臨時の入費、二分は地主の増收にして、七分は乃ち積金と定めしものなり、其積金は、毎月十一日より十五日までに二十一日、日割を以て上納すれば、掛りの用違入、其手代を隨へ、會所へ奉集して右積金を檢査し、其郡度計算して、家賃、貸付、園藝買入、并に會所米倉の修理等口々に支拂ふなり、凡そ此出納に關することは、總て用違入の受持にて、町方勘定方の吏員は只立會のみなり、明治に及び、東京府の管轄に屬し、元年六月一たび積立を停められしが、二年正月より再び積立、同年六月に從前の賦課法同小間を改めて、地代上り高銀五十匁を、一小時と定めて徴收せし、三年十二月に至りて廢し、會所は只地代の取立と、窮民の救恤とのみを取扱ひ、四年十一月に、八町町舊野路邸に設けて之に移りしが、五年五月に至りて廢し、尋で會議所を設けて、府下の修繕、築港、養育院、瓦斯燈、商法講習所、共済地等の事を取扱ひしに、九年十二月に亦廢す、殘金は東京府に保管し、十二年府會を開くに及で、之を同會に引継ぎたり、乃ち今の區郡共有金と稱するもの是なり(町會所書記、江戸會誌)

徳川太平記、江戸の花)
マチアギヤウ 町奉行 武家家の職名、市中の民政を掌る、江戸幕府の時、江戸、京都、大坂、駿府の四市に之を置きたり、團圓節相繼足柄下郡飯坂村陣地院所藏、永禄五年の文書に、町奉行小笠原殿代とあるを初見とす、また團圓節にも、小笠原といふもの、小田原の町奉行たりしと見えたり、此職はもと諸大名家に起りたるものにして、鎌倉室町兩幕府には、檢斷奉行、地奉行ありて其事を掌りしが、江戸幕府に至り、はじめて之を任稱し重職となす、エドマチアギヤウ、キヤウマチアギヤウ、オホサカマチアギヤウ、スンプマチアギヤウ、参看(武家名目抄、江戸會誌)
マチヤクニン 町役人 江戸時代、幕領内に於て、町奉行の支配の下に、町方に關する民政を行ふ公吏をいふ、身分は町人なり、市によりて其公吏の名稱を異にす、江戸にては、名主、月行事、家持、家主、京都にては、見島、中屋、町代を總稱するがごとし、而してまた名主は異正(古くは所長、町役頭ともいへり)家主は家守、大家、留守居などとも稱したり、團圓節江戸時代には、町方村方共に、些細の事に至りては、凡て町村の自治に任ず、町役人は、いまだ普く調査せられざるを以て、今は江戸の町役人に就きて記述すべし、江戸の町役人は江戸町年寄(エドマチアギヤウ、参看)に隸屬し、江戸町奉行(エドマチアギヤウ、参看)の支配を受く(○名主)町年寄の指揮に従ひ、其支配場の公務を取扱ふものにして、支配町々の數は、約きは、二箇町より、多きは二十三箇町に及び、寺社門前にては、四十餘箇町一支配なるもあり、其町々の取輪をばじめ、一切の事に關

マチシ

記、事族譜)
○具英 兼盛 兼重 兼久 兼望 兼原
兼隆 兼輔 兼輔 兼弘
マチシロドノ 町尻殿 藤原道隆(フナヘ)
ラノミチカカ) 及び藤原道隆(フナヘ)ラノミチカカ)
を見よ。
マチドシヨリ 町年寄 江戸幕府の職名、町奉行の下に屬して、府下の令違取等の事を掌り、名主を管す、江戸町年寄、大坂町年寄、長崎町年寄等あり、各條參看。
マチビケシ 町火消 江戸時代、江戸市街の防火に従事せる消防組をいふ、其消防火を火消人足(略して火消)また火消之者(略して火消)と稱す、消防組は四十七組(後に四十八組)と本所深川の十六組とあり、いろは組は、もといは四十七字によりて組を分ちたるものにして、いろは組等と名付け、更に數組づゝ組み合せ、一番組より十番組までとなし、本所深川は一の組より六の組までを、上中下三組となしたり、いま十番組の次第を擧ぐれば左のごとし。
一番組(いろはの五組)○二番組(ろせしめすろの七組)○三番組(てあさきゆみの六組)○四番組(こえしみの四組)○五番組(くやまけふの五組)○六番組(あのおの三組)○七番組(なむの三組)○八番組(はわかたの四組)○九番組(れそつれの四組)○十番組(とちりぬるの七組)
各組とも頭取ありてこれを總ふ、其下に頭(即ち組頭なり)權持(單に權ともいふ)持子持(單に持子ともいふ)平人(席口を持つ者)人足(いまだ火消に加はらざる者、土手組ともいふ)の五階級あり

マチシ

團圓節はじめ府下の消防は、役あたりにて、家々より壯丁を出し、火を防がしめたるものにして、これを店火消といへり、然るに府下の繁榮と共に、火災も年々繁くなり、店火消にては用を辨せざるが故、町火消人足といふを用ふるに至れり、火入足とは、日雇人足の内に、一種席口の者といふあり、もと席口を手にして、土木の手傳をするものなりしが、これを町々に抱えおき火災の度毎に出したるを以て、竟に席といふ名は消防夫の名目となりしなり、されど別に統一もなくして、不備を極めしなり、將軍徳川吉宗の時、はじめて之をいはし四十七組となしたり、其時日詳ならざれども、享保三年十二月四日の令に「町々出火の節之儀に付、此度組分相繼り候、右者繪圖索引之通に候」と見え、同五年八月八日の令に「火事の節、防火之儀に付、去る年組合相極候處云々」と見えれば、享保三年に組合定まりしものなるべし(江戸の花、所引指記に、いろは組町火消の始は、享保四年四月町奉行大岡越前守殿、南奉行中山出雲守殿、中之奉行内能登守殿御寄合の上、町年寄、野原名主五人を召出、評議之上可取極、同年六月取極しとおれども、また其論る所を詳にせず十五年に至り四十七組を十組に割り、はじめて一番組より十番組出来せり、後水組(三番組に屬す)といふもの起り、凡て四十八組となる、また四十八字の内へ、ひらの三字を百千高に改め、元文三年に、四十七の兩組を併せ、四番組を五番組に、七番組を六番組に併せたり、而して本所深川の十六組は、何時に起りしのか詳かならず、なほ町火消は、はじめ武家の屋上へ、煙を揚ぐることを禁せられしが、後幾もなかり、武家の火消と打交り、何れの場所と雖し、消防に従事するとなれり(教令類纂、徳川幕府)

マチア

徳川太平記、江戸の花)
マチアギヤウ 町奉行 武家家の職名、市中の民政を掌る、江戸幕府の時、江戸、京都、大坂、駿府の四市に之を置きたり、團圓節相繼足柄下郡飯坂村陣地院所藏、永禄五年の文書に、町奉行小笠原殿代とあるを初見とす、また團圓節にも、小笠原といふもの、小田原の町奉行たりしと見えたり、此職はもと諸大名家に起りたるものにして、鎌倉室町兩幕府には、檢斷奉行、地奉行ありて其事を掌りしが、江戸幕府に至り、はじめて之を任稱し重職となす、エドマチアギヤウ、キヤウマチアギヤウ、オホサカマチアギヤウ、スンプマチアギヤウ、参看(武家名目抄、江戸會誌)
マチヤクニン 町役人 江戸時代、幕領内に於て、町奉行の支配の下に、町方に關する民政を行ふ公吏をいふ、身分は町人なり、市によりて其公吏の名稱を異にす、江戸にては、名主、月行事、家持、家主、京都にては、見島、中屋、町代を總稱するがごとし、而してまた名主は異正(古くは所長、町役頭ともいへり)家主は家守、大家、留守居などとも稱したり、團圓節江戸時代には、町方村方共に、些細の事に至りては、凡て町村の自治に任ず、町役人は、いまだ普く調査せられざるを以て、今は江戸の町役人に就きて記述すべし、江戸の町役人は江戸町年寄(エドマチアギヤウ、参看)に隸屬し、江戸町奉行(エドマチアギヤウ、参看)の支配を受く(○名主)町年寄の指揮に従ひ、其支配場の公務を取扱ふものにして、支配町々の數は、約きは、二箇町より、多きは二十三箇町に及び、寺社門前にては、四十餘箇町一支配なるもあり、其町々の取輪をばじめ、一切の事に關

して責任を負ひ、自宅には、表には支那を構へ、事務を扱ふを以て、俗に名主の事を支那と呼び、町内の船頭並等、凡て此支那に於て勤解す、若し失行のものあれば脱獄を加へ、船頭のものに至りては、時宜により奉行所に差出すもあり、また配下の人民にして訴訟する場合には、家主五人組と共に裏書を爲す(ミヤウツシ)等、故に古来の積習自然に例となり、凡そ名主たるものは、入々これを敬重し、みだりに其意に背るもの少し、是を以て動もすれば、其勢に靡り、支配者の者に、理外の事を要求する輩ありて、裏書を受けしものも度々ありき、而して幕府より町内等のある時は、奉行所より町内寄りに進し、町内寄よりこれを名主に進送して、市民に傳ふ、而して名主にはまた組合ありて、全體を二番より二一番組に分ち、別に番外二組あり、其中北町奉行所支配内は二番組二番組、南町奉行所支配内は四番組を小口と稱し、年番を以て、町奉行町内寄より下流を番組を受たぐ、これを南北小口年番と稱す、なほ毎組に庶務名主一人づゝありて、仲間取締の責に任じたり、また後世は名主の掛分を設け、市中取締掛、諸色取締掛、人別掛、米方掛、酒入津掛、神祇掛、舟掛、桶掛、役掛、町倉所年番等を定め、職務を分擔せり、而して其給料は、金二兩二分より三兩一分、銀十二匁餘までありて、不同なりき、但給料の外諸般の費、及び治務書等所得あれど、多寡不同なり、また勤役中は、別に工商業を営むを得ざれど、由緒ある用違商人の知悉は此限にあらず、なほ名主兩人にて、一支配を、月番しくは年番りに勤むるもあり、或は名主なくして、月行事持なるもあり、これ皆往時より、其町々の例に従へり、名主は皆世襲なりと雖、代替りか、または新に名主を立つる時は、其人は家持の中より

公選す、その支配者の家主選擧して申立、町奉行これを命ず、されど城下及び停職等に至りては、奉行より直に命じたり、また名主の中私に類別を立て、四等とし、其一を家創名主とす、凡廿九人あり、幕末には六人を減す、其家の祖先が、自ら開きたる町々の名主にして、天正以前より居住せるもの、徳川氏に從ひて三河遠江等より移住せるもの等あり、名主中尤も権威を有す、其二を古町名主とす、文化中の調査に七十九人ありしに、後に四人を減す、草創名主に次で、古くより其町に居住せるものにして、亦權威あり、此二種の名主は、歳首及び大禮の際、江戸城に登りて物を獻じ、講を賜はる、町年寄に同じ、其三を平名主とす、地方より町方支配に關せし町家の名主なり、其四を町前名主とす、寺社門前町家の名主なり、(家持)地主にして家主を兼ねるもの、所謂居附地主なり、職務家主と同じ、(家持)地主より給料を得て其宅地を守り、店賃地賃のもの支配し、五人組、月行事を務め、配下の者にして訴訟のことあれば、名主と共に目安に異言す、また町内等傳達すること名主に同じ、而して其店子に對しては、感愛を以て接し、所謂「店子といへば子に同然」といへる世徳の如くなるべき者にして、常に之を敬重し、不都合の行跡ある者は、訓戒したり、其餘録并に諸費は、凡て地主の負擔なりき、(一)一説に、昔は地主が家主の役を勤めたるものなれど、後世、家計の益がなるものは、往々これを願ひ、家主を立て、町用を取扱はせ、地主は只町入費を辨するのみなりしといへど、信じてたし(五人組)家主五軒の組合なり、詳しくは「エニエ」を見よ、(月行事)五人組の内にて、毎月交代して、事務を專當するものなれど、即ち月番に勤むるなり、名主なき町は名主代を勤め(名主代なれば

其給料を受く)然らざるものといへども、其町内なる訴訟の加印、檢使見分の立會、四人の預り、清助夫の差引、町内の修繕、冬春の同火の番夜廻り等は、皆月行事の任する所なりき、(町内)名主は名主職(ミヤウツシ)参看)より變化したるものにして、遠古の例、凡町内の長たるもの、大村は庄屋、小村及び市町は名主と稱すること、天正頃より諸國共に之れあるを見れば、江戸も早くより名主ありしなるべし、古くはこれを所創、町役頭といへり、されど往時は各町に名主ありしにあらざれば、其職も多からざりき、また慶長見聞集に、此町に月行事はなきか、何と火番をかたく申付けざるぞ、其家主をかため籠會すべし云々とあれば、家主、月行事とし、開府以來ありしものなり、明暦二年に至り、名主なき町々は、名主を推選して上申し、もし名主を推選して、一年づゝ名主役を勤めしめたり、當時の員數詳かならざれども、正徳五年十一月の調査に、凡百九十六人ありき、これより先寛文年中、五人組のものといへば、六月行事を勤めおき、自ら勤むせざるものありしかば、六月行事一月令して之を禁じ、また家主も、地主の約束に従はざりしものあるを以て、正徳三年八月、惣て家主職、請願、檢分は、准家來一候間、得共、地主申付次第、相勤可申候、若地主之申付於相勤者、准家來一仕置可申付候間、此旨地主并家來一可申付候と令して之を戒めたり、なほ名主もまた、歳月の久しき、往々にして其人を得ざるあり、非行の業多からざりしが故、享保七年七月、殿に從來の積習を改革せしめ、自今新たに名主をおくを禁じ、其翌年に名主の組合を設け、總員を二百六十四人外に新吉原町四人と定めし後は、之を以て定員となせり(此以前にも

最寄りにて、日本橋南組、同中組、同北組芝組神田組など組合を設けたりといふ、而して此組合の數は十七組なりしが、寛延中二十一組、番外二組と定まらる、其後寛政二年名主仲間取締の爲め、毎組に庶務名主一人づゝ、凡四十七人をおき、天保二年には、組合世話掛三十二人をおき、(一)は一年限りにて、毎年末に改めて命じたり、此時庶務名主を應ず、并に其勤め方無状なるものを、互に注意すべし爲なりき(但世話掛は安政五年には、増して四十五人となり、また名主に掛分を設けしは、寛政以後の事に係り、はじめ諸色掛(六十二人)のみなりしが、天保以後に及び、數多の掛を生じたること、職掌の條に述べたるが如し、なほ名主にして、廣き宅地を預り、または彼所の宅地を兼預るものば、下家守をおき、居ながら給料を得て、町用を下家守に委任するもあり、或は家主を株式のごとく賣買するものもありて、天保中に共に禁ぜられたれども、其弊論ならざりしこと、名主に同じかりき、明治二年三月名主を、六月五人組、月行事を廢し、六月また家主を地面差配人と改稱す、これより家主はまた町用に預ることなし、町役人の外別に町代、書役あり、町代は、享保六年九月町年寄より名主へ申渡し、以前は二町四町五町、も相違なく、物書係系地置候處、中古より大方一町一人づゝ、町代と名付、多少之給金遣之置、諸入用割方、其外御用向等、大方町代に爲、任置候様罷成候處有之云々と見えれば、早くよりありしものなるべく、其職も同文にて知らるべし、而して此時町代を禁ぜられれば、漸に書役をおきたり、書役は常に自給番屋(マツヤ)に參看)にあつて、五人組、月行事に代り、町内の書記計算を掌るものにして、其町より雇給を給せらる、然るに後世、名主月行事等、往々本

を書役に委任し、朝ら公務を扱はざるものありしかば、延享二年五月に、町用を書役に任せおくべからざる旨申渡あり、寛政八年四月には、書役不取締の赴に付、自今然るべからざる旨申渡あり、されど書役は町々に關り、べからざるものなれば、維新のはじめまでも雇おきし處あり、また享保中、上番、下番、常番といふものをおきし處あり、其職掌詳かならず、享保六年九月停罷せらる、なほ番太郎(ハナタラ)参看)と稱する職もありき、便宜を以て此に附載す、名主は村役人の中にもあり、ムラヤゲン(参看)參典講究所講演「江戸町奉行の事」

マチヤツコ 町奴 男達(ナトゴダ)を見

マチユウコ 真中古 陶器の一種、古瀬戸に對しての稱、瀬戸といふ、マツヤツコを看

マツ井ウチ 松井氏 松平氏(武蔵川越)の儀を見よ

マツウラウチ 松浦氏 マツウラウチを見

マツウラノコホリ 松浦部 マツウラノコホリを見よ

マツエジヤウ 松江城 出雲國八束郡松江市の北端末次團扇産地起原詳ならず、慶長年中築城の以前舊城在りしが如し、陸奥太平記に見えたる末次城は即ち松江の舊名なるべし、マツエジヤウ(参看)富田城主堀尾吉晴此地の形勝を相し、修築し、慶長十二年落成の後、移徙す、寛永十年堀尾氏の嗣絶え、京極高次之に代り、同十四年高次平して、除封、翌年松平直政之に代り十八萬石を領し、子孫世襲して明治維新に至る、徳橋、武蔵、明治政覽)

マツラカタツカタ 松岡辰方 徳橋

稱平治部、後清助と改む、字は子辨、松平村に於て松平治部、後清助と改む、字は子辨、松平村に於て松平治部、後清助と改む、字は子辨、松平村に於て

マツラバセラ 松尾芭蕉 松尾芭蕉(名芭七郎、長じて忠右衛門宗房と改む、華納園、朝々、天



松平治部、後清助と改む、字は子辨、松平村に於て

從ひ、三河赤松城を攻めて陥る。功を以て寺部百貫の地を賜ふ。其子重勝、慶長十六年松平忠輝の傳相に補せられ、越後三條に移りて、二萬石を領す。元和三年一萬石加賜、下總國宿に移封、五年遠江横須賀に移る。八年重忠一萬石加賜、出羽上山城に移封、寛永二年一萬石加賜、豊後高田に移封、二十年英親、弟重長に三子石、直政に二子石を分封す。正保二年杵築城に移り、三萬二千石を領す。子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)。

○光親 重親 重吉 重勝 重忠 重直 重隆 重榮 重休 重純 重益 重貞 重賢 重明 重良 重實 重信

松平氏(三河西尾) 松平親忠の二男加賀守元を祖とす。元三河國加賀郡大給に住す。因て大給松平と稱す。六世家康、徳川家康に仕へ、天正十八年上野國那波の地一萬石に封ぜらる。慶長六年關ヶ原役の功を以て一萬石加賜、美濃國岩村に移る。慶長十五年一萬五千石を領す。正保二年に上野館林に移封、五萬五千石を領す。承應三年弟兼政に五千石を分與す(兼政初め親母の家姓石川氏を留す。天和二年信濃小諸に移り、二萬石を領す。元禄十五年兼紀、美濃岩村に移封、十六年松平氏に復す。享保二十年兼實、老中職の功により一萬石加封) 兼久の時、寛文元年に下總佐倉、延寶六年に肥前唐津に移り、七萬石を領す。貞享三年弟好乗に三千石、兼重に二千八百石を分封す。元禄四年兼色、志摩島羽に移封、次子兼貞に五千石、三子兼経に三千石を分封す。寶曆七年伊勢龜山に、享保二

年山城守に、八年前下總佐倉に移封、十五年老中職の功に因り、一萬石加賜、延享二年一萬石加封、出羽山形に移り、六萬石を領す。明和元年兼祐、三河西尾に移封、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる。尚ほ大給氏(オキフウヤ)參看(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)。

○兼元 兼正 兼勝 兼兼 兼家 兼壽 兼久 兼春 兼色 兼佑 兼完 兼寛 兼全 兼秩 兼水 兼渡岩村(三萬石) 兼政 兼紀 兼賢 兼運 兼保 兼美 兼喬 兼命

松平氏(駿河小島) 松平親忠の九男兼清を祖とす。兼清三河國加賀郡福地に住す。因て福地松平と稱す。五代の孫正勝、徳川家康に仕へ、元和大阪の役に戦死す。子なし。家信の二男重信を養子とす。上總常陸の地にて千二百石を賜ふ。後ち駿河の地五千石を賜ふ。明保二年駿府城代となり、三十八百石加賜。天和二年信守家康となり、千石加賜。元禄二年若年寄となり、四万石加賜。一萬石となる。寛永元年駿河小島に移る。子孫相繼ぎて明治に至り、元年、信濃性説と改め、上總常陸に移る。後ち華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)。

平長親の三男信定を祖とす。信定三河國福井に住す。因て福井松平と稱す。曾孫忠正、徳川家康親父同母妹を迎へて家康を生む。家康關原に移るや、家康を上野松山一萬石に封ず。同年勳氣を蒙りて自宮り、嗣なきを以て家絶ゆ。忠正の弟忠吉の二男忠頼、其家を繼ぎ、武蔵八幡山一萬石を領す。慶長五年關ヶ原役の功を以て一萬五千石加賜、美濃金山に移る。六年二萬五千石加賜、遠江濱松に移る。十四年除封せられ、更に嫡子忠重に武蔵深谷の地八千石を賜ふ。其後繼ぎ加増ありて、元和八年に上總佐倉、寛永十年に駿河田中、十二年に遠江掛川、十六年信濃飯山に移封し、四萬石を領す。寛永三年忠尚、遠江掛川に移り、正徳元年に播磨尼ヶ崎に移る。子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)。

○信定 兼重 兼兼 兼家 兼廣 兼頼 兼重 兼俱 兼壽 兼忠 兼名 兼告 兼賢 兼謙 兼榮 兼興

松平氏(出羽上山) 松平長親の五男利長を祖とす。利長三河國福井に住す。因て福井松平と稱す。其子信一、徳川家康に仕へ、上野市川の地五千石を領す。慶長六年關ヶ原役の功を以て二萬五千石加賜、常陸土浦に移封し、元和三年信吉大隈役の功を以て二萬石加賜、上野高崎に移る。五年丹波篠山に移封す。次子忠晴、常陸國において三千石加賜す(寛永九年一萬石加賜、爾後屢々加増あり、十年駿河田中、正保元年遠江掛川に、慶安元年丹波龜山に移りて、三萬八千石を領す。貞享三年忠昭、一萬石加賜、武蔵岩槻に移り、元禄十年忠徳、

但馬出石に移る。寛永三年忠周、一萬石加賜、信濃上田に移り、五万八千石を領す。享保十三年忠茂、五千石を弟忠容に分與す(慶安二年忠周、二萬石加賜、播磨明石に移り、七萬石を領す。寛治二年水子信重に、五千石を分封す。延寶七年信信、一萬石加賜、大和郡山に移り、貞享二年一萬石加賜、下總古河に移る。三年弟信通に、大和一萬石を分與す。元禄六年忠之除封せられ、更に支封信通に二萬石を備中處瀨に加賜せられ、宗親を繼がしむ。十年出羽上山に移る。子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)。

○利長 信一 信吉 忠周 信之 忠之 信通 長恒 信將 信享 信古 信愛 信行 信實 信廣 信安 信渡上田(五萬三千石) 忠晴 忠昭 忠周 忠愛 忠順 忠清 忠孝 忠尚 忠禮 忠正

松平氏(伊豫松山) 水尾は久松氏、菅原道真の後裔久松正左衛門道定、尼樂の守護新波氏の被官となりて、初めて智多郎阿古居莊を領す(一説に道真の裔久松丸、此地に流され、野間庄に住す。土人奪びて久松殿と云ふ。故に子孫久松を氏とす) 道定の六世定氏一女子あり、色滿貞の二男詮定に配して嗣とす。詮定五世の孫俊勝、松平康忠と交はる。康忠死去の後、その妻を娶り、男子三人女子四人を生む。長を勝元、次を康俊、次を定勝とす。永祿三年三月徳川家康、同母の弟三人を己れの兄弟に准すべしと納し、松平氏を授け、依て俊勝父子家康に従ふ。三男定勝、天正十八年九月下總

香取村小南にて築地三千石を賜はり、慶長六年二月關ヶ原役の功を以て、貳萬七千石加賜、遠江掛川に移封し、元和三年伊勢桑名に移り、寛永十一年十月定行、伊豫松山に移る。前封と併せて十八萬石、萬延元年降参府家川御衝の功を以て、家督四品の家格を賜はる。子孫相繼ぎて明治に至り、久松氏に復し、後ち華族に列し、伯爵を授けらる(藩翰譜、系譜、徳川加除封録、華族譜)。

○定勝 定行 定類 定長 定直 定英 定綱 定功 定時 定國 定則 定通 定泰 勝成 定昭 定賢

松平氏(伊勢桑名) 水尾は久松氏、定勝の三男定綱を祖とす。幼にして荒川次郎九郎の養子となる。慶長七年徳川家康に謁し、其子將軍秀忠に仕ふ。九年五千石を下總山川に賜はる。十年叙爵して越中守と稱す。十四年一萬五千石加賜、其後屢々加封ありて、元和二年常陸下妻に、五年遠江掛川に、寛永二年山城守に、十年美濃大垣に、十一年伊勢桑名に移り、前封と併せて十一萬石、寛永七年定重、遠後高田に、寛保元年定賢、陸奥白川に、文政六年定永、伊勢桑名に移り油す。天保四年定和、福岡詰に遣ひ、子孫相繼ぎて明治に至り、久松氏に復し、後ち華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)。

伊勢長島七千石を領す。十二年七月伊豫今治に移り、三萬石を領す。寛文五年六月一萬石加賜、總て四萬石を領す。九年十一月侍從に任ず。子孫相繼ぎて明治に至り、久松氏に復し、後ち華族に列し子爵を授けらる(系譜)。

○定房 定時 定陣 定基 定輝 定通 定休 定剛 定芝 勝道 定法 定弘

松平氏(勝奥會津) 水尾は久松氏、後勝の二男康俊の男勝政、徳川家康に仕へ、千五百石を領す。後ち屢々加増す。慶長八年三月叙爵して豊前守と稱す。三年勝以大隈定常に稱せられ、三千石を上總下野三國に加賜。下總國多古を治む。前封と併せて壹萬貳千五百石、子孫相繼ぎて明治に至り、久松氏に復し、後ち華族に列し、子爵を授けらる(系譜)。

マツタ

年徳川家光興じ嗣子家嗣幼なるを以て家光の遺命に
より、將軍を補佐して、政務を取る、文久三年容保
京都守職たり、子孫相繼ぎて明治に至り、戊辰の
役を以て斗南に移され三萬石を領す、後、華族に
列し、子爵を授けらる(藩論、徳川加除封録、華
族譜)

○正直 正光 正之 正經 正容 容大
容明 容住 容家 容敬 容保 容大

マツタヒラウチ 松平氏(武藏忍) 本姓真
平氏(村上源氏)美作守信昌の四男忠明を祖とす、
忠明六歳の時、徳川家康の養子となり松平氏を貫す、
文祿元年上野國長根に於いて七千石を領す、慶長
七年三河國作手一萬七千石を賜はり、十五年三萬三
千石加賜、伊勢國龜山に移封す、後、慶長加増あり
て、元和五年大和國郡山に、寛永十六年播磨國姫路に
移り、十八萬石を領す、正保元年忠弘、三萬石を弟清
直に分與す、慶安元年出羽國山形に、寛文八年下野
國宇都宮に、天和元年陸奥國白川に移封す、元祿元
年二萬石を忠直に分與す、五年故ありて五萬石を
讓取せられ、出羽國山形に移る、十三年忠雅、備後
國福山に、寛永七年伊勢國桑名に移る、文政六年忠
貞、武藏國忍へ轉封す、十萬石を領す、子孫相繼ぎ
て明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩論、徳
川加除封録、華族譜)

マツタヒラウチ 松平氏(上野小幡) 松平
和泉守康久の男康高を祖とす、寛文四年從五位下宮

マツタ

内大輔となる、天和元年官命を以て松平忠弘(真平
氏)の養子となり、忠直と名を改む、元祿元年松平
清直の男忠雅を、忠弘の嗣と爲すに依り、忠弘陸奥國
新田二萬石を忠直に分地す、十三年陸奥國中田に、
享保十九年上野國碓氷に移封す、明和四年播磨守忠
恒、封を上野國小幡に移さる、子孫相繼ぎて明治に
至り、忠恒本姓に復し、華族に列し子爵を授けらる
(系圖、徳川加除封録、華族譜)

○忠直 忠雅 忠恒 忠嗣 忠直 忠直
○忠直 忠直 忠直 忠直 忠直 忠直

マツタヒラウチ 松平氏(美作越田) 徳川
綱重の子清武を祖とす、初め綱重の側室長島院禮妊
するや、故ありて越智喜清に托す、男子を産む、清喜
養うて子となす、之を清武とす、元祿十五年從五位
下下總守となり、二十石を領す、寛永四年松平に復
姓し、上野國林二萬石を領し、出羽守に在り、其後
慶長加増ありて、正徳二年五萬四千石を領す、享保
十三年武元、陸奥國岩手に移り、延享三年館林に復す、
天保七年齊原、石見濱田に移る、慶應二年毛利氏を
攻む、後、濱田城陥失し、出雲杵築に逃る、三年美
作越田に移り、六萬石を領す、明治に至り華族に列
し、子爵を授けらる(藩論、徳川加除封録、華族譜)

マツタヒラウチ 松平氏(美作津山) 結城
秀康の長男忠直を祖とす、忠直元和九年國を除かれ、
豐後國野に歸居し、名を一伯と改む、更に嫡子光長に
二十六萬石を賜はり、山田城を治め、以後松平
氏と稱す、天和元年國除せられ、更に族松平直恒(殿

マツタ

備松平の系統)の三男富高に十萬石を賜はり、元祿
十一年美作津山に移封す、享保十一年淡路守職
除せられ、更に族松平知清の次男長照に五萬石を賜
ふ、文化十四年齊原五萬石を加増、啓行に雙龍を用
ひ、合資の徵税を養す、前封と合せて十萬石、文政五
年大廳下松岡諸に遷む、子孫相繼ぎて明治に至り、
華族に列して子爵を授けらる(藩論、徳川加除封
録、華族譜)

○秀康 忠直 光長 富高 淺五郎 長照
長孝 康政 康又 齊原 齊民 慶倫

マツタヒラウチ 松平氏(越前福井) 結城
秀康の次男忠昌を祖とす、慶長十二年、上總船崎の
地一萬石を賜はる、元和元年大坂役の功を以て三萬
石加賜、常陸下妻に治す、二年十二萬石加賜、信濃
深中島に移り、五年十三萬石加賜、越後高田に移り、
九年宗家越前中納言秀康の記を賜はり、二十六萬石
加賜、越前北庄に移る、後に福井と稱す、前封と合
せて五十二萬五千石、正保二年次子昌勝に松岡五萬石
を、三子昌親に吉江二萬五千石を分與す、貞享元年
昌昌、備前せられ、更に支封昌親に二十五萬石を賜
はり、宗記を賜がしむ、其後慶長加増あり、文政元
年治好、二萬石加賜、三十二萬石を領す、子孫相繼
ぎて明治に至り、華族に列して伯爵を授けらる(藩
論、徳川加除封録、華族譜)

○秀康 忠昌 先通 昌親 綱昌 吉昌
吉邦 宗昌 宗矩 富昌 富富 治好
齊原 齊原 慶水 茂昭 慶花

マツタ

マツタヒラウチ 松平氏(出雲松江) 結城
秀康の三男直政を祖とす、元和五年二萬石を賜はり、
九年三萬石加賜、越前大野に治す、其後慶長加増あり
て、寛永十年信濃松本に、十五年出雲松江に移り、十
八萬六千石を領す、寛文六年綱隆、次第近江に出雲廣
瀨の領田三萬石を(天和二年故ありて、領地半減、後
貞享三年に五萬石、元祿七年に一萬石加増ありて、
また三萬石となる)、三弟忠政に同母里の領田一萬石
を分封す、子孫いづれも相繼ぎて明治に至り、華族に
列して宗家は伯爵、分家は子爵を授けらる(藩論、
徳川加除封録、華族譜)

○直政 綱隆 綱近 吉徳 宣維 宗行
治輝 齊恒 齊路 定安 直隆 直亮
出雲廣瀨(三萬石)
○近榮 近時 近朝 近明 近輝 近貞
直義 直寛 直諒 直己 直平
出雲母里(一萬石)
○隆政 直丘 直貞 直道 直行 直隆
直方 直興 直温 直俊 直政

マツタヒラウチ 松平氏(上野麻橋) 結城
秀康の四男直基を祖とす、寛永元年三萬石を賜はり、
越前勝山に治す、三年叙爵して大和守と稱し、結城
を改め松平と稱す、其後慶長加増ありて、十二年越
前大野に、正保元年出羽山形に、慶安元年播磨姫路に
に移りて、十五萬石を領す、二年直冠、越後村上に
移り、寛文七年また播磨姫路に移り、天和二年八萬
石封封、豊後日田に移り、貞享三年三萬石加賜、出
羽山形に移る、元祿五年五萬石加賜、陸奥白河に移
る、寛保元年明矩、播磨姫路に移り、寛延二年直賢、

マツタ

上野麻橋に移り、明和四年武蔵河越に移り、文政十
年齊原二萬石加賜、前封と合せて十八萬石、文久三年
直寛、上野に移され、新に麻橋城を築きて之を治む、
現今麻橋と稱す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に
列し伯爵を授けらる(藩論、徳川加除封録、華族譜)

○直基 直矩 基知 明矩 朝矩 直帽
直温 齊興 貞剛 直俊 直克 直方
基則

マツタヒラウチ 松平氏(播磨明石) 結城
秀康の七男直長を祖とす、寛永元年二萬五千石を賜
はり、越前木本に治す、三年叙爵して土佐守と稱す、
十二年一萬石加賜、勝山に移り、正保元年一萬五千
石加賜、大野に移る、天和二年直明、一萬石加賜、播
磨明石に移り、天保十年齊原二萬石加賜、合せて八
萬石、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授
けらる(藩論、徳川加除封録、華族譜)

マツタ

マツタヒラウチ 松平氏(越後糸魚川) 松
平忠昌の男光通の二男直堅を祖とす、初名を直興と
す、延寶三年叙爵して備前守と稱す、同五年關米一
萬石を賜はる、享保二年直之、始めて封を越後國糸
魚川に受け一萬石を食む、子孫相繼ぎて明治に至り、
華族に列し子爵を授けらる(藩論、徳川加除封録、華族譜)

○直堅 直知 直之 直好 堅房 直紹
直登 直春 直康 直静

マツタヒラウチ 松平氏(伊豫四條) 紀州
徳川氏の庶流、頼宣の二男頼純を祖とす、承應三年
從四位上左近衛權少將左京大夫となる、寛文十年伊
豫國にて三萬石を賜はり、四條城に治す、子孫相繼
ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系譜)

マツタ

マツタヒラウチ 松平氏(讃岐高松) 水戸
徳川氏の庶流、頼房の長男頼重を祖とす、寛永十六年
常陸國にて五萬石を賜ひ、下館城を治す、同十九年七
萬石加賜讃岐高松城に轉じ、前封と合せて十二萬石、
元祿十一年頼常聖田五千石を弟頼貞頼剛に分封す、
十二年頼剛卒し、封を宗家に賜はる、寛永元年頼豐
澗岡諸に遷む、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列
し、伯爵を授けらる(系譜)

○頼重 頼常 頼豐 頼剛 頼忠 頼直
頼起 頼儀 頼忠 頼胤 頼通

○頼重 頼常 頼豐 頼剛 頼忠 頼直
頼起 頼儀 頼忠 頼胤 頼通

マツタ

マツタヒラウチ 松平氏(陸奥守山) 水戸
徳川氏の庶流、頼房の四男頼元を祖とす、正保三年
從四位下侍從刑部大輔となる、寛文元年兄光國常陸
國田の豊田二萬石を分封す、元禄十三年頼貞に貳萬
石を賜はり、陸奥國守山を治む、因て兄光國の分與
する所の二萬石を宗家に還附す、子孫相繼ぎて、明
治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系譜)

マツタヒラウチ

松平氏(常陸府中) 水戸
徳川氏の庶流、頼房の五男頼隆を祖とす、正保三年
從四位下侍從掃部守となる、寛文元年兄光國常陸國
田二萬石を分與し、保内を治む、元禄十三年新に
采邑二萬石を賜はる、十四年保内の地を宗家に返す、
子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けら
る(系譜)

マツタヒラウチ

松平氏(常陸常陸) 水戸
徳川氏の庶流、頼房の七男頼隆を祖とす、天和二年宗
家光國常陸國にて一萬石を分與し、同年從五位下大
炊頭となる、文久三年頼隆封、其封は致仕したる
父頼元に賜はる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に
列し、子爵を授けらる(系譜)

マツタヒラウチ

松平氏(武藏川越) 水戸
松平氏、源朝政より出づ、六世重行、源頼朝に仕
へ、山城國櫻井郡松井の地頭となる、子孫因て氏と

マツタ

マツタヒラウチ 松平氏(上野吉井) 信濃
信房の四男信平より出づ、信平、將軍徳川家光の御
意所の弟の故を以て、慶安三年召出されて恵米千俵
を賜はる、承應三年家光を許され、松平左兵衛督と稱
し、從四位下少将に任ず、延寶二年采邑七千石を賜
ふ、寶永六年信平、三千石を加へられて一萬石を領
し、上野田に居す、後吉井と稱す、子孫相繼ぎて
明治に至り、信濃の時姓を吉井と改む、子孫因て氏と
し子爵を授けらる(系譜)

マツタヒラウチ

松平氏(上野吉井) 信濃
信房の四男信平より出づ、信平、將軍徳川家光の御
意所の弟の故を以て、慶安三年召出されて恵米千俵
を賜はる、承應三年家光を許され、松平左兵衛督と稱
し、從四位下少将に任ず、延寶二年采邑七千石を賜
ふ、寶永六年信平、三千石を加へられて一萬石を領
し、上野田に居す、後吉井と稱す、子孫相繼ぎて
明治に至り、信濃の時姓を吉井と改む、子孫因て氏と
し子爵を授けらる(系譜)

マツタヒラウチ

松平氏(上野吉井) 信濃
信房の四男信平より出づ、信平、將軍徳川家光の御
意所の弟の故を以て、慶安三年召出されて恵米千俵
を賜はる、承應三年家光を許され、松平左兵衛督と稱
し、從四位下少将に任ず、延寶二年采邑七千石を賜
ふ、寶永六年信平、三千石を加へられて一萬石を領
し、上野田に居す、後吉井と稱す、子孫相繼ぎて
明治に至り、信濃の時姓を吉井と改む、子孫因て氏と
し子爵を授けらる(系譜)

マツタヒラウチ

松平氏(上野吉井) 信濃
信房の四男信平より出づ、信平、將軍徳川家光の御
意所の弟の故を以て、慶安三年召出されて恵米千俵
を賜はる、承應三年家光を許され、松平左兵衛督と稱
し、從四位下少将に任ず、延寶二年采邑七千石を賜
ふ、寶永六年信平、三千石を加へられて一萬石を領
し、上野田に居す、後吉井と稱す、子孫相繼ぎて
明治に至り、信濃の時姓を吉井と改む、子孫因て氏と
し子爵を授けらる(系譜)

マツタ

マツタヒラサタノフ 松平定信
幼名賢丸、字は貞綱、湯澤と號し、政社の後また賢
翁と號す、世に白河少将又はたがの少将といふ、
法名守國院崇徳社天壽保德樂善禪師定邦の養子、
實は田安宗武の三子、陸奥國白河の城主なり、
寶曆八年十二月二十七日江戸田安邸に生る、安永三
年十一月命によりて、松平定邦の養子となり、
四年閏十二月從五位下上總介に任叙し、天明三年十
月封を襲ぎて越中守と稱す、十二月從四位下に進
み、七年六月老中首座に任じ、侍從となる、時に田
沼意次の弊政の後を承けて、紀綱頗る亂れたる而
已ならず、逆賊四作天災相繼ぎて、庶民生色なきの弊
なりしが上、將軍徳川家齊新に立ちて年なほ幼弱
なりしを以て、定信は家齊を輔けて親政を執り、
所謂算政の改革に着手せり、即ち七月朔日信房を
黒木書院に召喚し、將軍をして親しく、政治を悉く事
保の遺訓に則ることを諭さしめ、定信自らもまた、訓
戒する所ありき、而してまづ財政を整理し、風俗を匡
正し、文武を奨励し、士氣を鼓舞せんとする意ありし
が故、儉約を以て自ら奉ずると共に、諸官術の費を
省き、諸大名諸司以下に儉約を令し、また上杉
治憲が、意を政治に用ひたるを賞したり、八年三月
將軍御在を命ぜらる、是に於て益々意を治體に用
ひ、奢侈品の製造賣買を禁じ、御家人が札差よりの
信財を濫費せしめ(フダサシ)、キエム(系譜)
獎勵し、徳富米及び町會所(マツタノイロ)を設
け、校書の新設を伴ひ、土附井に男女の混浴を禁じ、
諸藩留守房校の不潔なるを戒め(ルネキ)を設け、更
に學制を改革して、騎學の樂を布き(聖堂、セイダウ)
昌平坂學問所(シヨウカ)イザカガクモンシヨウイカ

マツタヒラサタノフ

松平定信
幼名賢丸、字は貞綱、湯澤と號し、政社の後また賢
翁と號す、世に白河少将又はたがの少将といふ、
法名守國院崇徳社天壽保德樂善禪師定邦の養子、
實は田安宗武の三子、陸奥國白河の城主なり、
寶曆八年十二月二十七日江戸田安邸に生る、安永三
年十一月命によりて、松平定邦の養子となり、
四年閏十二月從五位下上總介に任叙し、天明三年十
月封を襲ぎて越中守と稱す、十二月從四位下に進
み、七年六月老中首座に任じ、侍從となる、時に田
沼意次の弊政の後を承けて、紀綱頗る亂れたる而
已ならず、逆賊四作天災相繼ぎて、庶民生色なきの弊
なりしが上、將軍徳川家齊新に立ちて年なほ幼弱
なりしを以て、定信は家齊を輔けて親政を執り、
所謂算政の改革に着手せり、即ち七月朔日信房を
黒木書院に召喚し、將軍をして親しく、政治を悉く事
保の遺訓に則ることを諭さしめ、定信自らもまた、訓
戒する所ありき、而してまづ財政を整理し、風俗を匡
正し、文武を奨励し、士氣を鼓舞せんとする意ありし
が故、儉約を以て自ら奉ずると共に、諸官術の費を
省き、諸大名諸司以下に儉約を令し、また上杉
治憲が、意を政治に用ひたるを賞したり、八年三月
將軍御在を命ぜらる、是に於て益々意を治體に用
ひ、奢侈品の製造賣買を禁じ、御家人が札差よりの
信財を濫費せしめ(フダサシ)、キエム(系譜)
獎勵し、徳富米及び町會所(マツタノイロ)を設
け、校書の新設を伴ひ、土附井に男女の混浴を禁じ、
諸藩留守房校の不潔なるを戒め(ルネキ)を設け、更
に學制を改革して、騎學の樂を布き(聖堂、セイダウ)
昌平坂學問所(シヨウカ)イザカガクモンシヨウイカ

マツタヒラサタノフ

松平定信
幼名賢丸、字は貞綱、湯澤と號し、政社の後また賢
翁と號す、世に白河少将又はたがの少将といふ、
法名守國院崇徳社天壽保德樂善禪師定邦の養子、
實は田安宗武の三子、陸奥國白河の城主なり、
寶曆八年十二月二十七日江戸田安邸に生る、安永三
年十一月命によりて、松平定邦の養子となり、
四年閏十二月從五位下上總介に任叙し、天明三年十
月封を襲ぎて越中守と稱す、十二月從四位下に進
み、七年六月老中首座に任じ、侍從となる、時に田
沼意次の弊政の後を承けて、紀綱頗る亂れたる而
已ならず、逆賊四作天災相繼ぎて、庶民生色なきの弊
なりしが上、將軍徳川家齊新に立ちて年なほ幼弱
なりしを以て、定信は家齊を輔けて親政を執り、
所謂算政の改革に着手せり、即ち七月朔日信房を
黒木書院に召喚し、將軍をして親しく、政治を悉く事
保の遺訓に則ることを諭さしめ、定信自らもまた、訓
戒する所ありき、而してまづ財政を整理し、風俗を匡
正し、文武を奨励し、士氣を鼓舞せんとする意ありし
が故、儉約を以て自ら奉ずると共に、諸官術の費を
省き、諸大名諸司以下に儉約を令し、また上杉
治憲が、意を政治に用ひたるを賞したり、八年三月
將軍御在を命ぜらる、是に於て益々意を治體に用
ひ、奢侈品の製造賣買を禁じ、御家人が札差よりの
信財を濫費せしめ(フダサシ)、キエム(系譜)
獎勵し、徳富米及び町會所(マツタノイロ)を設
け、校書の新設を伴ひ、土附井に男女の混浴を禁じ、
諸藩留守房校の不潔なるを戒め(ルネキ)を設け、更
に學制を改革して、騎學の樂を布き(聖堂、セイダウ)
昌平坂學問所(シヨウカ)イザカガクモンシヨウイカ

マツタヒラサタノフ

松平定信
幼名賢丸、字は貞綱、湯澤と號し、政社の後また賢
翁と號す、世に白河少将又はたがの少将といふ、
法名守國院崇徳社天壽保德樂善禪師定邦の養子、
實は田安宗武の三子、陸奥國白河の城主なり、
寶曆八年十二月二十七日江戸田安邸に生る、安永三
年十一月命によりて、松平定邦の養子となり、
四年閏十二月從五位下上總介に任叙し、天明三年十
月封を襲ぎて越中守と稱す、十二月從四位下に進
み、七年六月老中首座に任じ、侍從となる、時に田
沼意次の弊政の後を承けて、紀綱頗る亂れたる而
已ならず、逆賊四作天災相繼ぎて、庶民生色なきの弊
なりしが上、將軍徳川家齊新に立ちて年なほ幼弱
なりしを以て、定信は家齊を輔けて親政を執り、
所謂算政の改革に着手せり、即ち七月朔日信房を
黒木書院に召喚し、將軍をして親しく、政治を悉く事
保の遺訓に則ることを諭さしめ、定信自らもまた、訓
戒する所ありき、而してまづ財政を整理し、風俗を匡
正し、文武を奨励し、士氣を鼓舞せんとする意ありし
が故、儉約を以て自ら奉ずると共に、諸官術の費を
省き、諸大名諸司以下に儉約を令し、また上杉
治憲が、意を政治に用ひたるを賞したり、八年三月
將軍御在を命ぜらる、是に於て益々意を治體に用
ひ、奢侈品の製造賣買を禁じ、御家人が札差よりの
信財を濫費せしめ(フダサシ)、キエム(系譜)
獎勵し、徳富米及び町會所(マツタノイロ)を設
け、校書の新設を伴ひ、土附井に男女の混浴を禁じ、
諸藩留守房校の不潔なるを戒め(ルネキ)を設け、更
に學制を改革して、騎學の樂を布き(聖堂、セイダウ)
昌平坂學問所(シヨウカ)イザカガクモンシヨウイカ

マツタ

マツタヒラウチ 松平氏(陸奥守山) 水戸
(参考)醫學館を改め、官立と爲したり(イザカ
カ)
タカシ(参考)是より先天明八年正月京都大火あり、
幕府御洞また災に罹りしかば、定信は、内親近衛の
總裁を命ぜられ、記録史傳等に據り、幕府古制に基
きて書籍を管み、寛政二年の秋に至りて成る、その
宏壯輪奐なる、また昔日の比にあざりき、此時に
當り、光緒天皇は、開院宮より入りて大統を賜さ給
ひしかば、御生父典仁親王に太上天皇の尊號を上ら
んとするの御意あり、旨を幕府に諭し給ひしに、定
信はこれを拒み奉り、幕府の數處爲めに行はれざり
き(ナカヤマダナカ)
(参考)定信が御座を拒みし
に就きては、當時、家齊は、生父一掃清海を以御所
とし、これを西丸に迎へんとするの意ありしを大御所
もし幕府の事行はれば、大御所の事も併せて遂げ
ざるべからざるが故に、定信は、これを遂げて反對せ
るなりとの傳説、古くより行はる、此説或は一面に
於て事實なりしかも知れざれども、三上博士が、幕
府は昔後水尾天皇後光明天皇などに對し奉りしこと
くに、禮儀もあらば、京都を控かんとして居たり
じならん、これ徳川氏の先代より手段なり、時に
信も幕府の事ありけり、而して、これには、己れに十分
の理あるを見極めしかば、さて、これを利用して、
以て幕府を強りしものならぬ、といへば、蓋し其眞
意を穿たるものならん、然れども定信は、これを爲
みに、家齊と感情の衝突を來したり、會々幕府は頻
りに侵略の策を講じて、北海道不穩の警報を傳へ、
英國船また長崎に於て狼藉の事ありしを以て、定信
は、海防の急にすべからざるを思ひ、寛政五年三月
沿海の諸藩に命じて警備を嚴にせしめ、同月また白
らば相房地の地を巡視したりしが、七月二十三日
備佐井に老中を免ぜらる、此時左近衛權少將に進

マツタヒラウチ

松平氏(陸奥守山) 水戸
(参考)醫學館を改め、官立と爲したり(イザカ
カ)
タカシ(参考)是より先天明八年正月京都大火あり、
幕府御洞また災に罹りしかば、定信は、内親近衛の
總裁を命ぜられ、記録史傳等に據り、幕府古制に基
きて書籍を管み、寛政二年の秋に至りて成る、その
宏壯輪奐なる、また昔日の比にあざりき、此時に
當り、光緒天皇は、開院宮より入りて大統を賜さ給
ひしかば、御生父典仁親王に太上天皇の尊號を上ら
んとするの御意あり、旨を幕府に諭し給ひしに、定
信はこれを拒み奉り、幕府の數處爲めに行はれざり
き(ナカヤマダナカ)
(参考)定信が御座を拒みし
に就きては、當時、家齊は、生父一掃清海を以御所
とし、これを西丸に迎へんとするの意ありしを大御所
もし幕府の事行はれば、大御所の事も併せて遂げ
ざるべからざるが故に、定信は、これを遂げて反對せ
るなりとの傳説、古くより行はる、此説或は一面に
於て事實なりしかも知れざれども、三上博士が、幕
府は昔後水尾天皇後光明天皇などに對し奉りしこと
くに、禮儀もあらば、京都を控かんとして居たり
じならん、これ徳川氏の先代より手段なり、時に
信も幕府の事ありけり、而して、これには、己れに十分
の理あるを見極めしかば、さて、これを利用して、
以て幕府を強りしものならぬ、といへば、蓋し其眞
意を穿たるものならん、然れども定信は、これを爲
みに、家齊と感情の衝突を來したり、會々幕府は頻
りに侵略の策を講じて、北海道不穩の警報を傳へ、
英國船また長崎に於て狼藉の事ありしを以て、定信
は、海防の急にすべからざるを思ひ、寛政五年三月
沿海の諸藩に命じて警備を嚴にせしめ、同月また白
らば相房地の地を巡視したりしが、七月二十三日
備佐井に老中を免ぜらる、此時左近衛權少將に進

マツタ

マツタヒラフツナ 松平信綱
幼名長四郎、初名正水、法名松林院龍徳全徳院龍
正綱の養子、實は大河内久綱の嫡子にして、正綱の
姪なり、陸奥國武蔵河越の城主なり、慶長八年九月は
じめて徳川秀忠に、十一月同家康に拜謁し、九年七月
秀忠の子家光生るに及び、擡げられて其近侍となる、
元禄六年正月新たに采邑五百石を賜ひ、九年六月小
姓組番頭となり八百石を領し、同年家光上洛の時
供奉し、七月將軍宣下の時、叙爵して伊豆守と稱す、
寛永元年五月千二百石を加へ、四年正月また八千石
を加へて萬石の列に入り、七年五月更に五千石を加
へ、九年十二月老中に進じ、番頭番のごとくなりし
が、十年五月老中となり、三萬石を食み、武蔵國忍
の城を賜ひ、なほ番頭を兼ね、十一年閏七月從四位
下に陞り、十二年十月番頭を免す、十四年島原亂起
り、勢盛なりしかば、信綱征討の大將として下向

マツタヒラフツナ

松平信綱
幼名長四郎、初名正水、法名松林院龍徳全徳院龍
正綱の養子、實は大河内久綱の嫡子にして、正綱の
姪なり、陸奥國武蔵河越の城主なり、慶長八年九月は
じめて徳川秀忠に、十一月同家康に拜謁し、九年七月
秀忠の子家光生るに及び、擡げられて其近侍となる、
元禄六年正月新たに采邑五百石を賜ひ、九年六月小
姓組番頭となり八百石を領し、同年家光上洛の時
供奉し、七月將軍宣下の時、叙爵して伊豆守と稱す、
寛永元年五月千二百石を加へ、四年正月また八千石
を加へて萬石の列に入り、七年五月更に五千石を加
へ、九年十二月老中に進じ、番頭番のごとくなりし
が、十年五月老中となり、三萬石を食み、武蔵國忍
の城を賜ひ、なほ番頭を兼ね、十一年閏七月從四位
下に陞り、十二年十月番頭を免す、十四年島原亂起
り、勢盛なりしかば、信綱征討の大將として下向

マツタ

マツタヒラフツナ 松平信綱
幼名長四郎、初名正水、法名松林院龍徳全徳院龍
正綱の養子、實は大河内久綱の嫡子にして、正綱の
姪なり、陸奥國武蔵河越の城主なり、慶長八年九月は
じめて徳川秀忠に、十一月同家康に拜謁し、九年七月
秀忠の子家光生るに及び、擡げられて其近侍となる、
元禄六年正月新たに采邑五百石を賜ひ、九年六月小
姓組番頭となり八百石を領し、同年家光上洛の時
供奉し、七月將軍宣下の時、叙爵して伊豆守と稱す、
寛永元年五月千二百石を加へ、四年正月また八千石
を加へて萬石の列に入り、七年五月更に五千石を加
へ、九年十二月老中に進じ、番頭番のごとくなりし
が、十年五月老中となり、三萬石を食み、武蔵國忍
の城を賜ひ、なほ番頭を兼ね、十一年閏七月從四位
下に陞り、十二年十月番頭を免す、十四年島原亂起
り、勢盛なりしかば、信綱征討の大將として下向

マツタヒラフツナ

松平信綱
幼名長四郎、初名正水、法名松林院龍徳全徳院龍
正綱の養子、實は大河内久綱の嫡子にして、正綱の
姪なり、陸奥國武蔵河越の城主なり、慶長八年九月は
じめて徳川秀忠に、十一月同家康に拜謁し、九年七月
秀忠の子家光生るに及び、擡げられて其近侍となる、
元禄六年正月新たに采邑五百石を賜ひ、九年六月小
姓組番頭となり八百石を領し、同年家光上洛の時
供奉し、七月將軍宣下の時、叙爵して伊豆守と稱す、
寛永元年五月千二百石を加へ、四年正月また八千石
を加へて萬石の列に入り、七年五月更に五千石を加
へ、九年十二月老中に進じ、番頭番のごとくなりし
が、十年五月老中となり、三萬石を食み、武蔵國忍
の城を賜ひ、なほ番頭を兼ね、十一年閏七月從四位
下に陞り、十二年十月番頭を免す、十四年島原亂起
り、勢盛なりしかば、信綱征討の大將として下向

マナ

マナヤ 的矢 的を射る時に用ふる矢をいふ。...

マナノイハヒ

マナノイハヒ 魚味祝 國語小見誕生の...

マナヘウチ

マナヘウチ 間部氏(越前國) 姓は藤原、...

マニアヒ

マニアヒ 間合 紙の一種、鳥子(トリノコ)...

マハリケンチ

マハリケンチ 網地 江戸時代地地の...

マナ

マナ 三把、三阿未加津土器(自今無)...

マナ

マナ 子孫世々多田を領す、九世信氏、三河に...

マナ

算出するに、即ち地を爲すべき田畠の...

マナ

もし、仲利二人を生む、種利、利成と云ふ...

マナ

加賀大聖堂(十萬石) 利治 利明 利直 利章...

マナ

マヘダウチ 前田氏(上野七日市) 利家の...

マヘダ

を救され、城色を保つことを得たり、尋で病みて卒す(海防譜、野史)

マヘダトシイ 前田利家 關西功名大士、長じて孫四郎といひ、後ち又左衛門と改む、法名高徳院院僧淨見大居士、關西利家の四子、尾張國海東郡の人、父利昌は同郡荒子の城主なりき、利家幼より繪田信長に仕ふ、永祿二年事により信長の讒を蒙りて亡命したりしが、三年七月復仕を許さ



(集菟掛編料史)殿所氏衛一山中賀加

れたり、爾來屢々軍に従つて功を樹つること多し、十一年十月兄利久に代りて、水家をつぎ、舊に合せて二千四百五十貫の地を食む、元龜元年九月信長の本願寺光佐を大坂に攻むるや、前軍敗績す、利家軍奮戦して軍を全するを得たり、功によりて近江國長濱一萬石に封ぜられ、天正三年九月越前府中城に徙り三萬三千石を領す、十年信長害に遇ふの後、豊臣秀吉の威名日に盛んにして、柴田勝家等の宿將と陳

マヘダ

を生ずるに及び、利家は勝家に應じ、十一年四月近江に出陣したりしが、賤ヶ岳の戦に破れて府中に歸る、秀吉尋で至り城を圍みたりとも、幾もなくして成を行ひ、命じて加賀を向へしめ、更に石川河北の二郡を加封し、また利家の子利長を、石川郡松任に從して府中を除く、利家は於て尾山城に移る、尾山城は後ちの金澤城なり、十二年秀吉、織田信雄と不和を生ずるに際し、越中國主佐々成政密に信雄に與し、大兵を以て末森城を圍みしかば、利家更に之を救ひ成政を敗る、十三年秀吉成政を降すに及び、越中の三郡を割いて之を利家に授く、是年從五位下筑前守に任ぜし、姓羽柴を賜ひ、十四年三月從四位下に進み、右近衛少將となり、十二月改めて豊臣氏を討つ、十五年秀吉に從つて九州を征し、十七年左近衛權中將に遷る、十八年正月正四位下に陞り、參議に拜す、幾もなくして小田原征討の事あり、北條七國の總督となり、頼りに北條氏の諸城を降し、尋で關東の總督となり、鉢形八王寺等の諸城を降れしが、軍平の功、また奥州益田の總督を命ぜられ、淺野長政、石田三成等を督して、土寇を平け、境界を正し、田制を定め、十一月を以て尾山城に歸る、翌年正月傳詔ありて清寧に准ぜらる、十月參議を辭す、文祿元年征韓の役起るに及び、また秀吉に從つて肥前名護屋に屯す、三年正月從三位、四月權中納言となり、五月官を辭し、尋で擢ばれて、五大老の一人となる(大老となりし時評ならす、タイワウ、參看、慶長元年正月從二位權大納言に轉じ、二年正月之を辭す、三年三月國を利長に譲り、封内二十六萬石を割いて



(押花家利)

て幕府に仕ふ、低にして享和元年幕府、松平信濃守等に北地運糧の一行を命ずるに及び、倫宗は、村上島之丞に隨ひ、一行と共に松前に入る、これ實に彼れが北地に赴きたるのはじめなりき、會々同四年四月魯人ホックストフ等エトロフの紗那を侵せるの時、倫宗また此地にありしが(徳川太平記には、天文地理係りとしたり)魯艦の入港を見て、早く其不穩の形勢を看破し、砲撃の説を主張したれども、會所下役取組戸田又大夫これを聽かず、遂に戰期を失して大敗し、幕吏はみな國後に走りたれば、倫宗も已むを得ず一旦引揚げたり、翌五年に至り、松田傳十郎と共に樺太島探検の命を奉じ、相携へて途に上りし、風波に阻げられて中途より歸りしが、其七月更に前志を果さんとし、單身蝦夷の宗谷を發し、即日樺太のシラメシに渡り、進みて其内地を究め、翌六年七月二日靑龍海峡を航して東陸地方に入り、翌同江(黒龍江の下流)を溯りて、十一日漸く滿州假府の所在地なるテンンに達し、或は支那の官吏と應接し、或は形勢風俗を視察し、留まること數日の後、再び江を下りてヒロケトに至り、沙濱に宿す、實に黒龍江の海に注ぐ地點なり、尋で八月七日樺太のロケトに歸り、廿八日を以て宗谷に着す、其間歳を閲すること二、月を閲すること十五、征行の苦想ふべきなり、而して靑龍海峡は、當時歐人の未だ調査し能はざりし所にして、實に倫宗の發見に係る、これより地理學者として、探險家として、倫宗は當時頗る重きを爲したりと雖、其晩年は失意の境遇にありしものごとく、只僅かに、幕府の探偵となり、西國の某大名(或は三條侯)の藩情を偵察し、更に身を証師屋に墮して城中に入りたること、石州濱田の通船問屋八右衛門といへるもの、密貿易を營みし時、

マヘダ

老を養ふ、此年秀吉病大漸に及ぶや、利家を病床に召し、子秀頼の傳として大坂に居らしめ、且秀頼の生長するまでは、大事悉く龍川家康と利家とにて決するを遺命せり、秀吉の薨後、利家は大阪に居て秀頼を輔け、家康は伏見に居て大政を操縦したりしが、諸侯の中往々にして其好む所に從ひ、或は利家に屬し或は家康に從ひ、陰然二派に分れて相軋し、利家家康の交情亦圓滿を欠き、人心恟々たり、時に利家病ありしが、力めて家康を伏見に訪ひ、家康も之に答へて大阪に利家を訪ひしより、紛擾や、靜まるを得たり、越えて閏三月三日大坂城に幾す、年六十二、加賀石川郡野田山に歸葬す、諡して從一位を贈らる、後ち金澤に尾山神社を建て、これを祀る、令別格官幣社たり(淺野文書、海防譜、野史、加賀藩史稿)

マヘノリヤウタク 前野良澤 關西名は、字は子悦、真澤は通稱なり、關西と號し、其室を樂山といふ、法名樂山空圓化天風居士、關西詳かならず(關西世々醫を以て中津藩(奥平家)に仕へ、藤二百石を食む、真澤幼にして孤となり、親氏に養はる、長するに及び、垣夷敦厚、視聽短小、威儀を修めず、崖異の行を爲さず、日に尺八を弄ぶを以て事とす、一日真澤を訓戒すること切なりしを以て、はじめて感悟する所あり、節を折て書を讀み、嘗て書舖を過ぐる時、一の和蘭書あるを見る、文字發行致脚にして解しがたし、是に於て歎じて曰く、これまた人のつくる所なり、人のつくる所なれば解すべからざるものなからん、吾もし西學を學ぶれば、必ず喝失となるを得て、親氏の意に酬ゆるに足らんと、遂に憤を發して自ら醫ふ、時に年四十七、これより先青木昆陽、野呂元丈等、幕府によりて蘭語を講習せりと雖、未だ其功を取らず、真澤の西學に志すに當り、

マヘダ

昆野は在世なりしゆゑ、就きて學びたれども、昆野の學長は、僅かに五百語を授くるに過ぎず、即ち笑を負つて長崎に赴き、笑を吉雄寺作に遇ひ、爾來また刀圭を事とせず、一意西學を研究したりしが、東歸期ありて業を終ふる事能はず、中途にして歸る、後ち三年再び長崎に遊び、蘭書數部を得て江戸に歸り、門を杜らざるを謝し、日夜巻を手にして蘭學する事六七年、豁然として自得する所あり、はじめて蘭書翻譯の大業を志し、著はす處甚だ多し、享和三年十月七日卒す、年八十一、江戸下谷池の端慶安寺に葬る、彙名藩主松平下總守また嘗て長澤に學び侍七日を給し、春遇甚厚く、之を召す毎に、乘輿して邸内に入るを許し、座に就けば則ち樽に坐せしめしといふ、蓋し其晩年のことなり(關西和蘭譯書、管絃謠言、地學通、駁府醫、樂山堂記、輿地圖論、彙星考、八種字考、和蘭譯文略等あり(關學楷梯、洋學大家列傳)

マヘバシヤウ 前橋城 もと城橋と稱す、カマヤバシヤウを見よ、

マミヤリンソウ 間宮倫宗 關西通稱を林蔵といふ、關西庄兵衛の子、關西常陸國筑波郡上平柳村の人にして、父は藩工なり、幼にして天資英敏、材力人に絶す、九歳にして學に就きしが、常に群兒と嬉遊するにも、竹竿を以て樹木の長短、河流の深淺、道路の遠近などを測るを樂みとなしたり、また或日、普濟掛りの吏員が、村吏と算盤をとりて、工事を計りしを見て笑ひたれば、吏は大に怒り、汝我を笑はしむるを算せよと追りしかば、未だ算術を解せざりしも、心算を以て答へたるに、吏大に驚ちたりしといへり、これより奇童の名あり、寛政八年普濟役風となり、十一年普濟役下役に進み、はじめ

て幕府に仕ふ、低にして享和元年幕府、松平信濃守等に北地運糧の一行を命ずるに及び、倫宗は、村上島之丞に隨ひ、一行と共に松前に入る、これ實に彼れが北地に赴きたるのはじめなりき、會々同四年四月魯人ホックストフ等エトロフの紗那を侵せるの時、倫宗また此地にありしが(徳川太平記には、天文地理係りとしたり)魯艦の入港を見て、早く其不穩の形勢を看破し、砲撃の説を主張したれども、會所下役取組戸田又大夫これを聽かず、遂に戰期を失して大敗し、幕吏はみな國後に走りたれば、倫宗も已むを得ず一旦引揚げたり、翌五年に至り、松田傳十郎と共に樺太島探検の命を奉じ、相携へて途に上りし、風波に阻げられて中途より歸りしが、其七月更に前志を果さんとし、單身蝦夷の宗谷を發し、即日樺太のシラメシに渡り、進みて其内地を究め、翌六年七月二日靑龍海峡を航して東陸地方に入り、翌同江(黒龍江の下流)を溯りて、十一日漸く滿州假府の所在地なるテンンに達し、或は支那の官吏と應接し、或は形勢風俗を視察し、留まること數日の後、再び江を下りてヒロケトに至り、沙濱に宿す、實に黒龍江の海に注ぐ地點なり、尋で八月七日樺太のロケトに歸り、廿八日を以て宗谷に着す、其間歳を閲すること二、月を閲すること十五、征行の苦想ふべきなり、而して靑龍海峡は、當時歐人の未だ調査し能はざりし所にして、實に倫宗の發見に係る、これより地理學者として、探險家として、倫宗は當時頗る重きを爲したりと雖、其晩年は失意の境遇にありしものごとく、只僅かに、幕府の探偵となり、西國の某大名(或は三條侯)の藩情を偵察し、更に身を証師屋に墮して城中に入りたること、石州濱田の通船問屋八右衛門といへるもの、密貿易を營みし時、

マヘダ

マヘダ

乞食の衣に身を覆して、其確證を見届け來れりといへる逸事とを傳ふるのみ、弘化元年二月廿六日、江戸深川崎町の舊居に歿す、年六十五、〇晩年永月壽より月俸を賜へり(徳川太平記に見ゆれども詳かならず)

關西東歸紀行 北條夷國説、兩書共に倫宗の口授し、泰貞庵の編したるものなり(新編常陸國誌、徳川太平記、笠川文學士「間宮倫宗」長田偶得氏「間宮倫宗」)

マンエウカナ 萬葉假名 假名(カナ)を見よ、

マンエウシウ 萬葉集 卷第二十卷 關西雄略天皇の御宇より、淳仁天皇の御宇に至るまで、凡そ三百年間の和歌四千四百九十六首を蒐録したるものにして、今日に傳はりたる歌集の中、尤も古きものとなす、然れども雄略天皇より舒明天皇に至るまで、殆んど百六十年の間には、開卷第二に、雄略天皇御製の歌、唯一首あるのみなれば、舒明天皇の御宇より、淳仁天皇の御宇まで、凡百三十餘年間の歌集なりといふこと、當を得たるに近し、文字は所謂萬葉假字(カナ)と稱す、といへる一種の假名を用ひ、作者としては、上は天皇皇子公卿官人より、下りて樵夫海士に及び、社會のあらゆる階級を網羅したり、而して集中の歌は、皆未だ後世なる規則に拘束せられざる時代なりしかば、其風姿自然なるはいふまでもなく、概して雄健にして氣魄あり、また此集類を分つ事、後世のごとく四季戀雜等の區別を以てせず、雜歌、相聞、挽歌、譬喻、及び四季の五種とせり、なほ其形狀によりて區別する時は短歌、長歌、旋頭歌となすべし、長歌は皆五七調より成りたるものにして、絶妙なるもの多きは、實に此集の特色と爲す、且つ集中の和歌により、歴史上の疑問を解決し、し

ミカサ

二十一までの数の内、いづれなりとも三つ揃ひ、之を紙に記して點者におくる。點者は預め、和歌三神...

ミカサ

全く跡を絶ちたるにあらざりしなるべし(獨語、市尹要覽、我衣、正寶事錄、博覽、享保集、成務集、...

ミカド

退く、其後大久保忠世等間道より進み、俄に火山噴雪の陣を犯す、敵兵陣々陥り死する者算なし、...

ミカハ

遺事交代寄合に准じらる(武藏、徳川世統) 三河國 東は遠江、西は尾張、北は美濃、信濃、南は海に至る、東西凡十...

ミカハ

Table with columns for names and locations, including entries like 平樂院、信濃の田野口、明治維新吉田を改め...

ミカハ

かはやうどのしりにたつらんとはらたつ、枕草子に「おさめ、みかはやうど、たひしかはらといふまで、...

ミクリ

宮となれり、然るに後冷泉天皇の時藤原頼家の女御... 後醍醐天皇は藤原公房の女、御座殿別當たるを...

ミクリヤ

御厨 齋庭神領の一種、神に供する御資を獻じて、御厨の用に供する土地を云々...

ミケウ

ミケウシヨ 御教書 三位以上の公卿并に武家の棟梁たる者より出たず公文書の...

ミケウシヨ 御教書 三位以上の公卿并に武家の棟梁たる者より出たず公文書の...

ミケウ

を経て、公文書の格式を成すに在り、故に院宣も又御教書とも云へり、吾妻鏡等に見えたり、武家の御教書は、源頼朝以來行はれしが、儀式の又は...

を経て、公文書の格式を成すに在り、故に院宣も又御教書とも云へり、吾妻鏡等に見えたり、武家の御教書は、源頼朝以來行はれしが、儀式の又は...

ミケノコホリ

掃部助殿修理亮殿 相模守(花押) 異時多御用心職等之間、所被差置相模七郡時業...

ミケノコホリ

三毛郡 筑後國 地誌、日本書紀御木に作る、和名抄に米生、十市、...

ミコ

神子(御子) 巫女(カンナギ)を見、ミコサウチ 御子左氏 性は藤原、關白道長...

ミコサウチ

御子左氏 性は藤原、關白道長より出づ、道長の六子權大納言長家始めて御子左と...

ミコサテイ

御子左第 關白山城國京都市三條坊門の南、大宮の東、ミコヒタリといふ...

ミケノ

ミコトノリ 詔 詔書(セワシヨ)を見、ミサイエ 御齋會 ヲゴサイエを見、ミササキ 陵 天皇及び皇后の家墓を...

ミコトノリ

ミコトノリ 詔 詔書(セワシヨ)を見、ミサイエ 御齋會 ヲゴサイエを見、ミササキ 陵 天皇及び皇后の家墓を...

ミサイエ

ミサイエ 御齋會 ヲゴサイエを見、ミササキ 陵 天皇及び皇后の家墓を...

ミササキ

ミササキ 陵 天皇及び皇后の家墓を、又山陵とも書す、陵はもと小山をいふ、而して帝王の墓は、其壯大なる、恰も陵のこときを以て...

ミコシロ

ミコシロ 御子代 (ミナシロ)を見、ミコトノリ 詔 詔書(セワシヨ)を見、ミサイエ 御齋會 ヲゴサイエを見、ミササキ 陵 天皇及び皇后の家墓を...

ミコシロ

ミコシロ 御子代 (ミナシロ)を見、ミコトノリ 詔 詔書(セワシヨ)を見、ミサイエ 御齋會 ヲゴサイエを見、ミササキ 陵 天皇及び皇后の家墓を...

ミササキ

ミササキ 陵 天皇及び皇后の家墓を、又山陵とも書す、陵はもと小山をいふ、而して帝王の墓は、其壯大なる、恰も陵のこときを以て...

ミツギ

高麗する事し、これよりして傳化したるものなり
(古事記傳、應和三年即記、外宮嘉祥三年山口祭記、香...

ミツグチウチ

清和源氏、新羅三郎義光の孫遠見冠者清光の曾孫惟
義、承久の時功により常陸鹿島郡瀧口村を賜ふ、十...

ミタ

宅(ミヤケ)を見よ、
(ミヤケ)を見よ、

ミタドコロ

れど公家にては大臣大將、武家にては將軍諸大名の
要を専らいへるがごとし、御齋所といふを略した...

ミタウ

しか稱することになりたるなり(ダイバドコロ
(香)また御齋とも御齋棟ともいふ、平家物語に平清...

ミチア

ミチアヘノマツリ 道饗祭
(香)六月
十二月の両度、朝廷に於て、京城の四隅に、八衛比...

ミチシ

古、八衛比、久那斗の三神を祀り、鬼熊の城外
り来るものを、襲し追めて、京城外に驅逐せしむる...

ミツケウ

密教 密教の一派、密藏とも兼と
と云ふ、密奥の實教の義、空海の辨顯密二教論に、夫...

ミツシ

密宗 密教の一派、密藏とも兼と
と云ふ、密奥の實教の義、空海の辨顯密二教論に、夫...

ミツカガミ

第十七卷に収むる神武天皇より仁明天皇まで、
五十四代の間の事實を天皇に依りて記述せるもの...

ミツギ

水鏡 御杖(ワツツ)を見よ、
(ワツツ)を見よ、

ミツキ

水鏡 御杖(ワツツ)を見よ、
(ワツツ)を見よ、

ミツキ

を貯へ、敵を防ぐの用に供したる所をいふ、されど
之に伴ひて如何なる設備ありしや否やに詳かならず...

ミツシ

密宗 密教の一派、密藏とも兼と
と云ふ、密奥の實教の義、空海の辨顯密二教論に、夫...

ミツケウ

密教 密教の一派、密藏とも兼と
と云ふ、密奥の實教の義、空海の辨顯密二教論に、夫...

ミナモト

十八人を率ゐて京師に至る、既にして保元の亂起るや、父に従うて白河殿に詣り軍議に参し、夜襲の策を建てたれども、藤原頼長の拒む處となりて用ひられず、爲朝意頗る平かならず、頼長即ち藏人に拜して之を奨励せんとしたるに、敵兵已に京師に及びて、何ぞ除目を行はんや、我は只鎮西入部にして可なりと稱し、辭して拜せず、從士を率ゐて奮戦したりしが、軍敗るゝに際し、近江輪田に隠れ、將に九州に赴かんとして果さず、遂に平清盛の部將平家眞の捕ふる處となる、延讓其武勇を惜み、死一等を減じて伊豆大島に流す(ホウケンノラン)參看)是に於て自ら大島及び附近の群島を領し、其租税を奪ふ、舊臣傳聞して來り屬するもの稍々多く、翌日に織田なり、嘉應二年伊豆介工藤茂光京師に至りて狀を奏す、朝廷茂光に命じて之を討たしむ、茂光即ち戰艦を以て大島を襲ふ、爲朝拒戦せしと雖利なく、遂に戰死す、年三十二、首を京師に降へて之を懸す、爲朝人となり船岸舟儀にして意氣豪邁なり、且つ智力人に過ぎ、尤も射藝に長ず(大日本史)或は、爲朝遺れて流球に入り、舜天王を生むと、然れどもいまだ其眞實を詳にせず、

ミナモトノチカフサ

源親房 北畠親房

ミナモトノツネモト

源經基 關白

ミナモトノヨシイ

源義家 關白

ミナモトノヨシモト

源義朝 關白

せしがば、武芝之を拒みしに、經基等は、密に兵仗を要し、舎宅を捜索し、檢封して去れり、武芝大に怒り、將に兵を交へんとす、平將門之を聞き和辭せしめんとし、天慶元年兵を率ゐて武藏に入る、武芝其に其事情を將門に訴ふ、與世王、經基等悉く比企部族原山に登り兵を懸へて待つ、將門即ち間に居て調停する所あり、武芝を從へて國府に赴き、宴を開いて與世王及び武芝を慰撫す、時に經基後れて來り會したるに、武芝の兵和成るを知らずして之を討つ、經基大に驚き、思へらく、これ與世王、武芝と和し、經基を殺さんとするなりと、遁れて京師に上り、與世王、將門等反を謀るの由を據す、朝廷疑うて納れず、既にして將門反するに及び、從五位下に遷し、藤原忠文に從うて將門を討たんとしたりしが、遂に將門誅に伏するを聞いて歸る、尋て大宰權少貳に任じ、追捕凶賊使となり、小野好古に從ひ藤原純友を討つ、純友平ぎ、好古師を班へすに及び、朝廷特に經基に命じ餘黨を平げしむ、後兵部少輔、筑前、信濃、美濃、但馬、伊豫、武藏等の守、鎮守府將軍を歷天曆年中上野介となり、正五位下に降る、應和元年卒す、年四十五(將門記、大日本史)

ミナモトノトシヨリ

源俊賴 關白

ミナモトノヨシモト

源義朝 關白

ミナモトノヨシイ

源義家 關白

ミナモトノヨシモト

源義朝 關白

するなり、而して風流を讀ふものあるに、稍々其種子を覺ゆれば、則ち家人子弟をして之を作らしめ、其詞意の探るべきものを擲ひ、潤色して已れの作と爲せり、故を以て俊逸甚多かりき(關白山本傳、無名抄、金葉和歌集、天治年中勅を奉じて撰す、故本奇歌集(大日本史))

ミナモトノヨリヨリ 源範賴 關白
 滿濟者父は清盛と稱す(關白傳)義朝の六子、頼朝の弟、母は遠江國池田宿禰女(關白傳)にして藤原頼季の養女所となる、兄頼朝の兵を起すに及び往いて之に歸す、壽永二年、頼朝の命により、弟義經と共に源義仲を討ちて之を殺し、二月更に平家盛を一の谷に襲うて之を敗る(イナノモノカヒ)參看)六月從五位下に叙し三河守に任ず、八月更に平氏討討の爲めに西征の途に上り、文治元年豐後に入り、平家盛等既に壇浦に亡ぶるの後、なほ留りて九州を鎮撫し、九月京師に歸り、尋て鎌倉に抵る、時に頼朝、義經と隨ありしを以て、義經に命じて之を討たしむ、義經は於て隠びざる所あり、固辭すれども許されず、既にして頼朝、義經が、義經に與せるを疑ふに及び、悉く捕く能はず、誓書を致して異志なきを陳す、はじめて義經の西海に走るや、功を恃みて軍政を専らにせるを以て、頼朝之に平かなる能はざりしと、義經は、よく約束に違ひ、事ある毎に、鎌倉に請罪せしめば、頼朝親愛せられしと雖、將領の任にあると久しかりしが故に、其猜忌を蒙りたるなり、建久四年五月頼朝富士野に獵せる時、實我弟成兄弟、夜丁藤助を誘ひ父の體を襲するや、藤中爲めに誣擧せり、事鎌倉に聞え、頼朝若に過ふと諷傳す、頼朝の妻北條氏、大に驚きて之を憂ふ、義經懇請して曰く、假令大變ありとも、幸に義經のあるあり、請ふ意を安んぜよ

ミナモト

ミナモト

ミナモト

と、頼朝聞いて深く之を怒む、八月經朝異圖を抱くの風聞あり、經朝再び誓書を呈して陳辭せりと雖、頼朝の疑はなほ解けず、遂に伊豆に流し修善寺に拘し、尋て之を殺す、いま修善寺村の西北方畑中一、一畝に武藏の墓と稱するものあれど、信を措き難し、一畝に武藏の墓と稱して新設せりと云へり(大日本史、尊卑分脈)

ミナモトノヨシイ 源義家 關白
 名源太、世に八幡太郎といふ、八幡社前に於て加冠せるを以てなり(關白傳)義朝の長子、母は平直方の女(關白傳)永承中頼朝に從ひ、同部責任を陸奥に擊ちて、島津權に戦ひ、大に責任の敗る所となりしと雖、奮戦連射、向ふ所披靡せざるはなし、敵兵其勇を稱し、以て神と爲す、康平五年衣川關を攻めて之を破り、遂に責任を得たり、六年功を以て從五位下に叙し出羽守に任ず、既にして京師に歸る、會々關白藤原頼道の第を過り、陸奥の軍事を談す、大江匡房座を隔て、之を聞き、彼れ將才ありて兵法を知らずといへり、從者之を義家に告ぐ、義家感ずる所あり、節を風して匡房に師事し兵書を學ぶ、永保三年陸奥守となり鎮守府將軍を兼ね、時に清原眞衡等、事によりて同族家衛、武衛等と戦ふ、義家眞衡を援けて、武衛家衛を討ち、遂に之を敗る(相道に收めたる、ゴサシノモノエキ)參看)義家即ち國解を上りて據を報す、朝廷以て私圖と爲し、其功を賞せざりしかば、私費を以て將士を勞ふ、關東の武士深く義家を徳とし、これより源氏に屬するもの益々多し、後ち左近將監檢非違使、左衛門尉、左馬權頭、河内、相模、武藏、信濃、下野、伊豫等の守を歴任し、正四位下に叙す、壽永元年病を以て薨逝し、天仁元年卒す、年六十八、義家英時世を蓋ひ、後醍醐の如く、越後經國なり、又和歌を善くす、其陸奥に赴くの時、勿來關

を過ぎて、吹く風をなごその關とおもへども道もせに散る山櫻花」と詠じ、或は衣川堀に阿部良任を逐ひ「衣の館はほころびにけり」と詠みかけたに、責任「年をへし糸のみだれのくろし」とと擲けたるが如きは、頼朝人口に膾炙せる所なり、また吾て白河法皇の夢覺を思ひ給へる時、勅して黒漆弓一張を上らしめ、之を枕上におかせ給へるに、覺忽ちに再みれば、法皇大に喜び、且つ此弓は、汝が陸奥の陣中に用ひたるものなりやと問はせ給ひしが、義家は記憶せざる旨を奉答せり、法皇深く其功に誇らざるを喜し給へりといふ、而して當時義家の威名天下に振ひ、兒童走卒、其名を聞いて、なほ畏るゝに至り、坂東の兵士また心を傾けて服從す、後來源氏の興起せるもこの實に此に基す(尊卑分脈、大日本史)

ミナモトノヨシモト 源義朝 關白
 名牛若丸、後また逆那王と改む、世に九郎列官と稱す、晩年、關白藤原長經の名を避けて義朝と改む(關白傳)義朝の九子、頼朝の弟、母は九條院雜仕常樂(關白傳)平治元年生る、此年父義朝の敗死するや(へイナノラン)參看)特に死を許されて鞍馬寺に入りしが、十一歳の時慨然として父祖の耻を雪がんと欲し、日夜武技を習ひ、承安四年遂に山を出で、陸奥に赴き、藤原秀衡に懇る、秀衡厚くこれを遇す、治承四年兄頼朝の兵を擧ぐるを聞き、曾瀬川に至りて頼朝に會す、頼朝大に喜び、壽永三年(元暦元年)頼朝の命により、兄範賴と共に、源義仲を京師に討つて之を斃し、尋て平家盛を一の谷に襲うて之を敗る(イナノモノカヒ)參看)八月功によりて左衛門少尉に任じ檢非違使に補す、頼朝聞いて喜びす、九月從五位下に叙り、十月院身殿を許さる、四年(文治元年)また宗盛を原島を討ちて之を走らし(イナノモノカヒ)

ミナモト

ミナモト



(押花經義) 邑二十四所を没す、八月伊豫守に任じ院別當を兼ねたれども、

カヒ)參看)更に壇の浦に追及して宗盛父子を生擒す、平氏被に亡ぶ(ケンノカラノカヒ)參看)四月義經神器及び太后二宮を奉じ、宗盛以下の生擒を携へて京師に入り、五月自ら宗盛等を鎌倉に押送して東下の途に上る、是より先義經功を恃みて軍事を専らにし、屢々頼朝の節度背きたる而已ならず、其同急を得ずして平時忠の女を娶れるがごときことありしを以て、益々頼朝の怒を買ひしが故に、頼朝は北條時政を酒匂郡に遣はして停陣を留りしめ、命じて鎌倉に入るを俾む、義經却ち陸奥に留り、大江廣元に就いて誓書を頼朝に呈し情を陳じたれども許されず、六月又停陣を監して京師に歸らしめたり、義經望を失ひ、快々として去る、頼朝其願を怨言を出せるを聞き、采

頼朝地頭を伊豫におきたるがゆゑに、國符を領する事能はざりき、時に叔父源行家、頼朝と語はす、頼朝之を除かんといふ、而して行家既して京師に居り、密に義經と相往來せり、頼朝益々これを怒り、土佐功昌俊に命じて義經を圍らしむ、是に於て義經、後白河法皇に奏請して、頼朝追討の院宣を請ふ、法皇已を得ずして之を許す、頼朝即ち自ら諸將を率ゐ、將に義經を討たんとし征途に上りしが、義經形勢不利なるを察し、九州に走れるを聞いて鎌倉に歸る、法皇また頼朝の憤を懼れ、院宣を下して、義經等を討たしめ給へり、而して義經は九州に赴かんとし大物浦より乗船したるも、大風に遇うて意を違ふること能はず、大和に入りて吉野山に隠れ、尋て多武峯に

時、更に京都に遷りしが、文治三年二月北陸道を經て陸奥に赴き再び秀衡に授ず、秀衡之を衣川におき、待遇頗る力め、其冬病んで歿するに及び、嫡子泰衡に遺命し、義經を推戴して大將軍となし、専ら國事を處かしめたり、五年頼朝密に泰衡をして義經を誅らしむ、泰衡即ち四月晦日兵を遣はして衣川を襲ふ、義經力戦し、遂に妻子を刺して自殺す、年三十一、〇義經と頼朝との不和に關しては、史學雜誌第六編に油田英治氏の考證あり、參考すべし(大日本史)

義仲は頼朝と戦ふことの不利なるを察し、子義高を出して質となし、漸く事なきを得たり、壽永二年四月平維盛等大舉して來り討つや、五月義隆に乘じ、關山なる維盛の營を襲ふ、平軍擾亂し、争つて南壁に赴き、俱樂園谷に墜して死するもの甚だ多く、人馬相踐み、積屍盈谷を成す、維盛僅かに免かれ、敗卒を救めて加賀を保ち、尋で關道より京都に歸る、是に於て義仲は東山北陸の二道より進み、將に京都に入らんとす、平宗盛等其敵す可からざるを知り、安徳天皇を奉じて西海に走る、義仲即ち京都に入り、蓮華王院に於て、後白河法皇に謁し、面り平家追討の院宣を奉ず、尋で從五位下に叙し、左馬頭に任じ、伊豫守となり、院昇殿を賜る、既にして義仲漸く驕恣、部下の兵また京都を蹂躙し、院御領以下、公卿の莊田を損じ、民家資財を掠奪す、京師騷然たり、法皇、これを厭ひ、將に頼朝を召さんとす、義仲惶怖す、遂へて之を拒まんす、是より先頼朝鎌倉に居て關東を略定し、勢力日に熾なりしが、今や義仲がまづ京師に入り、平家を逐ひたるを見て、頗る安んずること能はず、之を除かんとするの意あり、遂に頼朝義經の二弟に兵を授けて義仲を討たしむ、時に義仲は宗盛等の屬島にあるを討たんとし、征途に上りしが、之を聞いてまた京師に歸り、頼りに兵備を整ふ、而して法皇が頼朝に左遷せざるを知りて意平かならず、法皇もまた義仲の狂暴を厭ひ、之を諫め、相違はざるに至りしが、會々法皇遠使乎知康も義仲と隙あり、法皇に説する處あり、法皇遂に延福園城二寺の僧兵を召して、仙洞なる法住寺殿を守らしめ、知康をして軍事を督せしむ、後鳥羽天皇また同殿に還幸あり、義仲大に怒り兵を以て法住寺殿を犯し、法皇に強請して攝政原基道、内

大臣藤原實定を罷め、妻の兄藤原師家を内大臣となし攝政たらしめ、更に法皇の親臣藤原朝方、及び文武諸司、諸國守等數十人を罷む、尋で左馬頭を辭し從五位上に叙す、十二月頼朝追討の院宣を請うて之を得たり、三年(元治元年)正月從四位下に叙し征夷大將軍に拜す、時に頼朝義經の兵漸く過れるを以て、諸將を分ちて宇治勢多に防ぎしと雖利なく、遂に近江粟津原に戦死す、年三十一、首を京都に傳へて東城の博樹に葬す、墓は近江國栗野の北、天津町大字馬場なる義仲寺にあり(大日本史、近江國地誌略)

ミナモトノヨシヒラ 源義平

源義平、長じて木曾次郎と稱す、世に朝日將軍といふ、頼朝久壽二年源義平事によりて、叔父義賢を殺すや、義仲時に僅かに二歳、義平其後患を爲さんことを慮り、島山電能に囑し、搜捕して之を殺さしめんとす、電能其孤弱なるを憐みて殺すに忍びず、會々寶藏賣武藏に來りしかば、電能密に其情を告げて義仲を托したるに、寶藏は更に之を信置に違り、其乳母夫權守中原無道に托せり、無道心を傾けて輔育し木曾山下に居らしむ、義仲常に家門の資養を慨し、復讐の志あり、専ら武技を習ふ、長するに及び、頼朝絶倫、臂力絶倫、兼て騎射に巧なり、治承四年以仁王の令旨によりて兵を集む、下野の足利、甲斐の武田、上野の那相等の諸豪族來附し聲勢日に熾なり、義和元年六月成長茂來り攻むるや、遊へ討つて大に之を敗り、追うて越後の國府に至る、州兵降るもの相繼ぐ、九月また平通盛、同經正と越前に戦うて之を敗りしより、越前、越中、加賀の豪族相率ひて來り屬し兵勢益々強し、時に叔父源行家、頼朝と協はず、奔りて義仲に依る、頼朝怒ばず、而して諷亦其間に入り、將に兵を交ふるに至らんとす、されど

に取めたる、ゴサンネンノエキと名を起り、兄義家が歴々利を失へるを聞き、之を後けん事を謀ひしと許されざりしかば、寛治元年八月遂に官を捨て、陸奥に赴き、義家大に害ふ、因て共に清原武衡、同家衡を討ちて之を亡し、義家に従うて京都に歸る、尋で利部少輔に任じ、常陸介、甲斐守を歴、從五位上に叙し、利部少輔に至る、大治二年卒す、義光少にして首領を好み、其精妙を極め、嘗て室を豐原時忠に學ぶ、時忠其堪能なるを受し、はしりまろしといへる名望を與へたり、既にして後三年の役起り、義光の奥州に赴くや、時忠これを送り行きしかば、義光は其心を察し、我身は戰場に赴くものなれば、不慮のことなしと保し難し、はしりまろしと名を懸れば、之を失はんことを本意にあらずとて、即ち返へし與へしを以て、時忠大に喜び、暇乞ひして歸洛したりといふ、然るに古今者福集、時秋物語等、此事實を以て、義光が室の秘曲を豐原時元に學びしが、時元の死後、其子時秋尙幼にして、未だ秘曲の傳授を受けざりしがゆゑに、義光の意向するや、之を足柄山まで送り、遂に山中にて其傳授を得たりとせるより、世多く之に従へりと雖、當時時元は未だ死せず、而して時秋また生れざるの前なれば、其誤傳たるや明かなり、思ふに時忠の事蹟の説りたるものなるべし、因にいふ時忠は時元の兄なり、なほ此事に關しては、皇典講究所講義百一に松本博士の考證あり、參考すべし(尊卑分脈、大日本史、續世傳)

ミナモトノヨリイヘ 源頼朝

字は一高、又爲壽御前と稱す、頼朝の長子、母は比企能員の女、源平年甫めて七歳、甲を被り馬に騎すること習ふ、九歳射を下河邊平に習ひ、既に長じて鎗、武藝を能くす、建久六年頼朝に従ふて京都

に入る、八年從五位上に叙し、右近衛權少將となる、九年源政權介を兼ね、正治元年正月頼朝薨す、是月左近衛中將に轉す、詔して守護地頭頼朝の時の如く奉らせしむ、之より先頼朝在世中より外戚北條時政漸く勢を得たりしが、頼朝の代に至るや、其母政子と謀りて權を專らし、四月頼朝の親族を誅す事を案じ、北條時政、大江廣元等十三人をして、諸政を參決せしむ、時に小笠原長經、比企三郎、和田朝盛、中野能成、細野五郎皆頼朝あり、五人の家屬擯せたりし、士庶之に對するを得ざりき、七月安達景盛をして、參河の賊を討せしむ、景盛遂に安達を討ち、頼朝の留守に乘じて之を奪ひしが、景盛還るに及び之を誅せんとす、府下擾攘す、政子成て事なきを得たり、二年正月從四位上に進み、二月梶原景時一族を誅す、十月右衛門督從三位となる、建仁元年城長茂叛す、佐々木盛綱をして誅せしむ、二年七月從二位征夷大將軍となる、三年八月頼朝薨む、政子、時政と謀り、頼朝をして、關西三十八箇所の地頭を其弟實朝に、關東二十八箇所の地頭と、天下の總守護とを讓らしむ、同時に、備りて頼朝薨すと朝廷に奏し、實朝を鎌倉の主となし、征夷大將軍たらんとすを請ひて許されたり、一掃の外祖



(押花家頼)

比企能員之を聞き、怒りて、頼朝と謀りて北條氏を滅さんとす、政子の知る所と雖も、却て時政の爲めに能く、比企能員は政子時政に強ひられて、髪を削りて伊豆修善寺に剃せらる、是に於て時政實朝を來じて政令皆其手に出で、安堵状の如きも時政の書を以て下すに至り、頼朝書を政子實朝に送り、故龍臣を得て幽鬱を慰せんと請ふ、政子その請

を許さず、却てその舊臣中野能成を流し、復た書を遺ることなからしむ、明年七月時政竊かに人をして之を殺さしむ、頼朝勅遣近可からず、浴室にありし時を以て刺殺さしむ、時に年僅二十三(大日本史)世に稱す、頼朝慈愍昏惰家規に従はず、體操度なく、尤も顯耀を好み、紀行歌を後鳥羽天皇に請うて師となし、日夜この戯に耽り、災變に逢ふも警成を知らず、綱紀頓敗し、人心擱離してその身を失ふと、これ吾妻鏡によりて、表面上より考へし議論のみ、頼朝幼より射藝に達し、富士野の時にて諸鹿を射、鹿の後は財政算術に長せる源氏を用ひて、野鹿の詠を誦し、正治二年十二月には、宿老諸將の所領多きを奪ひ、その權を殺かんとし、五百町以上のものば之を沒收して、無定の近臣に與へんとせり、宿老諸將大に恐れて之をためたりき、尋で伊豆駿河に討して、常に武を練りたりき、以て頼朝が、世に傳ふる人物にあらざるを知るべし、蓋し思ふに江戸時代以後、諸侯の子弟に聰明なるもの出づれば、家臣等利するを得ざるを以て、強ひて幽屏したるが如きの例なるべし、

ミナモトノヨリトモ 源頼朝

時鬼武者の稱あり、世に鎌倉右大將と稱し、鎌倉殿といふ、頼朝義經の三子なり、母は熱田宮司藤原季統の女、頼朝幼より器局あり、義朝他子に勝れて之を受す、保元三年皇弟宮權少進となり、平治元年右近衛將監、上西門院藏人となる、保元の亂起るや、從五位下右兵衛權佐に補し、父兄と共に大内に據る、時に十三、義朝に謂て曰く、敵將に至らんとす、座して之を待たんより、速に六波羅を攻むるに若かずと、衆其言を壯とす、軍敗るに及び、義朝に従うて東國に赴きしが、道を失して父と別れ、遂に平賴盛の家臣平宗清に捕へられ、六波羅に送らる、宗清之を懐み、平清

ミマナ

(備考) 昔北、昔東、昔南、昔西及び久米、南分北分は共に元祿十年秋、津守青山林城に見ゆ。
 ミマナ 任那 古代に於ける朝鮮の一分國、大伽那(又加羅)といふ。安羅、車波、多羅、比自、味、味、已吞、件、南伽羅、于他、斯二岐、卒麻、久珠、散半、矣、乞、珍、禮、諸國の總稱、大伽羅の國を以て其地を統べたり、今の慶尙道の西方大半を占めて、金羅道の南海を含みたりといへり、其名義は、昔紀によれば崇神天皇の代、大伽那の王子阿羅新等來朝せしが、道に迷ひて垂仁天皇の時に至りて始めて歸見す、天皇其國に還らしめ、且つ其國名を改めて任那と云ふ、これ阿羅新等道に迷はずば、先帝御間城天皇(崇神)に仕ふべきを以て、其の名を貢はしめたるなりと云ふ、然れどもミマナは、任那の音の轉訛にして、必ずしも天皇の御名を、賜ひしものにあらずべしと云へり、阿羅新等道に迷はず、按ずるに大伽那の始祖を伊勢阿武王(一に内務朱智)といふ、大伽那の東北に、上中下三巴統の地あり、方三百里、人民富饒なり、大伽那之を新羅と争ひ、民生を安んず、是に於て垂仁天皇二年大伽那王は、蘇那武智朝を建てしめ、争地を獻じて援を日本に請ふ、垂仁天皇即ち豐樂彦を奉りて、往きて鎮せしめ、此時始めて任那の國號を賜へり、これより日本の附庸國たるの姿を呈し、神功皇后の時に任那に日本所あり、日本の重臣常に駐劄して諸韓の事を統制す、然れども慶新羅の爲めに侵され、土地漸く荒まり、遂に道設智王の時、新羅の眞興王の亡はす所となる、國を立てしより十六世五百二十年なりき、眞興王即ち其地を以て大伽那と爲す、垂仁天皇二年大伽那國王蘇那武智知を奉朝せしめ、鎮將を請ひしが故に、豐樂彦を遣はして寧と爲し、其國を鎮守せしめ、仲哀天皇九年

ミマナ

年神功皇后征韓の舉あるに及び、始めて任那に内官來を置く、神功攝政の六十七年、將軍荒田別、鹿我別、新羅を討ち、比自林、南伽羅、味、味、安羅、多羅、車波、加羅の七國を取り、後ちまた斯二岐國、卒麻國、古羅國、于他國、散半國、乞食國、珍禮國を取り、總じて更に任那と稱し、日本府を置き、韓國を統制せしめたり、任那是に於て全く我國の屬國となる、應神天皇十四年、弓月君百二十餘の人口を率ゐて歸化せんとしたるに、新羅の關する所となり、人口みな加羅に留まる、天皇即ち葛城縣津彦をして其人口を召さしめしが、葛津彦亦新羅の過むる所となり、三年に及びて歸らざりしを以て、平群木茂、的戶田等語を奉じて、伽羅に至り、兵を新羅の境に見る、新羅恐れて葛津彦及び人口を還す、二十五年大倭木滿致朝旨を奉けたりと稱し、任那に於て専斷の行爲ありしかば、天皇これを聞いて激し遣し給へり、尋て雄略天皇七年、吉備田養を以て任那國司と爲す、明年高麗の新羅を攻むるや、新羅は任那王に依り、援を日本府に求めしかば、諸國、吉備小梨、葛津赤目等之に應じて新羅を援け、大に高麗の軍を破る、顯宗天皇三年大倭任那に據り、高麗と交通し、三韓を併吞せんとし、宮府を營建し、自ら神聖と稱す、即ち任那左衛門守等甲冑の謀を用ひ、百濟の遺棄附屬を殺し、帶山城を築き、東道を據り、運糧の津を斷つ、百濟の兵因りて帶山城を攻む、大倭兵食共に盡きて逃れ還りしかば、百濟は左衛門守等甲冑等三百餘人を殺したり、日本府の威よりして大に衰ふ、顯宗天皇六年葛城押山を任那多利國守と爲す、既にして百濟上表して任那の上略り下略り委院、平養の四縣を得ん事を請ふ、時に押山また奏して曰く、此四縣は遠く日本府と隔り、近く百濟と接

ミマナ

し、鶴大別ち歸し、いま百濟に歸ひ、合せて一國と爲すは久全の策なりと、大伴金村之を奏聞す、朝廷其請を許し、物部羅麻火を以て宣勅使と爲す、其妻諱めて曰く、任那の我國に屬すること既に久し、いま之を割きて他國に與ふれば、恐くは後世の讎を免れざるべしと、羅麻火其言を然りとし、遂に來と稱して使を辭したれば、更に使を改めて宣勅し、百濟を百濟に歸ふなりといへり、二十一年、近江毛野に歸し、新羅侵す處の南伽羅、味、味、已吞等の地を復し、任那に屬せしめんとしたれども、時に其黨國邊野井の叛あり、西海路塞りて、毛野邊む事を得ざりき、二十三年伽羅の多沙津を以て百濟に歸ふや、伽羅王怒りて新羅に屬したりしが、豊もなくして新羅と隣を生じ、二十六年其政むる處となりて遂に新羅に降り、任那の地益々衰る、宣化天皇二年、また新羅の侵す所となり、大伴狹手彦狹手之を鎮す、欽明天皇二年百濟に歸し、任那の復建を謀らんとしたりしが、新羅の勢強盛なりしと、安羅の日本府内直等が、新羅に内通せる等の事情により、其目的を達すべしと能はざりき、二十三年新羅大伽那を攻めて之を滅す、是に於て悉く新羅の併す處となり、任那の官家滅ぶ、其秋大將軍紀男麿、副將軍河邊連等をして新羅を討ち、任那を滅すの謀を問はしめ、尋て敏達、用明の二天皇も之を復興せんとするの御志ありしも、常に障者に會して決行するに至らざりき、敏達推古二天皇の際に及び、新羅は我國出征の計畫が着々進捗せるを見て大に恐れ、權りに任那を建てたるもの、如し、然れども何年に屬するかは詳ならず、推古天皇八年、新羅また任那を侵す、境部臣、種臣等を遣はして之を救はしめ、大に之を破る、其後

ミマナ

新羅の任那を侵す事屢々にして、三十一年遂に其併す處となる、然れども境部連摩侶等大兵を以て新羅を征したるが爲、僅に任那を恢復することを得たれども、既に有名無實たるに過ぎず、大化元年に至り、高向黑麻を遣はして新羅の官子を遣し、任那の調を停む、管政友氏の説に、往古任那と云へる國々も、今は殘りなく新羅に奪はれて、任那の眞實など云ふは、大方新羅の詐謀に出でし情狀も明らか知食されしかど、其を復さんには、兵力ならではなすべき術もあらず、されどさる有名無實事にかゝつらひて、力を費さんよりは、實調をやめ賞を召して、後の基を固くするにほしかずなどいふ議のありて、高向博士を遣はされしものにもあらんかといへるは、從ふべきなり(書紀、大日本史、朝鮮史、日韓古史、管政友全集)
 耳白鏡 江戶時代に作られたる鏡の一種、鏡に作る、黃色、製作精好、徑八分強、重一匁、文字鏡の調繪者に同じ、但し書文なし、正徳四年より享保三年に至るの間、江戸龜井月にて鑄造す(新寛永鏡譜)
 明 倭國支那にて朱氏の建てたる國名、蓋祖を朱元璋と云ふ、もと湖川の匹夫の家に生る、元の末造、郭子興に屬したりしが、子興の衰ふるに及び、自ら豫州、和陽、寧國、江陰、池徽等の諸州を下し、其勢盛んたり、尋て陳友諒等の諸國を滅ぼし、國を吳と稱し遂に王位に昇る、其後、湖廣江西の地を平定し、更に北伐して元の順帝を上都に走らし、群雄を掃蕩して支那本部の地を領し、帝位に即き、國を明と號す、是を太祖皇帝と云ふ、時に我祖元二十二年八月なり、是より四方を平定して海内を統一し、租税を輕減し、刑罰を嚴にし、教化を尙ひ、科擧を明か

ミマナ

にし、東海を専らじ、宦官を抑製し、治政大に舉げり、太祖崩じて太孫惠帝立つや、諸侯の強大を怖れて之を削廢したるより、燕王叛して兵を擧げ、官軍を破り、帝都に入る、惠帝遁れて往く所を知らず、燕王遂に帝位に即く、これを成祖皇帝と云ふ、成祖、諸侯の地位を復し、州縣の租税を免じ、刑罰を嚴にし、四書五經性理の大全を編して、教科科教の標準とし、官制を復舊す、又南方安南以下の諸國を征服して、大に國威を揚げたり、此時に當りて蒙古に阿魯台あり、元の族本推失卑を奉じて可汗とす、帝之を招致すれども應ぜず、遂に之を征して北方を平定す、英宗の時大監王振、帝の信任を得て權を專らし、紀綱漸く亂る、此時に當り瓦剌の勢強る強大、酋長也先大同に寇す、帝、振の勸めにより、親征して大敗し、帝驚となる、皇太后王昭君を立て、英宗とす、也先、先帝を奉じて京師を圍みしも、援軍の爲めに阻まれ、兵を解きて歸る、既にして也先、阿剌の爲めに殺さる、尋て隆慶の帝朱子太子を廢して己の子を太子とせしが、天死して儲位未だ定まらず、群臣之を議せしが、武清侯の右宰兵を以て上皇を帝位に復し、帝を廢して王とす、憲宗の時に至りて、倭帝の臣交々權を專らす、帝又大に佛事心に醉し朝政廢る衰ふ、孝宗立つに及び、前朝の倭臣を罷け内治に務め、又外略密を確定したりしが、隆慶の小王子勢を得て北方に侵入し、殺掠を恣にし、張鶴齡出で、權を專らするに及びて、朝廷の政治は大に衰へたり、武宗の時に至り、東宮にありし時に倭兵を以て悦ばれたる八虎劉瑾、馬永成、高鳳、錢彬、丘乘、谷大用、張永權を專らし、且つ安化王等を始め、流賊の亂を爲すもの相繼ぎ、江彬を寵信して酷虐なへ

ミマナ

諸政日に亂る、世宗の立つに及び、絶えて朝政を見ず、日に奢靡を事とし、工作を務め、且つ殿高麗を受けて事を用ひ、内政大に亂る、外は北方に黠虜の一族俺答の入寇あり、南には倭寇の猖獗なるあり、所謂北寇南倭に苦められて殆ど寧日なし、神宗の時、張居正を用ひて累世の宿弊を去り、海内漸く治まりしか、居正の死後宰相其人を得ず、帝も亦政事を怠り、紀綱大に衰へたり、此時に當りて我輩臣秀吉は明國を併吞せんと欲し、先づ道を朝鮮に備らんとす、朝鮮王麗が、秀吉遂に朝鮮を征す、明國りて大軍を遣はして之を救ふ、秀吉の擧するに及びて、漸く朝鮮を復するを得たれども、是れより財用破弊し、國力大に衰へたり、既にして清の太祖東北に兵を起して遼陽を奪ひしが、朝廷にしては東林、北東林の二朋黨の争あり、宦官權を專らし、明の威聲全く地に墜つ、毅宗の時、延安の張獻忠、米朝の李自成等西北の邊疆に乗じて兵を擧げ、其他各地に流賊起るに至れり、特に自成は陝西より各地を略れ、瀋陽に據りて宮殿を修め、自ら奉天城義大元帥と稱す、遼陽、西安、延安、慶陽、寧夏、甘肅等を降し、西安に據りて國を大順と稱す、遂に京師に侵入す、帝煤山に自刺せり、自成其子に繼にし、自ら帝位に臨る、既にして明の邊將吳三桂清に降り、清兵の援を藉りて山海關に戦ひ、自成の軍を破る、自成無黨に敗走す、福王由繼流賊の亂を避けて、南京に至り遂に帝位に昇る、清兵既に李自成を破り、進んで南京を下す、福王無難に逃る、清兵追撃して、これを降す、此時唐王李福王在りて王と稱す、これ亦清兵の擒する所となる、時に兩廣提督丁魁楚、廣西巡撫瞿式耜等、何捷奴と謀りて、桂王田頌を康廣に立く、帝と稱せしめ、亦た清兵の破る所となり、桂王廣

ミヤウエ 明恵 高橋カズヲを見よ、
ミヤウエツ 名詞 「ナダイメン」を見よ、
ミヤウガキ 冥加金 江戸時代、納税の
 一、上に納税して納むるものないふ、即ち營業者が、
 或業を營んで、利益を得る冥加として納むる處に係
 り、やゝ今の營業税と相似たり。別に一時的の冥加
 金あり、即ち慶應三年長州征伐の時、其軍費として
 三井其他の諸商人が、國恩の冥加として獻金したる
 の類なり。

ミヤウキヤウタウ 明經道 經學をいふ、
 經書を明かにする道の義なり、朝廷にては其學ぶ所
 を明經堂と稱し、宮城郡堂院の南に在り、三進堂
 の第一なり、大寶令の制、大學寮に明經博士以下を
 おきて之を生徒に教授せり(「ヤイカク」參看)而
 して其經書は、卷帙の多少により、分ちて大中小と爲
 す、即ち禮記左傳は大經、毛詩、周禮、儀禮は中經、周
 易、尚書は小經なり、また其註にも定制ありて、周
 易を讀むには鄭註、王弼の註を用ひ、尚書を讀むには
 孔安國、鄭玄の註を用ふるがかりし、故に皆師説を
 守りて一家の義を立つるものなり、學生の二經
 以上に通ずる者は、實學によりて出仕することを得
 (「コウゴ」參看)中世以來大學寮衰ふる共に此學亦
 衰へ、清原中原の兩氏のみ、世々之を傳へて明經博士
 に任ぜられたりしが、江戸時代に至りて、中原氏を除
 き、清原氏の族舟橋伏原の二氏傳承して、明經博士
 となりし、只舊態を墨守するのみにして、これを
 以て堂上の家業と爲すに過ぎず、世の進歩と伴はざ
 りしを以て、學界より度外視せられたりき、「フナハ
 シヤヤ」「フセハラウヤ」參看(合義解、藤原抄、古實
 拾葉、諸家業記、日本教育史)

ミヤウシ 苗字 諸家業記の標稱をいふ、
 轉じて又氏と同義にも用ひられたり(「國朝通記」
 原詳かならざれども、平安朝時代の末年より源朝に
 したるべし)も同じ氏族が繁榮したる結果、更
 に同氏中なる家々を區別する必要上生じたるもの
 として私稱なり、例へば藤原氏中にも、京の一條に居
 るものを一條氏、九條に居るものを九條氏と稱せる
 が如く、多くは地名を付したり、武家時代以後、漸く
 氏を唱へずして苗字を稱するもの多し、遂に苗字の
 みを稱し、氏は儀式等の外は用ひざることとなり、從
 うて苗字の義も亦變化して、全く氏と同様の性質た
 るに至れり、然れども同々苗字を用ひずして、氏を稱
 せるもの、即ち佐伯、伴、遊野等の如き例なきに非
 らざれども、苗字の専ら行はれし以後は、以上の氏
 も又、氏と見んよりは、寧ろ苗字として見んこと適
 當なるべし(「國朝通記」參看)苗字は、前に述べたる一條九條等
 の外、足利、新田、徳川、細川等のごとく、地名を附し
 たるもの尤も多けれど、又宮藤、工藤、少貳のごと
 く官職を、勲修寺、西園寺、神宮寺のごとく寺號を、
 楠、新橋、一柳のごとく植物の名を、鷲、鷹のごとく動
 物の名を附したる例も珍ならず、殊を其ま、苗字
 とせるものあるは、上に挙げたるがごとし(「國朝通記」
 參看)苗字を稱するを得ざるは、古來の舊習にて、
 源平盛衰記にも、御殿小平太などありて、苗字をか
 きたることなし、これ蓋し上古氏族の成敗が性を
 稱せざりし遺風なるべし、江戸時代及びては、士人
 公卿以上ののみこれを稱し、其他農工商の徒等は、凡
 て特に許可を得たるもの、外、苗字を付すること
 禁ざられたりしが、明治維新の後天下一般皆苗字を
 唱へしむることなれり(和訓栞、貞丈雜記、貞永式
 目抄、玉勝間、燕石雜志、葵死日抄、家範軒前、徳川禁
 令考、源平盛衰記、尊卑分脈、寛永諸家系圖傳、太平

ミヤウジン 名詞 社格の一、全国中有名の
 社を擧げて、全国の社に代はらしむるものなるべし、
 即ち鎮座の年代も古く、神統も正しきものを擧げし
 に似たり、故に名神の列にあるものは、悉く大社な
 り、延喜式に載する處の名神は三百九座にして、并に
 名神祭に預る、然れども必ずしも第一等の神社にあ
 らず、また有名之神社を汎稱すること偶々なきに
 あらず、續日本紀天平二年十月庚戌の條に、遣使奉
 渤海信物於諸國名神社とあるを初見とす、爾後藤
 々書に見えし、弘仁以後は、明神と同音なるより、
 相通じて用ひたることあり、名神明神の區別明かな
 らざるに至りしが、中世よりは、名神といへること漸
 く少く、後世は其稱全く絶えたり(延喜式、續日本
 紀、古今要覽稿、古事類苑神祇部、神社私考)

ミヤウジン 明神 意義詳かならず、松の
 落葉には、名神と同じにして、只文字を異にせるもの
 なりといひ、古今要覽稿には「名神は社をさし奉る
 神、明神は神をさし奉る神なり、たゞし名神は、宮地
 の主神と、動精の神とを分ち奉らん爲の號にして、明
 神といふは、この宮地の主神動精の神の差別をい
 はず、親しく神の御名を稱し奉る時は、いつも明神と
 いふなり」といひ、古事類苑神祇部神號の條の解釋
 には「名神は社格なれば、名神たらざる社に稱すべ
 きにあらず、之を加へたるもの頗る多し、故に
 明神は、支那の語に本づきしものにて、名神とは異な
 るにてもあるべし、其中には、名神の社を指して、明
 神となしたるものなきにあらず、又名と明は、因と
 より同音なれば、通用したるものもあるべし、中世ま
 りは、名神と云ふことは漸く少く、後世は明神のみに
 して、名神は全くなきに至れり」といひて、名神をば

社格の條に求めたり、名神が社格なることは明らか
 なれば、明神と同じといへるは疑ふべし、然れども
 いまだ明神が如何なる神を指すかに就きては、之を
 知ることは能はず、なほ考ふべし、正史にては續日本
 後紀承和十五年三月壬申の條に、山崎明神あるを始
 めとし、爾來諸書に見えたること甚だ多し(帝王編
 年記、欽明天皇三十二年の條に八幡大明神、稱徳天
 皇の神護景雲二年の條には春日大明神と見ゆ)然る
 に弘仁の頃よりして、名神と明神とを互にして記
 したる處多きより、名神と明神の區別、益々不明とな
 れり、また大明神あり、明神といへるに同じく、た
 だ大といへる美稱を加へたるに過ぎず、「ダイミヤウ
 シ」參看。

ミヤウシユ 名主 國領主に代りて名田
 を支配し、年貢等を納むることを掌る、又名主職とも
 云ふ、紀伊名草郡數寄寺文書に「紀伊國和佐庄内南村
 名御契約事、右件南村名主職者、任相傳之道理、政基
 如元宛給了、有、限御年貢以下、守、先例、雖、爲、一
 唐、無、兩意、可、致、其、沙汰、候、爲、候、權、威、或、寄、神
 社、或、寄、權、門、事、却、以、不、可、有、其、儀、候、若、有、此、御
 契約等、寄、神、社、若、寄、權、門、者、於、此、職、者、不、日、自、
 領、家、可、被、召、者、也、其、時、雖、爲、一、言、不、可、致、其、沙、
 汰、候、又、付、公、家、武、家、神、社、山、門、不、可、致、其、沙、
 汰、候、於、武、家、沙、汰、者、無、深、考、抽、取、懸、志、殊、可、致、其、沙、
 汰、候、仍、爲、後、日、龜、鏡、御、契、狀、知、件、永、仁、四、年、三、月、十、
 日、右、衛、門、尉、政、基、代、宗、淳、判、とあるにて、其職掌の一
 斑を知るべし(「國朝通記」名主は名田の起ると同時に
 ありしこと明かなれども、其字の見えたるは、稍後な
 るが如し、吾妻鏡文治三年五月廿日の條に「藤原行政
 爲、使、節、下、向、常、陸、國、是、地、島、社、領、名、主、貞、家、押、領、御
 寄、進、地、之、旨、御、物、依、依、訴、申、之、云、々、所、差、遣、也、」

また九月五日の條に、河越太郎重頼依伊豫前司義頼
 縁坐、雖、被、被、許、令、備、感、違、違、給、之、間、於、武、藏、國、河
 越、庄、者、賜、後、家、尼、之、名、主、百、姓、等、不、問、所、勤、之
 由、就、有、風、聞、之、說、向、後、云、註、釋、云、雖、務、一、事、以
 上、可、被、被、尼、下、知、之、由、所、被、仰、下、也、と見え下
 り、後、其、貞、永、式、目、を、制定するに及びて、鎌倉幕府は名
 主の權限を規定したり、即ち同式目に「惣地頭押、領
 所、領、内、名、主、職、事、右、給、惣、領、之、人、稱、所、領、下、地、頭、
 各、別、村、事、所、行、之、企、圖、違、違、糾、糾、給、所、領、下、文、
 雖、爲、名、主、職、惣、地、頭、若、何、冠、稱、之、類、有、限、沙、汰、之、外、
 巧、非、法、致、差、妨、者、可、給、別、納、御、下、文、於、名、主、也、
 名、主、又、寄、事、左、右、不、願、先、例、違、背、地、頭、者、可、被、
 改、名、主、職、也、と見えたり、又名主職は本所に知ら
 しめずして、土地を權門に寄附することを得たり、
 此の後名主職のことは、吾妻鏡寛元三年五月九日の
 條に「金津藏人次郎實成中、上總國新田庄内米澤村
 名主職事、以、懸、物、狀、懸、申、子、細、文、附、御、下、知、爲、相
 違、之、旨、雖、及、改、沙、汰、之、由、被、仰、下、也、また寶治元
 年十一月一日の條に「又今日評定被、仰、出、云、雖、爲、
 地、頭、一、圓、之、地、名、主、申、子、細、者、依、事、之、儀、可、有、沙、
 汰、云、々、二年正月二十五日の條に「京都大藏役事、
 西園名主莊官等類之中、有、幕、御、家、人、之、者、云、々、
 と見え、嘉應二年十二月二十日の三島文書に「可有
 領、知、伊、與、國、高、橋、別、名、内、松、丸、一、分、名、主、職、事、右
 名、田、島、等、者、故、祝、小、三、郎、安、定、跡、也、然、如、去、三、月、二十
 三日正員下文者、以、別、紙、祝、祝、三、郎、安、定、親、可、知、行、之、
 由、上、者、口、分、不、殘、無、他、妨、於、彼、名、田、者、可、有、知
 行、給、狀、如、此、と見えたるにて、其の大體を知るべ
 し、室町時代に至りては、鎌倉時代と異なる所なし、
 豊臣秀吉諸國庄園領保の名を廢するに及びて、名主
 職は自然に廢せられたれども、江戸時代には名主(ツ

ミヤウ

マシとして、町役人村役人の稱呼に殘れり、猶ほミヤウ、マナクニシ、ムラナクニシ、ミヤウ(新編常陸風土記、武家名目抄)

ミヤウタウク

冥道供 密教の祈禱法の一、開闢王を本尊とす、山門にて之を修し、他門には修せず、比叡山専有の法なり、最澄傳來したりと云ふ、其山門の僧侶の修したるは、大原僧部長等より始まり、即ち治暦三年長安之を修し、延久四年五月瓶流流行により頼昭之を修し、承暦五年に長安再び之を修し、寛治七年都芳門院の御儀により、賢運六條内裏に於て之を修し、長治二年三月、細河天皇御疾により之を修し、大江匡房祭文を作る、此法には祭文を讀む作法あるに因る、後教々諸高僧によりて修せられたり(諸法要略抄)

ミヤウテン

名田 舊稱私田の一種、空閑荒蕪の地を開墾したる田、或は買得せる田地に、其の所有者の名を附したる土地を云ふ、吾妻鏡に文治三年四月廿九日の條に、「重安名田(高野冠者)永平名田(二品左衛門松平名田)四方田五郎(加藤太)高垣名田(別當)刑安富名田(岡部六郎大)武久名田(加藤太)高垣名田(親能)安清名田(遠谷五郎)」と見えたるにて之を知るべし、本名に對して、別名、餘名等の名あり、此の名を多く持たるを大名、少きを小名と云ふ(ダイミヤウと稱す)其領主に代りて土地を支配し、年貢等を納むることなするものを名主又名主職と云ふ、ミヤウシユシ參看 關原前田土肥守の土肥經平の說に、上古の御子代御名代を改めて、名田としたるものなるべしと云ひ、古今田制通考及び名田考には、鎌倉時代より始まるとなす、共に信じ難し、按ずるに、我邦上代より名を重んじて、之を永久に傳へんと欲して御名代ありしが如く、後世に至りても其名を傳へんと欲

ミヤウ

し、其土地に己の名を附せしものなるべし、然らば開墾田を許し、土地私有を許せし時よりありたるや疑なしと雖も、未だ其名目を見出す能はず、大日本租稅志に、宇佐八幡神領記を引て、保安天皇の御、既に名田ありたりとす、王朝時代の末に至りては、春日社文書、東大寺文書、東寺百合文書等の檢注には、名田多かりしこと枚擧し難し、本朝世紀久安五年十一月三十日の條に、今日大炊寮御給田供御人名田等、破立字治入道相國庄之田也(中略)今所申者、名田一切不可動、公役云々と見え、顯慶王紀安元三年の條に、諸國の大名圖役に懸せざる、と見えたり、以て其名の多かりしこと知るべし、吾妻鏡文治三年四月廿九日の條に伊勢國住人藤原兼事を勤仕せざる庄圖注進狀に、永平名松水名等三十餘名を掲げ、東寺百合文書所載文治五年五月の弓削庄作島檢注取帳には未久名以下二十餘名見え、吾妻鏡文治五年十月廿八日の條には安國大名栗山宗範、建久四年六月五日の條には、常陸國大名多氣義幹あり、また源平盛衰記文覺上人上京の條に、「院宣など被下獄は、大名小名誰か一人も背き奉るべき、義朝首出獄條に、佐殿は庭上下り向ひ給ひて、義朝の首をば請取給ひける大名小名皆庭上下り居つゝ、各稱を絞りけりしと見えたるにて、その大略を知るべし、この如く名多くなりて、地頭と名主の紛争絶えざりしを以て、鎌倉幕府にては其の權限を貞永式目に規定したりき、寶治元年十二月諸國庄官百姓等の名田品は、往古より本所の進止たるを以て、その下知に任せて率法を守らしむ、至町時代に至りては、名田に民に利權あるを以て、高價を厭はず賣買盛に行はれたり、文明十三年九月には、足利義尚相買置部瑞榮の買得したる山

ミヤウ

城所々の田屋敷地を、賣券に任せて知行せしめたり、戰國時代に及び、今川武田諸氏亦名田に關して令條を定めたり、即ち今川義元は永永六年四月諸代の名田を、地頭意趣なきに收取するを停め、名田の年貢を増すには、極め百姓に聞ひて之を増し、若し百姓從はざれば、名田を收取せしむ、天文廿二年二月には、百姓等地頭に告げずして、名田を賣買するを禁じたり、また武田信玄は天文十六年六月に、名田を意趣なく收取するを禁じ、年貢納納二十年に及ばば收取せしめたり、天正八年十二月には、武田勝頼も名田に就て令する處ありたりき、豊臣秀吉兵馬の權を掌握するや、天正年間、諸國の檢地を行ひ、庄園部保名等の名田を停め、郡の下に村を置きたりしが、猶名田の存するものあり、慶長二年三月の長曾我部元親百箇條には、奉行人として名田散田を耕作すること禁じ、公領名田の訴訟を停止したること見えたり、江戸時代に至りては、僅に小作の上に其の稱呼を存したりき、御定書百箇條保實地小作取割の條に、「從前之例、一、二十ヶ年以上の名田小作は、永小作可申付事」と見え、實地以上取割小作之を解して、これは實地小作にては無之、田畑所持致候もの、手作りに餘り候に付、小百姓に數年小作爲致候處、小作留候を、幸に地面取戻し度官地主所出、及出入候時は、二十ヶ年小作爲致候處分は、小作地を地主方へ取戻候義不三不成、やばり右小作人に、何十ヶ年も爲致候小作、作留候は海方申付候事、是を名田小作と呼申候」と云へり(田制篇、大日本租稅志、莊園考、名田考)

ミヤウ

命婦 大寶令の制、五位以上を帯したる婦人を内命婦、五位以上の人の妻を外命婦とす、周禮天官の注に、「内命婦、謂三九禮世也、外

ミヤウ

命婦、謂稱丈夫妻也」と見え、又、命有爵命之義とあるに、内外命婦とも、稱する事あるを以て、申務省にて其考課を附す、延喜以後に至りては、申儀の女房を命婦と稱して、令制と異なるに至り、此等命婦の名は、多く父又は夫の官名をつけて呼べり(合義解、禁祿抄、職原抄後附)

ミヤウホフダウ

明法道 和漢の律令を講習する學をいふ、法を明らかにする道の義なり、朝廷にて之を講習する處を、明法道堂と稱し、大内裏大學寮内に在り、大寶令の制、大學に明法博士以下をおきて學生に教授せり、されど紀傳明經兩道等が、専ら支那の書を讀むに對して、此道は専ら國書に就きて學びたるは、蓋し世と直接の關係ありしが爲めなるべし、而して文武天皇の朝に遠近名あり、律令を修めて政績あり、後ら讀法永直のこととも、亦明法道に秀でたるものにして、大例事與原教久等、刑法の疑義を鈔出して、使を唐に遣はし、實問せんとしたるに、永直一々其義を詳解せしかば、竟に使を遣はさざりき、其後骨を乞ふに及び、勅して其職を停めずして家居せしめ、諸生をして、其席に就きて、樂を受けしめたり、また惟宗公方は、世々法律を學び、當時の法訓多く其手に成り、孫亮亮も家學に長じ、論斷精確にして、名聲頗る高く、其著政事要略、職案列集等、皆有要の書と稱せらる、中世以來此學大に衰へ、中原義上の二家之を世業として子孫に傳へ、明經博士となれり、明經博士は大學寮の外、大宰府にもありき、ダイカクレウ、ダイサイフ、及び、ナカハラワケ、ヨサカノ、ヘウ、シ、參看(合義解、日本教育史、古事類苑文學部)

ミヤウライダウ

明禮堂 大内裏八倉院十ニ堂の一、又、メイレイダウ、ミヤウレイダウとも

ミヤカ

ミヤカハチヤウシユン 宮川長春 關西通稱長左衛門、後ら喜平次と改む、關西詳かならず、關西尾張國宮川村の人なり、元祿の末江戸に來り、王左衛門に就きて畫を學びしが、後ら菱川の風を慕ひ、美人の容姿を寫すに妙なりき、はじめ町役を勤め、傍ら繪事を業としたりし、事で職を女婚某に譲りてより、専ら身を繪畫に委れ、寶永正徳の交際人に名聲を馳せたり、然るに元文二年日光の東照宮修繕の時、狩野春實號畫の補修を命ぜられて、長春に托し、其門人等をして、此役に従はしめし、功畢るの後ら春實は、長春等に報ゆへき工錢を私せるが故に、長春は、門生に代り春實を訪ひてこれを促し、遂に格闘に及びたる結果、春實の門人等の爲めに縛せられ、腰中に入れて置かれたり、長春時に五十六歳、脚氣疲勞し、身体傷み、殆んど死に瀕せんとす、會々其子只七といへるもの、これを探知し、切に扶けて還りしが、父の遺恨を散せんと欲し、深夜狩野邸に亂入し、春實及び門弟三名を殺し、其身も自殺せり、是に於て春實の家は斷絶し、長春も全愈の後ら、江戸を遁放せられたり、四年秋に遇つて歸り、本所蒲川町に住し、寶曆六年十一月三日歿す、年七十(淨世道人傳)

ミヤキノコホリ

宮城郡 關西 關西國の始め之を置く關西郡和名抄に赤瀨、磐城、科上、丸手、大村、白川、宮城、餘戶、多賀、羽前等の郷あり以後變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ミヤケ

三宅(屯倉、屯家、官家、三家) 關西 上代皇室御領地の一たる屯田のある土地に置きたる御倉又は官倉を云ふ、即ち屯田より出だす稻穀を納むる所なり、舊宅の義、既に宮倉の義なりとも云へり、倉と官倉とを區別する場合は、倉には屯倉官倉には屯家官家と書するなり、又三職を征服して後、其國を稱して官家國と稱し、内官家を置きて之を掌らしめたるも、内國の屯倉屯家に似たりものなるべし(ワケヲシマヤケ、參看)御田及び屯倉を掌る官を屯田司と云ひ、之に屬する官を屯倉首と云ひ、屯田を耕す民を田部と云ふ(關西通稱)屯田の代、屯田を置き屯倉を來目色に興したり、これ史に見えたる屯田の始なり、又此時倭屯田を定む、これは皇室の領地にして、天皇にあらざれば、傳ふるを得ざること、なれり、敏行天皇五十七年諸國をして、田部の屯倉を興さしむ、仲哀天皇の代、淡路屯倉を定め、仁德天皇天智時、屯倉を置き、其の稻を御宅に納めしむ、安閑天皇二年五月、筑紫豐波屯倉、藤屯倉、豐國豐國屯倉、桑原屯倉、肝等屯倉、大枝屯倉、我妻屯倉、大國春日部屯倉、播磨國豐後屯倉、平鹿屯倉、備後國後城屯倉、多福屯倉、來福屯倉、粟津屯倉、河内屯倉、關西國關西屯倉、陸奥國屯倉、阿波國春日部屯倉、紀國河内屯倉、河邊屯倉、丹波國燕野屯倉、近江國粟津屯倉、尾張國關西屯倉、入鹿屯倉、上毛野國藤野屯倉、駿河國藤野屯倉の廿六屯倉を置く、同年九月、櫻井田部連、藤原實直、藤原實直等に屬し、屯倉の職を主掌せしむ、宣化天皇

元年五月、使を河内、尾張、伊賀等に遣はし、其國の屯倉に穀を加へしむ、爾後諸國に屯倉を增設せしが、孝德天皇大化二年、改新に際して、處々の屯倉を廢す、是時皇太子中大兄皇子欲する所の屯倉、一百八十一所なりといふ、皇子一人のみにてかくの如し、以て御宅の莫大なりしことを知るべし、此の後諸國の屯倉大抵亡びて、地名にのみ残るに至れり、然れども官田を御宅田と稱したりと見え、弘仁内裏式に十一月御宅田稻敷を奏する式、委しく見えたり、皇室御領(タラシゴロヤウ)參看(書紀、古事記、古事記傳、倭訓栞、大日本租稅志、郡名同稱考)

ミヤケウチ 三宅氏(三河田原) 德曾益幹 十二世の孫寺町判官代宗綱より出づ、其子盛宗備前國兒島郡三宅郷に移住す、孫和田家嗣、源朝明に従ひ三宅郷地頭に補す、六世の孫兒島高徳の三男三宅高貞三河伊保に移住す、七世の孫政定、永祿元年始めて徳川家康に屬し、其子康貞、家康の一字を受く、天正十八年、武藏旗本の地五千石を領す、慶長九年五千石加賜、三河國舉母に治す、元和元年康信の時、伊勢龜山に移され、六年二千石加賜、前移り併せて一萬二千石、寛永十二年康盛、常陸新張に移り、寛文四年康勝、三河田原に移る、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(海防雜誌、徳川加除封録、華族家傳、華族譜)

天皇に至るまでは、歴代毎に殆んど都を異にしたり、これ一は天皇が幼時より居住し、其地にて生長し給へる所を以て、直ちに都と爲し給へるにより、一は政府の組織簡單にして、都府また完全ならざりし結果なりしが、後世に及びては、之を許さざるの事情を生じたるより、遂に平城は七代の都となり、平安は遷新に至るまでの都なりき、いま日本歴史及地理要覽によりて都の所在を示せば左の如し、なほ皇居としての宮殿は、郡名に宮の字を附して呼びたりき、各條并に皇居(タラシキヨ)「ナラ」キヤウト參看、

Table with 2 columns: 天皇都名 (Emperor's Capital Name) and 所在地現今地名 (Current Location Name). Includes entries like 神武 (Ise), 敏達 (Naniwa), 天智 (Tenji), etc.

朝長七 平城(奈良) 大和生駒郡跡村 (自元明至光仁) 桓武初年また、にあり 聖武 大養徳志仁 山城相樂郡坂原村御幣同 紫香樂 近江甲賀郡雲井村黃瀬 桓武 長岡 山城乙訓郡向日町鶴冠井 桓武以後 平安 同京都市 安徳 福原 攝津神戸市の西方 今上 東京 武藏東京府町區

べし、鳥羽天皇以後に至りては、全く所見する處なく、且其意義も轉化して、専ら皇太子親王の妃の稱と爲れり、明治以來は、皇族の妃に、皆妃と稱するものと、皇室典範に規定されたり、俗稱にはなほ御息所といへり(古事類苑卷帝王部) ミヤツジヤウ 宮津城 藤原丹後國與謝郡宮津町の東國郡藤原天正十年細川藤孝一色兵衛滅し宮城を築く、慶長五年京極高知入部し宮城に居る、元和八年高知卒し、遺命して地を三千に分つ、嫡子高廣宮津城(七萬五千石)を領す、寛文九年其子高國興ありて除封、永井右近大夫命之に代る、延寶九年國正継、元禄十年典平昌春、享保六年青山幸秀各城主となり、寶曆八年本庄實昌(七萬八千石)代りてより、子孫世襲して明治に至り廢城す(丹後宮津府志、明治政覽) ミヤツカサノチモク 宮司除目 立后の時、太皇太后宮、皇太后宮、皇后宮、中宮等の宮司、大夫、亮等を任ずる除目をいふ、ナモケル參看(官職雜考)

高井 工 奉智 神私 英木 宮部 大庭 波多 日根 龍 宇野 御池 粉田 長倉 取石 矢作 豐津 萬葉 朝妻 豐村 坂作 海原 秋部 奥部 高安 神官部 伊部 積組 糸井 衣壁 經部 諸名部

ミヤモンゼキ 宮門跡 「モンゼキ」を見よ、 三善清行 唐名を居連と書したり(唐名のことば)の條にあり、參看すべし、なほ清行は古來多く「キヨツ」と訓じたりし、唐名を居連と記したるをおもへばキヨキか、然らざればキヨキスなること明かなり、今暫くキヨキの訓に従へり、藤原氏の子中興早く業を巨勢文雄に受け、才學時譽を越ゆ、貞觀中文章得業生となり、越前權目に補し、元慶五年對策及第し、七年改めて丁第に判す、尋で大學少亮となり、仁和寺中少内記に遷り、從五位下に叙し、大内記に轉す、寛平中備中守となり、從五位上に進み、昌泰三年刑部大輔、文章博士を兼ね、時に右大臣菅原道真權勢隆盛なり、清行權要の地に永く居るべからざるを説き、願退を勧められたれども、道真用ひざりき、既にして延喜元年道真の政變せらるるや、左大臣藤原時平請司官人にして、學を管門に受くるものを放たんとす、清行其不可を諫め、讓遂に止む、尋で大學頭を兼ね、式部少輔となり、從四位下に叙し、式部大輔に遷る、會々醍醐天皇勸精治を圖り、詔して直官を求められしかば昌泰三年清行意見封事を上りて時第十二條を論ず(イケンフワウ)參看、十七年榮顯に任じ宮内卿を兼ね、明年攝關權守を兼ね、十二月卒す、年七十二、清行法律に明らかにしてまた算術に通じ、且つ廣く歴史に涉り、旁々百家を搜る、撰記治

ミルイ

開一時の宗たり... 海松色 異の色目の名、表萌木、裏黒なるものを云ふ、又表背、裏黒なるものあり、海松の如き色なるを以て、かく名づく、狩衣、衣、狩袴等に染め四季通用す、但白真は中老の人を用ひ、同類文紗は中老或は若年の人を用ふ、カサネノイロとの挿繪參看、桃花葉葉、藻鹽草、裝束色也

ミロク

彌勒 佛經にて菩薩の一、慈愛を司る梵語にして新譯家は梅檀羅耶といひ、翻譯して慈氏と云ふ、姓なり、又阿逸多と云ふ、元勝能と譯す、又慈氏は性にあらず、過去に王となり、暴虐流支と名づく、彌民を慈育す、故に常に慈氏と名づけ、阿逸多を姓とすと云ふ、彌迦牟尼より佛敎の附屬を受け、五十六億七千萬年の後、兜率天より降り、佛道を成し、龍華樹の下に於て法會を開き、一切衆生を濟度すと云ふ、是を佛敎の諸書に、龍華三會の略と云へり、彌迦牟尼に次ぎて出で、其後を彌迦々々菩薩なるを以て、一生補處の菩薩と云ふ(彌勒大成佛敎、西域記、尊容抄、佛敎、二は詳參)



ミロクエ

彌勒會 彌勒菩薩を勸請して修する法會を云ふ、古へ近江志賀の崇福寺に於て、毎年三月恒例として修したり、榮花物語に三月須賀のみろくみと見ゆ、是は天智天皇の御寺也、天平勝寶八年兵部補正四位下權朝臣奈其麻呂が始めて行ひたりと

ムカケ



ムカバキ

無學 風元(ツギヤク)を見よ、行勝 騎射の時、腰部より脚部に係けて、衣服の上に纏ふもの、向座布の義、鹿、熊、虎、狗等の皮にて製す、長さ三尺六寸なり、按ずるに行動は、支那にては脚絆の類を云ひ、我が上代には袴又は袴の類ないへるがごとく、和名抄に、袴名を引きて、首、腰、脚可ニ以談



(載所圖百二器武)

ムカヘカウ

迎講 佛敎の講式の一、阿彌陀佛が衆生の往生を來迎する威儀を演ずるもの、古事談に、善心僧始めて、の講式を行ひたりとあり、(聖朝軍考)

ムクワン

無官大夫 (フセツ)を見よ、海邊抄にも、善心の先徳、願求淨土の志れんごなるあり、聖衆の來迎を心元なきことと思ひ給ひ、迎講の儀式を、華嚴院にて執り行はれる云々とあり、

ムクワンノタイフ

無官大夫 (フセツ)を見よ、

ムクワノコホリ

武庫郡 關西 攝津國 關西 古く、務古に作る、始めて神功皇后紀に見ゆ、關西日本紀務古に作り又武庫とす、和名抄に賀美、兒屋、武庫、石米、曾彌、津門、廣田、雄田等の郷あり、明治廿九年東原八部の二郡を併す(郡名異同一覽、關西沿革考、法令全書)

ムサウロクシ

夢窓國師 藤石(ソセキ)を見よ、

ムサシアアミ

武藏鏡 關西 關西 一種、其製作詳かならず(一)伊勢貞丈は、源平盛衰記、新編樂記等に見えたり、天明元年辛丑二月四日予古鏡を求めたり、甚だ古くして地肌荒れたり、鏡色紫にて鏡背大堅し、全體は作の木骨に似て小形也、カコクビアノカズ大にそらず、鏡の中心少し高し、大に突き出す、肩より細葉の通り、外の端にキラツメンあり、サスカは佐々木掛の如く無左右なり、サスカの出入の穴はハツシ形にすかしたり、カコ頭の下方より、舌先の外縁まで、五六の短に含ひたり、鏡背無紋の鏡地にて、内は朱にわたり、カコクビの正面に金澤住と銘あり、今片方の鏡も銘同じく金澤住とあり、金澤は武藏國の地名なり、これ古所謂武藏鏡なり、といひ(二)伴信友は、荷鞍に乗る時、前輪の右爪に繩を結付、それを馬の胸さきを懸し、左爪に結付て、それにて足を踏かかてゐること

ムサシコバン

武藏小判 關西 關西 山時代に行はれたる金貨の一種、武藏にて作りたるを以てあり、その鑄を下野國太田原にては武藏鏡といふを思へば、古の武藏鏡とまたこれと同物にて、ムサシは胸さしの略なるべしといひ(三)屋代弘賢は、武藏鏡といふは、木鏡の一轉せしものにて、木五六ともいふ、五六とは、その規矩の名なり、上古の木鏡は、鏡具を逆風のほじに付けたれば、鏡にはさすがといふものもなく、たゞ鏡のみあり、然るを此木五六には、鏡具を鑲に作り付にしたり、武藏國にて作り出したれば、武藏鏡といへるなり、さすがと鑲と一つにつくり付にしたり、武藏鏡さすがにかけてともめるなり(伊勢物語)大坪入道遺稿も、この武藏鏡を本にして作り出したり(伊勢貞景口傳書)然るに入道が藝、京都將軍家の時、むれと用ひられたれば、諸國にてつくりものも、皆此形に改まれるなり、今になりては、古代の蜜鏡、木鏡などは、しる人さへまれにたりたり、その武藏鏡を作る工人、今なほ江戸に住して、武藏鏡を稱號として、正國といふといへり、いまだいづれが是なるを知らず、記して後考を俟つ(關西沿革考)伊勢物語に「昔武藏なる男、京なる女の許に、開ゆればづかし、聞えればくるしきとさかきて、うはがきに、むさしあぶみとかきて、おへせて後、おともせずなりにければ、京より女、武藏鏡さすがにかけてたのむにはははれもつらしとふもつらさしとあるを見てなん、堪へがたき心地しける、とへばとふとばねばうらむ武藏鏡か、るかりにや人は死ぬらん」とあるを初見とす、此外なほ夫木抄、源平盛衰記、庭訓往來等に見え、大坪道輝も之を本として鏡を作りたりといへり(貞丈遺稿、比古逸史、古今要覽稿)

ムサシクニ

武藏國 關西 關西 東は下野、西は信濃、甲斐、南は相模、北は上野、東北は下野、東南は海に至る、東西凡二十六里、南北凡二十五里、東海道に屬す、關西利根川北境を繞り、江戸川東方を限り、山脈西より來て秩父多摩諸山となり、地勢東するに隨て南北に開き、平潤數十里、大途四達、人烟相屬し、其東南隅を東京とす、昔古所謂武藏野の地なり(關西沿革考)古へ平野と稱す、安閑天皇元年武藏國造笠原直使主あり、孝德天皇の時、我地入國を分ち置く、武藏その一に居り、關東山道に屬す、元正天皇の御宇高麗郡を置き、孝德天皇の御宇、新羅郡を置るに及びて、始めて二十一郡あり、光仁天皇寶龜二年十月、改めて東海道に據す、國府を多摩郡に置く(今の府中縣)鎌倉幕府の初、平賀義信守護を以て國府を兼ね、處武中興足利尊氏を守護とす、尊氏の叛する、子義隆をして鎌倉に在て本國を管せしむ、正平四年義隆の弟基氏代て關東管領となり本國を管す、永享の末管領足利持氏亡びし後、上杉氏の

ムサシ

所管たり、持氏の子成氏再管領たるに及び復本國を領す、俄にして山内房朝、扇谷持朝皆叛き、成氏古河に奔り關東大に亂る、長祿の初足利義満川義鏡を關東探題となし(足立郡)に鎮す、八州の土命に應ずる者なし、既にして扇谷は深谷に據り、持朝は川越に居り、本州を分據し、扇谷の被管太田持資江戸に據き、餘形岩槻諸城を修め、本國大半扇谷に屬す、後持朝の子定正山内國定を破り、終に全國を取る、大永中北條氏綱元力能く津川川を滅し、州の東南を置食す、天文中其子氏康、定正の曾孫朝定を滅し盡く其地を併す、天正十八年北條氏亡び、徳川氏關東に遷り、府を江戸城に開く、既にして將軍に任じ、列藩を統御せる事十五世、慶應三年徳川慶喜政權を返し、將軍の職を廢す、明治元年徳川氏を駿河に封じ、乘輿東遷、皇居を江戸城に定め、東京と改稱し、文武院省を設けて處政を分理し、府を置て都内の民治を掌らしむ、徳川氏の江戸に移る、其の子松吉を認に、酒井重忠を川越に封ず、忠吉傳封の後、松平信綱、阿部忠秋相代て封せられ、文政中の後、松平信綱、阿部忠秋相代て封せられ、明和の初松平朝矩を封じ、慶應中其八世孫直胤繼繼に轉じ、松平康英之に代る、其餘前後封を受くる者、岩槻(初高力清長、後大岡忠光)阿部(安部信盛)金澤(米倉昌尹)堀(堀新助)外、地小管、川口、駒形、浦和四縣を置き、金澤藩を改めて六浦と稱し、阿部藩を三河に移す、既にして四藩皆改めて縣となし、又藩を改置して、東京府及び神奈川、入間、埼玉三縣を改置し、更に入間を廢して熊谷縣を置き又之を廢す(關西沿革考)より管轄の變遷左表の如し、尚ほ詳しは各條を見るべし(日本地誌提要、關西沿革考、郡

ムツ

部となり、馬鹿るべしと謂申したること書紀にあるをばじめとす、爾來乘馬の用廣くならず共に、各種の通行はるべしなりたり...

ムツウ

つと犬物見方開書に見ゆ、蓋し室町幕府の時、弓馬の故實は小笠原家にて指南したれば、其家にて軍陣に竹根の鞭を持たざるより、遂に熊柳を軍陣のもの...

ムツ

物考、日本書紀、禮節序記、歳時詠苑、地下年中行事、和訓栞(二)も月の時、これ草木が、この月より萌えざりしが故なり(平田篤胤説(三)もトツ月の時、一年は此月を以てはじむとが故なり(諸意)...

ムツ

て、輪村殿、藤川殿など、稱し、未だ陸奥出羽管領といへる職名を記したるを見ず、おもふに此時さる職名を設けられしにあらざるべきなり、いま暫く名目抄に従つて此目を立てたり、

ムツ

家、俄て之を平げ、藤原清衡をして國を守らしむ、清衡六郡を領し、鎮守府將軍に任じ、陸奥出羽の押領使と爲り、磐城郡平泉に居り、遂に二州を略取し、女婿平成衡に磐城郡を與ふ、是を磐城氏の祖とす、清衡の孫秀衡國守に任じ、磐城郡を領す、子孫世襲す、伊達氏はなり、佐原長連(會津、大沼、那麻、河沼四郡)を領す、義連の孫光盛、胤名氏と稱し、會津郡に居り、元中の初め黒川に築て治とす、今の若松はなり、相馬師常(宇多)方二郡を領す、宇多郡小高城に居り、後に行方郡越村城に移り、結城朝光(白河郡朝光)下總に居て之を領す、孫祐廣始めて白河に移り、子孫世襲す、伊田村郡を領す、坂上田村郡の後胤也、建武中與北畠顯家國守に任じ、鎮守府大將軍を兼ね、義親王を奉じて本國及び出羽を兼知す、伊達郡磐山に居り、足利尊氏の叛する、族弟家兼を擁護とし、加美郡大崎城に、家兼の從子斯波家長を國守と爲し、紫波郡高水城に居らしむ、二人皆官軍に抗して敗死す、俄にして顯家四上して戦死し、州族多く尊氏に應ず、興國元年顯家の弟顯信、國介に任じ、白河に鎮す、四年尊氏島山高國を擁護とし、二本松(安達郡)を領し、正平中尊氏又吉良貞家を擁護とし、鹽松に居り、高國と共に國內を昇定す、顯信四歸し、本國大半尊氏に歸す、既にして伊達氏漸く強大、宗達の時、別田伊具、柴田の三郡を併せ、その子政家五郡及び出羽一郡

ムツ

を取る、元中八年鎌倉管領足利氏滿本國及び出羽を領し、應永中滿兼弟滿良を管領とし、藤川に鎮す、十八年南郡守行守を守護とす、時に北畠顯家の孫津經郡波岡に據り、波岡氏といふ、天文中伊達政家六世の孫晴宗、出羽置賜郡米澤に移り、磐城、因て磐城と爲る、是時に胤名、相馬、南部、大崎及び田村、結城、大内、二本松、二階堂、岩城、石川等の諸族競起り、互に相呑噬す、天正の末南郡信直斯波氏の地を併せ、晴宗の孫政宗二本松二階堂二氏を平定し、胤名氏を滅し、石川大内を降し、悉くその地を有して會津郡黒川に移る、十八年豊臣秀吉東征し、政宗の領せる會津仙臺の地を収めて蒲生氏郷に賜ひ、黒川に治し、若松と改稱し、本國及び出羽の守護たらしめ、結城、田村、大崎、葛西の地を没し、岩城、相馬二氏の地舊に因り、南部、津經二氏の封を定め、葛西、大崎二氏の故地を木村秀俊に賜ひ、關一政を白河に封す(慶長十五年一政移封の後、代封せらるる者數氏、文政の初阿部止權に賜ひ、慶應中關倉に傳じ城廢す)又政宗の米澤三郡を削り氏郷に封じ、秀俊の地を奪つて政宗に賜ふ、政宗終に治を仙臺に定む、後、蒲生氏を宇都宮に移し、上杉景勝を封す、關ヶ原役後、白石を伊達氏に封じ、岩城氏の地を収め、景勝の封を削りて米澤に移し、再び蒲生氏を若松六十萬石に封す、嗣無くして國除し、加藤嘉明之に代り、子明成に至て國除し、保科正之を封す、その餘國內前後封を受くる者、二本松(初松平重綱、後丹羽光重)、磐城平(初島居忠政、後安藤信成)福島(初本多政長、後板倉重直)三春(秋田俊季)柳井(初立花宗茂、後阿部正升)一關(初伊達宗勝、後田村宗真)泉(初内藤政時、後本多忠如)湯長谷(内藤政茂)守山(松平頼元)下手渡(立花種善、明治元年種善の時、三池に復す)又南部の

ムロノ

自治の委にて、代官も干渉せず、格別不埒の事なきは、凡て不問におきたるなり、故に其村の出入に關する事は、代官手代にて吟味したれども、其他は村内の申告に従ひて、檢約を爲すも、勢力を過すも、吉凶互に相願するも、兵鋒の榮耀、佛寺の法事等、諸事の進退掛引、法度に背かざる限りは、町村百姓の心次第なりき〇名主はまた町役人にもあり、マナクニン(曼野)靈教類典、地方凡例録、藩幕

ムリヤウケウジ

無量光寺 開創相模國高座郡富麻村〇富麻山金光院と號す、富麻郡邊場とも稱す開創時宗、善は淨土宗宗派の一本寺にして末寺十一ヶ寺あり開創開山は一週上人、弘長元年一週此地に遊化す、里人一宇を建て金光院と號す、留まること四年、去て京都龍野等を遊行す、弘安四年還りて暫く留まる、二世他阿彌教嘉元元年新に堂宇を建て、富麻山金光院無量光寺と號し、久明親王寺領及び守護不入の御教書を賜ふと云ふ、三世智得の時、執權北條貞直内密の命にて遊行せしむ、智得出家の業にあらずとし、病と稱し之を辭す、時に弟子香海、貞直の命を承せしかば、出家の正義に背くと云ふ、香海を破門す、是より當寺の住侶遊行を止むと云ふ、然れども香海は藤澤に清淨光寺を建て、相繼ぎ遊行せしを以て、屢々本寺と喧執するに至る、小田原北條氏降伏深く、寺領安堵、諸役免除禁制等の文書今に多く藏すと云ふ、又世良田有親(長阿彌)松平親氏(徳阿彌)蓮雲の幕跡なりとの傳説を有するが故に、徳川家康關東入國後、内藤清成に就て、其由緒を幕府に上申す、家康從て天正十九年十一月先規の如く守護不入の地と爲し、并に寺領三十石を寄せ、殊遇を興へられたり(相模國風土記稿)

ムロノコホリ

牟婁郡 開創紀伊國紀伊牟婁に作り、權紀武藏、又牟婁に作る、和名抄に岡田、牟婁、栗柄、三浦、神戶等の郷あり、郡の東南曾根津逢川以東の地、古へ志摩國美濃郡に屬せしを、天正中途に此郡に併す、正保開創に作り、郡名考以後牟婁に復す、明治十三年分て東牟婁、西牟婁北牟婁、南牟婁の四郡とせり(郡名異同一覽、洞郡沿革考)

ムロマチ井ノ

室町院 開創藤子、法名妙法覺明後堀河天皇の第一皇女、母は中納言家行の女御藤原延應二年四月内親王と爲り、寛元元年七月准三后、同年十二月院號、同四年八月尼と爲る、正安二年五月三日薨す、年七十三(女院小傳、女院紀)

ムロマチウチ

室町氏 西辻氏(ヨツツジウチ)を見よ、

ムロマチドノ

室町殿 開創京都北小路の北、室町の東、今葛址室町に在り、名跡志令に室町今出川の北に虎門町、其北に築山町、其北室町の東に築地町、其の南鳥丸の面に八幡町あり、警中勤請の八幡宮の在所にして、皆室町殿の遺名なりと云へり開創室町此地にも、崇光院の御所なりしが、永和三十年焼失して御遺營なきを以て、足利義滿申請して築地となし、幕府を造營し、菊亭公直の第宅をも併せ、永和三十年造營成りて移徙したり、南方紀傳に、永和三十年三月將軍花の夢にわたまし、室町殿と號す、其館に色々花の敷をつくし植られけるが故に、時の人花の御所と申すなり云々と見えたり、永享九年十月一日、同十年十月十五日、後花園帝兩回の行幸ありき、又應仁元年細川勝元、足利義政を擁して此に據り、戰爭連年に及び、後ち荒廢せり

ムロマチ

(山城名勝志、平安通志) 室町幕府 足利氏の開きたる幕府をいふ、御營後ち京都室町に在りしを以てなり、また足利幕府といふ、はじめ足利尊氏氏に北條氏に代りて天下を掌握するの志あり、早く弟直義を鎌倉に鎮守せしめ、他日の根據を固めたりしが、會々建武二年北條時行鎌倉を圍ひ、直義敗れて西歸するや、十月尊氏親ら兵を率ゐて時行を討ち、遂に新田義貞を除く名とし、鎌倉に據りて暫く、然れども皇軍に敵するの不利なるを思ひ、延元元年(北朝建武三年)八月光明天皇を擁立す、是に於て南北の明あり、三年(曆應元年)八月、北朝より征夷大將軍の宣旨を賜り、始めて幕府を京都に開き、此幕府所執事を補し、興國元年(曆應三年)開注所執事を補す、而して幕府にありて將軍を輔佐し、内外の政務を處理するものを管領と稱し、新設、細川、島山の三氏選に之に任じ、また侍所の所司には山名、京極、一色、赤松の四氏選に之に任じたり、世に三管領四職といへり、而して幕府は特に鎌倉に重きを置き、正平四年(貞和五年)尊氏の子基氏を鎌倉管領となし、爾來之を世襲せしめ、譜代の重臣を以て、更に其執事となせり、此外評定衆あり、また九州探題ありて九州を總管し、奥羽探題ありて奥羽を總管したる事あり、而して三代將軍義満の時、南北の明朝合一し、天下や、統一の姿を呈せりと雖も、諸國の守護の勢力は、非常に強大なるもの多く、幕府は屢々其均一を圖らんとしたれども遂に成功せず、幾もななくして應仁の大亂となり、將軍の權威の及ぶ所、僅に山城一國に過ぎざるに至りしが、十三代將軍義昭の時、織田信長と隙を生じ、天正元年其逐ふ所となりて幕府は亡ぶ、尊氏府を開きてより凡二百三

ムロヤ

十六年なり、世に此間の時期を室町時代また足利時代といふ、アツカカワ井に各郷の領を委すべし、室屋役 江戸時代納税の一種、租室ある家に課したる税にて、一軒幾程と定めたり、惣商賣を止め室を預せば、役税を免するなり(地方凡例録)



ムアカシ

目明 江戸時代、探偵をいふ、見明かすの意、即ち盜賊大付の性を探偵することを職とせるものにして、幕府にては、町奉行に屬したり(官中要録、武家名目抄)

メイオウ

明應 開創後土御門天皇御宇(將軍足利義隆)の年號、延應四年七月十九日改元す、後發天變に依りてなり、九年を経て、後柏原天皇文龜と改む開創周忌に、其體剛健而文明應乎天、此文運に、德行備明、皆宜聖受多福、保人子孫、とあるに據る、昔原在教之を助申す(開創年號譜)

メイカ

名家 公家々格の一、辨官職人頭を兼れ、大納言を以て稱述する家柄をいふ、即ち勲修寺、鳥里小路、甘藷寺、小川坊城、澁川寺、蓮雲、日野、鳥丸、中御門、廣橋、竹屋、柳原の諸氏、これなり、カカシ(參看)光台一覽、故實拾英、有職中抄) **メイギタウ** 明義堂 大内裏豐樂院九堂の一、大の南堂ともいふ、豐樂院の四方、承慶堂の南、廂門を隔て、在り、長さ十九間、東西各五箇所の石階あり、観音堂と相對す、射禮及び節會等の時、觀

ムロヤ

徳堂と同じく、六位已下の席と爲す(拾芥抄、大内裏開考) **メイギモン** 明義門 大内裏の内裏の門、名義門にも作る、紫宸殿の西、仙花門の南に在り、即ち紫宸殿の北廂の西階より、西北廂に出づる南方の口に在り(大内裏開考) **メイギモン井ノ** 明義門院 開創藤子の女御藤原天皇第一皇女、母は後東一條院、藤原長建の女御藤原保七年正月内親王と爲り、嘉祥二年十二月七日准三宮、同二十一日院號、寛元元年三月二十九日薨す、年二十七(女院小傳) **メイゲツ井ノ** 明月院 深興寺(センロウジ)を見よ、 **メイゲツキ** 明月記 開創無量光、寫本にて所載は一定せず、詳書一覽に九十六卷と記したれど信じ難し開創藤原定家の日記、治承四年より嘉祥二年十二月に至る、其間欠脱非常に多し、東京帝國大學史料編纂部にては、十數卷を集めて校正したるも、猶欠脱ありて全からず、蓋し日記中の大なるものに屬す、定家は藤原家實同長經に任へ、且つ源實朝の歌學上の師たるを以て、その記す所、朝廷に於ける政權爭奪の有様、及び公武關係の大事件は勿論、後鳥羽天皇が和歌を好みて、其道に秀でさせ給ひ、慈圓長經定家以下、歌學に秀でたるものを信任したること、又は定家の家庭及び社會高貴に流りて、細大漏らさず記載したるを以て、鎌倉時代史を研究するには、欠くべからざる日記なり、秘閣本、野宮本、御原本以下治承二卷あり、年月不明にして事蹟あるものを集めたり、又明月略一卷あり、明月記附録とも云ふ、歌道に關することを採録したるものなり(明月記)

メイゲ

爲めに並を鳴らすをいふ、即ち矢をばがすして、手にて弦を張りて放つなり、鳴る音にて妖氣を察かし恐れしむるを主眼とす、又鼓打ともいふ開創此事いつ頃に始まれるか詳かならず、恐らくは平安朝時代なるべきか、源氏物語夕陽の巻に、源氏の君が、夕顔と共に河原院に宿したる夜、物の怪に襲はれたるときのこといへる條に、「隨身もつらうして、たえず響つくとおほせよ」とあるを初見とす、爾來病氣または妖氣ありと信じた時は多くこれを打ひ、また天皇が御湯に浴し給ふ時は、諸人戸外に候して鳴鼓の事あり、なほ出産の時、産婆の肩にて鳴鼓する等のことは朝廷并に貴族國の慣例なりき、攝河天皇御湯の時源義家雨殿の御座に候し、鳴鼓すること三度の後、高聲に前條の國守源義家名乗られたれば、聞く人員の毛もよたち、御湯にちちちと鳴り給へりといへるは、人口に膾炙せる所なり、また鎌倉室町幕府にても、出産の時、鳴鼓を定めてこれを打ひしことありき(源氏物語、源義家、平家物語、御座所日記、義経抄、御湯殿上日記、貞丈傳記) **メイジャウテンワウ** 明正天皇 開創御名は興子開創後水尾天皇の第二皇女、御母は東福門院徳川和子、秀忠の女、第九代天皇(寛文元年)和九年十一月降臨、寛永六年十月内親王となり、十一月後水尾天皇の讓を受けて降臨、寛永七年九月即位す、之より先後水尾天皇は、藩府が權威を以て、朝廷に臨むことを常に不快に思ひ給ひしが、會々藩藩邸等に黨衣を袖許し給ひしに、幕府は、前法度に背くの故を以て之を奪ふに及び大に逆襲あり、遂に徳川氏の出なる皇女興子内親王に讓位し給はんと

す、妙超の法親王支那山を以て開祖とす、天皇讓位の後、別に一室を方丈の側に造り、玉鳳院と號し、之に移御し、禪法の要を問ひたまふ、遺像今尚存せり、應永六年大内義弘、足利義滿に叛くや、義弘は妙心寺住持妙超の禪弟なりしを以て、義弘に叛せりと譏せしものあり、義滿大に怒り、寺院及び寺領を沒收し、之を青蓮院に附し、其後南禪寺の僧徒用を附す、之に依て他門の管理に歸すること數十年、殿堂荒廢し、唯開山堂を存せるのみ、延用等其復興を謀り、宗舜(日學)を以て妙心寺の住持とす、宗舜大に力を盡して堂塔を建築し、數年にして殆ど舊觀に復す、是れ永享年中なり、應仁の亂に罹り、住持宗舜以下、亂を丹波に避く、亂定するに及び、後土御門天皇勅して再興せしむ、宗舜百方計畫し、漸く舊觀に復す、之を本寺の中興とす、永正年中美濃の人齋藤利國の妻利貞尼地を寄附す、即ち今の西部の地なり、此に於て大に其寺域を廣めたり、天正以來諸國の武將歸依するもの益々多く、徳川幕府の初に當り、最も盛大を極む、塔頭の寺院武將の建立するもの三十八、僧の開基せしもの四十一にして、玉鳳院の外多くは天正己來の構造に係る○南門、街道の北にあり○勅使門、南門の西にあり○山門、勅使門の北にありて、閣上觀世音菩薩、月蓋長者、善財童子及び十六羅漢の像を安置す○佛殿、南面二重瓦屋にして、殿内は磚を敷けり、中央に釋迦、左右に伽藍、阿羅漢の像を安置し、東西の扉上に伽藍神、連座、觀海羅漢及び當寺歴代の牌を安置す○法堂、佛殿の北にあり、明暦二年の建立○經堂、法堂の北にあり○大方丈、佛殿の東にあり、承應三年の建立○唐門、大方丈の南にあり○小方丈、大方丈に接して東にあり、住持の居所なり○玉鳳院、花園法皇の宸影を奉安す、前

メウシ

壘に總見院(織田信忠)大雲院(織田信忠)雙福明神(豐臣秀吉)祥雲院(秀吉の長子家君)慧林院(武田信玄)等の位牌を安す、明暦二年の再建なり、唐門あり、寛文年間大阪の人宿屋某の遺像と云ふ○祖堂、徽笑庵と云ふ、玉鳳院の東にあり、開山の木像及び當寺六祖の牌を安置す、唐門あり、應永十六年皇居の門を寄附建立したるものと云ふ○涅槃堂、祖師堂の東南にあり、黃銅の涅槃像を安置す、一丈三尺餘あり、鶴工吉岡重次の鑄造して寄附したるものなり○古鐘樓、古鐘の銘に、戊戌四月十三日壬寅收精屋評造春米連廣國鑄造とあり、元祿噴淨金剛院の遺鐘なりと云ふ、國寶となる○東鐘樓、西鐘樓、浴室、僧堂、經藏、寶藏及び春日局の寶舎等あり、舊寺地十九町八反八畝二歩、今十六町三反一歩となる○寶物、友松筆三昧峯山拾得圖六曲屏風、同筆呂望山四詠圖六曲屏風、同筆琴棋書畫圖六曲屏風、同筆花卉圖六曲屏風、同筆殿上禮三笑圖二曲屏風、虛堂大應大燈の像三幅(以上國寶)等あり、其別院塔頭子院も今尚三十九ヶ院を存せり、天授院、退藏院、養源院、如是院、德隆院、龍泉庵、東海庵、靈雲院、聖澤院、慈雲院、通支院、玉龍院、大法院、大藏院、春光院、智勝院、天祥院、壽聖院、金手院、天珠院、壽聖院、雲祥院、桂春院、大藏院、蟻院、海福院、維摩院、福壽院、養德院、大心院、東林院、德隆院、長興院、光國寺、慈照院、龍華院、大光院、麟祥院にして、寺の外内に相併べ、其舊來廢止せしは三十七ヶ寺なりと云ふ、其寺領は足利氏已前詳ならず、徳川氏の時四百九十一石餘ありたり、末寺は三千六百三十七ヶ寺あり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

メウシ

メウシジヤ 妙心寺 臨濟宗の一派、妙心寺を本山とし、開山國師(慧玄)を祖とす、メウシ(メウシジヤ)リンザイシユウを見よ、
メウテウ 妙超 開山國師は宗峰、花園上皇特に與禪大燈國師の號を賜ひ、後醍醐天皇、高麗正徳國師の號を加賜し、後村上、靈元、櫻町、光格仁孝五帝の朝に、高麗大慈、雲居真弘、鑑常明圓、圓滿常光、大智性海の號を累賜し給ふ門閥國俗性は紀氏國關播州海西の人にして、京都紫野大徳寺の開山なり、十一歳にして善嘉山の戒信律師に師事し、善嘉受具し、内外の典籍を涉獵したりしが、後ち去りて天下の諸禪師に歴參し、相模萬壽寺の高峯に歸し、撰語相契ふ、嘉元二年、大應國師に京都の錦光庵に參し、國師が相模の萬壽寺長等の請に住するに及び、また之に隨侍せり、其間憤勵受死すること愈らず、一日忽然として大悟す、時に二十六歳なり、尋で國師の衣法を承けて京都に歸り、洛東に遷居して、精進長養するもの二十年に居る、猶白雲問する年洛北の紫野に小庵を築て居る、猶白雲問するの多く、遂に歸として深淵となる、龍寶山大徳寺といふ、花園上皇、詔して宮に入らしめ、支那時を移し、後醍醐天皇亦召して、清涼殿に就いて聖説法せしめ、金高莊田を付し、大徳の席班を南禪寺に並



(集賢掛纂編料史)源所寺徳大城山

べ、且旅筆を染めて、本朝無双禪苑といふ、曾て正中南禪寺に住せしむるの詔命ありたれども、辭して受けず、尋で筑前に赴き崇福寺に住したりしが、一年にしてまた大徳に歸れり、延元二年十二月二十二日寂す、年五十六、法臘三十四、語録あり、世に貴重せらる(本朝高僧傳、佛教各宗綱要)
メウテンジ 妙傳寺 開山山城國京都市上京區北門町開山日蓮宗、本山の一○本尊題目稱迦多寶佛開山日蓮宗、文明九年日蓮、一條に一寺を建立し、開山日蓮と稱す、初め日蓮天台の僧なりしが、日蓮と法論を戦はし、遂に日蓮宗に入り、天文五年七月比叡山往の亂を避り、翌年京都に遷り、再び開山院四條の南に一寺を建立す、天正十九年豐臣秀吉の命に因り京極に移り、寶永五年火災に罹り、更に今の地に移る、舊塔中十二箇院、今七院を存す、諸國末寺三十七箇寺あり(山城名勝志、平安通志)
メウハ 妙葩 開山字は春風、自ら不輕子と號す、北朝康暦二年(南朝天授五年)後醍醐天皇特に智覺普明國師の號を賜ふ、開山夢窓國師疎石の族姪、開山夢窓の弟にして、京都相國寺の開山なり、七歳にして美濃虎溪山に赴き、夢窓に投じて出家し、十二歳の時甲州に歸り、慧林寺の道滿に隨ひ、貞和元年(興國六年)また京都に入りて天龍寺に留り、夢窓に參請したりしが、一日圓覺經を見て、忽然として契悟す、夢窓これを印可し、附するに衣法を以てせり、延文二年(正平十二年)出世して等持院に住し、天龍臨川二寺の事を領す、尋で北朝光嚴天皇宮中に引見して法要を問ひ給へり、會々細川勝之河内に光勝院を創し、妙葩を請じてこれに居らしむ、後ち山城の大光寺に遷る、光嚴天皇臨幸して法を聽き、また旨ありて天龍寺に轉す、應安二年(正平二

メウチ

メウハ

メウホ

メウホ

メウマ

十四年)丹後の雲門に移り、居ること十一年にして、康暦元年(天授五年)南禪寺に住し、明年僧録司となる、至徳元年(元中元年)將軍足利義滿相國寺を創して之を附す、妙葩即ち師夢窓を請じて開山祖師と爲す、而して佛後の天寧寺、伊豫の安國寺、羽後の崇禪寺皆妙葩の創する所なり、嘉慶元年(元中四年)秋、嘉善あり、鹿王院に歸居し、二年(元中五年)八月十二日寂す、年七十八、語録あり世に行はる(本朝高僧傳、佛教各宗綱要)
メウホフ井 妙法院 開山山城國下京區妙法院町開山天台宗、延暦寺別院○本尊普賢菩薩開山國師延暦中の觀立に係るといふ、元は延暦寺三千功の一にして、比叡山に在りて天台座主三院の一なり、最澄、真澄、惠亮已來、天台法統繼承の名刹なり、後白河法皇法住寺及び新且吉神社を建立して、之を當院住持昌雲に附せらる、因て法皇を中興の祖とす、實全天台座主となり、妙法院と號す、後ち高倉天皇の第二子尊性法親王天台座主に補し、鏡小路に移り、鏡小路宮と稱す、法皇を中興と仰ぐを以て門跡と稱す、大覺寺仁和寺の例の如し、此より法親王の住坊となる、常風法親王の時、豐臣氏大佛殿を造營し、其鐘銘の事を以て道澄法親王白川に遷り、常風法親王勅によりて、大佛殿及び豐國社の事を管し、今の地に移り、寺地を廣大にし堂宇を莊麗にし、領地を寄附せられ、寺運此に勃興せり、免却法親王天台座主となり、叡山を中興し、本院も益々盛なり、東福門院の舊殿を賜ひて、隆殿とし、又唐門を賜ふ、其大庫裏は豐國社大祭の千僧供養の建物なり、天明大火、皇后本院に遷御あり、文久三年三條實美等七福此殿殿にて四奔の議を決す、慶應年間、有栖川宮の第二王子福宮入院相續の事に決せしが、

未だ幾ならず、王政維新、皇族門跡廢せられ、其後普通の寺院となり、明治六年より、住職を定む、本院、大書院(東福門院内の舊殿を賜ひしもの)小書院、應慶堂、庫裏、唐門(櫻町天皇の下賜)○寶物、白河法皇御遺像(國寶)等あり(山城名勝志、山州名勝志、平安通志、京華要誌)
メウホフジ 妙法寺 開山相模國鎌倉郡大町村松葉ヶ谷○初祖山蓮華院と號す、開山日蓮宗京都本國寺末開山國師傳に、建長五年日蓮始めて此地に小庵を結び、後年豆州伊東に遷せられ、歿の後又此に移り、總て在住十九年の壽終にて、日蓮宗最初の僧會なりと云ふ、其後大光山本國寺と號し、文永八年日蓮佐渡に配せられし後、一旦歸せしが、同十一年赦免の後、又再建す、文永十一年五月日蓮、當寺より甲州身延山に遷歸す、弘安五年十月附弟日蓮に繼る、因て日蓮を二世とす、四世日蓮は足利尊氏同直義等の叔父なり、徳行俊秀、數間に達し、嘉暦三年後醍醐天皇勅願寺とす、貞和元年三月に歸り、當寺諸堂塔頭悉く京都六條堀川に移し、本國寺と號す、因て日蓮の弟子日觀の號願にて、延文二年當寺を再興す、是を五世中興と稱す、日觀大に感悦し、數の功名擲置丸妙法房と稱するを以て、即ち寺山號とし、本國寺末となす(相模國風土記稿)
メウマンジ 妙滿寺 開山山城國京都市上京區三條南寺町○妙塔山と號す、開山日蓮宗(日寂宗、妙滿寺派)の本山、本尊題目、釋迦佛多寶佛開山國師永徳三年僧日什開創して、水陸諸尊の教義を再興し、後醍醐中興妙塔山妙滿寺と號す、應永二年に燒亡し、鏡小路東洞院に移り、應仁の亂に再び燒亡し、鏡小路堀川西に移る、堂塔頗る宏壯なり、天文元年後奈良天皇勅願所の繪旨を賜ふ、天文法皇の

メウマ

時遊けて和泉正興寺に移る、七年を経て京都に復歸し、堀川の舊地に居住し、天正年中豊臣秀吉の命により、此地に移して再建す。元治元年兵火に罹り、其後再建す、いま本堂、祖師堂、鐘樓、方丈等あり、山城名勝志、平安通志、京華要記

メウマンジハ

妙満寺派 日蓮宗の一派、日什を派祖とす、京都妙満寺を本山とするが故に名づく、勝秀派の一分派なり、法華經、部を正依の經とし、本持法華經を深遠と稱し、又本門中に於ても、勝秀法華を立て、勝法品を以て深遠と稱し、題目を成佛下種の最深法と稱す、末寺五百八十九箇寺あり、明治三十一年國本法華宗と改む、日什は、會津の人、俗姓石塚氏、字は玄妙といふ、十九歳にして出家し、叡山に登りて、天台宗を學び、正平五年(北朝建永三年)山門の學頭となりしが、後ち富士大石寺、中山法華經寺を創設して、日蓮宗の教義を講究し、元中六年(康暦元年)妙満寺を開き、本持法華、從淺至深の義を唱ふ、八年(明德二年)二月二十八日寂す、年七十九、ニチレンシユウ(參看(本化別願佛祖統紀、佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱、通俗佛敎各宗綱要)メキシコ 墨其西 遠見數般(ノヒスメン)を見よ、

メクキ

目釘 目貫(メグミ)を見よ、

メシヤウ

召状 召符(メシフ)を見よ、

メシツギ

召次 院中の雜事を務め時を奏する事を稱す、院中及び攝政關白家にもあり、攝關の家召次は又取次を爲す、キムノメシツギドコロ(參看(西宮記、玉葉、増注藤原抄)メシツギドコロ 召次所 院中召次の居る所を云ふ、キムノメシツギドコロを見よ、

メシフ

召符 召換狀を云ふ、又召文とも召

メシフ

狀とも云ふ、鎌倉室町兩時代裁判の時、問狀筆書を下す事、兩度二及び、尙答狀を上げれば召符を下す、之を召符御書と云ふ、昔者遠久元年正月の條に始めて召文の字見え、建長二年五月の條に召符の字見えたり、又建武式目追加に「召符事、有訴人申旨、雖不何申之、任法可遣、召文、但依時宜、可得、上意、を」とあり、今召文の例を左に示す(沙汰未練書、簡禮記、和輪集要)

メダウ

馬道 長部下をいふ、もと馬道は、家屋内の一部を馬の通行の路に用ひたるよりの稱なりしが、平安朝の中葉以下、専ら長部下をいへり、那代辭編に「藤原善長中葉中葉不入宮門、止於馬道」とありて、注に馬道許人上馬(處也)とあるより出でしものなるべし、切馬道は處を切りて橋を打ち渡したるを云ふ、源氏物語繪巻に「あるときえさらぬめどの戸をさしこめ、こなたかなたを合せて、はしたなめわづらひせ給ふ云々、大藏に、太政大臣伊尹のおと、一條攝政と聞えき、みかた馬を

メシフ

召文 召符(メシフ)を見よ、

メダウ

馬道 長部下をいふ、もと馬道は、家

屋内の一部を馬の通行の路に用ひたるよりの稱なり

しが、平安朝の中葉以下、専ら長部下をいへり、那

代辭編に「藤原善長中葉中葉不入宮門、止於馬道」とありて、注に馬道許人上馬(處也)とある

より出でしものなるべし、切馬道は處を切りて橋を

打ち渡したるを云ふ、源氏物語繪巻に「あるときえ

さらぬめどの戸をさしこめ、こなたかなたを合せ

て、はしたなめわづらひせ給ふ云々、大藏に、太政

大臣伊尹のおと、一條攝政と聞えき、みかた馬を

メツケ

目附 鎌倉室町時代以後武家の職名、非違を監督し、事状を具して、君臣に密告することを營る、而して江戸幕府の制、同じくまた監察の任なれど、奥向及び萬石以上の領主に及ばず、専ら若年寄の耳目となりて、旗本諸士の非禮を彈劾す、御勝手、日記、諸儀衛、御番所見廻り、上水、道方などの分派あり(手世には御事掛あり)其細則は、評定所に列し、規式を監し、布令に關し、火事場へ出役し、老中若年寄の役宅にて尉せらるる者

メツケ

目附 鎌倉室町時代以後武家の職名、非違を監督し、事状を具して、君臣に密告することを營る、而して江戸幕府の制、同じくまた監察の任なれど、奥向及び萬石以上の領主に及ばず、専ら若年寄の耳目となりて、旗本諸士の非禮を彈劾す、御勝手、日記、諸儀衛、御番所見廻り、上水、道方などの分派あり(手世には御事掛あり)其細則は、評定所に列し、規式を監し、布令に關し、火事場へ出役し、老中若年寄の役宅にて尉せらるる者を監し、目見以上の者の變死を察し、官立の所々を巡視し、及び遠國御用、御成先き御用等の事あり、又京都、大阪、長崎、駿府等出發す、其他政務に於て干渉せざる事少ければ、最も権力あり、幕中に二人づゝ當直し、結構の間に宿し、夜中双刀を帯びて殿内を巡視す、若年寄の支配、千石高、中間詰り、人員本九十八人、西丸六人なりしが、後ち増加して本丸九十四五人に及べることあり、室町安土桃山の三時代には又横目といひ、江戸時代にも、藩により此帯を用ひたるもあり、(參看(江戶幕府)にては徒目附、徒押、小人目附、御支圖番、中口番、火之番組頭、本丸表火之番、奥丸之番、機廻奉行、掃部頭、中間頭、黒頭、十八頭、駕籠頭、傳奏屋敷御守頭、御目大政役、台所番等を管したり、(參看(御目附)廣富記、寶曆三年九月九日の條に「當管領島田御管人本澤捕三京極(侍所)召仕目附」とあるを初見とす、おも

メテサシ

馬手差 腰刀を云ふ、右の腰に差す故に名づく、近世くり形も、折かれをも、鞘裏に付けたるを云ふ(武家名目抄)

メテサシ

馬手差 腰刀を云ふ、右の腰に差す故に名づく、近世くり形も、折かれをも、鞘裏に付けたるを云ふ(武家名目抄)

メテサシ

馬手差 腰刀を云ふ、右の腰に差す故に名づく、近世くり形も、折かれをも、鞘裏に付けたるを云ふ(武家名目抄)

メテサシ

馬手差 腰刀を云ふ、右の腰に差す故に名づく、近世くり形も、折かれをも、鞘裏に付けたるを云ふ(武家名目抄)

メテサシ

馬手差 腰刀を云ふ、右の腰に差す故に名づく、近世くり形も、折かれをも、鞘裏に付けたるを云ふ(武家名目抄)

メテサシ

馬手差 腰刀を云ふ、右の腰に差す故に名づく、近世くり形も、折かれをも、鞘裏に付けたるを云ふ(武家名目抄)

メテサシ

馬手差 腰刀を云ふ、右の腰に差す故に名づく、近世くり形も、折かれをも、鞘裏に付けたるを云ふ(武家名目抄)

メテサシ

馬手差 腰刀を云ふ、右の腰に差す故に名づく、近世くり形も、折かれをも、鞘裏に付けたるを云ふ(武家名目抄)

メテサシ

馬手差 腰刀を云ふ、右の腰に差す故に名づく、近世くり形も、折かれをも、鞘裏に付けたるを云ふ(武家名目抄)

メテサシ

馬手差 腰刀を云ふ、右の腰に差す故に名づく、近世くり形も、折かれをも、鞘裏に付けたるを云ふ(武家名目抄)

メテサシ

馬手差 腰刀を云ふ、右の腰に差す故に名づく、近世くり形も、折かれをも、鞘裏に付けたるを云ふ(武家名目抄)

メテサシ

馬手差 腰刀を云ふ、右の腰に差す故に名づく、近世くり形も、折かれをも、鞘裏に付けたるを云ふ(武家名目抄)

メテサシ

馬手差 腰刀を云ふ、右の腰に差す故に名づく、近世くり形も、折かれをも、鞘裏に付けたるを云ふ(武家名目抄)

メテサシ

馬手差 腰刀を云ふ、右の腰に差す故に名づく、近世くり形も、折かれをも、鞘裏に付けたるを云ふ(武家名目抄)

メテサシ

馬手差 腰刀を云ふ、右の腰に差す故に名づく、近世くり形も、折かれをも、鞘裏に付けたるを云ふ(武家名目抄)

モクア—モクカ

る人之を結ぶを契上げといひしが、雲着の起りてより、遂に髪上げの儀は廢れたり、蓋し雲着の時、髪も同時に結ぶがゆゑなり、なほ此式は、専ら禰野家にのみ行はれて、武家には之を行はざりしがことし(古事類苑禮式部)また書に見えたるは、鎌倉時代の初期に廢られたるを思へば、其以後は衰頽したるものならん、

モクアン

木菴 性恬(シヤウマン)を見よ、

モクカウノモン

木瓜紋 紋所の名「モツカウ」と訓み、朝顔の音にて、木瓜の音にあらざるを、後に訛りたるなり、御慶朝顔に家紋のあるより起れりとも云ふ(モカウ、モクカウ、モクカウ、モクカウ)朝倉家譜に、朝倉氏の先祖日下部高清射をよくとす、源頼朝感嘆し所領を賜ひ、御慶の紋を下されしより、三ツ木瓜(木瓜を三ツ、三角形にふがきたるもの)を家紋とする由見えたり(奥州二本松の丹波氏また用ふ)是にれば頼朝より來れる者の如し○織田氏の木瓜を用ふるは、諸家系圖纂に、始め織田氏の盛衰軍志によりて、朝廷より瓜の紋を賜はりしと申す頃ありとて之を用ひざりしが、時久越前前帥を征して歸陣の時、勳功を賞し、御前に召して熟瓜を賜ひ、以て家紋となさしむ、又一説に、信長の父信秀軍功に依て將軍より賜はりしとも云ふ、爾來用ひて織田氏の紋となす由見えたり、是に據れば、木瓜に起因するが如し、肥前大村氏、上野館林の秋元氏之を用ふ○庵木瓜、庵の中に木瓜を實したるもの、日向肥前の伊東、備中岡田の伊東、下總小見川の内田諸氏之を用ふ○やまがたに木瓜、山の形を爲したる下に畫きたるもの、備中の伊東氏また用ふ○割木瓜、木瓜を横に切りたる上部のみを畫きたるもの、柳生氏之を用ふ○堀田木瓜、丸の内に木瓜を畫したるもの、下

モクジキヤウニン

木食上人 應其(オウキ)を見よ、

モクジキデラ

木食寺 圓通寺(エンマンジ)を見よ、

モクタイ

目代 王朝時代、地方官の代官を云ふ、多くは國守の代官を云へり、私置の役にして、公授の官にあらず、人の耳目に代る意なり、中古地方政治亂るに及びて、遙授遙任の官多くなりて、國守は自ら地方に赴かず、其の子弟又は家人邸等たるものを任意に定めて、其任に遣はし、國守の職務を行はしめたり、朝野詳載に、藤原、在藤原官人等、定遣目代、事、散位中原朝臣某、右人爲令、執事行一事已上六所定遣如件、宣承知、依件行之、以宣、また「藤原、在藤原官人等、散位源朝臣清基、右件人、爲令、執事行國務、補目代、宣遣如件、在藤原官人等宣承知一事已上可從所聞、不可違失、故宣」とあるにて、職務及び目代を定め遣はす方法を知るべし、目代の見えたるは、大神宮雜事記に、寛龜四年志摩守目代三河介伴真雄とあるを尤も古しとす、爾後東大寺文書等に多く見えたり、鎌倉時代に至りて、目代ありて地方に勢力ありしこと吾妻鏡に見ゆ、殊に武士にして源頼朝の推舉によりて、目代となりしものあり、吾妻鏡建久二年閏二月廿五日徳六寶實定實去の條に、「景將者依下御吹舉、先年爲美作國目代云々」と見えたるにて知るべし、而して目代は地方に赴き利益多かりしを以て、賄賂を行ひ、無能のものに補せられしを以て、朝野詳載には國務條々の事と規定して、公

モクジ—モクダ

總佐倉の堀田、下野佐野の堀田、近江宮川の堀田諸氏家紋とす○石持木瓜、木瓜を横にしたるもの、上總久留里の堀田氏之を用ふ(武鑑、事族諸家傳、諸家紋)

モクラ—モズノ

文目代は才學優長なるものを以て、實績を論ず、其道に達したる勳能の人を以て補せしめたりき、今昔物語に伊豆守小野五友は權子にて、藤原實朝以下事務に堪へたるを以て、目代としたることを見えたるが如き其一例なり(朝野詳載、吾妻鏡、今昔物語、武家各目抄)

モクラン

木蘭 藤の色目の名、表裏、裏風なるもの、鎌倉の製色に用ふ、カサチノイロよしの挿繪(重色目)

モクレウ

木工寮 名(コトクミノツカサ)とも訓む、唐名將作監所屬二條・南大宮ノ東

藤原宮殿の警作採材の事を掌る、又寮寮、財具、御子、床子、寮寮も此寮にて調達す、宮内省の從官に任ず、權頭一人、助一人正六位下、後には六位下大夫之に任ず、權頭一人、大允一人正七位下、少允二人從七位上、大允一人從八位上、少允一人從八位下、史生四人、算師四人、樂家二人、工部二十人、能部二十人、直丁二人、騎使丁、被官に工部ありて工匠、木工、機織工、槍皮工、鍛冶工、石炭工等を指稱す、藤原朝陽院孝徳天皇の時將作大匠あり、文武天皇の大寶元年改めて木工寮とす、大同三年、木工寮上十人七人を減じて八人となし、鍛冶長上二人を一人となす、承和元年、本寮長上十人四人を割て造瓦長上一人を置く、同二年令して、寮中の長上雜工、其才技に從て、各々品數を定む、自後長上及上品は其人を遺ひ、閑にして之を補す、木工八人、土工二人、瓦工二人、機織工一人、槍皮工二人、鍛冶工二人、石炭工一人書紀、令義解、權頭、後紀、延喜式、朝奉國史、三代格、官職詳載、藤原朝陽院、職官志)

モズノミミハラノナカノミササキ

百

舌島耳原北陵 反正天皇の御陵、和泉國泉北郡向井村大字中筋に在り○西南に面して、前方、後圓、高さ五丈、四圍に障あり、三百三十餘丈、北城東西三町、南北二町、障戸五間を置く(延喜式、山陵志、陵墓一覽)

モズノミミハラノナカノミササキ

舌島耳原中陵 仁徳天皇の御陵、土管に大山陵と云ふ、和泉國泉北郡向井村に在り○西南に面して、前方、後圓、池源二宮、先城方八町、諸障最高大の陵と爲す、故に大山陵の稱あり、障戸五間を置く、泉州志に今存在の先城、外城七百六十九丈餘、内城五百七十三丈、障基の圍四百五十七丈餘、南峰高八丈餘、北峰十丈、四時小室九ありとあり(延喜式、山陵志、陵墓一覽)

モズノミミハラノミナミノミササキ

舌島耳原南陵 應中天皇の御陵、和泉國泉北郡向井村大字上石津に在り○前方、後圓、四圍に障あり、先城方五町、高さ九丈六尺、障圍三百八十二丈、障の周圍五百三十丈、障戸五間を置く(延喜式、山陵志、陵墓一覽)

モチガユノセツク

餅粥御供 正月十五日小豆粥に餅を加へて、祝食するを云ふ、世風記に「正月十五日煮、小豆粥、天狗、祭、庭中案上、則其粥難時向、東方、再拜長跪、終、年無疫氣」とある故事によりて、此儀はおこれり、又一説に高辛氏の女、正月十五日菘中にて死す、其魂道路にさまよひて、行人を悩ませり、平生粥を好みたるを以て、此日粥を煮て之を祭れば癒なしとて、此儀はじまれりともいへり、一に小豆粥御供と云ふ、公事根源には御粥を献することと載せ、且つ宇多天皇の寛平年中に始まれる由見えたり、畢竟支那漢代に行はれ

し風俗の餘風なるべし(公事根源、日本書紀、正月朔、年演事)

モチコツツグミガシラ

持小筒組頭 關西江戶幕府の職名、小筒を持して守備を掌る、老中の支配、千石高とす(關西關西文久三年正月始めて之を置く、慶應二年に至り、持小筒組頭を撤兵頭、持小筒組を撤兵と改稱す、同三年、撤兵奉行並を置き、撤兵頭、同置、差遣役頭取等を管せしむ、後ち倉田恒馬守を以て撤兵奉行と爲す(官制沿革略史)

モチツツガシラ

持筒頭 持之頭(モチノカシラ)を見よ、

モチツツ

羊蹄蘭 藤の色目の名、裏面草、胡背抄には、表裏、裏草、胡背抄には、表薄色、裏薄色といへり、

モチノカシラ

持之頭 關西江戶幕府の職名、持筒頭持筒の總稱なり、將軍の号親衛を預り、陣中には將軍の左右に備へ、旗本を警衛し、平時は江戸城本丸の中門、西丸の中仕切門、二丸の銅門等に勤番し、元禄以前は火附監獄役にも出役したり、若年寄の支配、千五百石高(はじめは役料を給したり)菊間數居詰とす○号筒の稱に分ちてまた各數組あり、持筒頭、持筒頭ありて之を總へ、與力同心之に屬す、其數一定せざれども、大抵一組に與力十騎、同心五十五人迄を限度とせり、與力は八十石高にして、同心には三十餘三人扶持を給す、西丸にもまた持筒頭持筒頭各々一人あり、與力同心之に屬すること本丸のことにし(關西關西文久九年六月はじめて四人をおき(号一組、筒三組)寛永九年六月はじめて七人となす(号三組、筒四組)爾後時によりて増減あり、安政六年の武蔵には持筒頭三人、持筒頭五人ありしが、文久二年持筒組を廢して持筒組に合し、慶應二

年遂に持筒組をも廢したり(寛政別錄、明真書、事類宛官位部)

モチヒトワウ

以仁王 關西三條宮又は高倉宮と稱す、後自ら後醍醐天皇といふ、關西關西白河天皇の第二皇子、御母は藤原成子、權大納言學成女(關西關西)に禮遇を能くし、音律に造じ、また笛に巧なり、才名夙に著はれ、人頗る愛を蒙り、然れども母實寵にあらずが故に愛せられず、親王となるを得ざりしかば、居常鬱々として樂まざりき、永元元年密に大宮に冠す、時に少納言宗朝(姓關)よく人を相したりしが、一日王に見え、大王當に大位に昇るべし、望を天下に絶つべからずといひしを以て、竊に喜べり、會々源賴朝、平氏を誅することを得り、治承四年四月遂に王を奉じて謀主と爲す、王仍て自ら後醍醐王と稱し、後醍醐の源氏に傳へて兵を集む、而して其後令旨と稱す、歳もなくして謀洩る、証議以仁の名を改めて源以光と爲し、土佐に流さんとす、王即ち賴朝と共に關城寺に入り、平氏の軍を防ぎしと雖も、將に奈真に走らんとて、光明山島居前に至り、流矢に中りて薨す、年三十一(大日本史)

モチヤリ

持鏡 己が持鏡の鏡を云ふ、其鏡を智鏡と云ひ、足輕の料に數多持たするを智鏡と云ふ、太閤記に御持鏡と見えしを初見とす(武家名目抄)

モチユミガシラ

持弓頭 持之頭(モチノカシラ)を見よ、

モチリ

長脚(ハサマ)の儀を見よ、

モチクワン

没官 王朝時代の刑名、謀反及謀大逆の人の父子、もしくは家人、資財(資財は資財の中に括す)田宅及び被此罪の職、及び死禁の物、

モズノ—モチガ

モチコ—モチノ

モチヒ—モチク

モリシ

もしくは人の登みたる借借等を官に没収するをいふ、此借借の賦とは、枉法賦、不枉法賦、受所監、并に座賦のこゝにて、取る者も、與ふる者も、俱に罪あるを云ふ、犯罪の物とは、鼓吹、繡織の類にて、朝廷より禁ぜられたるを、私家にて貯たるを云ふ、借借とは取りたる物に借借すべき法にして、借借、借借は、賦を其主に借借すべき法なるを、人の登みたる所を借借する借借は、還すべき所なき故に、官に没収するなり、又別動を以て特に没収することあり、但し反逆人の借借にても、同様にあらざれば没収せず、又年八十以上及び篤疾の人は、反逆の借借たりとも免じ、もしくは反逆人の兄弟の子は、借借せざる法なれば、實財は一たび官に入るとも、分法に依りて還すなり、反逆人の借借にして同居にあらざる人、及び借借人の子の借借を死すべき者の實財と同じ、又死罪に處せられたる人の父王没収するときは、禁内の供奉等に配せず、高没官物は關司(後に刑部省)に併す、にて領取して、更に諸司に分配し、兵器は兵庫に、文書は圖書寮に、財物は大藏省に配し、遺人の父子は官獄司(後に主殿寮)に併すに配するなり、武家時代に(關所(ケンシヨ)没収、改易(カイエキ)あり、合せ見るべし(古事類苑法律部))

モツシウ

没收 鎌倉室町時代の刑名、罪人の動産、不動産等を幕府に没収するをいふ、領地を没収すると、田宅實財を没収するとの別あり、領地を没収するを召置所領、とも、收公所領、とも、改易所領、とも、關所ともいふ、罪の輕重により、十分五、全部、廢所等を没収し、田宅實財も亦、其一を沒し、もしくは共に沒し、或は單に一部を沒する等の差あり、なほ王朝時代には、没官(モツウ)

モトサ

ラン)江戸時代には、關所(ケンシヨ)改易(カイエキ)あり、兼て(古事類苑法律部)
モトサリノリナガ 本居宣長 關西功名富之助、通稱關西、後、德藏、寺庵、中齋等と改む、幼名榮貞、後、宣長と改む、餘の號と號す、私に關して、執津彦美豆根大人といふ、關西小津定利の二子、兄定治の嗣となりて家を嗣ぐ、後、本姓本居に復す、母は村田豐前の子孫、享保十五年五月伊勢國飯高郡松坂に生る、寶曆元年入洛して



(觀所集全長宣居本)

儒學を關東山に學び、四年また武川幸順に就きて小兒科の醫術を學びしが、七年歸國して醫を業とす、十一年はじめて賀茂真淵の門に入りて古學を研鑽し、明和元年古事記傳の稿を起す、既にして同六年真淵没してより、古人を師として、身を學事によめ、名聲漸く著る、寛政六年紀伊治寶の召に應じて紀州に赴き、古書を遊説したりしが、此時奥醫師の列に加へられ十人扶持を賜ひ享和元年奥詣に進む、時に宣長の名聲天下に振ひ、朝を過して門下に列するもの甚だ多く、此年京都に遊びし時のこときは、公

宣長

(白長宣)

歐文を愛習し、和歌者流もまた歴史法制等の一斑を窺ふこととなり、以て兩者を調和するに至りしが、事小なるに似て、其大に文學の進歩に關係あるものなり、而して宣長の、全力を注ぎたるは、古漢の關

モノイ

明にありしを以て、歌を詠じ、文を屬するが如きは、意を至したる所にあらざれども、その歌文を檢するに、詞藻富麗、筆力雄健なるもの多し、要するに宣長は關西國文國語神道の各方面に於て、これを大成したるものと稱すべきなり、關西國門人帳を檢するに四百八十八人あり、統中、藤井高尚、本居大平、服部中書、渡邊重名、石原正明、横井千秋、齋藤彦麿、黒澤翁、細井貞雄、植松有信、伴信友、平田萬胤(以上二人没後の門人)等尤も著る、關西古事記傳、直日鏡、神代正語、針任人、取戒書、歷朝詞訓、玉の小櫛、てを以て、關西の玉緒、字音假字用格、管笠日記、玉勝間、玉匣、臣道、國號考、眞曆考、玉鏡百首、餘屋集等數十部(餘之屋翁略年譜、餘屋門人錄、本居宣長翁傳、國學院雜誌、本居宣長翁著書目録、日本文學史)

モノシゲトウ

本重藤 握り上を二所藤したる弓をいふ、大將の持つ所なり、良丈雜記に「二所藤にするとは、うらはすのかぶら藤と、矢すり藤をば黒くぬらす、白くして置くを云ふ、其の二所藤の間は藤をすき間もなく巻で、藤の上を黒くぬらすなり(かぶら藤と矢すり藤の間は、五分程巻いて巻くなり)にぎり下は、もとはすのかぶら藤も白くして置く、其外九所巻きて藤をばぬらす、九所は九曜星にかたどるなり、是れ口傳なり、並ばせざるをかけるなり、また弓馬故實に「にぎり上を二所藤にする弓の事、木しげ藤と云ふなり、是れは人に寄せて射射する弓なり、ただ人は持たぬなり、射事の弓なり」とあり、

モノイミ

物忌 齋戒(サイカイ)を見よ、
モノイミ 物忌 神社に仕へて祭祀に預かる童男少女を云ふ、童男は宮守物忌、又大物忌

モノサ

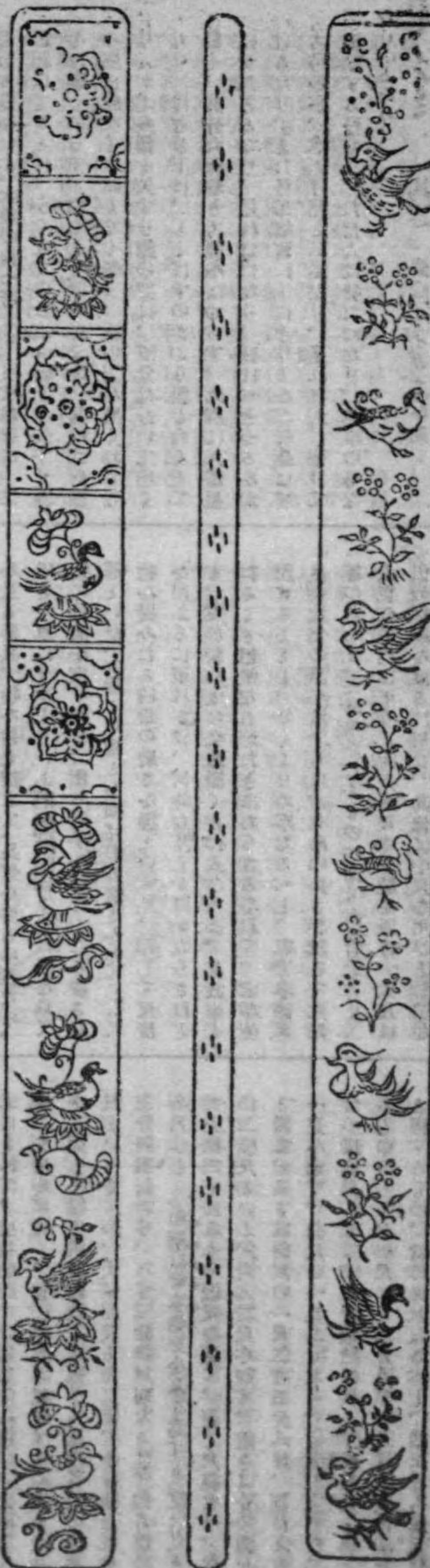
モノサシ 物指(度、尺) 關西物の長短を量る器具、物指(度)とて、長短を度るの義なり、略して單にサシといふ、關西關西上代は手を以て物の長短を度りたり、即ち兩手を延ばしたる廣さを尊といひ、大指と申指とを擡げたる廣さを尺といひ、物を量みたる四指の廣さを握といひ、而して尺度を用ふるに至れるは、何時なりしか詳かならざれども、支那朝鮮との交通開くるに及びては、其流來したること想像なきにあらざるを以て、之を借用せることも、早くよりの事なるべし、尊で奉徳天皇の大化の詔を按ずるに、布帛の長さを記して丈尺等の名あり、此時用ひたるものは即ち高麗尺なりき、大寶令の制に至り、大尺小尺の二種を設け、大尺は田鏡鐵鋼を度るに用ひ、其他は小尺を用ひしむ、而して十分を寸とし、十寸を尺とし、小尺の一尺二寸を、大尺の一尺と爲したり、大尺は所謂高麗尺にし

て、小尺は唐の大尺即ち曲尺なり、なほ此時の制、關西の儀式を、大藏省及び諸國司に給し、官私用ふる所の度量を以て、毎年省國に就きて題申り、受けしめ、然る後ほじめてこれを使用するを詔せり、元明天皇の和銅六年に至り度量を改め、令の小尺を以て大尺となし、其六分五の尺を以て小尺となす、尋で桓武天皇の延暦十七年の勅に「度量權衡先に定制あり、平較して行ひ川ふ、亦令條に具す、然るに所司恣情に於て、管で運行せず、大小意に任かせ、輕重人に出る、取納差多く、蓋苦尤も甚し、自今以後宜しく此弊を改めて、升尺の類は、大藏省に就き、法によりて平較し、永く好源を絶つべし、もし此制に違はし、嚴科に置け」と見ゆ、以て當時度量の亂れたりしを知るべきなり、延喜式の制、官私悉く大尺を用ひ、尺、量を測り清濁を合するにのみ小尺を用ふとあるは、恐らくは和銅の改定に出づるものならん、なほ交響式によれば、度量權衡は、朝廷使に附け、大藏省に就いて依均平較し、官に申して領下するの定めなりき、而して權大納言藤原宗建授する鳥の養老の大小尺といへるもの、大は曲尺と同じく、小は曲尺八寸三分四厘あり、八寸三分四厘なるは、即ち唐の小尺にして、和銅以來本朝亦小尺と爲すものなり、また土御門家に永水の鐵尺を藏す、蓋し尺詔なり、俗に三種尺といふ、表に二尺を刻す、短きは今の曲尺と同じ、長きは曲尺の一尺二寸五分八厘、裏にまた一尺を刻す、曲尺の一尺二寸なり、一尺二寸なるは、今の度地尺にして、後世裁縫に供し、免服尺と稱するものにして、一尺二寸五分八厘なるは、後世關尺と稱するもの、當に此尺なるべし、然れども、關尺は曲尺一尺二寸五分を以て一尺と爲す、蓋し後世曲尺に依準してこれを改めしならん、以て當時既に曲尺

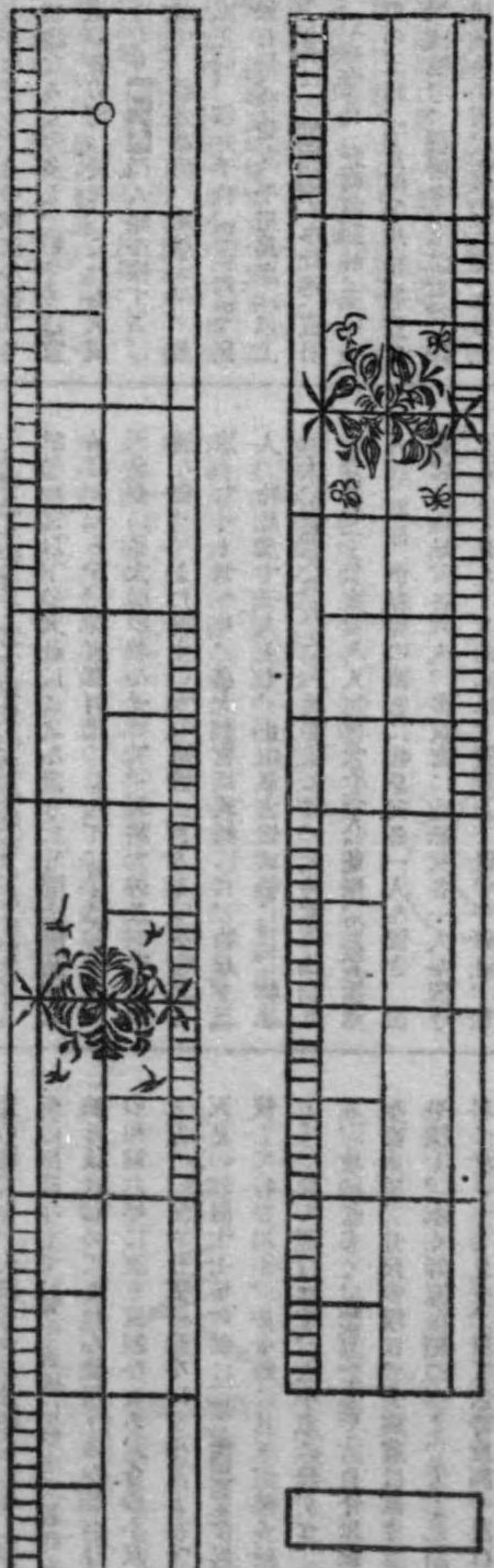
モノサ

モノナリ

(金宮園後所蔵) 法隆寺所傳、鎌子尺、曲尺九寸八分



東大寺正倉院
所傳天平尺
按其一尺當曲
尺九寸七分八
釐



の外、二種の尺が行はれしこと、吳服尺、曲尺の
起原が、茲に存するを知るべきなり、それ曲尺は古
今の常用と爲す處にして、其名はじめて和名抄に見
え、マガリカネと訓す、造るに鐵を以てしたれば、金
尺といひ、風折して短の形を爲し、専ら工匠の用に
供するを以て、また大工尺といひ、ヘリ(カネサシ
垂着)同書また竹量あり、竹にて作る、また曲尺な
り、これを要するに、和銅改正以來、大尺(即ち曲尺)
を以て常用尺となし、以後變更する處なし、故に小
尺のことばは、後備漸く廢絶するに至り、江戸時
代に至り、曲尺に四種あり、所謂享保尺は徳川吉宗
が、度法に並行長短あるを正さんか爲め、博く典籍
に考へ、其由来を推究し、紀伊國熊野神社の神庫に
藏する所の大寶の尺と稱するものを撰造して定む
る處なり、享保尺は、近江國伊吹山に於て、堀り出
す處の、念佛塔臺に刻せる尺度を撰造するものにし
て、全く享保尺と同じ、又四郎尺は、中葉の度工又
四郎といへるもの、多く木匠用ふる處の曲尺を造
る、因て名づく、享保尺より細きこと四厘、折衷尺は
寛政享和の際、測量家伊能忠敬、享保尺と又四郎尺
とを折衷して作る所にして、又四郎尺より長きこと
二厘なりといふ、而して工匠の用ふる曲尺の背に刻
する一尺は、表面の一尺四寸一分四厘二毫餘に當
る、裏尺と稱す、これ表面の一尺を自來して之を倍
し、平方に開いて得る處、即ち方角尺なり、なほ曲
尺の外、吳服尺、曲尺あり、前にいへるが如く、吳服
尺は曲尺の一尺二寸にして、曲尺は曲尺の一尺二寸
五分なり、而して吳服尺は、専ら裁衣の用に供するに
由り、吳服を以て名とし、曲尺は其はじめ脇骨を以て
製せしにより此名を得たるなり、然れども後には
一尺二寸五分のものを以て裁衣の用に供し、吳服尺

モノナリ

を用ふる事と相なり、故に曲尺を呼んでまた吳服
尺といふ、共に水承の曲尺に刻せる處に起原したれ
ば、古くより其製ありしならんも、廢く用ひらるゝ
に至りしは、此時代より事なるべし、なほ奉府に
ては、度衡二器の爲めには、陸を置きて之を檢束した
れども、度の爲めは、別に其制を設くることなかり
き、明治八年政府はじめて度衡取締條例を發布し、
大藏省に於て之を監督査査することとなり、製造發
賣に關しても、嚴密に規定する處あり、此時また従
來行はれたる曲尺數種の中、折衷尺尤其正を得たる
より、定めて用尺となし、或は尺は曲尺を用ひ、其
他は一切これを廢し全く二種となる、此外外國の制
を撰したる吋尺あり、人の知る處なるを以て當時略
す、關國上に舉げる合前尺、今の大小尺、和銅の
大小尺、享保尺、吳服尺、曲尺、又四郎尺、折衷尺、念
佛尺、曲尺の外、東大寺所傳天平尺(曲尺九寸七分
釐)、法隆寺所傳の鎌子尺(曲尺九寸八分釐)、東大寺獻
物帳に、紅牙撥障尺、鎌子撥障尺、白牙尺など見え
たるも、右の鎌子尺と同じものなるべし、飯山尺(曲
尺七寸六分釐)、高野尺(曲尺七寸九分釐)、東寺金蓮院
尺(曲尺八寸一分釐)、堀尾尺(曲尺八寸二分釐)、冰浦寺
尺(曲尺八寸二分)、大安寺尺(曲尺八寸二分半)、法隆寺
尺(曲尺八寸三分)、生駒長福寺尺(曲尺八寸四分)、慈日
寺所傳の地盤尺(法隆寺尺より一分五厘長し)、量地尺
(今の大尺と同じ)、文尺(曲尺八寸、また儀尺とい
ふ)、モンギ(卷尺)、曲尺(曲尺六寸強)、カタワチ(卷
尺)長尺(曲尺一尺一寸五分)、甲州用儀尺(曲尺一寸一
寸五分)等あり(古事記、書紀、令義解、續紀、延喜
式、地方新書、律原發源、數學類聚、本朝度量權衡考、
尺準考、本朝度制略考、古今要覽、大日本租稅志、古
事類苑(度量部))按ずるに本朝上古の度制詳かなら

モノナリ

す、而して後世學者の説また頗る多様に異り、いまだ
定説を見ず、暫く本朝度制略考及び大日本租稅志の
説に従ふ、

モノナリ

物成 租入をいふ、和銅案に物成
の義なりといへり、蓋し土地産成の内より租入する
を以て亦租を稱する事となりしものなるべし、實錄
軍記に、關東八ヶ國に上杉召池の城四十二ヶ城也、
其外陣屋と名流、物成取立所、廿三ヶ所有之候へ共
云々と見え、續後清正記に、喩へば、手石にて五
五百石にて、其者に相當りたる郷の高を、代官も
り書出させ、物成の多少、地の上下をかくして、高
計御覽ありて、それらに下行有たり、と見え、たれ
ば、室町時代の末年職圖の頃よりして此稱呼起りた
るものならん、江戸時代に入りては、一般に用ひら
れたりき、また此時代には、物成を詳記したる帳簿
を成備帳帳と呼びたり、ナツカ(卷尺)(牧民金鑑、大
日本租稅志)

モノナリ

物部氏 神別、朝臣姓、赤姓、
首姓、無姓あり、又依羅朝臣、依羅連、依羅部、依羅
連、依羅部、志陀連、中原宿禰、射野連、射野連、飛鳥
連等の姓あり、并に河内に貫す、無姓は左京及び河内
和泉に、射野連は左京に貫す、射野連、天神の命を
受けて、大倭島見白庭山に至り居る、神武天皇の東
征に及び神依歸順す、其子可美眞手命天物部を率ゐ
て、賊を討ち亂を平ぐ、天皇用ひて殿内に宿禰せし
む、之を足尾と謂ふ、垂仁天皇の時大新州十千根始め
て姓物部連を賜ふ、其子藤原宿禰、仲真天皇に從て
西征す、其五十等宿禰伊弉諾中天皇の世大連とな
る、これより世々大連となり、門族法統なり、位に物
部八十氏と云ふ、曾孫守屋崇峻天皇の時力めて佛敎
を排し、大臣蘇我馬子と闘あり、終に其滅す所とな

モノナリ

モノナリ

る、物部氏大に違ふ、其族根井石上二氏代々興る、天武天皇十一年物部首領を賜ひ、十二年遷を改めて...

モヒトリノツカサ 主水司 「シユヌスキ」を見よ、モヒトリノツカサ 水司 「スイシ」を見よ、モフク 喪服 禮儀中に着用する服をいふ、また凶服とも稱す、其事の人生の大凶なるがゆ...

此服は、後世に至り改簡の風と同一なりといふ説ありて、其別も明かならず、なほ喪服を著するに付き...

後の文中にも、喪服を着けたること見え、李遠紀なる大化改新の節にも、殊を作る制等はあれど、喪服のことなし、されど風俗雜記二、高市皇子の豫言にて...

モミエボシ 椀烏帽子 禮儀中にもみて作れる烏帽子をいふ、これに梨子折烏帽子、柳さびの折烏帽子の二種あり、詳しくは各條下に就きて見よ、(貞丈補記)...

モニヤマ 紅葉山 江戸城内、西丸と本丸との間に在る小丘をいふ、また嵐山とも稱す、元和四年三月、徳川家康の病を癒へてより以來、歴代將軍の靈廟かな此地に在り、毎年四月七日は家康の忌日なるを以て、將軍は必ず、紅葉山の東照宮靈廟へ参詣す、これを紅葉山御参詣と稱へ、幕府年中行事の一たり、其式朝五時供饗、待士殿上下にて先に...

門を造らしし、朱雀、皇門、殿前、殿後、安宮、傳...

門を造つるに、外國の風に倣ひ、巨柱を左右に立て、...

門を造つるに、外國の風に倣ひ、巨柱を左右に立て、...

試不備を以て、後士を停め、舊に復して得業生とな...

あり、聖徳太子の御宇、仁徳天皇御代、...



なり、歴世法皇の仙降を駐め給ふ寺院多きし、假令に...

又太平記三位殿局事の條に「第二の宮も同じ御腹にて、建角の御時より、妙法院の御門跡に御入室ありて（中略）第三の宮は民部卿三位殿の御腹なり、梨本の門跡に御入室ありて（中略）されば消えんとする法増をかいげ、絶えんとする壽命を絶かん事、此門主の御時なるべしと云々」等あるを見れば、此頃より一方に於ては稱々尊稱して、資格の意に用ひられ、且つ其住職を門主と云ひたること明なり、然れども應永四年四月の普通寺文書に「付、僧正親實門主可、領掌、之條分明之上、任、寛宣宣旨、親實僧正可、門跡相傳、之趣、國司藤原又以柄持とあるを見れば、南北朝時代まで、門家門流の意にも用ひて、兩方並に行はれたるが如し、室町時代に至りては、純然なる資格となりしと見え、本願寺九世十世以來、准門跡を所望せしむ許されず、永祿二年二月に至り、十一世光佐の所望によりて、始めて准門跡を許されしにて、明なり、本願寺准門跡は、本願寺家傳に、九世光佐、大永元年即位の資を願せしむるによりて、青蓮院臨門跡を許されしといへど誤なり、徳川家康天下を取るとの慶長年中門跡を分ちて、宮門跡、藤家門跡、准門跡の三等に分ち、爾來是に從ひしが、明治四年に至りて此の稱號を廢せらる、十八年諸寺の請によりて、門跡の私稱を許されたり（坊官故實記、寺官抄、諸宗儀範、光台一覽、雲上明覺、雲上正覺、史學雜誌、門跡の名義）今江戸時代に於ける門跡を、雲上明覺によりて左に表示す、

門跡名	異名	宗	所	在	所	領
日光	嘉德寶殿	天台	東京上野	三〇〇〇		
仁和寺	御室御所	眞言	山城洛西	一、〇〇〇		
妙法院	廣福御殿	天台	京都東山	一、三〇〇		

門跡名	宗	所	在	所	領
大覺寺	唯識御所	眞言	山城上嵯峨	一、〇〇〇	
大業院	飛鳥御殿	法相	大和奈良	二、〇〇〇	
實相院	石座、山倉	天台	山城愛宕郡	六三三	
三寶院	三國御殿	眞言	山城鹿嶋	三、九六八	
隨心院	萬御殿	眞言	山城山科村	六三三	
蓮華光院	安井御所高	眞言	山城愛宕郡	三〇〇	

門跡名	宗	所	在	所	領
大覺寺	唯識御所	眞言	山城上嵯峨	一、〇〇〇	
大業院	飛鳥御殿	法相	大和奈良	二、〇〇〇	
實相院	石座、山倉	天台	山城愛宕郡	六三三	
三寶院	三國御殿	眞言	山城鹿嶋	三、九六八	
隨心院	萬御殿	眞言	山城山科村	六三三	
蓮華光院	安井御所高	眞言	山城愛宕郡	三〇〇	

心、昭光、智恩、一乘の十六寺を宮門跡とし、大業三寶の二寺を藤家門跡とし、本願、東本願、尊徳、時正、佛光、蓮花光院の六寺を准門跡とし、延享四年の萬世雲上明覺には、日光、圓融、妙法、實德、曼殊、聖護、仁和、毘沙門、一條、勸修、實徳、三寶の十三寺を宮門跡とし、圓融、隨心、大覺、大業の四寺を藤家門跡、蓮華光院、四本願、東本願、時正、佛光、尊徳の七寺を准門跡とし、又文久の雲上明覺、明治元年の雲上正覺等の多は、大藏法親王入道親王が、門主たりし時に宮門跡とし、其他を藤家門跡としたるべし、此外諸門跡諸には仁和寺、青蓮院、隨心院、蓮華光院（安井）淨土寺、平等院、本覺寺、法住寺、安樂寺、妙光院、禪林寺、常住院、如意寺、毘沙門堂、聖護院、櫻井殿（梨本）三寶院、勸修寺、圓融院、一乘院、大業院、滋賀院（日光輪王寺）妙法院、實相院、曼殊院、竹喜殿、大覺寺、東本願、上業院、智恩院とありて、以上諸本と異なり、

モンセン 文鏡 江戸時代に行はれたる鏡置の一種なり、一の寛永鏡なれども、眞に「文」の字あるを以て名づく、其字の結構に肥後あり、肥後に五種、瘦者に一種あり、肥後に、潤縁と細縁との二種あり、并に背文字に穿上に在り、編にて作り、質積、黄白の二品あり、白色は甚だ影し、徑八分、重さ一匁、又背の左右に、取濟の二字を割置する者あり、此は天和三年治鑄し、華老日に鑄しものなり、又大徳なる者二種あり、徑八分五厘、重一匁餘、文字結構に肥後あり、寛文三年より天和三年に至る間、江戸龜井戸にて鑄造す、此錢松平信綱の建議にて、京都方廣寺の銅幣を鑄して贈たるものなりといふ（モントクテンワウ、文鏡天皇、三代之實錄）

モンリ 門跡 訴訟（ハシロウ）を見よ、
モンチユウキ 問注記 鎌倉時代裁判の時、頭人若しくは本行の訴訟人の辨論を筆記せしものなり、

モンチユウシヨ 問注所 鎌倉鎌倉室町兩幕府の官衙、訴訟を推問して文案に注記するの義、問注所所長の所屬にして、訴訟の裁判を本務とする所なり、事の次第により、問注所奉行の内、裁判奉行たるもの、訴訟を五方引付に分賦して、これを沙汰せしむるもありし、財貨の借貸、領地の争論、盜竊等に關する訴訟は、引付に賦するに及ばず、當府の奉行人の専断とす（傍決決罰等のことば、侍所の職掌なれば、問注所引付方にて預る事なし）問注所執事長官なり、建久二年三好善信を補せしに始まり、承久三年善信の歿後、千成以後、相繼ぎて職に在り、町野氏と稱す、康後の弟康進、亦職を襲ふ、太田氏と稱す、爾後、他氏を補する事有りしと雖も、概し兩氏の内を用ふ、當には其人を指して、只問注所のみといへり、政所執事に相當せる重職にして、具訴訟の職務のみならず、政務評定の席には、臨まざる事なし、又寄人を管して問注を爲さしむる事は、素より其職掌なり、室町時代また鎌倉の例に准じ、町野太田兩家の子孫を求めて、永くこの職を継せしめたり、執事代、執事事故ある時、臨時之に代はるものにして、また町野太田二氏の族を任じたり、問注所代ともいふ、執事を指して、單に問注所とのみも稱するが故なり、建久五年三好善信の子行信が、父に代りて、訴訟人間注の詞を記したるをばじめとなせし、當時いまだ執事代といへる名稱なし、室町時代に至りて此名あり、寄人、執事を指し、訴訟の詞を注記することを學ぶ、また問注所衆、問注所公人、問注

本行（モンチユウキヤウ）と稱す、元暦元年藤原俊兼、平盛時を任じたるをばじめとす、凡此衆の内、引付衆に補するものもあり、室町時代に至り、凡訴訟は、執事題書して、これを寄人に分配す、其權勢輕くしてまた鎌倉の比にあらざり（問注所所長元暦元年十月、管中の東照に問注所を置き、三善康信に命じ、藤原俊兼、平盛時等を令して、諸人の訴訟を對決せしめ、且つ其詞を注せしむ、後漸く衆人の喧嘩を服ふにより、源頼家の時、正治元年問注所を都外に建てたり、尋で寛元元年二月、御沙汰の問注所勸修寺の事、大事は二月、中事は一ヶ月、小事は二十日を限りて、勸修せしむる事とし、七月には訴訟の事、兩方の證文分明ならば、對決を待たず其曲直を辨すべしと令し、また建長二年四月、鎌倉の訴訟は、諸國は地頭の罪狀を帶し、鎌倉中へ地主の申狀あるに非ざれば、受理するを得ざらしめ、七年十二月、被告の者違ふにありて、召文の後、故なくして、百五十日を過ぎなば、直を原告に歸し、近國は期日を定め、對審の後通過して六十日を過ぎなば、曲を違者に加ふる事となしたり、室町幕府また之に倣ひ、二階堂時運を以て執事となしたりしが、後評定衆の内なる町野太田兩氏の世職となる（兩氏とも三好善信の後裔なり）職掌前代と同じく、専ら記録證券を管掌し、借貸領地の争論、及び訴訟、遺失の訟を審判せり、武政教諭に、當所者、爲、武家之記録所、仍古今之記録、細而之證券等、被、納、置于此文庫云々、是故文書紙、謀實論、紛失證券等、於、當所被、評判之、先代始頃者、將軍家中之家務已下、有、其沙汰、中頃以來、爲、政所之沙汰乎、古者諸方職、亦爲、當所、被、奉行之云々といふ見ゆ、而して毎月會議を内評定といふ、後廢して行はれず、蓋し侍所の權漸く重くし

て、問注所の職權文となりたるなり（實業鏡、新式目、武家名目抄、官制沿革略史）

モンチユウシヨシツジ 問注所執事 問注所の長官を云ふ、問注所の僚職員の項を見よ、
モンチユウキヤウ 問注奉行 鎌倉時代問注所寄人をいふ、初め元暦元年問注所を置きし時、三善善信をして之を掌らしめ、更に然るべき輩兩三人を請して、問注の事を奉行せしが、建久二年有司の職員を定むるに及び、善信は執事に補す、前に鎌倉せし鎌倉の執事となり、其職に従事す、れ即ち問注奉行なり、吾妻鏡仁治二年五月十日の條に、問注奉行入道忠之、依、有、其間、定、時、令、善、到、之、と見ゆ、室町時代には、専ら問注所寄人、問注所衆など、稱し、問注奉行の唱へざりき、モンチユウキヤウ（武家名目抄）

モンクケツツロク 文徳實錄 正しくは日本文徳天皇實錄といふ、然れども通常省略して單に文徳實錄とのみ稱す（問注所所長元暦元年大業三寶に收む、問注所所長元暦元年八月に至るまでの史實を、流文にて記載せる編年史なり、問注所所長十三年、藤原基經、南滿年名、大江善人、善滿受成、都言通、島田眞臣等、清和天皇の勅を奉じて福壽に從ひしが、故ありて暫く中止したり、尋で元慶二年に至り、更に藤原基經、菅原是善、都賀善、島田眞臣等、陽成天皇の勅を奉じて續集し、同年十二月十三日上達せり（文徳實錄、三代之實錄）

モンククテンワウ 文鏡天皇 問注所所長元暦元年八月に至るまでの史實を、流文にて記載せる編年史なり、問注所所長十三年、藤原基經、南滿年名、大江善人、善滿受成、都言通、島田眞臣等、清和天皇の勅を奉じて福壽に從ひしが、故ありて暫く中止したり、尋で元慶二年に至り、更に藤原基經、菅原是善、都賀善、島田眞臣等、陽成天皇の勅を奉じて續集し、同年十二月十三日上達せり（文徳實錄、三代之實錄）

モンチユウキ

モンチユウシヨ

モンセン

モンククテンワウ

モントーモフ

明天皇の太子となり、嘉祥三年三月仁明天皇の崩後、

モントクヘイシ

天皇の第三皇子稚産親王より出でたる平氏をいふ、

モントシユウ

門徒宗 眞宗(シンシユウ)をいふ、

モンドノツカサ

水部司 寶宮寮十二司の一、

モンノククルマ

紋車(文車) 牛車の一、物

モムノフノコホリ

桃生郡 陸前

モモ

桃 果の色目の名、表赤紅、裏赤木なる

モモジリ

桃尻 乗馬の際、尻の鞍上に安んず

モモゾノテンワウ

桃園天皇 名は連仁、始め入魂宮と稱す、

モモヤ

桃山 山城國紀伊郡伏見町の東部、

モモゾノウタイジン

桃園右大臣 藤原藤原の

モモゾノミヤ

桃園宮 後醍醐天皇と申

モモノセツク

桃節句 上巳(ジャウシ)を

モヤ

母屋(身舎、身屋、本家) (一)屋敷

モモゾノモヤ

母屋(身舎、身屋、本家) (一)屋敷

モリ

盛 石段(コリモリ)を見よ、

モリウチ

森氏(播磨赤松) 姓は清和源氏、

モリ

長直 長生 政房 忠洪 忠興

モリ

長直 長生 政房 忠洪 忠興

モリ

長直 長生 政房 忠洪 忠興

モリ

長直 長生 政房 忠洪 忠興

モリ

長直 長生 政房 忠洪 忠興

モリ

長直 長生 政房 忠洪 忠興

モリ

長直 長生 政房 忠洪 忠興

モリ

長直 長生 政房 忠洪 忠興

モモ

桃 果の色目の名、表赤紅、裏赤木なる

モモジリ 桃尻 乗馬の際、尻の鞍上に安んず

モモゾノテンワウ 桃園天皇 名は連仁、始め入魂宮と稱す、

モモヤ 桃山 山城國紀伊郡伏見町の東部、

モモゾノウタイジン 桃園右大臣 藤原藤原の

モモゾノミヤ 桃園宮 後醍醐天皇と申

モモノセツク 桃節句 上巳(ジャウシ)を

モヤ 母屋(身舎、身屋、本家) (一)屋敷

モモゾノモヤ 母屋(身舎、身屋、本家) (一)屋敷

モリ 盛 石段(コリモリ)を見よ、

モリウチ 森氏(播磨赤松) 姓は清和源氏、

モリ 長直 長生 政房 忠洪 忠興

モリ 長直 長生 政房 忠洪 忠興

モリ 長直 長生 政房 忠洪 忠興

モメン

曾安古岡七段に勝る、天皇天童寛仁にして温色

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モンムテンワウ

文武天皇 名は連仁、始め入魂宮と稱す、

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

モン

門部 衛門府の職員、門を守るもの

ヤギノ

ざる故に、互に望みて許されけるなりといひ、貞丈...

ヤガミノコホリ

古事記に八上比賣見ゆ、蓋し此地に因て名付...

ヤギフウチ

柳生氏 姓は菅原、道真の四世...

ヤギフ

田の科に處せられ、累代の地を没收せらる、其子...

ヤギフリウ

柳生流 柳生重兵衛(一)に十兵衛に作る...

ヤギモノ

焼物 陶器土にて種々なる形を作り、之に...

ヤキモ

摩乳、産を造り酒を醸みしと云ふ、また高麗産...

ヤキモ

には自然に地質より釉の吹き出し、淡黄色を帯ぶ...

ヤキモ

に黒釉を施せり、世に藤四郎といひ、其作を古瀬戸...

ヤクイ

薬師門、ヤクイモン、ヤクエンシ、ヤクシ、ヤクシ...

ヤクシ

寶たり○東院堂、金堂の東に在り、本尊觀音、立像、鎧鎧にして、美老年中百濟國王の献する所と云ふ。佛足堂、金堂の西南に在り、著名なる佛足石あり、(ブツツクセキノヒ)參香の三層塔、即ち東塔は、高十一丈五尺、方五間、九輪の銅柱に銘あり、舍人親王の筆なりと、天平二年の建立に係る、三重塔の様式なれども、每重各二層となり、大小六層互交す、特別保護建造物なり○文殊堂、方四間、天平年中行基の創立、萬治三年塔頭藥師院より、此に移轉したるものなり○寶物に、本尊金剛藥師如來坐像、同脇士日光月光坐像、金剛聖觀音立像、木造十一面觀音坐像、同脇士坐像、銅造藥師如來兩脇士像、講堂安置、木造神功皇后坐像、同伴命坐像、同二天王立像、同比丘八幡神坐像、絹本着色吉祥天像、同慈惠大師像、絹本墨畫一阿含經、佛足石、佛足石等あり(續紀、顯宗國史、拾芥抄、元亨釋書、佛志、大和通、國寶目録)

ヤクシニヨライ

藥師如來 佛經にて如來の、病災を治る、具には藥師增埵光如來と云ふ、又大醫王佛とも稱す、東方淨瑠璃國の教主なり、十二願を發して、衆生の病患を救ひ、无明の毒網を治する法藥を與ふ、大蓮花の上に住し、左手に藥壺を持し、右手施无畏を爲す(尊容抄、佛救、名勝珠、又七佛藥師あり、善名稱、善名稱、正名稱、名勝珠、明、消除病患、消滅苦惱、增埵光の七如來と云ふ、七佛功徳經に、東方去地、過四寶沙佛土、有三世界、名曰无能勝、佛號善名稱吉祥王如來、發三大願、又、東方過五寶沙佛土、有三世界、號妙寶國、佛號寶月嚴音自在王如來、發三大願、又東方過六寶沙佛土、有三世界、名曰圓滿香積國、佛號金色寶光妙行成就王如來、發四大願、又東方過七寶沙佛土、

ヤクリ

有世界、號无憂國、佛號无憂最勝吉祥王如來、發四大願、又東方過八寶沙佛土、有三世界、號法德國、佛號法海清音如來、發四大願、又東方過九寶沙佛土、有三世界、號善住法海國、佛號法海勝嚴遊戯神通如來、發四大願、又東方過十寶沙佛土、有三世界、名曰淨瑠璃國、佛號藥師增埵光如來、發十二大願、云々と見えたり、

ヤクリウ

役送 天皇供御、及び諸會大要等の時に、膳部を陪膳に取り次ぐ人を云ふ、禁抄抄御膳事の條に、役送四位五位六位隨候、近代漸絶、陪膳と稱す、後、候役送(常事也)と見えたり、

ヤクリケテガタ

約束手形 江戸時代に行はれたる手形の一つ、元來二種ありて、一は貨物を賣ひ、其代金を、この月三十日限りに支拂ふべきことを約し、其當日に拂ひ渡すべき手形を、兩替屋宛に認めて、貨物主に渡すべきものと、他は貨物を買ひ、其代金を、来る何月何日に、この手形引き替に渡すべき旨を認めて、貨物主に與ふるものなり、この二種の手形、甲より乙に渡りし時は、乙より振り出し先、又は印元に至り、期日に拂ふべき旨を照會するの習慣ありき(ヤクカ、参看、日本商業史)

ヤクドシ

厄年 名義男女が、多くの場合に於て、其年の中、何等かの災厄に罹ると信ぜられたる年齢をいふ、其前の一二年を前厄、後の一二年を後厄と稱す、時代及び男女の年を前厄、江戸時代には、男子廿五、四十二、六十二、女子十九、三十三、三十七をいひ、殊に男の四十二、女の三十三を大厄と稱して尤も恐れたり(國史通考)厄年の事は早く支那にて信ぜられ、靈輿によるに、十六、二十五、三十四、四十三、五十二、六十一と見えたり、我國とは同じからざれど、蓋し其風俗の移りたるものなるべし、

ヤクモ

空穂物語に、左大臣どの、厄年におはするとして、大變せられぬは云々とあるを初見とす、而して廿七の厄は源氏物語海雲の巻、若菜の巻に、十三の厄は榮花物語海雲の巻に、三十三の厄は、水鏡の序、源平盛衰記卷十、後醍醐記應安三年正月廿四日の條に、二十五の厄は、日本記康治三年三月五日の條に、文中厄年とのみあれど、推測して廿五たるを知る(四十二の厄は世物語、高國記に見え、盛衰記なる三十三歳、高國記なる四十三歳は、共に重厄なることを載せたり、なほ拾芥抄に、厄年、十三、二十五、廿七、四十九、六十一、八十五、九十九一本に、九十九を九十七に作り、別に七十三あり)と見ゆ、されど其尤も盛んに行はれしは、江戸時代以後にして、今日なほ其遺風あること人のしるがごとし、なほ厄年には、厄災を避ける人が爲め、古くは祈禱などして謹慎したりしが、平安朝盛は三十三の重厄に大納言大將を辭したること盛衰記に、細川高國は四十二の重厄に出家したること高國記にあり、また江戸時代には、厄に當れる人は、自分の夜、短豆を己の年ほど紙に巻み、額を纏めて道路に棄て、或は古檀香を取りて四辻に捨つる等、種々のことを行へり、なほ厄年に婚嫁するを避けたること今の俗のごとし(拾芥抄、安齋隨筆、和漢三才圖會、梅書漫筆、燕石雜志、俚語集、俗語類聚)

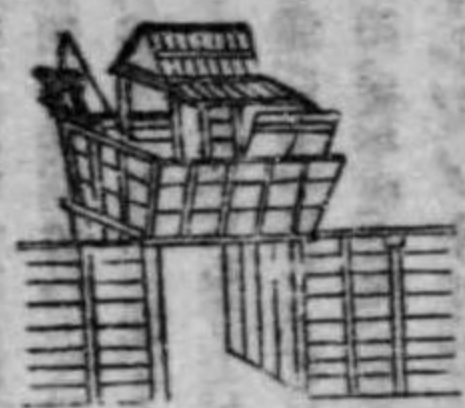
ヤクモゴト

八雲琴 琴の一種、機軸にて製す、形状筑紫琴と大差なし、長さ三尺八分、頭巾四寸一分、尾巾三寸八分、二絛あり、しと出雲大社にて、八雲立の歌を奏して彈じたるより此名ありといふ、而して之を彈するには、必ず琴台といへる机の上に載するを法とす(風俗叢書)

ヤグラ

櫓(矢倉、矢藏) 國語弓矢を發射し、または物見の用に供せんが爲めに設けたる櫓を

ヤクラ



いふ、後世城廓には必ず此設あり、皮履、城樓とも稱す、矢置の義(國史通考)書紀を按ずるに、東城または兵庫の字、并にヤクラと訓じたり、兵庫は弓筋以下の武器を収むる所をいふ、これによれば、古くは兵庫をもヤクラといへるものなるべし、而して前に定義したることと異は、續日本紀寶龜八年九月丙寅の條に「内大臣從二位勳四等藤原朝臣良繼(中略)太師押勝宅於梅宮南、東西構、高臨、内裏、南面之門、便以爲櫓、人十圍、目、稍有不臣之譏」とあるをばじめとす、此櫓は邸宅の門に設けたるなり、而して城に設くることと、三代實錄元慶五年四月廿五日壬寅の條に「出羽國元慶二年、爲、夷所、燒燬、(中略)城櫓二十八宇、城櫓二十七基、耶櫓六十一基云々」と見えれば、古くよりありたることを知るべし、既にして平安朝時代の末年に及び、王綱解弛して盜賊横行し、部下亦靜かならざりしかば、天慶二年、宮城四方の諸門に矢倉を構へ、凶賊を禦きたりしが、其他一般の武門に於ても、多くはこれを設けたり、蓋し、武人互に勢力の扶植に勉め、争鬪を事となしたるを以てなり、平維茂、大君(性不明)の宅等に之を設けたること、今昔物語に見ゆ、なほ源平盛衰記に、元暦元年源義經が宇治川口を攻めし時、川の附近に、高櫓を造らせ、其上に登りて四方を下知したることを載せたり、臨時に便宜の場所にも造りしこと、これを以て知るべし、いま一運上人繪によりて、當時の櫓の一斑を示す(後世の城櫓の圖は城の條にあり、シテ参看)而して武家時代に入りては、必用上益々廣く行はれ、殊に室町時代の中葉以後城廓の發達と共に

に、櫓の制また昔時の如くならず、所謂多門櫓を營築するに至れり、即ち後世普通城樓と稱するものなり、

ヤサカニマカタマ

八坂瓊曲玉 三種

ヤサカニシヤ

八坂神社 祇園社(ヤサカニシヤ)を見よ、

ヤサカニシヤ

八坂神社 祇園社(ヤサカニシヤ)を見よ、

ヤサカニシヤ

八坂神社 祇園社(ヤサカニシヤ)を見よ、

ヤサカニシヤ

八坂神社 祇園社(ヤサカニシヤ)を見よ、

ヤサカニシヤ

八坂神社 祇園社(ヤサカニシヤ)を見よ、

ヤサカニシヤ

八坂神社 祇園社(ヤサカニシヤ)を見よ、

ヤサカニシヤ

八坂神社 祇園社(ヤサカニシヤ)を見よ、

ヤサカニシヤ

八坂神社 祇園社(ヤサカニシヤ)を見よ、

ヤサカニシヤ

八坂神社 祇園社(ヤサカニシヤ)を見よ、

ヤサカニシヤ

八坂神社 祇園社(ヤサカニシヤ)を見よ、

ヤサカニシヤ

八坂神社 祇園社(ヤサカニシヤ)を見よ、

ヤシロ

氏の軍勢の兵の勢を見て、千餘人捕らへり戦はんとす、會々屋島に留りたる二百餘騎の將士馳せ來りて、義経に從ふ、平軍未だ戰はずして、又船に上り、波に浮びて去る、...

ヤシロ

八島内大臣 平宗盛(マホラノム子)を見よ、ヤシロ 鐵 矢(ヤ)を見よ、ヤシロ 鐵 矢(ヤ)を見よ、...

ヤシロ

も云ふ、御屋の義にして、之を尊びて稱するなり、祠もヤシロなれども、或はホコラと訓みて、小祠の事とも爲せり、...

ヤシロ

時代に、或は神領を以て之に充て、或は大名以下、の錢財を奉り、或は氏子の協力に依り、而して容易に其の創立を許さるは、往時の例に依る、...

ヤシロ

る殿にして、拜殿は拜殿を行ふ殿なり、其餘、舞殿(舞を奏する所)、神樂殿(神樂を奏する所)、神樂所(神樂を奏する所)、御供所(御供を納むる所)、御炊殿(御炊を納むる所)、御神庫(御神を納むる所)、...

ヤシロ

ヤシロ 此外は二の宮(二の宮三の宮四の宮あり)、イナノミヤ(参看)二十二社(ニフニシヤ)参看(宮、ミヤ)参看あり、また攝社未詳あり、之は本社に對する稱にして、或は本社に對するものあり、...

ヤシロ

を下し、山城國を以て船を載せしめ、攝津國を以て祭場を備せしめ、祭使以下淀より乘船して、難波に至る、宮主あり、御師あり、神祇官及び内職の官人これに從ひ、一行の人数甚だ多く、殊に典侍は、天皇の御衣を奉じ、祭使たるを以て、車副は爲めに警備を稱し、其親近者、相共に下向するもの影ながらず、...

ヤマシ

ヤマシノミササキ 山科陵 天智天皇の御陵、山城國宇治郡山科村大字山科にあり、文武天皇の三年之を修造す、南面にして砂磧を以て覆はる、兆域方十四町、延喜の制陵戸六間を置き、永く近陵に列す(續紀、延喜式、禮樂志、陵墓一覽)。

ヤマシノミヤ 山階宮 伏見宮邦家親王の第一王子皇親王より出づ、はじめ親王、光格天皇の御養子たりしが、勤修寺に入りて法親王となり、元治元年に至り、復歸して山階宮と稱す(雲上明覽)。

○見親王 壽隆王 ヤマシロノケニ 山城國 關西東は近江、西は丹波、攝津、南は伊賀、大和、河内、北は丹波に至る、東西凡六里、南北凡十五里、畿内に屬す。群勢東北西三面を圍ふ、山脈近江大和より來るもの、別に西南を擁す、西南稍々平、加茂子治等の諸水窟に會して西に注ぐ(肥前國志、山城又は山代又は山背に作る、此地もと山背川(今の木津川)の左右に過ぎず、後に葛野字治等を併せて山背國を置く、桓武天皇の時皇都を葛野野宮二郡の地に定め、左右京、東西市司を置き、山背を改めて山城と稱す、又國司あり、府を乙訓郡、河陽郡等に置き、都外の事を鎮す、鎌倉幕府の建つや、京都守護を設け、北條氏執權の日南北六波羅兩探題を創置して、京畿山陰山陽南海諸州の政制を兼掌せしむ、建武中興大内を造營し、省司諸制始めて舊式に復せり、既にして足利朝氏叛し、後光明天皇を擁立し、幕府を室町に開き、國命を執る、應仁以後畿下大に亂れ、永祿中三好松永の群黨足利義輝を誅し、淀勝龍寺諸城に據る、天正の初、織田信長盡く之を平らげ、所司代を京都に設

Table with 6 columns and 10 rows, listing geographical and historical terms related to Yamashiro province.

く、信長試せられ豊臣秀吉代て國權を握り、聚樂及び伏見に城きて京都を守る、豐臣氏亡び、德川氏亦所司代を置き、二條城を築き、山城、大和、丹波、近江の政制を統べしめ、伏見に奉行を置き、松平定綱を遣に封す、享保中福原正知之に代り世襲す、明治維新、所司代及び伏見奉行を廢す、明治二年樂與東運し留守官を置き、二條城を以て府となす、尋で淀勝を廢し留守官を府に併す、今は京都府の管する所となる(關西古へより管郡の變遷左の如し、詳しくは各郡の條を參看すべし(日本地誌提要、關西沿革考、郡名異同一覽)。

ヤマタ

ヤマタナガマサ 山田長政 仁左衛門關原評かならず、或は諸國仁左衛門の子に作る、嘗て伊勢の嗣官に補するによりて山田氏を稱すともいへり(關原河原料の人なり(尾張の人なり)とも稱すれども、長政が淡路神社に奉納せる額に「當國生」とあれば、駿河人なるや疑ふべからず)幼より備前にして大志あり、生業を治るるを廢とせず(關原實紀には、本多忠勝の轡夫なりとあり)好んで



儀及び兵法を學びしが、後ち遂に運運に航せり(增補探覽異言、坤輿誌には慶長年間とし、天地二圖觀覽、渡天物語には、元和のはじめとす)當時邪人の此地に赴くもの甚だ多くして、所謂日本町なる居留地を有して勢力ありしが、會々國王の弟某陸かに幕府を謀り、騷擾を極めしが、長政は主として大威を唱へ、國人を獎勵糾合し、賊黨を討じて之を平定せり、國王大に悦び、爾來長政を尊重し、禮遇頗る厚し、既にして六兵衛の會長、王命に抗せるを以て、國王即ち長政に命じて之を征せしむ、長政軍を率て一戰に

ヤマタ

大陣を得、長坂十方衛門を留めて城代として其地を鎮せしめ、歸りて捷を奏す、國王其功を賞し、長政を六兵衛に封じ、また王女を降嫁し、益々其心を結ぶ、既にして元和七年國王奏賀使臣を我國に遣はして方物を贈るに及び、長政また伊藤久太夫をして從行せしめ、書を老中土井利勝に呈し、敵度二枚、細綿二百斤を贈りたり、會々寛永三年駿河の舟人漂流して瀨野に到れるものあり、長政よくこれを遇し、其歸るに及び、戰艦の圖を托し、渡間社頭に掲げしむ、其圖は載せて船(フネ)の條の持輪にあり、就きて見るべし、後六年を経て國王奏賀の使するや、長政及び長臣甲花水に遣命し、幼主を輔けしめしが、甲花水、其意に違じて幼主を毒殺せしを以て、長政大に怒り、將に六兵衛を發してこれを討たんとし、また甲花水が陰謀せる毒に中りて卒す(德川實紀、野史、幕府外事表)。

ヤマタナギヤウ 山田奉行 關西延寶六年の江戸變、正徳六年の武蔵には伊勢町奉行、貞享三年の武蔵には伊勢郡代とあり(關西江戸幕府の職名、伊勢神宮を警衛し、運宮の時は造幣奉行、祭禮の時は祭事奉行を勤め、また伊勢志摩兩國にある幕領を支配し、志摩國島羽津出入の船舶を點檢することを掌る、一人を定員とす、老中の支配、千石高、役料千五百匁、美譽の閑詰なり、與力、同心、水主數十人これに隷屬す(關西國志、原詳かならず、柳營年表秘鑑には、慶長五年庚子、山田奉行一人、神部越中守貞水と見え、武徳元年集威には、慶長八年の冬、長野内藏助友秀勢州山田奉行となりしことを載せたり、蓋し幕府開始當時より置きたるものなるべし、而して東鑑記聞によるに、豐臣秀吉の時、神宮仕所神部越中守此職に補すとあり、然らば江戸時代

の初めには、從來の例に倣ひ、神部貞水また補したりしものか、慶長九年一人を増して、二人となし、寛永元年以後一人となり、元祿九年四月また二人となり、享保十一年二月より再び一人となる(東鑑記聞、柳營年表秘鑑、武徳元年集威、德川實紀、明夏尊録、史記、京兆府尹記、武鑑)。

ヤマト 夜麻登(耶麻騰、倭、日本、大和) 我國の別名、又大日本とも云ふ、後漢書魏志には耶麻登、隋書北史に耶麻地と書したり、名義に就て數説あり(一)山脈にて、古代山道によりて往來せし故、人跡山にある意とせるもの、釋日本紀に「魯余彦天皇定天下、至大和國、王業始成、仍以成王業之地、爲耶麻登、周成王於成周、定王業、仍周禮、初國始遷天、降箕裘、何偏取倭爲國號、周后禮封部、公劉居周、王業始、至武王居周、始定王業、仍取周爲號、本朝之事亦其始、此、私記曰、天地剖判、泥濘未乾、是以耶麻山往來、因多險跡、故曰山脈、山謂之耶麻騰、止之、又古語謂、居住爲止、言止住於山、也、日本兩字於宋末止讀之、不依其音訓、若知字、比之毛止令讀如何、答、是九叶三其義、也、然而先師之說、以山脈之義、讀之、不可不察改云々と見えて山脈の義とせり、神皇正統記之に従ひ、倭國乘も亦これに據れり(二)山上の義にて、山によりて住居せる意なり(三)山戸の義にて、穴居の入口に戸を設け閉閉す、國土開闢の意なりと云ふ(四)四方山を以て圍繞せる意とせり、天地開闢の始耶阿の響あり、吾邦三略の根源となす、故に開闢の聲を以て國名となしたるなり、以上は假借夢に載する説にて、同書既に之を辨じて誤とせり(六)山門の義にて、四方皆山門より出入する故なりとし、賀茂真淵之を唱へ、木居宣長論これに従へり(七)山外の

ヤマト

義にて、山の内に對していへるなりと(八)山脈なり、ツホの音約りてトとなりしなりと(九)鷲嶺所又は野馬所の義なりと(十)矢的にて、中心の義にて中國と云ふ事なり、村岡兼一郡氏之を唱へ(十一)家場所の義にて、ハハト音通じ、人の住居する義なりとし、飯田武郡氏之を唱へ(十二)アイヌ語のヤマトにて、ヤマトは栗の木を以て圍める池の義なりとし、ヤンパーレン氏の之を唱へ(十三)接頭辭の十と、語根のマトと結合したる語にて、マトは高貴の義なるマテ、祥瑞の義あるミツと語根を同くし、高貴なる等の義にて、讚美の詞なりといひ、白鳥博士之を唱へ、又史海所載の無量劫道人は、中央亞細亞に住したるヒツテ人の部はハマトにて、日本人種之祖先はヒツテ人にて、其の故郷の部を呼べるなりとし、其他風はヤンスクリット語とし、或は南洋語とするものあれども、未だ信するに足るの説なし、其の解決は比較言語學の上にもたざるべからず、而して夜麻登の國號となりしは、釋日本紀に大和國は神武天皇創業の地なるによりて地名としたりとし、神皇正統記は、大和國は神武天皇以來、代々の部ありし地なるを以て、其名をかりて、地名としたりとし、本居宣長の國號考、亦正統記の説に依りて、多くの例證を擧げて之を證せり、其の名は、伊弉諾伊弉册二尊國土經營の時、天虛空豐秋津根別と云ふ神を生み給ひし時、是を大日本豐秋津別と名づけし事、書紀古事記にあるを初見とす、爾來兩書に散見するもの少からず(釋日本紀、神皇正統記、假經夢、國號考、國號考、類聚名考、大日本國號考)。

ヤマトカナ

ヤマトカナ 大和假名 片假名を云ふ、我

ヤマト

國の製作に傳るを以てなり。カナヤ

ヤマトクニノミヤ 大養徳恭仁宮
聖武天皇の御居所。山崎郡相模郡、今の宮田大路の邊なり。

ヤマトクニノミヤ 倭鞍
鞍の一種。唐鞍に對しての名。我國制の鞍を云ふ。...



(鞍所考馬傳)

あり、額風の弟額治子野氏と號す。其子親弘藤津の體島に移り、豐島氏と稱す。...

ヤマト

原、太刀、槍板の諸氏あり、額平の弟海賢、其後丹波、大甘の黨となる。氏崇志

ヤマトゴト 倭琴(大和琴)
一種、神樂及び雅樂に用ふるもの。名東琴とも稱す。...

ヤマト

る、河津抄に、伊弉諾伊弉冉二尊の時、作らしめ給ふといひ、無名抄に、和琴の起り、弓六張をひきならして、是を神樂に用ひけるを、煩はしめて、後人のことにつくりなせると申すたる云々といひ、然れどもと六絃にして琴首鶴尾形を作り、鶴尾と稱し、神樂に之を用ふるを見れば、元々集に「天石屋戸の時に、天香弓六張を造りて、絃を叩きし時、鶴尾來りて弓に止る云々」とあるにれば、弓より鶴尾來れるものならん、後には七絃八絃となり、古事記顯宗卷に、「如調八絃琴、又東遊歌に、ナナツチノ(七絃の)ヤツチノ(八絃の)コトヲ(琴を)シラマタル(調へたる)と見えれば、當時頃よりありたるなるべし、もと琴に琴と稱したるが、後世漢國より此類の樂器多く渡來せしより、吾國の琴を倭琴といひ、彼のを唐琴といひて區別したり(書紀、古事記、樂器考)

り、玉の浦(下總國鉾郡、今の九十九里の海岸浦らん)を経て蝦夷の境に入る、夷賊等竹の水門(常陸多賀郡の海岸なるべし)によりて防戦せしと雖、皇子は之を敗り、尋で全く服從せしかば、日高見國(ヒメカミノクニ)參看より歸り、新治筑波を過ぎ、甲斐に至り、酒折宮に居る、一日會々歌を以て侍者に問うて曰く、「新治筑波を過ぎて幾夜かねつる」答へて曰く、「かねて夜には九夜日は十日を、世これを以て連歌の起原となす。此時に當り信濃、越の地方、莫化に従はざりしがゆゑに、即ち甲斐より武藏上野を経て信濃に入り、更に吉備津彦を越國に遣はし、形勢民情を察せしめ、進みて美濃に到りて吉備津彦の越より歸るに會し、共に尾張に到り淹留月を越ゆ、尋で近江磯吹山の賊を征したりしが、山中に別を得、伊勢に歸り、能登野(鈴鹿野)に斃す、年三十、其地に葬る(古傳によるに、白鳥あり、能登野の陵より飛び去りて倭琴原に留る、即ち陵を其地に造りしに白鳥また飛びて河内葛市に留りしかば、其地にも陵を造れり、時人此三陵を號して白鳥陵といへり)天皇哀悼し、功名を傳へんが爲めに、武部を定め給へり、武部は即ち御名代の長(ミナシロ)參看なり(クサナギノツルヤ)參看(大日本史、史學雜誌、日本武部東征地理考)

ヤマトノクニ 大和國
關東東は伊賀伊勢、四は河内、南は紀伊、北は山城に至る、東西凡十里餘、南北凡二十五里、畿内に屬す。關西全國山嶽其の半に居り、南方一帶登陸連亘平地を見ず、北山十津の二水其間を流れて紀伊に達す、北方頗る平曠肥饒、吉野大和二水横に之を貫く、歷世運部の跡あるを以て勝原古蹟州内に遷し(關西古蹟)古へ傳に作る、神武天皇額原(葛上郡原)氏興の時、珍

ヤマトタケノミコト 日本武尊
御名は小碓尊、また日本武尊とも稱す。關西景行天皇の皇子、母は皇后和日大姫姫。景行天皇の二十七年八月、熊襲の反するや、十月勅を奉じて、西征し、十二月熊襲の國に至り、形勢地理を察し、遂に女装して船師川上船師の營に入り之を刺す、船師重傷を負ひ、將に歎せんとするに臨み、皇子の武勇を稱し、日本武尊の號を上る、これより世に日本武尊と稱すといへり、熊襲既に平らぐの後、海に浮び、遂に吉備(今の三備地方)難波等の賊を征し、明年二月京に歸る、四十年東夷叛し、邊境騷擾せるを以て、更に其十月を以て東征の途に上り、道を狂げて伊勢神宮を拜し、進んで駿河に至り、土城を平け、相模より、海を渡りて上總に航し、また海路を取り葦浦(安房の海岸なるべし)と雖詳かならず)と

ヤマト

ヤマト

Table with columns for various locations and their historical status. Includes entries like 廣瀨, 廣瀨, 廣瀨, etc.



(戦史略略楽音舞歌)

Text describing the dance and its historical context, mentioning 'Yamanote' and 'Yamanote'.

Yamanote (大和目) 山名氏 山名氏 山名氏... Text detailing the lineage and history of the Yamano family.

千石を領し明治に及び、華族に列し男爵を授けらる... Yamano family history and titles.

山名持豊 山名持豊... Yamano family history, mentioning 'Yamanote' and 'Yamanote'.

山内氏(土佐高知) 山内氏(土佐高知)... Yamano family history, mentioning 'Yamanote' and 'Yamanote'.

ヤマノ

ヤマノウチクワンリヤウ 山内管領
ヤマノウチトヨシゲ 山内豊信
ヤマノウチトヨシゲ 山内豊信

山内管領
山内豊信
山内豊信
山内豊信

ヤマノ

ヤマノウチトヨシゲ 山内豊信
ヤマノウチトヨシゲ 山内豊信

ヤマノ

ヤマノウチトヨシゲ 山内豊信
ヤマノウチトヨシゲ 山内豊信

ヤマノ

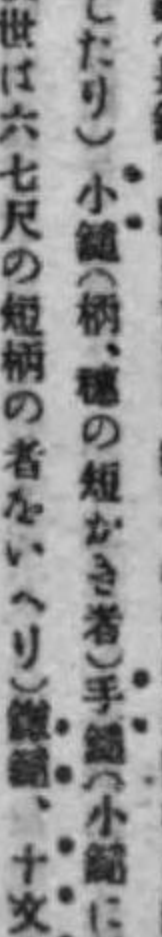
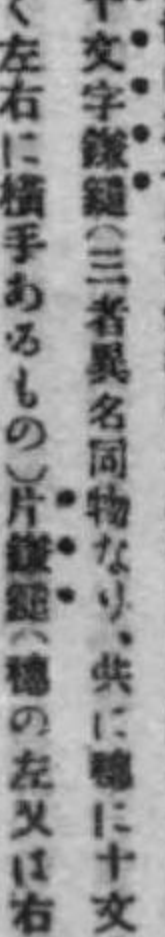
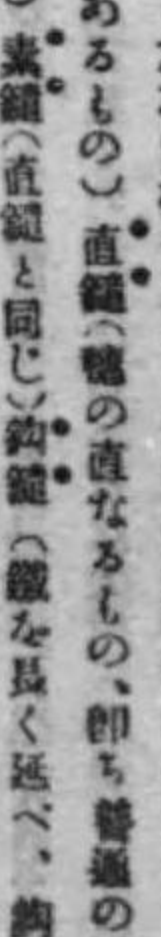
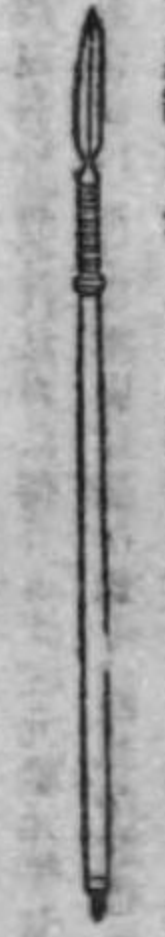
ヤマノウチトヨシゲ 山内豊信
ヤマノウチトヨシゲ 山内豊信

ヤマノ

ヤマノウチトヨシゲ 山内豊信
ヤマノウチトヨシゲ 山内豊信

ヤマノ

ヤマノウチトヨシゲ 山内豊信
ヤマノウチトヨシゲ 山内豊信



て四員を置きたりしが(四丸は慶安三年九月置)慶
應二年十二月之を廢す(重爵別録、有司勤仕録、古
事類苑官位部)

ユウ

ユウ 齋(サイカイ)を見よ、
ユイツシントウ 唯一神道「シントウ」を見
よ、

ユイマエ 維摩會 西暦十月十日より十六
日迄、奈良興福寺に於て、維摩經を講じて供養する法
會を云ふ、藤原鎌足の爲に設けといへり

ユイマコシ 維摩居士 佛教にて居士の二、
維摩は維摩詰の略稱、譯して淨名と云ふ、天竺毘耶離
城の長者にして、在家の身を以て菩薩の行業あり、其
疾に臥するに方り、釋迦牟尼の諸弟子交々問訊して
教を受く、居士自ら疾の所以を示して「以一切衆生
病是我病若一切衆生得無病、則我病滅」と云へ
り、榮華物語に此意を取り、維摩居士の、衆生の病を
思ひ憐れん我も、いつとなく病におぼさる云々と
あり、委しくは維摩詰經に出づ、

ユウツウネンフツシユウ 融通念佛宗

融通念佛の一派、融通大念佛の略なり、融通念佛
といふは、我が唱ふる所を融通して衆人に融通し、衆人
の稱ふる處、また我が融通するの義にて、彌陀直授の
儀に、十界一念融通念佛といひ、華嚴經には得廣大念
佛三昧門とせり、即ち所弘の法に就て宗名を立つ、華
嚴法華の二經を正依の本經とし、淨土の三部經(無量
壽經、觀無量壽經、阿彌陀經)を傍依の經とし、正
徳の諸經の義意を解釋するに、華嚴の五教章、天
台の三大部、淨土の往生論等を以て指圖とせり、而し
て本宗の意は、正しく融通念佛の法門を發揚して、口稱
の念佛を正因とし、往生成佛の妙果を證得するを以
て所證とす、故に一人の稱名を以て衆人の功とし、衆
人の念佛を以て一人の徳とし、念佛の一行を以て萬
行に通じ、萬行を以て念佛に通攝す、蓋し眞理本來
萬有を具足し、彼此融通して一多相妨げざるが故に、
一切人を攝す、然れば一切の人一人に入り、一人の
入一切に入る、心を以て言へば、一切法として心にあ
らざるごとく、色を以て語れば、一切法として色
に非ざるごとく、是を以て行行相融し、人人相通じ、
自他の願行相互に交融して、多少の功徳彼此相入し、
同時に發現して相なく兼なり、即ち二人の行を以て
諸の衆生に通じ、一人往生すれば衆人往生し、一人
成佛すれば衆人成佛す、かくの如く、自他の願行交
融し、多少の功徳相入するを以て、行即ち一切行と
せり、稱の稱名直に、これ百千萬遍と同じくして、多
一融通功徳圓滿す、これを名づけて融通念佛力往
生といふ、攝津國東成郡平野村大深山大念佛寺を
本山と爲す、開闢聖德太子御代、永久元年(西暦五月
十五日)融通念佛の妙旨を悟りし、天智元年(西暦五月
へて京都に遊化す、鳥羽上皇を以て、金剛百官等融

ユウツ

ユウリ

ユウリヤクテンワウ 雄略天皇

御名は大泊瀧皇子、また大泊瀧功武天皇とも申す、世
に大應天皇といへり、開國九代天皇の第五子、安原
安原天皇の、肩輪王の爲に就せられ給ふや、大泊瀧皇
子直ちに兵を率ゐて、王及び其餘黨たりし葛城國を
誅し、又皇兄八鈞白皇太子、坂合皇太子を殺し、更
に皇位の親望者たりし市邊押磐皇子を誅し、泊瀧朝
倉宮に即位す、天皇尤も意を順産のことに注ぎ、六
年三月皇后をして、親愛して寵事を勤めしめ、侍臣に
命じ、國內の寵兒を養ひしめ給ひ、また十二年には
身養育、博識博能を英國に遣はして、工女を求め
しむ、十四年に至り、昔等、漢煥吳煥表兄煥弟煥
を率ゐて歸れり、十五年諸國に散在せる秦兵百八十
部を聚め、是を秦造酒に屬ひ、要置機織に従事せしめ
らる、蔑もなくて絹を貢進する事山の如くなりし
かば、天皇賞して萬部萬佐の號を賜ふ、爾來秦氏を
大秦とも稱し、ウツマサと呼べり、是より先秦漢、内
藏ありて、神物と官物を區別したりしが、同年更に
大藏を宮内につづ、皇室の用度と政府の用度と、全く
分け、國家經濟漸く發達するに至れり、天皇また遊
獵を好み、河上倉人部、長谷部倉人、内人部、鳥養部
等を置く、而して資性勇猛にして、小邊によりて人
を殺すこと多かりしかば、天下恐れて大應天皇と稱
したり、然れども能く謀を納る、の美譽を有し給へ
り、二十三年八月七日崩す、壽詳かならず、河内國
南河内郡高麗村なる丹比高麗皇陵に葬る(大日本史、
大日本通史、陵墓一覽)

ユガケ

ユギ

ユギ

るを四つ掛けと云ひ、二指に著くるを三つ掛けと云
ふ、四つ掛けの時、紅指は列色の革にて作り、縫ひ付
るを故實とす、左手に著くるものは、指のみに著るもの
と、指指入指指とに著るものと二種あり、指の縫ひ
は故實ありて、小笠原流、武田流により相違す、小
笠原流は一巻まで、上より引き通して結び、二
巻まで、又上に引き通して結び、手の甲の方へ通
り、上より通して結び、餘りを三つに折り、ひれ
りておしおし、なほ巻はじめに右の方へ通し、
左は左の方へ通して巻くなり、引き通す所々にて
結ぶ事、手の甲にて留む事、軍陣の時に限れり、武
田流はくるくると三巻廻りて、餘りを三巻へ、上
より下へ通して、結び、結のあまりを二つに
折りて、むかふへひねりたるを、二つに折りて、其
折めを三巻
の下へおし
り、いま武
田流の留様
を上にして
示す、而して漢の甲に家紋を附くることは、軍陣の時
に限り、常にばなきなりしが、後世は多く紋を入れ
たり、**ユギ** 悠紀 大嘗祭(ダイワササイ)を見よ、
悠紀 矢を盛りて、背に負ふ爲めの
器具の一種、矢筒の稱音なり、一説に矢筒の稱音なる



べしといへり、**ユギ** 多くは水をはりて作りたりと
も、中には銅を以て製したるもありき、大なるは長二
尺四寸、小なるは二尺、廣さ大なるは六寸、小なるは
四寸五分、厚二寸五分、箭を受くる事五十隻なり、
大槌柄と異なるなしと雖、柄は長くして矢くばり
あり、胡蓋は短くして矢くばりなしといへり、
ユギ 槍にて作り、表を漆にて張り、裏を漆にて張
りたり、故に又漆槍ともいふ、伊勢大神宮の神寶中
に此物あり、漆槍、槍にて作り、漆を張りて表につけ、
鹿皮を裏につけ、丹もて裏に飾たり、また伊勢神
宮神寶中にあり、歩射、許かならず、後世に存するも
稀、(軍器考所載)



五斗と定めたり、大寶令の制、人毎に之を課す、凡そ正丁、歳役は一年に十日、歳事には役せらる、若し事故ありて身役に服する能はざるものは、即ち庸を收む、多くは布米なれども、戦士所出の物即ち船、絲等を納むるを得、例へば布ならば二丈六尺、即ち一日に二尺六寸の割合にて、其他も亦之に準ず、若し正役の外都合ありて、留まりて服せんとする者ありて、庸日に納つる時は、其年の租額を共に免除す、正役と通計して四十日より上は使ふ事を得ず、次丁は二人にて正丁一人に準ず、即ち次丁一人、歳役五日の割合となるなり、中男と京畿内には庸を取らず、庸を納むるは、毎年八月中旬より輪送し始めて、近國は十月廿日までに京に輸して、大藏省に納む、其運送脚夫は、庸を出す家にて、人毎に其の脚直を出して功食を支拂はしむ、國郡司の内にて、之を宰領して送るなり、慶雲三年二月勅ありて半減し、太宰府所部は庸を免じたり、和銅五年十二月諸國の庸を、錢を以て換ふることを許し、錢五文を以て布一丈に準せしむ、七年四月諸國の庸は、丁毎に五兩とし、安藝國の庸は、丁毎に二兩、遠江國は錢三兩并に二丁を以て屯納となし、尋で庸布の長は、二丈八尺を以て一端と定む、養老二年六月太宰府所部の庸を復して諸國に同じかしむ、天平勝寶四年二月陸奥多賀以北の諸郡は、黃金を輸せしむ、其法正丁四人一兩とす、後其郷土によりて納むる庸を變じし事、屢々見たるも、疑はしきを以て略す、後世に至りては、諸國の庸を輸するは、之を倉りしを以て、屢々命金する處ありしも行はれざりき、庸は時により増減ありて一定せずと雖ども、延喜式、政事要略等には、具に定率を立てたり、諸國皆規定あれども、今一考を備けて參考に備へん、東海

ヨウ

ヨウベ

ヨウ

ヨウ

道伊賀國は、白木の唐櫃九合、自餘は米を輸す、山陽道長門國は米を輸す、西海道諸國の庸は、太宰府の府庸額用を除きたる外を、京庫に納むるを例とす、庸として庸の總數は知るべき儘なきも、此時代より後ら、一徳天皇の時庸丁の數八十八萬三千三百二十九人なりし由、宋史に記したるより、之を推して正丁と見て、庸は一丈三尺の割合と規定し、布にて計算すれば、其の數二十三萬八千三百三十二端ととなり、其の概數を知るべし、延喜以後中央政府の權力衰ふると同時、庸を收むるものなく、源平時代以後に至りては、殆ど絶えたるが如し、(香紀、金鏡、後紀、類聚三代格、延喜式、租稅沿革論、大日本國統志、大日本財政史)

ヨウベヤ 用部屋 江戸幕府にて、老中、若年寄の、殿中における候所をいふ、即ち政令の出づる所なり、御奉行の初世は、將軍御奉の御より、二間を距てたる次の間に、老中等何候して政事を議し、之を將軍に稟請したりしを、五代將軍徳川綱吉の時、眞享元年八月若年寄船栗正休、大老堀田正俊を此所に刺殺したる事ありしより、昔より御立の間なりし所を、御用部屋と名け、そこに候侍する事となり、將軍の居間より遠く距りたり、而して御用部屋に、上の間下の間あり、上の間は老中の、下の間は若年寄の詰所なりき、(神書、皇典講究所講義、徳川氏官制)

ヨウメイテンノウ 用明天皇 國體初め大兄皇子といひ、後ら神代天皇と申す、國體初め明天皇第四皇子、母は聖德太子、我孫子天皇の女、第廿二代天皇、神代天皇の崩後、皇弟を以て位に即き、餘之池邊變體天皇(大和十市郡)に都す、二年四月崩あり、群臣に詔して曰く、朕三寶に繼せんといふ、庸等これを繼せし、大連物部守屋其不可を奏し

來引つきて行はれたり、而して中宮御折は、左記長元元年六月晦日の條に、東宮御折は、東宮年中行事に見えたるをばしめんとす、(四宮記、江家次第、公事根源、古事類苑神祇部)

ヨコサビエボシ 横さび烏帽子 素襦を着したる時、用ふる烏帽子をいふ、又侍烏帽子とも稱す、立烏帽子に作るも本體なれども、後頭を折り曲げて用ひたり、之を横さびの折烏帽子といふ、(エガシの圖參看)貞丈雜記に、古ははやはらかなる立烏帽子にして、之を折て三角のまねきを作りたるなり(中略)今は、こはくゆりかため、まねきをば切りはなして、とりおきこしらへたる故、あらわもの、様になりたりと見ゆ、まねきとは、即ち折り曲げたる部分にて三角形の處なり、又ヒレともいふ、以て其變遷を知るべし、(國語古は土農工商とも、平常着用せしが、後世は身ら素襦を着したる時に、用ふること、なれり(貞丈雜記))

ヨコモノコホリ 横見郡 關西武藏國 國體延喜式に見えたり、關西和名抄に高生、御坂、餘戸等の郡あり、後世或は吉見と稱す、正保圖以後横見に作り、以後之に仍る、明治二十九年此郡に入りて郡名失す、(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ヨサノコホリ 與謝郡 關西丹後國 國體初めて雄略紀廿二年秋七月の條に見えたり、關西日本紀餘社又は余社に作る、和名抄に宮澤、日置、野部、物部、山田、國領、伊戸等の郡あり、正保圖與謝に作り、寛文中書に復す、寛知集之に仍る、元祿帖又與佐に改め、郡名考、天保郷帖之に仍り、明治沿革地圖に復す、地誌要與佐に作り、郡區郡制の傳又與謝となす、今之に従ふ、(郡名異同一覽、國

ヨサ

ヨサ

ヨサ

ヨサ

ヨサフリン 與謝蘇村 關西本姓は谷口、丹後に遊びて與謝の風光を愛し、姓を改めたりといへり、初名長庚、後ち實と改む、字は春星、夜半亭(二世)蘇村、三果、紫雲庵、浮風庵、東成、西明等の齋號あり、或は單に蘇村と稱せり、(關西諸藩國東成郡)毛島村人、嘗つて江戸に入り、醫學を修むるの傍ら、始め内田祐山に、後ち早野巴人等に就て俳諧を學び、巴人の没後各地を遊歴し、寶曆元年京都に居住し、爾來畫室を構へ、専ら元明諸名家の風を慕ひて畫三昧に入り、妻子といへども、妻りに室内に入るを許さざりしといふ、故に其妻する所風高橋、故にして名聲世に聞えしが、特に俳諧狂意に於て非凡の作多し、是より先色無受してより以來、俳句界は不統一の末に腐心せるに當り、蘇村運みてこれが革新に任じ、生來の堪能を以て研鑽の功を積みしが故に、秀吟頗る多く、僅に京都俳壇の牛耳を執りたりき、天明三年十二月二十五日(或云二十九日)歿す、享年六十八(或云六十三、六十七、七十)關西夜半帖、玉澤集、芭蕉齋村合集、十番左右句合、花櫻帖(俳諧年表、俳家人名錄、畫業要略、古今墨蹟、鑑定領覽、増補近世文人畫史、本朝古今書畫覽)

ヨシ井ウチ 吉井氏 松平氏(上野吉井)を

ヨシカカリウ 吉岡流 古岡憲法の創めたる氣流の流派、また憲法派ともいふ、憲法は戰國時代の人にして、京都に生る、尤も氣流に達し、室町將軍家の御説と爲る、或は云、氣流派次といふ者に從ひ、其宗旨を得たりとも、また氣一流派流にして、京入流の末なりともいひ評かならず、憲法、嘗て宮本

ヨシ

ヨシ

たりしも、大臣蘇我馬子は詔旨を變成し、問を引いて宮に入る、蘇我の禁中に入る事、實にこれを以て嚆矢となす、越えて九日崩す、詔許かならず、蘇我池山陵に葬り、推古天皇元年改めて、河内國府内郡磯長村大字春日の河内磯長原陵に葬る(大日本書紀、陵墓一覽)

ヨシ (節折) 關西宮中にて毎年六月十二月の晦日に大禮の後、天皇及び中宮東宮の御爲めに、侍に行ふ禮をいふ、荒世和世の竹枝を折りて、御長けの寸法を量るによりて名く、節は竹の節なり、(國體初め)當日の晚涼涼殿の二間に屏風を立て、御座を敷く御座の座の如し、時刻に天皇出御あれは、禮殿官人、百々志呂比御座(即ち荒世和世の御座なるべし)を昇りて女官に付す、女官中臣女に授く、中臣女之を供す、天皇御氣息を懸けて返し給ふ、次に中臣御座を遣らす、中臣女之を供す、天皇自ら取りて、御禮を懸けて返し給ふ、次に東宮女一人一々御座を遣らす、天皇御氣息を懸けて返し給ふ、次に中臣宮主者、御座官及び荒世の下部等、進みて竹節を廳中の席上に置く、中臣官人下部等之を解き、中臣女に授く、女取りて之を供す、天皇起ちて、女と共に御禮を量り給ふ(五度、まづ御身長を量り、次に兩肩より御足に至り、次に左右御手、胸中より指末に至る、次に左右御腰を量り、御足に至る、次に左右御膝より御足爪に至る)竹は九枝なり、中臣女毎度取りて神官に示す、次に下部等を捧げ、中臣女に授く、官人中臣女に付して之を供す、天皇御氣息を懸けて返し給ふ、と三度、中臣女神官に傳ふ、宮主祝ひ畢る、次に和世參入、荒世の儀の如し、事畢りて相率りて退出す、中宮東宮の儀之に準じて知るべし、(關西諸藩江家次第、來引つ所の清涼抄(村上天皇勅諭)に始めて見え、關

ヨシ

ヨシ

武藏と勝負を試み、其甲乙を分たざりしといふ、(未流諸州)あり、其子又三郎其勢を傳へ大に美名あり(武藏小傳、武術流風録)

ヨシタウチ 吉田氏 ト部氏(ウラベウチ)を見よ

ヨシタケンコウ 吉田兼好 俗名は吉田兼光と注名と同字にして、俗名はカネヨシと訓じ、注名は音を用たり、世に手抄の兼好とも稱す、(關西)ト部兼光の第四子、吉田の地に居りしを以て、吉田ともいへり、(關西)初にして隱居、早く後宇多天皇に仕へ左兵衛尉に任じ、稍々親昵せられしが、正中元年天皇崩するに及び、哀悼の餘情となり、修學院に入る、後ち水曾に遊び、其山水を愛し、畫を結びて居る、一日歸守、衆を帥ひて其地に就す、兼好其噴煙なるを厭ひ、「こゝもまたうき世なりけりよそながら思ひしまゝの山里もがな」と詠じ、即ち京都に歸り、賦詩して自ら娛みたり、當時の公卿大夫皆其人となり、愛し、交遊するもの甚だ多かりき、而して太平記によるに、高師直の爲に關谷高良の妻に與ふる肥後を代作したりしも、高良の妻をばさりしかば、師直怒りて兼好と絶てりといふ、學者或は之を以て太平記の架空談とし、且關太尉の年立により、兼好當時郡に居らざりしなりと論じ、また兼好を此處するものは、其志常に、南朝に存したりしが故、觀音のこゝろあるを幸とし、足利氏諸將間の軋轢を生ぜしめん」と詠りたるなりとせり、後説の如きは採るに足らずと雖、前説また假に信す可からざるなり、嘗て藝地を藝園に卜し兼好を稱え、且つ詠じて曰く、契りおく花とならびの間のへにあはれ兼好の春を過ぐさ人、晚年伊賀國磯見山(今の三國峠なるべし)の麓に住し、正平五年二月(北朝建元元年)歿す、其地に葬る(高野山四光

ヨシ

ヨシ

ヨシ

ヨシ

院の位階には、四月八日とあり、今關本層に從ふ泉好常に好みて老莊の書を讀み、また文才あり、其書後...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

形勢を大變すべきを教へたるより、松隈専ら心を海...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

し、諒時を遂に攻撃して、勤王の血衆と爲さん事を...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシタシヤウ 吉田城 關西三河國通...

ヨシノホウヘイ 由奉幣 大嘗祭(ノイシ)

ヨセバ 寄場 人足寄場(ニソクコセバ)

ヨセバギヤウ 寄場奉行 江戸幕府の

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

對馬の宗氏(ツナギ四ツ目、丹後守山の京極氏家紋)

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

ヨツツジウチ 四辻氏 姓は藤原、開院家

三三三

捕の糸を引き出しけるなり云々」と見ゆ、引合、並走の右脇にて、胸の後ろとの合せ目の所をいふ、中古以来高麗のことなまへり、引合緒、引合の端に付し、鎖の合せ目を結ぶ用に供したる組紐をいふ、革緒にて平たくけるなり、化粧の板、弦走の上部に横へたる板をいふ、廣さ五六分の板の紋ある染革にて包み、間の金物といふ物を打ち、其の板の下の際に、白赤二色の綾を、細く玉縁の如く、二筋並べて付くる、是を水引又はりうんといふ、胸板、化粧板の上にある板をいふ、色々の紋ある染革にて包む、草摺、胸の下に垂れたる紐をいふ、箭の草摺の意とも、縫綴りの意とも云ふ、軍用記に「草摺の事、中高く左右はひらたく、少しをらすするなり、板の数は、菱縫の板共に五枚なり、菱縫の(前後の菱縫の板なり、左右をば二つに割らず)板をば中より割りて、二に分くるなり、草摺の数は四下りなり、縫は馬手の方合はずしてある故、脇板を以て馬手の方を差ぐ也、依て胸に付けたる草摺は、前後左右合せて三下り也、脇板に付けたる草摺を合せて四下りなり、その板をば、菱縫板と云ふ、下に菱縫二通あり、菱縫の上は、啄木の糸にて、うなめ紐をして、第五の板に細ぢ付るなり(中略)射向の草摺は、ゆるぎの糸の所に、糸を用ひずして、染革一枚を付くる、兩方の端に、織物又は別の革にてへりを付くる也、此染革の所を、太刀掛と云ふなり、糸にては太刀の金具にからみて、障る事ある故、ゆるぎの糸のかはり、に染革を用ふるなり、此脇板にも此革あり、草摺の一の板に金物を打ちて、太刀掛の革を取り付くるなり」とあり、革にて草摺を付くるを編幅付と云ひ、草摺の、上方は白く、下二段は紫にて染めたるを雲紋と云ふ、其他何色にても同じと云へり、また前の草摺

三三三

の縫名を前板又は、後世の草摺の縫名を引取、左草摺の縫名を、弓手草摺、射向草摺又は、太刀掛草摺と云ふ、又草摺の胸に付たる札を、其の板、其次の板、次を三の板、次を四の板と云ふ、押付板、背の最上部にある板をいふ、これより細かみに連なるなり、染革にて包む、後世この板に金物三所打つ、此下に化粧板あること、胸板の下にあるものと同様なり、結上(ワカ)方と訓し、結上とも書す、押付の板より連りて、胸に釣る爲に、左右の兩肩に當る所を云ふ、肩上の義、軍用記に肩はカマとよまずマとよむ例なりといへり、障子板、左右脇端の上の所に、半月形にて側立つものを云ふ、薄板にて製し、染革にて包む、近世は半月形に穴を穿ちたるもあり、此具は、頭の骨を射られざる爲めの防ぎにて、恰も家の上において、胸を釣る紐を云ふ、又相引緒とも云ふ、押付板より付出して、障子板の外を引渡し、前方へ出す、紐の先をわなにして、こぼせを付るなり、尻端ツツケイと訓す、尻系とも書す、縫の左の脇を云ふ、古訓の縫は、左脇に縫つがひなくて、前より左脇背の方まで札連り縫ぎ、脇助の形に隠して、札居りて前後へ連り縫きたれば云ふなるべし、脇板、胸の右脇即ち引合の所のみを差ぐ具をいふ、地帯を染革にて包む、上の中通りに穴を一つ、又は二つ若しくは三つをあけ、座金物とし留を打つ、此穴を蓋と云ふ、故に蓋板とも云ふ、此穴へ啄木の紐を通して、縫綴して縫へ結付くる、故に縫綴板とも云ふ、腰通兩方にし、革のくけ緒をつく(又無きもあり)下には草摺を付つく、捲き糸を用ひず、兩方へりを取たる染革一枚を付く、此染革の所を矢摺革とも云ふ、脇より矢を抜き出す時、糸は矢尻にかかり障る故に

三三三

革を用ふ、草摺の一の板に、金物三所打ちて、矢摺革に取り付くるなり、逆板、胸の背の二の板の下に付し、三の板の上に覆ひかゝる板を云ふ、札は凡て上に重なる物なるに、此板のみは、上も下も重なる様に付たる故に名づく、板は上は札頭にて、下は一文字、上方には啄木の組にて、うなめ紐をして、押付の板に縫ぢ付く、下方は菱縫二通りにす、此板の裏中に座金物あり、之を總角付金物と云ふ、環を打ちて總角を付く、故に總角環とも總角附板とも云ふ、總角(揚巻または上巻とも書す)胸の背に、裝飾として付したる組紐をいふ、逆板にある大座の環に結び付くるなり、多くは紅の唐打を用ふ、長さ五尺許、房の長さ五六寸許なり、袖、左右の肩を被ふものを云ふ、左を射向袖、右を馬手袖と云ふ、又座袖あり、軍用記に「大袖あり小袖あり、大袖を木式とするなり、かむりの袖、前方は後方よりも少し廣くするなり、かむりの板も染革にて包む事、胸板に同じ其下に化粧板あり、袖の板数は七枚なり、菱縫の板金物等、草摺に同じかむりの板の兩方の裏に、環を打ちて緒を付る、これ緒付のくだに結び付る緒也、又其裏中に、一ツ環を打ちて緒を付くる、これはワンドウの札に、結び付くる緒也、是をツツカの緒と云ふ、第三の板の裏、後の端に座金物を打ちて、其の環に緒一すぢ付く、是を水呑緒と云ふ、總角の横手のわなに付くる緒也、これは袖の裏へ出でざる様に、とめ置く爲也、總角のわなに、二重にかけ、かまくらしに結びて、緒の先を打ち、かけはさみ置くなり、とあり、水呑緒、蜻蛉結(總角の一名、蜻蛉は後へ引かぬ故に、武士喜び用ふ)にゆひ付くる緒なる故に名づく、蜻蛉は水の上を遊びて、尾にて水を呑む故なり、柄摺板、胸板の左右に付する板を云ふ、高

甲冑着用圖



同後

後世小具足前



同後



鎧前



同後

腹卷前



同後

雜兵前



同後

胴丸前



同後

後世雜兵前



同後

小具足前



下腹卷



同後

當世具足前

小札

小札

小札

紐を切らざる爲に覆ふものと云ふ、一説に鏡は、
 綱の長さ願丸より短く、大袖の鼻を距る遠き故に、
 前層より左右腋に間隙を生ずる故に、之を覆ふ爲の
 具なりといへり、昔は二つとも柄覆板と稱せしが、
 後世左右を分ち、給れるざる爲に、左を鳩尾板、右
 を柄覆板と稱す、形は袖の、小なるが如し、小板の
 数三枚、長七寸許、裏に緒あり、馬手の高紐を覆ひ
 て緒が、鳩尾板、柄覆板の左のものを、後世稱する
 こと、上にいへるがごとし、其形鳩尾に似たるより
 名づく、又小出羽(小手袖)とも云ふ、木出葉の義に
 て、二葉より香しと云ふより、名付しならんと云へ
 り、薄金にて作り、上は廣く下は狭く、長七寸許染
 革にて金覆輪をかき、裏に緒あり、射向の高紐を覆
 ひて結び付く、而して柄覆と鳩尾と、其形を異にせ
 るは、敵に向ひて白刃を取り闘く時は、右の手先、左
 の肩先へ行く事多し、其時左につけたる柄覆板にし
 て、風伸ある柄覆板にては妨となり、又右に強直の
 鳩尾板にては、右の手先の働の妨となる、故に右に柄
 覆左に鳩尾を用ふるは、實用上利便あるが爲なりと
 云ふ、夢経板、袖、草摺、柄覆板等の威と同じ糸にて、
 横に×形に縫ひ合せる板をいふ、縫糸と縫糸との
 間、自ら菱形を成すによりて名づく、此菱縫の板に
 三所金物を打つ之を覆金物と云ふ、札(サネと訓す)
 鐵又は革にて造れる小さき、札を糸にて縫して、
 造るなり、貞丈雜記に「鏡の札は、割小札なり、割
 小札は、いため革にて札を一つ作りて、細少連ぬる
 なり、或は薄きたひかたを札に作りて、革の札と
 一枚まぜにする、是れを子鏡と云ふ、古書に「がね
 まぜたる鏡といひ、又一枚まぜの鏡と云ふは、此の
 事なり、古代の鏡皆割鏡小なり、また、割小札は、割
 小札にせず、一枚にして堅にうね筋を付けて、割小

札を重ね、あみたる體に見せて、しらへたるなり、
 實は一枚なり、小札を一枚づゝわらぬ故、割小札と
 云ふ、略儀なり、近代の鏡皆是れなり」と見ゆ、舊
 は黒塗の割小札なりしが後世は金札、銀札、朱札等
 多く出来たり、猶委しき事は甲冑製作を見よ、座
 金物、胸板逆板、押付板、左右袖の冠板、夢経板、化
 粧板等に座金物を打つ、黄金銀或は焼付、眞鍮等に
 て、草木の花葉、唐草、鳥、蝶、獅子、龍の丸等を彫物
 透等にして、二所又は三所打つ、胸板は胸金物、器
 は座金物と云ふ、胸板は胸に小袖、大口の袴を著
 し、烏帽子、鉢巻して、弓懸をさし、鏡直垂袴を穿
 つ、次に腰巾して、袴の裾を括る、次に腰當あて、
 傾貫をばく、次に脇緒、次に右の籠手をさし、左は
 直垂の袖をまくり、肩の際にて袖括りして、其上に
 籠手をさす、次に鏡とつて掛けかけ、高紐、引合の
 緒を結び、上帯しめて袖巻をさし、太刀佩くを順序
 とす、國朝御願天照大神が、崇奉時尊の高天原に來
 れるを遣へ給ひし時、其異心あるを疑ひ、武裝し給
 へること、舊記、古事記等に見えたるは、甲を著し
 給へるや否やは詳かならず、されど常陸風土記に、
 經津主神が、國土の經營を奉へて天上に赴く時、甲
 戈楯等を、常陸に留めおきたることを感せられたれば、
 思ふに神代よりこれありしなるべし、而して崇神紀
 十年九月の條に武埴安彦が、大彦命と戦ひしことを
 いひて、其卒怖走、屎滿于禰乃脫甲而逃、知不
 得免甲頭曰三我君、故時人曰三其脫甲處曰三御願
 國とあるを正史に見えたるはじめと爲す、爾來甲
 のこと紀記に見ゆること多く、古事記應神天皇の條
 には、また鏡の字を用ひたり、其製詳かならずれど
 し、地輪の登見によりて形狀の一斑を推知するを得
 べし、ハニツの挿圖を參照し、續紀、續後紀、三代實錄

等に至り、はじめ鳩甲冑、革甲、鐵甲、革甲、牛
 革甲、馬革甲等の名見ゆ、而して續紀實錄十一年八月
 の條に、今國、諸國甲冑、精經三年序、悉皆遊經多
 不足用、三年一度、立例修理、隨修隨破、極費之功
 役、今革之爲、甲、牢固經久、損身輕便、中前難買、
 計其功損、殊亦昂成、自今以後、諸國所造年報甲冑、
 皆宜用革、即依前例、每年遊經、但前造鐵甲、不
 可遊經、每經三年、依舊修之とあれば、其頃には、
 専ら革甲を用ひしめたるを知るべし、なほ今日
 諸國の古墳より、鐵甲の發見せらるゝもの跡なから
 ざるを見れば、鐵甲の用、また廣かりしを例ふに足
 る、王朝時代の末年、世漸く亂れて武門興起し、職
 闘日に行はるゝに及び、甲の製も著しく進歩し、圓
 丸、腹巻等を生じ、其名も物具具足などとも稱する
 に至れり、下りて室町時代の末年、所謂戰國時代に
 際しては、鏡、腹巻、圓丸等漸く稀にして、圓丸の
 變形なる具足(脇緒、披走、陣子板、柄覆板、鳩尾板、逆
 板等なきもの)小具足(逆を著せず、腰當、籠手を著
 けたるもの)鐵兵の常用する處)等行はるゝ、江戸時
 代の末年には、鐵砲の製大に進歩したれば、鏡、圓
 丸等を陣中に著するもの甚だ少く、長州征伐以下、戊
 辰の諸戰のとき、多くは輕裝のみなりしは、其要
 なかりしを以てなり、明治以後遂に廢絶せり、
 (一)製作によりて名付くるものに、鏡、腹巻、圓丸、
 具足、小具足等あり、(二)用材によりて名付くるもの、
 編甲、革甲(牛、馬、鹿等を用ふ)、金鏡、鐵鏡(三)
 大小によりて名付くるものに、大鏡、小鏡あり、(四)
 鏡によりて名付くるものに、紅鏡、紫鏡、赤鏡、赤鏡、
 赤鏡、赤鏡等(其他は多し)等あり、(ハ)マキ、
 「ドワマル」、「ケツク」、「コケツク」、「メドシ」等類(昔
 記、古事記、續紀、續後紀、三代實錄、常陸風土記、應神

ラウヤ

れを世襲し(三百俵を給ふ)小傳馬町獄舎のことを總管し、同心五十八人、下男三十人これに属す、同心の内、監役、打役、小頭、世話役、平當番等の諸職あり、牢内には、只に町奉行擔當の罪人のみならず、寺社奉行、勘定奉行の擔當に於ける囚人も亦取寄し、問訊の際各廳へ出したり(關東關西鎌倉室町の兩時代に、土牢、座敷牢等の名見えたれども、元より制度上のものにあらず、江戸時代には左の數種あり)(一)攝摩數(アガサシキ)參看(五百石以下、御目見以上の旗本を禁ず)五百石以上は預に處したり(二)攝摩(アガサシキ)參看(御目見以下の御家人、及び大名旗本の家臣、僧侶等を禁ず)(三)大牢(四)二間牢(また無宿牢といふ)(五)百姓牢、共に庶民を禁ずれども、大牢は戸籍を有する者、二間牢は無宿のもの、百姓牢は農民を入るゝ等の要あり(六)女牢、婦人を禁ず、又別に(七)瀧(メメ)參看(八)那代牢あり、瀧は病人、幼者等をおく處、那代牢は馬喰町代官所支配内の農民をおく處なり、なほ牢にはあらざれど、刑の終りたる後、再犯の恐れある者、又は引受人なきものを、拘留して役使する爲に、人足寄場(ニシヤコセバ)參看の設あり(關東關西兩時代に、左獄は京都近衛の南、西河院の西にあり、東獄といひ、右獄は中御門の北、堀河の西あり、西獄といひ、江戸時代には、江戸及び番所の各直轄地、并に諸藩等あり、江戸にては、小傳馬町にあり、總押數三百八十六坪餘、外廻り總線長町、種々の條に述べたる(一)より(六)に至る諸牢は皆、の内にあり、瀧は淺草、品川の兩所に、那代牢は本所に、人足寄場は無島にあり(關東關西兩時代の制は、囚人を禁ずるに、死罪は柳(カベカシ)參看、絞(アサカシ)參看を加へ、流罪以下は檻を去り、杖罪は

ラウヤ

散禁す、散禁は刑具を加へずして禁ずるをいふ(サシ)參看(監獄減者(カウ)ギン)セウ(ギン)參看及び初位以上の外は皆巾を脱す、又長髪あり、終身禁獄するをいふ、後世には禁獄を以て一の刑名となしたり、凡そ五位以上囚獄の罪を犯せる時は、在京の者はまづ禁じて後これを禁じ、もし死罪を犯せるか、又は京外にある者は、まづ禁じて後にこれを禁す、共に六位以下の者と、其居る所を異にす、婦人にして五位以上を禁ずる者亦同じ、而して婦人は男子と別處せしめ、産月に臨める者は、保を賣めて出づることを許し、産後またこれを禁ず、囚人には孰れも皆より、席敷衣食を給し、疾病ある者は醫藥を給し、殊に重きは枷鎖等を脱し、且その家族一人禁内に入りて、看待することを許したり、また囚人を巡檢して、安置等の不法を糾すことあり、在京は正月別に獄舎を巡行し、安置役使の、法のごとくならざるあらば、事に隨つて亂彈し、囚獄司直直の官人は、恒に物部並に物部丁を將つて毎夜巡檢し、京外は當處の長次官、十五日に一度檢行す、其因久しく禁せられて、推問せられざるがごときことあらば、即ちこれを斷決す、鎌倉室町兩時代等は、皆制度として語るべきなし、江戸時代傳馬町の牢屋の制によれば、まづ入牢者ある時は、改番所にて隨役罪人を審問し、姓名、年齢、肩書等、入牢理由と相違なきかを確めたる上、更に衣服を脱せしめて、懐中を檢し、金銀、刃物、書籍、火道具等、制禁の品を所持せるや否やを改め、然る後入牢せしむ、多は夕刻に於てし、白晝は稀なりといふ、囚人は、多くは刑に於て、食物を朝夕の二度にして、汁と菜とを添へたり、行水は一箇月に數度行はしめ、月代は毎年七月十二月

ラウヤ

の兩度に行ふ制なれども、牢名主等は一箇月に一回行ふを許されたり、もし疾病に罹れる者ある時は、醫師をして診察せしめて藥を與へ、或は瀧にて加養せしめ、或は親族等の請により、私宅にて療養せしむる等必ずしも一ならず、かくて死亡せば、罪の輕重を以て、或は遺體にし、或は取捨、或は非人をして取片付しむ、囚禁の具には手鎖、ホコサリ、手鎖は手を禁し、ホコサリは足を禁す、もし牢舎火事に遭へば、囚人を放釋し、逃難の後三日を期して更に預定の所に集らしむ、歸り來れる者は其刑を減じ、歸らざる者は刑を重くする定めなりき、牢舎は牢番ありて、一日一夜の交代にて、これを勤め、夜間は夜巡りをおきて警戒せしめ、又毎日一度づつ、晝夜の別なく、時刻を定めずして、御徒目付見廻りのことあり、罪囚のうちにて、上中、自白等せんとするあらば、此際見廻りの目付に告げしめ、目付は受理すべしとのは、受理して其處分を請じたり、牢内改は、また牢改とも稱し、月に四五回、囚獄石出帶刀、見廻り同心、牢屋同心、監役、平當番等を経て牢内を巡視し、罪囚一同を外箱に移し、平當番、監役をして牢内に入り、禁制の品若しくは破損所等の有無を檢せしむるをいへり、又刑の種類には、過當牢、永牢、攝摩數入、攝摩入等あり、過當牢は、本刑に代用して牢舎せしむるをいふ、假令は婦人又は幼少の者にして、嚴の刑(もしくは附加刑)に相當せる博奕、盜賊等の罪を犯したる時、これに代へて入牢せしむるなり、永牢は終身牢舎に禁ずるをいひ、攝摩數入は攝摩數へ、攝摩入は攝摩へ入牢せしむるをいふ、○牢内は、夜中一點の燈火もなく眞の時點にして、入牢者は暗き處に入れらるゝといふもこれに由るなるべし、牢内にて囚人病に罹り、他囚の邪氣となりし者、又は

ラウヤ

囚人仲間に乗れし者は、夜陰これを暗殺することも行はれたり、其法は、囚人を瀧に押伏せ、口に手拭又は衣服等を突込みて、呼吸の出來ざる様にし、一人其上に跨がり、胸背の處へ尻餅をつくなり、或は蒲團にて包み、倒立しておきて殺すこともありき、囚人の中に、名主、添役、角役、二番役、三番役、四番役、五番役、本役、本役助、詰之番、同助番等あり、これを牢役人といふ、名主は囚人の中より擧げ(重罪の者を除く)して任命し、他は名主の指名に委ねたり、なほ役人の外、兩の隠居(もと入牢して名主を勤め、牢法等心得ある者より命ずツメの隠居、穴の隠居、客分、又客座ともいふ、名主もしくは牢役人に就いて知己あるか、又は多くの金銀等を持ち來れる者にして、聊か寛かなる權、普通囚人と別處に置きたり)等の名あり、いづれも牢内の私稱とす、凡囚人新に入牢する時は、ツルと稱し、金銀を土産として持參す、衣服などに縫ひ込むもあれど、露見の恐れあれば、多くは腹中に吞み込み、入牢の後便を流せば、三日目位にて出づるよしなり、名主及び牢役人等の所得とす、またキメ板と稱する板、或は雪隠の蓋、詰蓋といふにて、新入の囚人を打つことあり、其他種々の弊風盛んに行はれたりき、なほ刃物類は制禁なれど、名主は小刀、篋、毛拔等を所持し、酒煙草をも密かに飲用せり、これらはいづれも牢番同心の下男、及び非人等に依頼して購求したり(書紀、令義解、拾芥抄、犬内程圖考證、坐敷詰蓋、公儀秘録、明良帶錄、南獨要集、牢屋秘事錄、御仕置頭例集、徳川禁令考後集、徳川幕府刑事圖説、古事類苑法律部)

ラウヤアギヤウ

牢屋奉行、ラウヤウを見よ。

ラウヤ

ラウヤキ 樂燒 關東關西京樂の土を以て造る陶器をいふ、京焼の一種なり、樂燒とも稱す、製造の陶器に、樂の字を印するが故なり、實茶にして色白し、其赤色の物は、黄土を塗り、燒きて赤色に化せしむ、黒色のものは、加茂川石を細末となして粉となし、燒きて黒色を見せ、并に昔指頭を以て捏造し、器柄を用ひざるが故に、形狀奇にして頗る雅緻あり、茶家者流極めて之を賞讃せり(關東關西兩國)永正年中支那人(或は云朝鮮人)阿末夜といふもの、歸化して京師に居り、更名なくして殺し、一種の陶器を發明したりしが、曠も宗度といふ、其妻夫の法を傳へて之を製せり、世人尼焼と名く、天正五年、其男長祐、繼田信長の命を受け、千利休の意匠により、父宗度の發明に本基、赤黒油の茶碗を造らしめしことありしが、同十六年豊臣秀吉もまた、長祐を京師の樂樂第に召し、また之を製らしめたり、其製甚だ佳なり、秀吉賞讃し、樂の字の金印を賜ふ、長祐大に喜び、爾來自ら製する處の陶器には、必ずこれを印して樂燒と名づけ、且樂を家の號となす、慶長年間、故ありて廢して用ひず、別に樂の字の印を造れり、長祐は通稱を長次郎といふ、利休興ふるに田中氏を以てせり、これより後常慶、道入、一入、宗入、左入、長入、得入、了入、且入、慶入等(皆吉左衛門を通稱とす)樂を傳へ今日に至る○樂燒の一種に光悅樂燒、空中樂燒あり、光悅樂燒は、本阿彌光悅が、長祐の法に倣ひ、指頭を以て造る所にして、匠氣なきを以て人之を賞せり、其器茶碗多し、若に香合等あり、悉く赤色釉のものにして、黒色のものなし、其他瀬戸光悅、諸所光悅、加賀光悅あり、皆其所在の土を取りて造るが故に名づく、空中樂燒は、寛永正保の頃、京師の人本阿彌空中の造

ラウヤウモ

羅生門 關西平安城の正門なり、朱雀大路の中心に當りて、朱雀門と遙に相望み、其の外を落外とす、鳥羽遺蹟に接す(關西關西の廣、南北二丈六尺、東西十丈六尺、南北石階各七丈五級、階外の溝に石橋を架す、廣き石階と同じ、門の南北二間三樓二丈、東西九間十樓九丈、戸七間三十楹を以て成る、二重間製瓦屋、屋上鴟尾を置く、關の中央に額を掲げ、羅生門といふ、丹雘粉壁、平安京第一の大門なり(關西關西)延暦年中平安城と共に成りしが、弘仁七年八月大風の爲めに倒る、後ら遺體したりしも、漸次西京の衰ふると共に、本門も大に荒廢して、盜賊の住家となりしこと、今昔物語等に見えたり(大内徑圖考證、平安通志)

ラウヤ

ラテン 螺鈿 關西關西青螺、貝、青螺、貝、及び金銀等にて華章を作り、器物に嵌入したるものをいふ、また金貝ともいふ、金と螺とを雜へ用ふるが故なり(關西關西)天平時寶安八年孝謙天皇、彈華盤、和琴、琵琶、琵琶等々、東大寺に寄附し給ひしが、其器いづれも皆螺鈿、玉、琥珀、水晶等を嵌裝せり、當時既に其技精巧を極め、名工も少ならずしを見るべし、平安朝時代に至りては、盛んに行はれ、宮中の大儀に用ふる所あり、凡、御、鏡、篋、わりこの類、いづれも螺鈿を用ひしが、一條天皇の御宇に及びて特に流行せしかば、貴族の婦人は、五節の舞に用ふる衣服の細に螺鈿を施し、又衣の袖の端に螺鈿を施すものあり、甚しきは江口の遊女が、愈に月

ランガ

を出し、其柄に螺鈿を施して誇るに至れり、其後藤原頼通は、宇治風流堂の格天井、また須彌壇などに、螺鈿を嵌し、陸奥の押領使藤原清衡は、中尊寺の堂内(金色堂)を平整にして、螺鈿を嵌したりき、かくの如く衣服家屋等の裝飾にまで、螺鈿を嵌せしかば、蒔繪師と共に、貝摺としてこれを專業とする者あるに至る。正和四年朝廷近江國日吉社を造營せる時、螺鈿の貝摺工は、安弘、景長にして、并に當時における妙手なりき、下りて慶長年間及び、印籠の流行するや、また漆塗りにして、螺鈿を嵌したり、京都、江戸、大阪、長崎等の工人、これを製造したりしが、元和年間、長崎に生島藤七某といふものあり、螺鈿を嵌装するの巧手として名聲高く、弟子野澤左衛門某も亦巧なりき、なほ同所の長兵衛某といへるもの此技に長じ、殊に青貝(鱈貝)を以て、漆器に嵌装する事をよくせり、是より先螺鈿は、みな螺鈿螺、及び薩摩の夜久島に産する青螺を嵌せしを、茲に至り長兵衛巧を支那人に受け、青貝を用ふ、世に青貝長兵衛といへり、爾來世俗此器を青貝細工、青貝摺など、稱す、元禄年間京都に、伊兵衛、四郎兵衛、彌兵衛、半三郎等の工人ありて、いづれもこれをよくしたり、これより後京都、江戸、大阪、長崎等の工人業を傳へて今に至る(工藝志料、日本工業史)。

ランガク

蘭學 蘭籍を研究する學問の汎稱なり、蓋し和蘭の我國と交通を開きたるは慶長年間あり、されば其後歳月を経ると共に、其語に通じ其書を讀むものあるに至りしと雖も、寛永十五年幕府鎖國令を布き、且つ耶蘇教を禁するに及び、また歐文を以て記されたる一切の書籍を披讀するを停めたりしが、和蘭のみ長崎を限りて通商するを許したれば、必要上、通詞の職をおきたり、されど通詞の職にあるもの雖も、典籍に就きて文字を學ぶにあらず、只假名の書留までにて、口づから記述するに過ぎざるものなりき、會々長崎の西川如見あり、元禄年中華英通商考を著して海外の形勢を述べ、正徳年中には新井白石蘭人に就き、幕府藏する所の輿地圖に據り、各國の形勢を論じ、萬國の地理を述べて、采覧異言を著す等のことありしと雖、蘭籍講究の學未だ開くるに至らざりしが、八代將軍徳川吉宗、天文曆學を好み、和漢の書を披讀し、且つ中根支圭に命じ、曆算全書を翻譯せしむ、其説く所大に理を盡したりと雖、もと蘭書の譯本なるを聞き、はじめて西洋學理の精微なるに感ぜり、支圭また早くより、これに注意したるが故に、蘭書閱讀の業を解かん事を吉宗に上申せり、吉宗以て然りとし、而して未だ其意を果さず、會々在長崎の和蘭通商西番三郎、吉原支作、水木庄左衛門等封事を上り、通詞の職にあるもの、只蘭を暗誦して僅かに用を辨するのみ、勢ひ精なること能はず、希はくは、通詞に限りて外書閱讀の業を免せられたしと請ふに及び、遂に意を決し、宗教に關する書を除くの外は、洋學解題の令を發す、時に享保五年なりき、既にして吉宗船載の外籍を見、其圖の精緻なるに驚き、もし此文を讀み得れば、世を益する事夥なからざるべしとて、青木昆陽に命じ、毎年江戸に参觀する和蘭の甲比丹に就いて之を學ばしめ、延享元年更に長崎に遣はし、通詞及び蘭人に就きて講習せしめたり、これを蘭學の起原と爲す、是に於て昆陽、單語四百餘言を習ひ得、文字の體制、言語の呼法、語路の意味等を略々了解し、和蘭語譯、和蘭文字略考等の著あり、また西番三郎は、佛人ヒートル・マートソンの蘭佛對譯書により、

ランガ

れば、必要上、通詞の職をおきたり、されど通詞の職にあるもの雖も、典籍に就きて文字を學ぶにあらず、只假名の書留までにて、口づから記述するに過ぎざるものなりき、會々長崎の西川如見あり、元禄年中華英通商考を著して海外の形勢を述べ、正徳年中には新井白石蘭人に就き、幕府藏する所の輿地圖に據り、各國の形勢を論じ、萬國の地理を述べて、采覧異言を著す等のことありしと雖、蘭籍講究の學未だ開くるに至らざりしが、八代將軍徳川吉宗、天文曆學を好み、和漢の書を披讀し、且つ中根支圭に命じ、曆算全書を翻譯せしむ、其説く所大に理を盡したりと雖、もと蘭書の譯本なるを聞き、はじめて西洋學理の精微なるに感ぜり、支圭また早くより、これに注意したるが故に、蘭書閱讀の業を解かん事を吉宗に上申せり、吉宗以て然りとし、而して未だ其意を果さず、會々在長崎の和蘭通商西番三郎、吉原支作、水木庄左衛門等封事を上り、通詞の職にあるもの、只蘭を暗誦して僅かに用を辨するのみ、勢ひ精なること能はず、希はくは、通詞に限りて外書閱讀の業を免せられたしと請ふに及び、遂に意を決し、宗教に關する書を除くの外は、洋學解題の令を發す、時に享保五年なりき、既にして吉宗船載の外籍を見、其圖の精緻なるに驚き、もし此文を讀み得れば、世を益する事夥なからざるべしとて、青木昆陽に命じ、毎年江戸に参觀する和蘭の甲比丹に就いて之を學ばしめ、延享元年更に長崎に遣はし、通詞及び蘭人に就きて講習せしめたり、これを蘭學の起原と爲す、是に於て昆陽、單語四百餘言を習ひ得、文字の體制、言語の呼法、語路の意味等を略々了解し、和蘭語譯、和蘭文字略考等の著あり、また西番三郎は、佛人ヒートル・マートソンの蘭佛對譯書により、

ランガ

蘭和辭書を編せりとし、稿を起したりし、之を果さざりき、尋で中津藩の醫野野澤あり、業を異陽に受け、明和五年の間に長崎に遊學し、和蘭語文略、蘭譯箋、助語參考等を著す、同時に小濱藩の醫杉田玄白、幕府の醫桂川甫周あり、眞澤と同じく此書を研究し、相共に蘭人著す所の人身内景圖説を譯し、名づけて解體新書と名づく、安永三年に出版せり、これ蘭書翻譯の始なり、世に白石、昆陽、眞澤、玄白を以て蘭學の四大家と爲す、尋で仙臺藩の醫大槻玄澤、玄白及び眞澤に學び、天明八年和蘭の綴字法註法等を記し、蘭學階梯と題して出版せり、これ蘭字を開設せる始と爲す、世人これを見て、外籍の讀まば讀まるべきを知り、志を起すもの多し、寛永八年に至り橋村三伯(後ち海上國編といふ佛人ソランソイツ、ハルマの蘭佛對譯辭書を譯し對譯の佛語を除き、蘭語に和語を附したるものなれば、ハルマ氏とは全く縁故を有せざるに至りしも、當時ハルマの語は、人名の原意失せて、辭書といふ意に用ひられしがごとし、東西韻會と名づけしが、通例ハルマ和辭と呼ばれたり、これを蘭和對譯辭書の起原と爲す、尋で文化七年其門人藤林泰輔、ハルマ和辭を披讀して譯註と題し、活版にて百部限り刊行せり、即ち辭書出版の嚆矢なり、翌八年幕府新に翻譯局を江戸淺草天文臺中におきて、大槻玄澤等をしてこれを掌らしむ、幕府が洋學の爲に局を開く事、これをはじめて爲す、十三年に至り、和蘭甲比丹(ヘンテリキ、ドイツ)通詞吉雄權之輔、中山十郎等數人と謀り、ハルマの對譯辭書を取捨増減して、新に蘭和辭書を造る、ドイツ、ハルマと名づく(ドイツまたドイツとも發音するが故なり)因て世にハルマ和辭を江戸ハルマ、ドイツハルマを長崎ハルマと稱したり、此年玄澤、蘭

ランケ

蘭語を著し、品詞語格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年曾地林宗、氣海製蘭を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舎密蘭宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩深等出て、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として知識を英米に仰ぎたるより、蘭學遂に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(鑑川實紀、蘭學階梯、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭文字の譯述原)

ランケイ

蘭語を著し、品詞語格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年曾地林宗、氣海製蘭を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舎密蘭宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩深等出て、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として知識を英米に仰ぎたるより、蘭學遂に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(鑑川實紀、蘭學階梯、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭文字の譯述原)

ランケイ

蘭語を著し、品詞語格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年曾地林宗、氣海製蘭を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舎密蘭宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩深等出て、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として知識を英米に仰ぎたるより、蘭學遂に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(鑑川實紀、蘭學階梯、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭文字の譯述原)

ランケイ

蘭語を著し、品詞語格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年曾地林宗、氣海製蘭を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舎密蘭宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩深等出て、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として知識を英米に仰ぎたるより、蘭學遂に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(鑑川實紀、蘭學階梯、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭文字の譯述原)

ランケイ

蘭語を著し、品詞語格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年曾地林宗、氣海製蘭を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舎密蘭宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩深等出て、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として知識を英米に仰ぎたるより、蘭學遂に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(鑑川實紀、蘭學階梯、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭文字の譯述原)

ランケイ

蘭語を著し、品詞語格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年曾地林宗、氣海製蘭を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舎密蘭宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩深等出て、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として知識を英米に仰ぎたるより、蘭學遂に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(鑑川實紀、蘭學階梯、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭文字の譯述原)

ランケイ

蘭語を著し、品詞語格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年曾地林宗、氣海製蘭を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舎密蘭宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩深等出て、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として知識を英米に仰ぎたるより、蘭學遂に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(鑑川實紀、蘭學階梯、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭文字の譯述原)

ランケイ

蘭語を著し、品詞語格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年曾地林宗、氣海製蘭を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舎密蘭宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩深等出て、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として知識を英米に仰ぎたるより、蘭學遂に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(鑑川實紀、蘭學階梯、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭文字の譯述原)

ランケイ

蘭語を著し、品詞語格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年曾地林宗、氣海製蘭を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舎密蘭宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩深等出て、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として知識を英米に仰ぎたるより、蘭學遂に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(鑑川實紀、蘭學階梯、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭文字の譯述原)

ランケイ

蘭語を著し、品詞語格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年曾地林宗、氣海製蘭を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舎密蘭宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩深等出て、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として知識を英米に仰ぎたるより、蘭學遂に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(鑑川實紀、蘭學階梯、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭文字の譯述原)

ランケイ

蘭語を著し、品詞語格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年曾地林宗、氣海製蘭を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舎密蘭宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩深等出て、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として知識を英米に仰ぎたるより、蘭學遂に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(鑑川實紀、蘭學階梯、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭文字の譯述原)

ランケイ

蘭語を著し、品詞語格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年曾地林宗、氣海製蘭を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舎密蘭宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩深等出て、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として知識を英米に仰ぎたるより、蘭學遂に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(鑑川實紀、蘭學階梯、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭文字の譯述原)

ランケイ

蘭語を著し、品詞語格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年曾地林宗、氣海製蘭を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舎密蘭宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩深等出て、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として知識を英米に仰ぎたるより、蘭學遂に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(鑑川實紀、蘭學階梯、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭文字の譯述原)

蘭語を著し、品詞語格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年曾地林宗、氣海製蘭を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舎密蘭宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩深等出て、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として知識を英米に仰ぎたるより、蘭學遂に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(鑑川實紀、蘭學階梯、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭文字の譯述原)

蘭語を著し、品詞語格の事を論述す、これを西洋文法書の始とす、これより後、文政九年曾地林宗、氣海製蘭を譯して、理學を開き、天保十年宇田川榕庵舎密蘭宗を著し、化學を唱へ、其他高野長英、平賀鳩深等出て、盛んにこれを講習し、醫學、曆學、兵學、本草學、其他の諸科學大に開くるに至りしが、幕府にては、なほ之を喜ばざるの傾向あり、天保十一年天文方に令し、翻譯したる曆書醫書天文書を、世上に傳播せざらしめたり、既にして安政元年日米和親條約を締結せるより後、外國との關係日に親密を加へしかば、必要上外籍を講ずるの急務ありしがゆゑ、蘭書を研究するもの次第に多かりしが、當時また既に英學を講ずるものあり、幕府亡びて明治新政府成るや、主として知識を英米に仰ぎたるより、蘭學遂に衰へ、今日に至りては、殆んどこれを讀むものなきの有様となれり(鑑川實紀、蘭學階梯、蘭學事始、日本教育史、史學雜誌、和蘭文字の譯述原)

は、五十里の外なほ別に十里以上あらば、一里を立
て、里長をおき、十里に満たざる時は、肆して大
村に入る、大化の時其規定あらざりしを、恐らくは、
また此の定めなりしならん、なほ郡の編成は、廿里
以下十六里以上を大郡、十二里以上を上郡、八里以
上を中郡、四里以上を下郡、二里以上を小郡となし
たり(コホヤ、参考)後里の稱を改めて郡と稱す
(カワ、参考)これより郷の下に、更に里をおきたる
處あり、後世の村と同じものなり(二)條(テリ)の條
に述べたれば、後述を見るべし(三)令の制五尺を歩と
なし、三百歩を里となすあり、尋で和銅六年十二月
の格には、地を度るには六尺を以て歩となすといわ
れ、今五尺は高麗尺を以て度り、格の六尺は六尺を
以て度るものなれば、實際に於ては異なる所なきな
り、而して令の文中、及び風土記、延喜式、本朝文粹
等に載する所の里程は、皆これに據りたるものにし
て、後世六町を以て一里となしたるものなり、なほ拾
芥抄にも六町を一里と爲すと記したれば、室町時代
の初期は、此制たりしを知るべし、而して里程を算す
るに町を以てすること、古きよりのことにして、扶
桑略記、天延四年正月晦日の條には五十六町、治安三年
十月十七日の條には五十町、康平五年九月五日の條
には廿餘町など見え、また後冷泉院高野詣記には六
十町、古事談には三十六町、西妻鏡安貞二年十二月十
二日の條には二十餘町とあり、蓋し平安朝時代の末
葉よりは、近距離を算ふるに、多く町を以てしたる
ものならん、而して所謂町といふは、田制より出で
たるものにして、即ち長さ六十歩なるべし、かくの
ごとく或は里を以て記し、或は町を以て記したりし
も、未だ町を重ねて里となすの制は行はれざりし
が、長門水家物語兵庫島の條に、はじめて「如く

リウキ

リウキ

リウキ

リウキ(一里廿六町)出したり云々と見えたり、武
家時代に入るに及び、六町一里の古制と共に、三十
六町、四十町、四十八町、五十町、六十町等を一里
となすと並び行はる、蓋し三十六町を一里と爲すと
は、田制に準じたるものなるを先賢既に其説あり、
其制何時に始まりしか詳かならざれど、行基式目
に之を載せたり、されど同書は備前なるがゆゑに用
ひ難し、尋で太平記に「千鈞城の山圍り一里に餘れ
る大山なれば」とあるは、三十六町の一里なるべし、
また東大寺遺供養記にも、三十六町を以て一里と爲
したり、以て鎌倉時代には既に之を用ひたりしを知
るべし、高野山にある勝宗の石は、文中中敷けしもの
にして、登山には町を以て數へ、下山には里を以て
數へたるが、里は昔三十六町の積りなり)また五十町
を以て一里とするも、起原詳かならざれども、室町
時代には、其制ありしといへり、江戸時代に至り、慶
長九年諸國に令して一里(イナリ)を以て一里と爲
くや、昔三十六町を以て一里と爲さしめたり、但し此
時築きたるは、東海東北陸の三道に留りたれば、
其他に至りては、此制に従はざりしもあり、現に佐
渡の如き、後世まで五十町一里の制なりき(或は關
東奥羽にて三十六町を一里とするは、豐臣秀吉の時
に始まるといへり)また伊勢路は四十八町を、山
陽道は七十二町を一里としたりといふ、明治九年三
十六町を一里と爲すと規定し、全國始めて統一
に歸す(令義義、佐州年表、新編常陸國誌、合類節用
集、和漢三才圖會、參考太平記、關西志、皇典講究所
講義「里程の事」、大日本史料)

よく整ひたるを假名ありし故事によりて名づく、柳
は細柳の柳、昔は陣屋を云ふなり、又中とし云ふ、
柳中略なり、西妻鏡建久六年十一月十九日相模
國大日堂に佛聖燈油料を充てたる條に、誠任三横那
誓約(令)專三柳誓護持、給燈之由、有御沙汰云々と
見えたり、

リウキ

琉球

群島の總稱にして、北緯二十四度より二十八度四十
分に至り、東經百二十二度五十分より、百廿二度十
分に至り、西は清國の福建泉州に對し、西南は台灣
島に接し、東は太平洋に連る、本島を沖繩島と稱
し、首府を首里といふ、國王の居りし所なり、伊平屋
島等の十七小島ありて之に屬す(開闢琉球、流鬼、留
仇、流鬼、龍龜、瑞求とも書す、名の義に關して諸説あ
り)と雖も詳かならず、なほ沖繩は水家オガナワと稱
したりしが、伊知地貞等が、沖繩志を編する及び、始
めて沖繩の文字を究てしより、遂に一般に用ひらる
に至りたり、また龍宮の傳説を以て、沖繩を指すも
のとし、假を立つるものあれども、確かならず(開闢
開國の初め、一男一女あり、志仁願久、阿摩姫と
いふ、また一人あり天香子と稱す、三男二女を生む、
長男を天孫氏と爲す、國書に始にして、次男は按司
の始、三男は百姓の始、長女は官女の始、次女は親
々の始となり、倫道是に始まれりといふ、按司は彼
地の酋長にして、王の一門系族より成り、君は貴族
の婦女の神職を掌るものにして、近代は開得大君
(王の母命より任ぜし所なり)といひ、現は村々の神
事を掌る婦女にして、方言にノロコイといふ、天孫
氏統治の國、國を島尻、山崎中頭、中山、國頭(山北)
に分ち、郡城を中頭の首里に建ち、毎郡の按司を定
む、而して日支兩國に於ける關係亦早くより史籍に

見ゆ、即ち隋の大業三年(推古天皇十五年)朱甕に命
じ、海に入りて異俗を訪はしめし時、始めて沖繩に至
り一人を採めて歸り、明年婦帯再び朱甕を遣はして、
琉球を招諭せしと雖從はざりしかば、竟即ち其布甲
を取りて歸り、同六年(推古天皇十八年)に至り開
將陳隆、張綱等郡府に迫り、宮室を構き男女數千人を
應にして凱旋す、而して其日本に通じたるは何年な
りしか詳かならざれども、我國にて古へ後致又は多
福といへるは、早に後致多福の二島を指すのみなら
ず、又南島諸國の概稱に用ひたりしこと、先賢既に
其説あり、蓋し海路由る所の島名を以て、諸島に蒙
らしめしものにして、沖繩の如き、また其中に含ま
れたりしなり、推古天皇廿四年後致人歸化し、白鳳六
年多福島の入等を、飛鳥寺の西欄の下に鑿したりし
より以來、後致多福の人にして歸化また漂着し、我國
人にして朝命を奉じて彼地に使し、または漂着せる
等の事實多し、而して文武天皇二年には、多福、後致、
奄美、度感等の諸島入貢す、南島入貢のこと始めて茲
に見ゆ、また天平勝寶五年に遣唐大使藤原河海、副
使大伴古廣等隨國の途に阿兒奈波島に漂着せり、阿
兒奈波は即ち沖繩にして、實に國名の初見なり、なほ
琉球の文字は今昔物語に、留求の文字は性靈集に見
えられたれば、我國にて琉球と稱したること、古き
あるを知るべし、これより先源爲朝伊豆大島に流さ
れしが、密に逃れて南島を經略し、沖繩島を征服し
大里按司の妹を娶り、尊教を生む、後ち爲朝は大島
に歸りしが、尊教は琉球に留まり、衆に推されて浦添
按司と爲る(爲朝が琉球侵略のことは、保元物語に
鬼が島征服のことあるを初見とし、中山傳信録、中
山世譜、琉球神道記に見え、また琉球の古語オモロ
にもこれを傳ふ、いまだ之を斷じ難しと雖も、新井

リウキ

リウキ

リウキ

白石、伴信友、飯田忠彦等の先哲及び幣原博士、平出
經二郎氏等は、皆以て事實と認めたり、當時の事情并
に琉球の傳説等を參酌して、蓋し眞なるべし、此
時に當り天孫氏は二十五世に當り、漸く衰運に向ひ
しが、文治三年(我國の年號なり)以下同じ、權臣利勇
の爲めに弑せらる、や、尊教を嗜へて之を誅し、遂
に王位に昇る、舜天王これなり、此島島津忠久、薩
陽日三州守護及び南海十二島の地頭に補せられし
孫世襲せり、然れども島津氏の勢力未だ沖繩に達せ
ず、何等の事蹟も傳へざるなり、舜天の孫義本
時に至り、位を英祖に讓る、英祖王は天孫氏の裔な
り、正應五年(元の至元二十九年)元主忽必烈、楊祥、
吳志斗等に命じ、琉球に遣はして招諭せしめし、英祖
王に之に應ぜず、後重れて招諭したれども、遂に従は
ざりき、既にして四世玉城王の時、國內漸く亂れ、大
里按司承察度、今歸仁按司伯尼芝等各々自立し、承
察度は島尻地方に據りて山南王と稱し、伯尼芝は
國頭地方に據りて山北王と稱せざるがゆゑに、玉城
王は中頭地方のみを保ち、稱して中山王といふ、玉
城王の子西威卒するや、國勢益々衰へしを以て、諸
按司相謀り、浦添按司察度を立て、中山王と爲す、
實に延元二年なり、然れども察度王は、山南山北の
二王國と對峙するの困難なるを思ひ、文中元年(明
の洪武五年)明主朱元璋の招諭あるに及び、明年使
を明に遣り、表を奉りて臣と稱し、方物を獻す、琉
球の支那に屬する事茲に始まり、爾來朝貢の事絶え
ざりき、弘和三年に至り、山南山北の兩王、また明に
通じて臣と稱す、應永十一年(明の永樂二年)明主
察度の子武寧を封じて中山王と爲し、封爵使を遣り
て冊文を授く、封爵使はにじまり、留求例となり、
天使館を那覇の東村に建つ、應永十二年(明の永樂

三年)に及び佐敷按司巴志兵を擧げて、中山王武寧
を亡し父、恩願を推して中山王と爲し、自ら實權を
握る、二十三年(永樂十四年)山北王實安知を斃し、
二十九年(永樂二十年)父に嗣て立ち、永享元年(明
の宣德四年)山南王代賢等を滅し琉球を統一す、明
年明主宣宗、命姓を授く、是より伯尼氏を稱す、之
より先應永二十二年、巴志使を我國に贈りしことあ
り、尋で永享四年、明の宣宗は、巴志を介して我國
の通譯を促したれば、巴志また使を發して京都に至
り方物を貢し、明主の諭文を將軍足利義隆に致す、
これより琉球は時々我國に入貢し、且つ兵艦に來り
て貿易を試みたりき、蓋し元年將軍足利義隆、島津
忠國に琉球を賜ふ、蓋し鎌倉の先蹤に從ふなり、文
明元年中山王伯尼芝、嗣子なほ幼なり、國人、れ
に服せず、明年伯尼芝を推戴して中山王となす、伯尼
は義本(舜天の子)の後胤なり、(或はいふ天孫氏の
裔)是に於て、巴志の統絶ゆ、二年泉州界の船隻に遇
航するを以て、將軍足利義隆、書を島津立久に賜ひ、
他國船の琉球に往來するを禁じ、且諭して味略せし
む、四年正月立久使を琉球に遣りて其來聘を促した
れば、二月伯尼芝始めて歸來に聘せり、十二年將軍
命を島津忠島に傳へ、中山王に諭し、先例に關して
遂に貢納を許し、使の回るに後る、こと勿れと雖も
たり、後ち度々隣國には來聘し、或は安否を問ひ琉
球に歸封を許したりき、既にして豐臣秀吉の明朝鮮を
討たんとするや、島津義久に命じ、兵艦を琉球に發
せしむ、琉球を討つ、これより益々明に親しみ、漸
く我國に親なり、徳川家康の天下を統一するに際し、
義久屬々琉球に諭し、江戸に稱せんことを以てせり
と雖、これに應ぜざる而已ならず、其使者を辱むる
に至りしかば、慶長十三年、島津家久は、幕府に請ふ

リウキ

て琉球を征し、國王尙書を遣はす、是に於て十五年島津義久は、沖縄及び諸島を檢地して、貨物の納額を定め、且つ在番奉行を沖縄におきて、諸事を監理檢察せしめ、また琉球の屬島たりし大島、徳之島、喜界島、沖永良部島、與論島を薩摩の直轄とし、且つ二按司を實として薩摩におく、鹿兒島在番これなり、尋で元和三年尙書子なくして、嗣定まらざるに當り、家久、尙書を立て、王と爲したるより、薩摩毎に島津氏の准許を得る事となり、また將軍家に對しても恩賜使を送り、なほ將軍の代替り、其他の慶賀には、慶賀使を派遣すると流例となり、全く薩摩の附庸たるに至りしと雖、然も中山王が、明の封册を受けて彼地に入貢することは、舊によりて異ならず、島津氏もまた之を默許し、却て琉球を介して明と貿易を試むるの便に供したり、而して琉球より貨物を載せて支那に赴く船を運貨船、支那より册封使を載せて琉球に来る船を冠船と稱し、冠船の琉球に渡來する際は、薩摩より出張する吏員は、國頭即ち山原に退避して之を遮りたりといふ(清の代に至りても、關係は同じかりき)故に琉球は形式上日支兩國の交わりしのみならず、我國人は多く之を外國視せり、大日本史、野史のごとき、之を外國傳に載せるを以ても、推知するを得べし、かくて嘉永六年に至り、米國水師提督ペリーは、那覇に寄港し、強て和親條約を締結したりしが、安政元年には、佛蘭西、同五年には和蘭とも之を締結し、恰も半獨立國のごとくなりき、明治四年薩摩の所轄を離れて鹿兒島縣に屬したりしが、五年琉球を以て藩とし、尙書を藩王となし、華族に列し、且つ警備米備と稱する條約は、政府の條約となし、外務省より、管理すべき命あり、八平清國に入貢し、慶賀使を派し、册封を受ける等の事

リウタ

事を繁じ、明治の年號を奉ぜしめ、十二年藩を廢して沖繩縣となし、尙書に上京を命じ、縣知事をして之を統治せしむ、尙氏(シヤウカウ)參看(南島志、五事略、野史、沖繩縣、南島沿革史論)

リウビ

にて、板石礮石を以て築成し、中央二十丈の間を隔て、東西石階各八丈、階を設くる三級、二階に當り又余階を設くる各々四丈、東西階に擬し、又石階あり、各四丈なり○唐の含元殿の制に倣ひしものにて、淵德類居居處部に、「泊宅編、唐含元殿儀禮尾道、凡諸曲七轉、由三丹鳳門北望、龍尾下垂於地」とあるに據る、然れど其形狀異なり(大内裏圖考、平安通志)

リキシヤ

力者 制髮して力業を勤むる故に名づく、又育法師、力者法師とも稱す、青色の髪束を著くる故に云ふ、院の御所、門跡、諸公卿及び武家等の家に置きたり、服制(フケイ)の持槍參看、リクケン 陸軍 兵制(ヘイセイ)徴兵(チウウヘイ)を見よ、リクケンシヤウ 陸軍省 明治政治府の官衙、陸軍政の事を掌る機關、明治五年二月、兵部省を廢して、始めて之を置き、もと兵部省中、陸軍武官及び兵學、軍醫の二寮、糾問、造兵、武庫の三司を管す、其後職制、局課の廢合あり、現今は、官房、人事、軍務、經理、醫務、法務の五局あり、其他砲兵工廠、兵器廠、憲兵司令部、軍馬補充部、築城部、運輸部、會計監督部、經理學校、千住製鐵所、補給廠、被服廠等の所管あり(法令全書)

リクサウ

六賊 王朝時代の罪名、強盜、竊盜、枉法、不枉法、受所監臨、坐監の六賊をいふ、強盜とは、強盜して財を得たるをいひ、枉法とは、人より財を受け、法を曲げて處断せるをいひ、不枉法とは、人より財を受くれども、法を曲げずして處断せるをいひ、受所監臨とは、監臨の官、公事に因らずして監臨内の財物を受けたるをいひ、坐監とは、監臨主司にあらずして、事に因りて財を受くるをいふ(古事類苑法律部)

リウツ

律 律令(リツリヤウ)を見よ、リツコクシ 六國史 日本書紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄の六史をいふ、各條參看、リツシ 律師 僧官の一、戒律を持し、僧正僧都に次で、僧尼を統ふる事を掌る、リツシともいひ、また僧正僧都と共に、總稱して僧綱といふ、釋氏要覽に「實靈經云、具足十法、名律師、律師、律師云、佛言、善解二字、名律師、一字者律師也」とあり、天武天皇紀の條に、十二年、律師の名あるを初見とすれども、任例は、天武天皇二年三月元興寺普賢を、律師に任ぜしを始めてとす、天長三年三

リクサ

北上川其中間に南流す、全地原屬薩摩にして、磯納多、盛岡以南は稻々沃壤たり、開伊九月二郡東海に瀕し魚鹽の利あり、薩摩も陸奥國に屬す、明治元年始めて分置す、詳しくはリツコクシを見よ、リチユウテンワウ 履中天皇 履中天皇の名は去來釋尊、仁德天皇の皇孫、御母は皇后磐之媛、第十七代天皇開仁天皇三十二年立ちて皇太子となる、八十七年正月仁德天皇崩す、太子履波宮に居り、また位に即かざるに當り、住吉仲皇子皇位を争ひ、兵を擧げて宮を圍ふ事なり、太子平群水尾等と河内地生阪に逃れ、更に難波を経て、儀の石上振神宮に駐り、皇弟磯城皇子を遣はして住吉仲皇子を誅せしめ、明年二月即位す、二年十月磯城皇子を誅し、四年はじめて史を諸國におき、官事を記さしめ、六年また薩摩の俗に内職を造りて、官物を分収し、阿知使主と王仁となして、其出納を記さしめ、因て薩摩の職を定む、此年三月崩す、善祥かならず、和泉國北郡神石村大字上石津の百廿五耳原南段に葬る(古事記、大日本史、陸奥一覽)リツ 律 律令(リツリヤウ)を見よ、リツコクシ 六國史 日本書紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄の六史をいふ、各條參看、リツシ 律師 僧官の一、戒律を持し、僧正僧都に次で、僧尼を統ふる事を掌る、リツシともいひ、また僧正僧都と共に、總稱して僧綱といふ、釋氏要覽に「實靈經云、具足十法、名律師、律師、律師云、佛言、善解二字、名律師、一字者律師也」とあり、天武天皇紀の條に、十二年、律師の名あるを初見とすれども、任例は、天武天皇二年三月元興寺普賢を、律師に任ぜしを始めてとす、天長三年三

リシカ

の制、諸司諸家に借る所の粟米一百石以上、官符にあらざれば奉行することを禁じたりき(延喜式、西宮記、類聚符宣抄、大内義國考證)

リシカ

林歌(臨河)

樂、平調、新樂にて小曲、四人舞、番舞、甘州の大観如電氏は「林歌調にて、備馬樂うたふべく作りたれば、林歌の名起りしならん」といへり(源朝野、傳來作者等詳かならず、體源抄に兵庫五手公願作となせども明かならず、舞樂(アガク)の押繪(舞樂圖説)

リンサイシユウ

臨濟宗

派、臨濟禪師を開祖とするが故に名づく(源朝野、臨濟は唐の懿宗の時に人にして、はじめ黃檗に參し、後ち大愚に謁し、遂に一派を開く、而して其本邦に於ては承安年中叡山の覺阿宋地に航して、佛海禪師に參し、在宗四年にして歸朝す、これは臨濟禪あるのはじめと爲す、然れども其法傳らざりしに、後ち榮西(エイサイ)參看あり、始め顯密の教義を探り、中頃再び宋城に入りて、教外別傳の旨を究め、歸朝するに及び、盛んに臨濟下の正宗を唱ふ、時に建久二年なり、次で建仁三年將軍源頼朝家建仁寺を創し、師を請じて開山とす、我國に禪利あるは茲にはじまる、これより漸次に彌論して鎌倉室町兩時代を通じて隆盛を極む、即ち建長元年北條時頼、建長寺を起し、宋の蘭溪道隆(アウリユウ)參看を延いて開山とし、仁治年間九條道家東福寺を建て、辨圓圓圓(ベンエン)參看を以て給祖たらしめ、文永十年北條時宗圓覺寺を建て、宋の無學祖元(ソクゲン)參看を推して開山とし、永仁中叡山法皇南禪寺を創め、無願智門(フモン)參看をして之に居らしめ、建武元年花園法皇妙心寺を創め、開山慧玄(エケン)參看を開山とし、北朝應永二年(南朝延元四年)光明天皇足利尊

リンザ

氏に勅して天龍寺を創めしめ、夢窓疎石(ソセキ)參看を給祖とし、北朝延文五年(南朝正平十五年)佐々木氏頼水派を建て、寂室元光(ゲンケイリウ)參看を開山とし、北朝永徳三年(南朝弘和三年)足利義満相國寺を開き、春屋妙徳(メウヘ)參看を住持とす、而して本宗の所謂五山十刹の列を定めたるは實に北朝至徳元年(南朝元中元年)の事に係り(コサン)ワフセツ)參看、僧録司の職あるは、康暦元年十月に始まる(ソウロク)參看、是より五山十刹、僧録司を世襲領する鹿苑院并に隆源軒を中心として室町幕府の保護により、尤盛大なりき、されば足利氏の威信漸く地に墜つるや、宗風また從つて衰へ、應仁以後の亂世を経て、江戸時代に及びては廢頭甚しく、加ふるに僧録司の職は金地院に移りたれば、宗門の勢力は、全く金地院に吸收せられたり(コンチキ)参看、蓋し元和年中、五山十刹の法度發布せられ、東班、西班、轉位、官賞等、寺法の如く定り、兼拂出世、入院、開堂、また先規によりて行はれ、外顯頗る美なりしと雖、内部の勢力は甚だ微弱なりき、此時に當り一宗中大勢力を有したるは、妙心大徳の二寺にして、寛永年中、澤庵によりて出世を復せられ、互に相角立し、他の五山一派と對立したるに似たり、されば江戸時代臨濟の宗風は唯唯かに、續南(レイナン)參看、澤庵(マクラン)參看、愚堂、一絲等によりて其前牛を維持せられ、白隱(ハクイン)參看、後中に取り始めて宗風再び世に振ふに至れり、明治九年はじめて宗名を立て、臨濟宗と稱し、各分派を獨立して、各々管長をおくことなれり

し、鎌倉時代には一層甚しく、龜山天皇弘長三年(史)旨を下して制裁を加へしめ、行はれざるに至れり(史)學雜考、年給考)

リンシノキヤク

臨時客

二日、攝政關白家にて、大臣以下の上達部を招請して行ふ饗宴をいふ(源朝野)大饗の儀式と同じ、管絃の遊あり、籠馬など諷して興す(源朝野)起原詳かならず、蓋し藤原氏の勢を得たる後、中宮東宮の大饗に敷いて行ひしものなるべし、但し足利時代には、既に絶えたること公事根源に見えたり(公事根源)

リンシノシヤ

臨時教

既に絶えたること公事根源に見えたり(公事根源)

リンシノカミ

繪旨紙

紙屋紙(カミヤカミ)を見よ、

リンシノキフ

臨時給

名給、年給の定數以外に、臨時に諸國の權守介掾目、及び内官助允丞等々を給せらるるを云ふ、但し參議には臨時給なし、申文に皆職事の袖書あり、給數は内外官共に制限なし、内給は、内官助允丞、瀧口、兼色、内舍人、外國權守介掾目、院官給は、内官允、内舍人、外國權守介掾目等、女御給は内官允、大小進、正助丞、外國介掾目等、尚侍典侍は内官權介、外國權介、外國權介、公卿給は内官屬、内舍人、外國權介掾目等を任ず、猶年給(ネンキフ)參看(源朝野)給は詳かならず、尤も古く見えたるは、寛平十年紀内親王給時給として、藤原朝臣眞待を陸奥權少掾に任じたるを始めとす、白河天皇承保以後に至りては、成功官により、臨時内給益々増加し、私物を納めて再任を請ひ、弊害甚

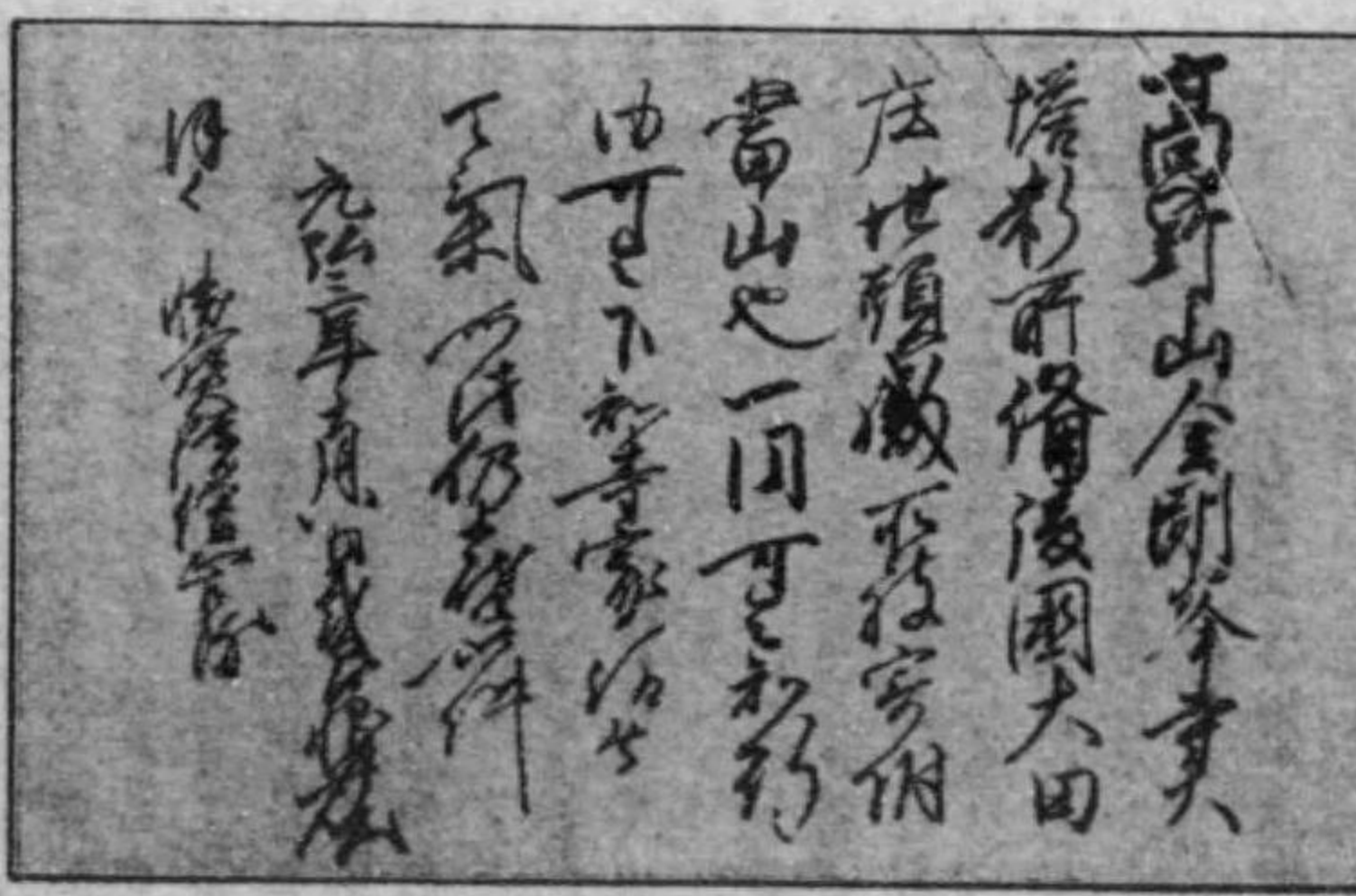
リンシ

ウ)參看、佛教各宗綱要、日本佛教史綱)

リンシ

繪旨

文書を云ふ、唐薛延建の制に、爾能奉三繪旨こと見え、名目抄法に、「東學指南曰、繪旨繪旨也、旨者立三意於内、發言於外、曰旨也」と見えたりども、支那にては(載所書文山野高)



リンシ

申沙汰給、仍執達如件」として、其中受取人の自身等き者は、執事如件とし、宛名の上に諸上の二字を置き、親王權限の如きは、その別當家司に宛つる例なり、紙は紙屋紙(カミヤカミ)參看を用ひたり、然るに南朝にては、兵馬控圖の際、此紙を得難かりし爲め、普通白紙に書きしもあり、又戦時、敵の耳目に漏れんとを恐れ、鳥子の小紙片に繪旨を細書し、使者の臂の中に隠して、持ち行かしめし事もあり、是等繪旨と云ふ、五條文書に、後醍醐天皇御遺勅を奉じて出せる者一通あるは、其の一例なり(源朝野)始め詳かならず、三寶院文書に、天承元年の繪旨を収めたり、これ物に見えたる尤も古きものなるべし、其の後高倉天皇が出せし繪旨山槐記に見えたり、繪旨は天皇親政の時のみならず、院政の時にも、亦儀式の内事に、これを出されしことなきにあらず、

リンシ

し、鎌倉時代には一層甚しく、龜山天皇弘長三年(史)旨を下して制裁を加へしめ、行はれざるに至れり(史)學雜考、年給考)

リンシ

文書としての繪旨あらす(源朝野、院宣に同じ、書出はもと、被三繪旨(繪)とすべきも、鎌倉時代以後は、醍醐天皇の北條氏征討の繪旨の如きは、文意の莊重を要する場合の外は、直に其事を記載せり、書留は普通「天氣如此恐以狀」若くは「者以此旨可令」